

平成30年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	平成30年10月23日(火)	開会	午前10時 3分
		散会	午後 3時14分
	平成30年10月26日(金)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 1時49分
	平成30年10月31日(水)	開会	午前10時 3分
		散会	午後 3時12分
	平成30年11月 1日(木)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 3時55分
	平成30年11月 5日(月)	開会	午前10時 2分
		散会	午後 2時54分
	平成30年11月 6日(火)	開会	午前10時 1分
		散会	午後 2時45分
	平成30年11月 8日(木)	開会	午前10時 5分
		散会	午後 2時22分
	平成30年11月 9日(金)	開会	午前10時 3分
		閉会	午後 2時44分

場所 第3委員会室

出席委員 岩崎宏委員長
 齊藤邦明副委員長
 金子勝委員、宇田川幸夫委員、浅井明委員、横川雅也委員、柿沼トミ子委員、
 新井一徳委員、諸井真英委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、
 江原久美子委員、高木真理委員、塩野正行委員、福永信之委員、石川忠義委員、
 柳下礼子委員、松坂喜浩委員

欠席委員 10月23日 小谷野五雄委員
 11月 8日 横川雅也委員

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第102号	平成29年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第103号	平成29年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

平成30年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月23日(火)	総括的事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月26日(金)	病院局関係審査 下水道局関係審査
10月31日(水)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 保健医療部関係審査
11月 1日(木)	県民生活部関係審査 危機管理防災部関係審査 企業局関係審査
11月 5日(月)	環境部関係審査 警察本部関係審査
11月 6日(火)	産業労働部(含 労働委員会)関係審査 福祉部関係審査
11月 8日(木)	教育局関係審査 農林部関係審査
11月 9日(金)	県土整備部(含 収用委員会)関係審査 都市整備部関係審査

【説明者】

上木雄二会計管理者、山本好志出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

徳重覚財政課長

原口誠治税務課長、若林裕樹個人県民税対策課長

【発言】

金子委員

- 1 資料6「平成29年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の3ページの「実質収支額及び単年度収支額の推移」について、平成29年度は単年度収支が黒字となっている要因は何か。
- 2 資料6の8ページによると不用額が213億円となっているが、この額をどう考えるか。不用額は次年度の財源となる一方、不用額が多額の場合は、そもそも予算が適正であったのかという問題も生じる。執行の縮減を図ったこともあるとは思いますが、執行の実現性を早期に見極め、不用額を補正予算等の財源として前倒しで機敏に活用する対応も必要ではないか。
- 3 資料6の3ページの「予算現額及び歳入歳出決算額の推移」を見ると、平成28年度決算は微減であるものの、平成24年度決算以降は歳入・歳出ともに増加基調で推移しているが、この間における特徴的な増加の要因は何か。
- 4 資料6の8ページの款別歳出について、翌年度繰越額が476億円と平成28年度決算から23億円増加した要因は何か。
- 5 資料6の9ページの款別歳出の構成と推移を見ると、平成29年度決算では教育費が大きく減少する一方で諸支出金が大きく増加している。教育職員給与費等の負担事務をさいたま市へ移譲した影響とのことだが、改めて制度の概要とともに県財政運営への影響を伺う。
- 6 資料5「埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」を見ると、県税収入の納税率が上昇したこと及び収入未済額が圧縮されたことについて記載があるが、それぞれ改善された要因は何か。
- 7 資料5の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」では、個人県民税の徴収について、直接徴収など県の直接関与による納税率の向上を図るべきと指摘されている。県の考え方を伺う。
- 8 個人県民税以外の徴収については、滞納抑止効果がある滞納処分強化を図るべきと指摘されている。県の考え方を伺う。

会計管理課長

- 1 県税収入は平成24年度以降、6年連続で増加している。特に、平成26年4月以降は、地方消費税の税率引上げや国税の地方法人特別税の一部が法人事業税に還元された税制改正の影響などの要因により、増加基調となっている。平成29年度は、企業収益の緩やかな改善による法人二税の増収があった。また、納税義務者の増加や株式売却益の増加などによって個人県民税が増収となったほか、地方消費税清算金の清算基準が見

直されたことにより、埼玉県が他県から受け取る地方消費税清算金が増えている。このような自主財源の増加によって単年度収支が黒字となっている。

- 2 不用額の増減は予算額の増減に連動する部分もある。平成29年度の最終予算額に対する不用額の割合は1.12パーセントであり、前年度と同等である。これは、直近10年間における不用額の平均割合の1.26パーセントより低く、例年より低い数値であった。なお、不用額を計上した主な要因としては、補助事業で交付額が見込みを下回ったこと、給与費で退職手当が見込みを下回ったこと、需用費等の節減、入札による執行残等が挙げられる。
- 3 歳入においては、法人二税の増収や地方消費税率の引上げ等の要因が挙げられる。平成29年度は個人県民税の増収もあった。歳出においては、社会保障関連経費などの民生費や地方消費税率の引上げによる増収の影響で、他都道府県へ支払う地方消費税清算金や県内市町村に支払う地方消費税交付金が増加したため、諸支出金が増加している。平成29年度は、ラグビーワールドカップの会場整備等に伴い土木費が増加するなどの要因により、直近10年間では最も大きな歳出規模となった。
- 4 翌年度繰越額が増加した要因は、継続費繰越が10億円減少した一方で、繰越明許費が30億円、事故繰越が3億円増加したことである。増加した主な繰越事業については、繰越明許費においては土木費のうち道路橋りょう費で8億円、河川費で3.8億円、都市計画費で1.4億円の増加となっている。また、事故繰越では土木費のうち、道路橋りょう費で1億円、河川費で1億円の増加となっている。
- 5 制度の概要であるが、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権も都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。このため指定都市に関しては人事権者と給与費負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するために所要の改正が行われた。県財政への影響であるが、関係道府県と指定都市で財源移譲の在り方について協議を行い、財政運営への影響を最小限とするため個人住民税所得割の2パーセントを税源移譲することで合意している。平成29年度は国から直接、指定都市に国庫負担金が交付され、地方交付税措置も行われたが、税源移譲に関しては税率が変更されるまでの経過措置として道府県から指定都市に交付金を交付することとなった。

税務課長

- 6 平成29年度決算における納税率は97.8パーセントであり、対前年度比では0.4ポイントの増となっている。納税率の上昇は7年連続であり、税務統計がある昭和29年度以降で最高の納税率となった。収入未済額は、対前年度比で35億3,100万円減少した148億6,000万円であり、19.2パーセント圧縮された。これは、県において平成23年9月に総務部長を本部長とする税収確保対策推進本部を設置し、納税率の向上と収入未済額の圧縮に向けて様々な取組を行ってきたことによるものである。中でも、収入未済額の約89パーセントを占める個人県民税対策においては、収入未済額の多い市に対して県職員を派遣するなど、高額滞納事案の集中整理や徴収体制の強化を行ってきた。また、自動車税や法人二税などの個人県民税以外の税目についても、債権を中心とした差押えの早期着手、不動産や自動車等の公売、滞納者の住居等の搜索を重点的に行ってきた。これらの取組によって成果が表れてきているところである。
- 8 個人県民税以外の自動車税や一般税などの滞納処分の強化については、平成29年度の実績として給与の差押えを865件、自動車の差押えを907件など、厳正な滞納処分を行っており、合計で5,387件の差押えを実施した。差押えについては、平成2

9年度から過去の滞納履歴や車検時期などの蓄積データを活用して、滞納の常習者、滞納をしやすい人を効率的に抽出して、現年課税の段階から効果的な滞納整理を実施している。また、大規模な県税事務所であるさいたま県税事務所、川口県税事務所及び越谷県税事務所については、財産調査体制を強化するため、財産調査の補助業務を専門に行う非常勤職員を平成29年度からそれぞれの事務所に配置して、職員が差押えや換価などの滞納処分に専念できるよう体制の整備を図っている。

個人県民税対策課長

7 個人県民税の徴収は市町村が行っているが、直接徴収は、地方税法第48条に基づき、県が市町村から徴収を引き受けて整理を行うことである。平成29年度は、51の市町村から1,232軒、約11億6,000万円の事案を直接徴収として引き受け、約5億6,000万円、納税率で表すと48.1パーセントを徴収した。結果としては、処分停止等を行ったものも含めると1,052軒、約9億8,000万円の整理を行った。また、直接関与としては、県職員を市町村へ派遣して業務支援を行っている。平成29年度は、大規模市である川口市、所沢市及び草加市に合計6人を派遣し、市の職員とチームを編成して高額滞納事案の整理に取り組み、取扱額約25億5,000万円のうち約17億4,000万円の整理を行った。そのほか、各県税事務所からも各市町村に職員を派遣している。

金子委員

- 1 不用額については、不用になるタイミングの見極めをもう少し前倒しの上、補正予算等で活用してより早く県民の要望に応えるという考え方もあるが、そのような工夫をしているのか。
- 2 個人住民税所得割の標準税率に係る経過措置はいつまで続くのか。
- 3 資料5の7ページの「(4) 統一的な基準による財務書類等の活用」を見ると、監査委員からの指摘として、公表の継続と分かりやすい説明の努力、予算編成など財政運営への活用に資する早期の作成と公表、固定資産台帳の更なる整備があるが、どのように取り組んでいくのか。

財政課長

- 1 本県の一般会計に占める不用額は1パーセント余りであり、それほど大きくない。また、補正予算は緊急的なものに対応するためのものであり、その財源には県債や国庫補助金などを有効活用していることから、一般財源の活用は限られている。なお、その一般財源についても繰越金などを活用しており、不用額を財源にしないと補正予算が組めないような状況になったことはない。これまでも予算はしっかり精査しているが、不用額については義務的な経費から生じることも多く、最後まで見積もることが難しい。しかし、必要最小限の不用に収まるように努めている。必ずしも不用額を補正予算の財源にすることは考えていないが、御指摘のとおり、できるだけ不用が出ないようにして事業の執行に活用できるように工夫していきたい。
- 3 財務諸表については、できるだけ早く公表したいと考えていたが、決算数値の確定や固定資産台帳の整備に時間がかかったこともあり、年度末の公表になってしまった。財務書類を予算に活用することが策定の趣旨の一つとなっているので、できるだけ早い段階で公表していきたい。なお、他団体の状況を見ると、公表できている40団体弱のうち、4分の3以上に当たる30数団体は3月以降の公表になっている。早めに公表でき

ている団体の工夫を参考にして、本県も早めに公表できるように心掛けていく。

会計管理課長

- 2 平成30年度分から個人住民税所得割の標準税率が変更されたため、今回の経過措置は、平成29年度の個人住民税所得割が対象となる。また、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率を変更せず、退職所得に係る税率2パーセント相当分を県からさいたま市へ交付する。

柳下委員

- 1 行政報告書13ページの(3)の「イ 平成29年度の取組」について、埼玉県税収確保対策推進本部においては具体的にどのような成果が上がったのか。
- 2 格差と貧困が広がる中で、税金を払いたくても払えないという深刻な相談も多数寄せられている。野洲市のように親身な納税相談を行うことが必要だと思うが、具体的にこういった相談によって納税者の満足はどのように得られているのか。
- 3 個人県民税対策については、給与の特別徴収の徹底や大規模市へのチーム型派遣ということで、所沢市にも派遣されている。先ほども、直接徴収や徴収スキル向上のための人材育成に取り組んだとの説明があったが、これらの対策は具体的にはどのようなものなのか、その効果と併せて伺う。
- 4 自動車税・一般税対策については、先ほどの答弁で5,387件の差押えを行ったと説明があったが、徴収した総額はどうなっているのか。また、年々増えているのか。
- 5 行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」を見ると、559事業の縮小と25事業の廃止により約59億円を削減したとのことであるが、県が事業を廃止又は事業費を削減したとしても、市町村はすぐにやめることができず、結局、市町村の負担が増加することになる。廃止した25事業のうち、市町村が継続している事業は幾つあるのか。
- 6 危機管理防災部の主な事務事業の見直しに、減災に向けた自助と共助の推進事業が挙げられている。実績に合わせて自主防災組織育成補助金を縮減したとのことだが、自主防災組織を減らすのではなく育成するのが県の役割と考えるが見解を伺う。

税務課長

- 1 税収確保対策推進本部については、総務部長を本部長として各県税事務所の所長が構成員となっている。当該本部において個人県民税対策、自動車税対策及び一般税対策を検討の上、着実に実施している。成果としては、納税率が毎年確実に伸びていることが挙げられる。
- 2 納税者によって財産の状況や滞納となった理由は様々である。納税者の方からは、納期限内に納付ができない、分割納付をしたいなどの相談を受けることもある。そうした場合、県では徹底した財産調査を行うとともに、滞納となった理由や生活状況等をよく聴き、納税者の実情に即した対応を行うように心掛けている。調査の結果、納税資力があるにもかかわらず納税いただけない方には、滞納処分等を実施している。一方、財産がない、生活困窮であるなど、法の定める要件に該当する場合には、滞納処分の執行停止など法令にのっとった適正な対応を行い、公平な徴収に努めている。
- 4 自動車税及び一般税の差押えの件数について、平成28年度は6,263件である。差押えによる徴収額については、平成28年度は2億7,823万円であったが、平成29年度は2億7,467万円であり、若干減っている。

個人県民税対策課長

3 給与特別徴収の徹底については、本県は平成27年度から実施している。平成29年度の実績としては、東京都などの九都県市と連携して給与支払報告書の様式の統一等を行ったことが挙げられる。また、税理士会、法人会など関係団体への要請等も行っている。その結果、平成26年度に71パーセントだった特別徴収の割合が、平成29年には82.8パーセントまで上昇している。さらに、チーム型派遣については、収入未済額の大きい川口市、所沢市及び草加市に合計6人の県職員を派遣し、市の職員とチームを編成して、高額の滞納事案を集中的に整理しているところである。県による直接徴収については、51の市町村から徴収困難事案1,232軒、約11億6,000万円を引き受けて約9億8,000万円を整理した。人材育成については、個人県民税対策課に18の市町村から20人の実務研修生を受け入れている。実務研修生は、県が市町村から地方税法第48条に基づいて引き受けた困難事案について、県職員と一緒に滞納整理を行う中で徴収技術の向上を図っているところである。こうした取組を行った成果として、平成29年度の個人県民税の納税率は、前年比0.9ポイントアップの95.1パーセントになった。これは6年連続のアップであり、昭和29年度以降の税務統計上、最高の記録を達成していることから、納税率向上の取組として大変効果があったと考えている。

財政課長

- 5 限られた財源で様々な県政の課題に対応するに当たり、新たに実施する事業の財源を生み出すためには、既存事業の不断の見直しが必要である。新規事業の検討に当たっては、県と市町村の役割分担を踏まえて、初期投資の費用を負担するものや、先進的なモデル事業を行ってもらうために期間を設定して補助するものもある。今後も市町村の意見を聴きながら、突如、廃止したということにならないよう理解を求めつつ実施していきたい。なお、廃止した25事業については、市町村に費用負担を求めているものはない。
- 6 財政状況を踏まえ、県が取り組まなければならない課題や優先順位を判断して見直しを行ったものであり、御理解いただきたい。

柳下委員

- 1 自主防災組織育成補助金については、最近の豪雨災害等を踏まえ、地元からも補助金を増やしてほしいと要望されている。どのような根拠で縮小したのか伺う。
- 2 個人住民税の徴収については、直接、住民と関わる市町村が住民の状況をよく把握していると考え。先ほどの答弁では、職員を派遣して個人住民税の徴収技術の向上を行ったとのことだが、それはどういう技術なのか。

財政課長

- 1 市町村とは危機管理防災部が意見交換を行っていることから、個別の意見については承知していないが、県としては、近年増加している災害に備えるため、防災対策をしっかりと行っていく必要があることは理解している。近年の災害に対応するための事業については、危機管理防災部とも議論し、必要な対策を予算編成の中でしっかり考えていきたい。

個人県民税対策課長

- 2 個人県民税対策課に市町村から研修生として職員を派遣していただき、高額事案について、県職員がパートナーとなって研修生と一緒に滞納整理を実施するOJTを行っている。滞納整理については、市町村で行うものと県で行うものに基本的な違いはないが、滞納整理に当たっては厳正な対応が必要であり、財産調査を適正に行った結果、財産を取り立てなくてはならない場合もある。しかしながら、市町村においては、多くの事案を抱える中、技術的な面で細やかに実践できない部分がある。そこで、研修生にはOJTにより、徹底した財産調査の手法や、場合によっては差し押さえた財産等を公売する手法などのノウハウを習得するトレーニングを積んでいただいている。

福永委員

- 1 資料6「平成29年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の12ページの納税率の向上に関して伺う。県の納税率は全国47位から46位に上がったが、目標の30番台に入るためには、あと何ポイント、何億円の向上が必要なのか。その目標に向けて平成29年度決算は満足がいく結果であったのか伺う。
- 2 資料6の4ページによると、不納欠損額が平成28年度の24億円から平成29年度は29億円と5億円、率にして22パーセントも増えているが、この理由は何か。また、将来的に不納欠損額を減らしていく努力をどのように行っていくのか。
- 3 行政報告書13ページの(3)の「イ 平成29年度の取組」について、自動車税「納めてプラス！」キャンペーンでは、どのような成果があったのか。
- 4 資料6の13ページの臨時財政対策債・減収補填債の残高について、平成29年度と平成20年度を比較すると大幅に増加している。景気が回復基調にある中、来年度の臨時財政対策債の発行見込みはどうか。また、臨時財政対策債の現状についてどう考えているのか。

税務課長

- 1 納税率は過去最高を2年連続で更新している。全国平均との差を見ると、平成23年度は1.8ポイントの差があったが、様々な取組を強化した結果、平成23年度からの6年間で差を1ポイント縮めて、平成29年度では0.8ポイント差まで来ている。今後も納税率の向上に引き続き努力をしていく。
- 2 平成29年度の不納欠損額の構成比は、個人県民税86.3パーセント、自動車税6.1パーセント、その他の税目で7.6パーセントとなっている。不納欠損額が増えた理由は、滞納整理の早期着手、差押えの強化、徹底した財産調査に基づく処分停止の執行を進めたためである。税の徴収に当たっては公平であることが最も重要であり、今後も法令にのっとり適切に対応していく。
- 3 自動車税「納めてプラス！」キャンペーンは平成29年度から始めた新たな取組である。具体的には、自動車税を5月末の納期限までに納税した場合、その領収書等を提示すれば、カー用品店やガソリンスタンドなどの協賛店で割引などの特典が受けられるものである。平成29年度においては、7企業261店舗の協賛があった。なお、平成29年度の納期内納税率は79.9パーセントと前年度から1.5ポイント上昇しており、この事業の成果だけではないものの、一定の効果が出ていると考えている。

財政課長

- 4 平成30年8月末に総務省が公表した「地方財政の課題」によると、地方税が0.5

兆円の増、交付税が0.1兆円の減、臨時財政対策債が0.1兆円の増の見込みとなっている。これは、税収が伸びる一方で交付税の質が悪化している状況となっている。地方税や交付税の原資となる国税の税収が伸びているため、地方の財源不足額は縮小している。一方、その財源不足を補填する国の一般会計や特別会計からの繰入金も減少しており、また、これまで発行されて累積した臨時財政対策債の償還額が非常に増えてきている。これらの状況を踏まえると、現時点では来年度の交付税は減、臨時財政対策債は増と見込まざるを得ない。本県では年2回の政府要望において、臨時財政対策債について見直しを強く求めているところである。この中では、税源移譲や交付税の法定率引上げを求めている。また、地方交付税法に基づき、臨時財政対策債の配分方法の見直しも求めている。毎回の要望になるが、地方側としては繰り返し強く求めていかなければならないと考えているので、御協力いただきたい。

横川委員

行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」について、削減や縮小、廃止という発想だけではなく、部局で類似している事業の統合や連携を行う形でも事務事業の負担の軽減や削減ができると思うが、そのような検討は行ったのか。

財政課長

部局には、部局内の類似の事業や、部局を超えた類似の事業についても、できるだけ統合して実施する視点を持った上で事務事業の見直しを行っている。

横川委員

統合した具体的な実績があれば教えてほしい。

財政課長

個別の事業について資料を持ってきていないが、例えば、平成29年度から平成30年度にかけての見直しでは、貧困対策について、産業労働部や福祉部など3部局にまたがって事業を行っていたものを、プロジェクトチームを設けることにより連携して実施できるように構築した。これによって、それぞれの部局が実施するよりも効率化が図れると考えている。

浅井委員

- 1 資料6「平成29年度歳入歳出決算の概要」の12ページの県税収入の構成と推移について、国では全国の地方税収が過去最高の額になったと言われているが、平成29年度決算における本県の税収は過去と比べてどうなっているのか。
- 2 資料6の14ページの「(参考)3 財源調整のための基金の年度末残高の推移」を見ると、2年連続で減少しているが、財政運営上の問題はないのか。
- 3 行政報告書9ページの(2)の「エ 基金の状況」を見ると、基金全体の残高が増加しているが、これは財政状況に余裕があるということか。また、日本銀行によるマイナス金利政策の影響により基金の運用環境は大変厳しいと考えるが、平成29年度の運用実績はどうだったのか。
- 4 行政報告書16ページの「(6) 県債の状況」について、退職手当債のこれまでの発行状況はどのようになっているのか。

税務課長

- 1 平成29年度の全国の地方税収は、地方法人特別譲与税を含めた額で40兆9,087億円となり、過去最高だった平成27年度の40兆4,050億円を上回った。報道によれば、景気回復の影響などにより、個人住民税を中心に増収となったものとされている。一方、埼玉県の平成29年度県税決算額は7,845億円となり、平成19年度の県税収入額8,121億円に次いで、過去2番目に高い額となった。これは、納税義務者数が増加したことや、株式の売却益や配当額が増加したことなどにより個人県民税が増収となったほか、好調な企業業績などを背景として法人二税が堅調に推移したことも大きな要因であると考えている。なお、国と同様に、地方法人特別譲与税を合わせた県税の実質的な収入額では、過去最高額を記録した昨年度の決算額8,603億円を上回る8,785億円となり、前年度に引き続き過去最高額を更新している。

財政課長

- 2 財政調整のための基金の年度末残高は、2年連続で減少するという厳しい状況である。近年、500億円から700億円程度を取り崩して当初予算を編成していることから、少なくとも700億円程度の年度末残高を確保したいと考えている。財政運営上、直ちに支障をきたすという状況ではないが、大規模災害やリーマンショック級の景気後退に備え、将来に向けてしっかりと残高を増やしていきたい。
- 3 特定の目的のために積み立てている基金などを含めた全体の残高では、約394億円増加している。増加した基金については、国民健康保険財政安定化基金の約113億円や地域医療介護総合確保基金の約12億円など、国の施策に応じて交付金を積み増しているものなどであり、県の財政状況に余裕があるために基金残高が増加しているものではない。
- 4 本県の退職手当支給額のピークは平成22年度の723億円であり、その後、退職手当の支給額は徐々に減っていったものの、平成29年度も518億円と依然高い水準である。これに対応するため、平成29年度は退職手当債を50億円計上した。平成30年度の退職手当は551億円を見込んでおり、退職手当債は対前年度で20億円減の30億円を計上している。退職手当債は期間限定のものであり、必要の度合い等を勘案しながら活用したい。

会計管理課長

- 3 平成29年度は33全ての基金を一括して運用しており、長期運用が可能な資金は地方債などの債券により、その他の資金は定期預金などによる金融機関への預託により、安全性を確保した上で効率性にも配慮して運用した。日本銀行によるマイナス金利政策の影響により、預金、債券とも金利が低下したため、運用利回りは平成28年度の0.44パーセントから平成29年度は0.41パーセントに低下し、運用益も平成28年度の39億4,000万円から平成29年度は38億500万円に減少した。

浅井委員

- 1 財政調整のための基金残高について、今後復元する見込みはあるのか。
- 2 退職手当債はいつまで発行する見込みなのか。

財政課長

- 1 平成30年度当初予算においても最終的な収支不足を補てんするため、640億円の

取崩しを計上しており、平成29年度決算を踏まえた平成30年度末の基金残高は、133億円となる見込みである。今後の税収の動向や予算の執行状況などにもよるが、更なる歳入の確保や歳出の見直しに取り組み、基金の復元を図っていききたい。

- 2 退職手当債については、埼玉県行財政改革プログラム2017-2019において、平成31年度までに発行を取りやめるという目標を掲げており、平成30年度発行額は前年度より20億円減らしている。目標どおり退職手当債の発行を取りやめることができるよう取り組んでいく。

松坂委員

- 1 資料18「事務事業の見直しの実施」の縮小上位10件を見ると、教育局において県立高等学校管理運営費を1億7,700万円削減している。その内訳については、行政報告書18ページの「3 事務事業の見直しの実施」の教育局を見ると、高等学校等奨学金の新規貸与者に係る金融機関の事務取扱手数料率の見直しで7,900万円を削減したとあるが、残り1億円の内訳は何か。また、この削減額は年度内において款内流用できるものではないのか。
- 2 資料18の廃止25件を見ると、産業労働部においてシニア活躍気運醸成事業を廃止して2,650万円を削減しているが、その廃止の理由を伺う。

財政課長

- 1 資料18の県立高等学校管理運営費と、行政報告書18ページの奨学金の金融機関の事務取扱手数料に係る事業である埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計繰出金は、別の事業である。管理運営費については学校を管理・運営するための費用であり、これだけ縮小ができたのは、電気需給契約等の効率的な見直しによる執行の節減によるものである。なお、参考までに奨学金の新規貸与者への事務手数料の見直しの影響額は、約500万円となっている。
- 2 シニア活躍気運醸成事業については、平成29年度はリレートークという普及啓発のイベントを実施していた。平成30年度予算では、シニア活躍アプローチ事業として、サラリーマンが定年退職して国民健康保険に移るときに市町村窓口で生涯現役カードを渡すことなどにより、地域で活躍できるようにアプローチする事業に構築し直している。平成29年度のシニア活躍気運醸成事業も、大きく見ればこの事業に統合したと言えるため、資料18に廃止事業として記載したところである。

松坂委員

- 1 教育局の事務事業の見直しについては、行政報告書18ページの教育局の項目に奨学金のことが載っているので伺ったのだが、質疑がかみ合っていないように思う。
- 2 シニア活躍気運醸成事業は平成29年度の新規事業であるが、資料18の廃止25件に削減額とともに記載されているということは、平成29年度は実施していないことになる。これはどういうことか。

財政課長

- 1 奨学金については、行政報告書18ページに繰出金に関する事業として記載している。資料18に記載のある県立高等学校管理運営費は、学校の管理運営費に関する事業であり、別の事業である。
- 2 平成29年度は2,650万円の予算を計上し、事業を実施している。事務事業の見

直しは、平成29年度から平成30年度にかけての見直しであり、その議論の中で平成30年度予算がゼロになったということである。見直しの結果、平成30年度のシニア活躍のアプローチ事業で包含することから事業を廃止したものである。

松坂委員

資料18の廃止25件の事業については、平成29年度に実施しているという理解でよいのか。個別の廃止事業については部局別審査で質問しようと思うが、この資料18の記載内容がよく分からない。

財政課長

後ほど、個別に御説明させていただきたい。

【説明者】

砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、小野寺亘改革政策局長、
山崎明弘地域政策局長、山口均参与、竹島晃参事兼交通政策課長、犬飼典久企画総務課長、
堀口幸生計画調整課長、徳重覚財政課長、市川善一改革推進課長、
横田淳一情報システム課長、福田哲也地域政策課長、石井貴司市町村課長、
鈴木柳蔵土地水政策課長

上木雄二会計管理者、山本好志出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

飯塚寛監査事務局長、渡邊哲監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
磯田忠夫監査第二課長

【発言】

横川委員

- 1 行政報告書21ページの「(1)総合計画の推進」について、平成29年度から新たな5か年計画がスタートしたが、施策評価方法について従来から大きく見直した点はあるのか。
- 2 行政報告書21ページの「(2)国の施策に対する提案・要望」について、平成29年度の提案・要望の具体的成果はどのようなものか。
- 3 行政報告書27ページの「(2)情報システムの運用管理及び再編」を見ると、システム運用経費の縮減と運用管理業務の効率化を図ったとあるが、具体的にどのような取組で成果を上げたのか。また、費用削減効果はどの程度あるのか。
- 4 行政報告書28ページの「(6)県庁LANの整備(電子県庁の基盤整備)」について、県庁LANの更新に当たっては、セキュリティ対策の強化が必要であると考えているが、第4次県庁LANにおいては、具体的にどのような対策を行うのか。
- 5 行政報告書31ページの(1)の「ア 地域の未来を考える政策プロジェクト会議の開催」について、昨年度の審査において地域の未来を考える政策プロジェクト会議の構成員の幅を広げることを改善又は検討を要する事項としたが、広げたことによって具体的にどのような成果があったのか。
- 6 地域の未来を考える政策プロジェクト会議は中長期的な政策課題をテーマにしているが、その中長期とはどのくらいの期間を想定しているのか。また、その期間の妥当性についてはどう考えているのか。
- 7 行政報告書39ページの「(4)地域公共交通の維持・活性化」について、バス路線の維持を図るため、路線バスの増便や延伸等の取組のモデル事業を数市で実施していると思うが、その検証結果を伺いたい。
- 8 行政報告書20ページの「10 交通網の整備促進」にバス利用者数の平成28年度の実績が記載されているが、平成29年度の実績はどうなっているか。また、バス利用者が増えている主な地域について分かれば教えてほしい。

計画調整課長

- 1 新たな5か年計画に移行したのを契機として、県民満足度調査の調査方法を抜本的に

見直した。従来は県政サポーターに対するインターネット調査を行っていたが、より幅広い県民の方々の意識を把握すべきと考え、無作為抽出による郵送調査に変更した。また、昨年度の委員会の改善又は検討を要する事項において、調査に当たっては県民に対して県の実施策がより分かりやすく伝わるようにすべきであるとの指摘を頂いたことから、県政各分野の基本データや県の取組を簡単に紹介した小冊子を作成して同封し、必要に応じて当該冊子を見ながら回答してもらうように改善した。

企画総務課長

- 2 成果の一つは財源の確保、もう一つは制度の運用改善である。具体的には、地方一般財源総額が確保されるとともに、直轄国道の整備など基盤整備に関する経費、治水・土砂災害対策などの大規模災害への備えに関する経費などについて、平成30年度の国の予算において本県の要望におおむね沿う形で財源の確保が行われた。また、基準病床数制度について、医療需要の増加が大きく病床の不足が見込まれる場合は、国の同意を得て一定数の特例加算ができるように制度の運用の改善が図られた。

情報システム課長

- 3 平成28年度に構築して稼働している情報システム統合基盤はクラウドを利用している。このため、大規模システムでも集約することができる。また、システムの集約を進めていく際には、必要なサーバーを必要な時期に用意することができるなど、無駄な費用を抑えて効率の良い運用ができるようになった。統合基盤には88システムの移行を計画しており、平成29年度末までに29システムを移行した。今後も税務システムなど順次システムの移行を進めていき、完成後の平成33年度には1億5千万円の費用削減を見込んでいる。
- 4 第4次県庁LANは、平成31年2月に稼働予定である。セキュリティ対策の強化の具体例として、職員が複数者にメールを送信する際に強制的にメールアドレスを見えない形に変換する仕組みを導入し、メールアドレスの情報漏えい事故を防止する。サイバー攻撃対策としては、AI技術を活用したサイバー攻撃対策機能を導入する。これは、AIにより、県庁LANに接続したパソコン等の異常な挙動を検知し、リアルタイムで通知する機能で、不正な行為の兆候の早期発見が可能となる。

地域政策課長

- 5 地域の未来を考える政策プロジェクト会議への民間人の起用については、平成29年度の26人から平成30年度は36人に広げた。具体的な成果としては、議論が活発になったことが挙げられる。なお、検討結果については翌年度の彩の未来地域連携事業に反映させている。
- 6 地域の未来を考える政策プロジェクト会議の開催のきっかけは、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の議論の場であったことから、中長期的ビジョンの期間は5年間に設定した。その後、平成27年国勢調査により圏央道以北の人口減少等が明らかになったことなどから、現在はもう少し先を見据えて議論している。妥当性については、5年間で一つの区切りではあるものの、その次の設定については今後改めて検討する。

参事兼交通政策課長

- 7 元気なバス需要創出モデル事業として、現在4路線で実施している。具体的には、小

川町の小川町駅から小川パークヒルを結ぶ路線、入間市の武蔵藤沢駅から入間市駅を結ぶ路線、加須市及び久喜市の東鷲宮駅から川口地域を結ぶ路線、そして坂戸市の若葉駅から川島町役場を結ぶ路線である。事業の効果としては、1か月当りの利用者数を前年度と比較すると、小川町の路線では約1,600人、入間市の路線では約900人、加須市と久喜市を結ぶ路線では約4,200人、川島町を結ぶ路線では約1,600人がそれぞれ増加している。今後も関係市町と連携しながら利用者の増加に取り組んでいく。

8 平成29年度のバス利用者数の実績は国が公表しており、225百万人となっている。なお、国でまとめて公表しているため、地域ごとの内訳は分からない。

横川委員

バスの利用者が増えている地域はどこか。

参事兼交通政策課長

国が取りまとめているため、詳細は分からない。高齢者の利用や人口の増加が多い地域が増えているものと思われる。

横川委員

- 1 県民満足度調査の調査手法そのものに対する評価をどう考えているか。
- 2 調査対象者は県内在住の満18歳以上の男女5,000人とのことだが、有効回答者数はどれくらいか。

計画調整課長

- 1 県民の意識をしっかりと把握することが重要であるため、今回の調査では、満足していない点を自由に記述できるようにした。日頃なかなか聞くことができない県民一人一人の生の声を把握できるようにしたことは、改善点であると考えている。
- 2 回答率は49.6パーセントであり、2,478人の方から回答いただいている。

宇田川委員

- 1 行政報告書23ページの「(2)市町村への権限移譲」について、権限移譲を行ったとしても、なお、市町村は権限移譲の対象外の事務について県に相談してくると思うが、その場合、県はどのように対応しているのか。
- 2 行政報告書30ページの「(13)行政情報のオープンデータ化の推進」について、国の調査ではオープンデータ化により6割が成果を出していると思うが、県としてはオープンデータ化でどのような成果を挙げているのか。
- 3 民間では、オープンデータをどの程度活用して事業に取り組んでいるのか。

地域政策課長

- 1 個別の相談については、各部局できちんと対応している。また、県では、年に1回、全市町村に対し、支障が出ている事務や仕切りが分からない事務がないか文書照会を行っている。その結果に基づき、各担当部局から対応案を集約した上で、市町村と意見交換を行っている。

情報システム課長

- 2 本県は、他県に先駆けて平成28年3月から県・市町村共同のオープンデータポータル

タルサイトを運営している。現在、県のほか46市町村が参加している。なお、サイトに掲載している情報は、どのような情報であれば民間企業で活用してもらえるのかを民間事業者も参加するワーキンググループにより検討の上、選定したものである。

- 3 民間の事例としては、観光やイベントの情報を地域の情報誌に活用した例や、保育所・幼稚園情報やイベント情報を組み合わせてアプリ事業者が利用した例がある。

宇田川委員

- 1 移譲対象とされていない事務について、今後の取扱いの方針が出ているのか。
- 2 オープンデータのポータルサイトを見たところ、文字化けをしている箇所や、使いにくい箇所があったがどうするのか。また、サイトに掲載されている情報について、利用者が加工して使用しやすくする取組を行っているのか。

地域政策課長

- 1 権限移譲を行う事務については、3年に一度ずつ見直しを行っており、現在、移譲の対象となる事務は176ある。見直しについては、移譲した方がよい事務を各部局に洗い出してもらい、県民サービスの向上及び行政運営の効率化につながるのかという視点から検討を行っている。

情報システム課長

- 2 文字化けは利用している端末のブラウザが影響している可能性があるが、不具合があれば、調査の上、早急に対応する。また、オープンデータについては、情報を提供していればオープンデータに該当するが、より望ましいのは加工できる形式で提供することであり、さらに、システム間で連携して使用できる形式で提供することが最も求められている。現在、データをどのように提供していくのがよいか調査を行っており、使い勝手の良いサイトになるよう検討している。

宇田川委員

移譲対象事務は176あるとのことだが、それ以上拡大するのか。

地域政策課長

これからも県民サービス向上や行政の効率化につながるものは拡大していく。

石川委員

- 1 行政報告書25ページの「(2)組織管理」に附属機関の数が掲載されているが、平成29年度の附属機関における女性登用率はどうなっているのか。
- 2 平成29年度は、情報漏えいなど、情報セキュリティ事故が発生したのか。
- 3 行政報告書31ページの(1)の「エ 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の推進」について、当該事業の実績はどうなっているのか。

改革推進課長

- 1 附属機関等の管理に関する要綱上、女性委員の構成割合については、男女共同参画基本計画の目標数値以上となるよう努めるものとされており、現在の目標数は40パーセント以上となっている。平成30年6月1日現在、附属機関の委員833人中女性が2

85人で34.2パーセントであり、機関別では83機関中33機関がまだ40パーセントを超えていない。男女共同参画基本計画の目標は平成33年度末であるが、早期の基準達成に努めていく。

情報システム課長

2 平成29年度は、9件の情報セキュリティ事故が発生している。内訳は、メールの誤送信によるアドレスの流出が3件、パソコンやデジカメの盗難による写真等の情報流出が2件、システム不具合等による県ホームページや電子メールの事故が4件である。

地域政策課長

3 平成28年7月に開設したアグリライフサポートセンターを引き継ぐ形で、住むなら埼玉移住サポートセンターを開設した。平成28年度の相談数は180人、平成29年度は307人、平成30年度は9月末現在で180人である。相談内容について上位のものは、1位が住居、2位が農業、3位が農業以外の仕事となっている。移住者数については、相談から移住まで時間がかかること、市町村の住民窓口において県のサポートセンターに相談した上での移住なのかを聞くことができないことから、把握していない。

石川委員

- 1 システム不具合の改善は済んだのか。
- 2 住むなら埼玉移住サポートセンターを訪問する相談者については、県南への移住希望が多いのか、圏央道以北への移住希望が多いのか。

情報システム課長

- 1 システム不具合は修正している。併せて、運用手順についても見直した。

地域政策課長

2 詳細なデータは取っていないが、相談を受けた感触では、埼玉への移住を希望する理由は、1番目が「出身地・親戚がいる」であり、2番目が「自然が多い」であるため、自然が多い圏央道以北を希望する人が多い印象を持っている。また、県内に5か所ある市町村の相談センターのうち、成果が上がっているのは秩父市及び小川町のセンターであることから、自然が多いエリアへの移住を希望している人が多いと推測している。

高木委員

- 1 行政報告書30ページ「(14)ICTを活用したプッシュ型サービスの提供」によると、平成30年3月に「ポケットブックまいたま」アプリの提供を開始したとあるが、その後の進捗状況と利用者数はどうなっているか。
- 2 県民がスマホに入れられるアプリにも限りがある中、子育て支援のための「はぐたま」は受け入れられやすいと思うが、現状、参加市町村は6市町のみと少ない印象である。始める前に市町村に需要を確認したのか。また、普及にはどのように取り組んでいるのか。
- 3 行政報告書38ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」について、ホームドア及び点状ブロック整備の助成対象とする駅をどのように決めているのか。
- 4 1日平均利用者数1万人以上の全ての駅の転落防止設備の整備を完了するには、どのくらいの期間がかかるのか。

情報システム課長

- 1 ポケットブックまいたまは平成28年1月から提供していたアプリであり、平成30年3月にリニューアルを行ったものである。平成30年3月末時点のダウンロード累計数は約5万件であったが、提供情報の充実と使い勝手の向上を図ったりリニューアルの効果により、平成30年9月末時点のダウンロード累計数は約7万6,000件と大幅に伸びている。
- 2 はぐたまについては、平成29年度において、現在参加している6市町以外の市町村も含めたワーキンググループを設置し、必要な機能などについて検討するとともに様々な意見も聴取して作成した。6市町のほかにも参加の意思を見せている市町村はあったが、情報更新等の運用の手間が新たな負担になることや担当部署の調整がつかないなどの理由により、参加に至らなかった。今年度は市町村への訪問や説明会の開催などにより参加を呼び掛けている。より多くの市町村に参加してもらえよう今後も普及に努めていく。

参事兼交通政策課長

- 3 駅ホームにおける安全対策の進め方は国の検討会で示されており、ホームドアの設置については、1日平均利用者数10万人以上の駅を最優先に整備していくこととされている。また、ホームドアは列車により車両扉の位置が異なっていると設置が困難であることから、車両扉の位置が統一されている路線も優先的な整備対象とされている。どの駅から整備するのかについては、こうした国の検討会の方針などを参考にして鉄道事業者が決定しており、県はその状況を把握して補助対象箇所を決定している。
- 4 1日平均利用者数1万人以上の駅へのホームドアの整備については、更に範囲が広がることから明確な目標期限はないが、直近のホームドアの整備状況としては10駅で整備に着手している。そのうち、平成30年度には東武東上線の朝霞駅、平成31年度にはJRの京浜東北線の川口駅や蕨駅など5駅に設置される予定である。

高木委員

- 1 平成30年度にはぐたまの参加市町村は増えているのか。
- 2 行政報告書39ページに、1日平均利用者数1万人以上の駅におけるホームドアと内方線付き点状ブロックの整備状況を示したグラフが掲載されていることから伺ったので、ホームドアだけではなく、内方線付き点状ブロックも含めた転落防止設備の整備の目標を教えてください。

情報システム課長

- 1 今のところ増えてはいないが、数市町村が平成30年度中の導入を希望している。また、平成31年度以降の参加を希望している市町村もある。今後も市町村に向けた操作研修の実施や使い方の説明を行うなど、普及のための取組を進める。

参事兼交通政策課長

- 2 1日平均利用者数1万人以上の駅は県内に133駅あり、そのうち116駅にホームドア又は内方線付き点状ブロックが既に整備されている。整備目標については、行政報告書20ページの「10 交通網の整備促進」の表に記載しているが、平成33年度末までに100パーセントの整備を目指すとしている。なるべく前倒しで整備できるよう

鉄道事業者に働き掛けていく。

柳下委員

- 1 行政報告書20ページの「9 水資源の確保」を見ると、安定水利権の割合の平成29年度の実績値は71パーセントとなっている。全国的にも、首都圏においても水道用水・工業用水の水需要は減少の一途をたどり、水余りが顕著になってきていることから、首都圏5都県の水道用水・工業用水の新規開発の必要性は喪失していると考えられる。このような状況において新たな水源開発の必要性があるのか。また、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業及び思川開発事業について、これまでの進捗状況や事業費とそのうち県負担分はどのようになっているのか。
- 2 ハッ場ダム建設予定地の遺跡の発掘調査、遺跡の保存やダム建設工事の進捗状況はどのようになっているのか。
- 3 行政報告書30ページの「(12)マイナンバー制度への着実な対応」について伺う。平成27年10月にマイナンバーの通知を開始してから2年が経過したが、マイナンバー制度の費用対効果はどのようになっているのか。また、マイナンバーカードの交付率は人口比で約1割とのことだが、これまでに費用はどれくらいかかったのか。また、今後の見通しはどのようになっているのか。
- 4 行政報告書40ページの「(1)選挙の執行」を見ると、国政選挙でも投票率は51パーセント程度しかない。期日前に投票できる投票所が身近な所であれば、投票率はもっと上がるのではないかと。さらに、期日前投票に関する実態調査を行ったとのことだが、その結果はどうだったのか。また、どのような改善を図ったのか。
- 5 行政報告書41ページの(2)の「ア 若年層に対する啓発事業」によると、選挙啓発ポスターやチラシを県内全ての高校に配布等を行ったとあるが、投票率の向上にどのような成果があったのか。また、若い人に対するチラシ等についてはデザイン等に工夫が必要と考えるがどうか。
- 6 行政報告書42ページの「(3)基地対策の推進」について、埼玉県基地対策協議会が政府機関に行った要望により、平成29年度に前進したことがあれば示してほしい。また、埼玉の空の安全のために、基地を抱える市だけでなく広く県民から意見を聴いて、働き掛けを強化していく必要があると考えるがどうか。

土地水政策課長

- 1 地球温暖化等に伴う異常気象の発生により、渇水リスクが高まっている。利根川水系では平成24年、平成25年、平成28年とほぼ2年に1回の頻度で渇水が発生し、荒川水系では平成29年に渇水が発生している。水利権については、現在、ハッ場ダム等の未完成施設に参画することで暫定水利権を取得し、水の安定供給が図られている。県民に安定的に水を供給していくためには、県としてはハッ場ダム等の水源開発は必要と考えている。各事業の平成29年度までの進捗等であるが、ハッ場ダムは、事業費で約4,579億円を執行済みであり進捗率は約86パーセント、そのうち県負担分は治水と利水を合わせて約971億円となっている。霞ヶ浦導水事業は、事業費で約1,534億円を執行済みであり進捗率は約81パーセント、そのうち県負担分は利水のみで約58億円となっている。思川開発事業は、事業費で約913億円を執行済みであり進捗率は約49パーセント、そのうち県負担分は治水と利水を合わせて約84億円となっている。
- 2 ハッ場ダム建設予定地の遺跡の発掘調査については、国と群馬県教育委員会、群馬県

埋蔵文化財調査事業団による三者協定により進められており、平成31年度末までに完了すると聞いている。また、ダム本体についても、平成31年度末までに完了する予定である。

情報システム課長

3 国全体では、マイナンバー制度導入のシステム構築費などで約2,700億円、運用開始後の維持費などで年間約300億円が必要になると聞いている。マイナンバー制度導入に伴う効果は、行政の申請手続に必要なであった住民票や所得証明書の添付を省略することができるため、申請側にとっては、書類を取得するために役所に出向く時間と書類取得に係る費用が不要になる。また、行政側にとっては、事務処理の負担を軽減できることやデータでやりとりできることが挙げられる。国は、情報連携が開始されて3年運用されれば費用を回収できると試算している。また、本県のマイナンバーカードの交付率は本年9月末時点で11.8パーセントとなっている。県では、これまで初期費用として約3億8,000万円を投入し、運用段階に入ってから年間約3,200万円の経費がかかると試算している。なお、今後の見通しについては、マイナンバーカードの交付率は広報効果や市町村における申請手続の支援などにより徐々に上昇しており、マイナンバーを利用できる事務はまだまだ増える余地があるため、今後も効果が上がっていくと考えている。

市町村課長

4 期日前投票所の設置は市町村の役割であり、地域の実情を熟知する市町村において様々な状況を踏まえた上で設置が検討されるものと考えている。県としても誰もが投票しやすい環境を整備することは重要と考えている。そのため、市町村に対して利便性の高い場所における期日前投票所の設置事例などを紹介して、積極的に設置するよう働き掛けている。実態調査については、平成29年執行の衆議院議員選挙期間における台風上陸に伴う期日前投票所の混雑発生を受けて実施した。調査結果によると、期日前投票最終日の投票者数は前回の平成26年と比べ2倍以上であり、特に有権者数が20万人以上の市においては、多くの投票所で混雑が発生した。混雑への対策として、名簿対照係の増員、投票記載台の増設など、今後も同様の事態が発生した場合に備え、市区町村で取組事例の共有を図ったところである。なお、期日前投票所数は、平成26年執行の衆議院議員選挙時は137か所であったが、平成29年執行の同選挙では163か所に増設されている。また、さきの実態調査の際に照会したところ、更に7市町が増設を予定しているなど、投票環境の向上が図られていくものと考えている。

5 若年層の投票率が他の世代に比べて低いことや選挙権年齢の18歳への引下げなどを踏まえ、啓発事業は若年層に重点を置き実施しているところである。啓発事業のみの効果を把握することは困難であるが、平成29年執行の衆議院議員選挙における投票率は全体で全国38位のところ、10代の投票率は42.71パーセントと全国12位となっていることから、こうした取組には一定の意義があったと考えている。18歳の投票率が比較的高い主な理由について県選管で意識調査等を実施したところ、学校において政治や選挙に関する教育が行われているからという理由が最も多かった。そこで、県選管としても学校における模擬投票の実施など主権者教育の充実を今後も図っていきたいと考えている。また、ポスター・チラシのデザインの工夫に関しては、衆議院選挙では準備期間が短いため行えなかったが、参議院選挙では高校生からデザインを募集して作成したところである。今後はポスター・チラシに加えSNSの活用などに取り組んで

いく。

企画総務課長

6 人間基地と横田基地の住宅防音工事について、平成28年度の新規及び追加工事の合計が54件なのに対し、平成29年度は10件増加して64件と前進している。また、県では、県民の不安の払しょくのため、自衛隊や米軍の飛行状況について県ホームページに情報を掲載し、広く県民に周知してきた。この情報の掲載については、住民からの問合せに対応する際に活用するよう市町村にも周知している。

塩野委員

- 1 行政報告書20ページの「10 交通網の整備促進」を見ると、駅ホームのホームドア設置駅数については、平成33年度末までに33駅整備すると目標設定している。この整備により、1日平均利用者数10万人以上の駅におけるホームドア設置は完了するのか。
- 2 行政報告書31ページの(1)の「エ 『住むなら埼玉』移住総合支援事業の推進」についての先ほどの質疑を聞いて、成果が具体的に示せない事業はいかなものかと感じた。その上に記載のある「ウ 彩の市町村愛着連携事業の推進」を見ると、平成29年度に3組の交流について支援を行ったとあるが、どの程度、地域の活性化や埼玉県への愛着心・県民意識の醸成が図られたのか。
- 3 行政報告書24ページの「(1)埼玉県行財政改革プログラム2017-2019の着実な推進」を見ると、テレワークの推進としてサテライトオフィスを11か所に開設したとあるが、どのような所に設置したのか。また、在宅勤務を導入すべきであると考えるかどうか。

参事兼交通政策課長

- 1 1日平均利用者数10万人以上の駅は県内に17駅ある。例えば、JR大宮駅は現在、駅の乗換改善等を検討しており、平成33年度までに全ての駅にホームドアを設置することは厳しい状況である。また、JR武蔵野線や埼京線、川越線などにホームドアを設置する計画はあるものの、費用や時間がかかり、すぐに設置することは難しい。33駅全てにホームドアを整備することについては、現段階では何とも言えないが、目標が達成できるよう鉄道事業者に働き掛けていく。

地域政策課長

- 2 昨年度の3組の交流の主なものとして、和光市と小川町、東秩父村、寄居町との交流では、和光市立第5小学校及び同市立第4小学校の5年生各100人の合計200人が社会科見学を実施して和紙の里などを巡っており、平成30年度も継続している。また、杉戸町と神川町との交流では杉戸町の子供が城峰公園で自然体験キャンプを行うなどのほか、お互いの産業祭に物産を出展するなど交流を図っている。朝霞市と越生町との交流では、越生町で交流ハイキングを実施し約1,000人が参加した。具体的な経済的効果は不明だが、人の交流は活発に行われている。

改革推進課長

- 3 サテライト勤務は、育児や介護を行うことが必要な職員の通勤時間を短縮することや、

出張の前後に利用することなどにより、効率的に業務を行えるようにする制度である。そのため、サテライトオフィスについては、県の地方庁舎を中心に県内全域に設置している。今年度は、更に5か所を追加しており、計16か所に拡大している。また、在宅勤務の導入については、現在、力を入れて取り組んでいるサテライト勤務の導入をまずは軌道に乗せて検証した上で、検討していきたい。

塩野委員

- 1 行政報告書38ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」を見ると、例えば川口駅の補助額は500万円に満たないが、そうした額で行えるとしても、1日平均利用者数10万人以上の駅の整備が終わらないと、東川口駅のように同10万人未満である駅の整備には進めないものなのか。同10万人未満の駅についても積極的に整備を進めていくよう、県の決意を伺う。
- 2 交流自体を否定はしないが、これらの成果がよく分からない県独自の取組にお金をかけるのではなく、市町村の取組を支援するという形にするべきではないか。
- 3 在宅勤務の導入は、介護・育児はもとより、障害者が働きやすい環境を提供することにもつながる。障害者雇用については雇用率の水増しもあったところである。県が在宅勤務を打ち出すことにより、障害者雇用をより積極的かつ具体的に進めて欲しいがどうか。

参事兼交通政策課長

- 1 ホームドアの設置は、駅ホームからの転落防止対策としては大変有効である。1日平均利用者数10万人以上の駅が優先であるが、同10万人未満の駅についても早期に整備するよう鉄道事業者に働き掛けていく。なお、補助額の例に挙げた川口駅の480万円であるが、ホームドアの設置は夜間工事が必要なことから時間を要するため、あくまで全体工事の一部である平成29年度分の補助額と御理解いただきたい。

地域政策課長

- 2 彩の市町村愛着連携事業については、県は交流のきっかけづくりに係る費用について補助している。その後は市町村同士が自ら引き続き交流を進め、県はそれを支援する形としている。また、「住むなら埼玉」移住総合支援事業については、ふるさと創造資金の補助事業に今年度から新たに移住に係るメニューを追加し、市町村の相談窓口の設置やお試し住宅の建設に対して補助を行うなど、こちらもきっかけづくりに対して支援をしている。将来的に市町村の受け皿としての体制を整えば、県から市町村に相談などをつないで、県は市町村を支援するという形にしたい。

改革推進課長

- 3 在宅勤務に係る一般論としては、サービスや勤怠管理、情報管理などに課題があるため、しっかりと検討していく。

塩野委員

在宅勤務について、実現も含めて検討するということなのか、単に一般論として検討するだけなのか、その点を伺う。

改革推進課長

実現可能性も含めてしっかり検討していく。

柿沼委員

行政報告書25ページの「(3)定数管理」及び資料21「職員定数・非常勤職員定数、臨時職員数の推移(知事部局)」について伺う。知事部局一般職員定数6,730人に対し、非常勤職員定数584人及び臨時職員数698人となっており、かなり多くの業務を一般職員以外が担っている状況である。先ほどの質疑において、県民サービス向上のために市町村への権限移譲を更に推進するという答弁があったが、市町村には職員数や組織力等の差があることから、県民サービスの質の確保のためにはやはり県による指導が必要である。地方公務員法の守秘義務等の観点からも、一般職員定数の比率が相対的に下がっていることには懸念がある。埼玉県は県民1万人当たりの一般職員数が全国最少であるが、こうした職員の業務負担等を踏まえれば、最少である必要はないと考える。組織力や次世代の県政を担う職員を育てることなども含め、職員定数管理をどう考えているのか。

改革推進課長

職員定数管理については、少数精鋭、簡素で効率的な組織体制にするとともに県民サービスが低下しないように取り組んでいる。なお、非常勤職員には、専門的な知識を生かし、限られた業務を限られた勤務時間で担ってもらっていると考えており、本来なら常勤職員を置くべきところを非常勤職員で代替しているという認識は持っていない。今後も、現場や市町村、県民が困らないよう業務量に応じて適切に定数管理を行っていく。

江原委員

- 1 行政報告書21ページの1の「(1)総合計画の推進」を見ると、県民満足度調査の分野別施策の基本目標14項目に対する平均の満足度が58.2パーセントになっているが、どう考えているのか。また、先ほどの答弁では小冊子を作成したとのことだが、費用はどれくらいかかったのか。
- 2 行政報告書43ページの(5)の「キ 公用車の管理」によると、公用車による交通事故防止のための研修を計17回実施して延べ451名が参加したとのことだが、公用車の運転を行う職員数全体と比較してこの参加人数をどのように評価しているのか。

計画調整課長

- 1 満足度の調査方法を大きく見直したため単純な比較はできないが、前回の5か年計画の平均満足度52パーセントから約6ポイント改善しており、県政に対する一定の評価を頂けたと受け止めている。他都県の類似調査の結果を見ても、東京都が約54パーセント、神奈川県が約56パーセントであり、同等以上の水準となっている。なお、小冊子は職員がパソコンで原稿を作成して5,000部を印刷したものであるため、要した経費は約3万7,500枚の用紙代とコピー代である。

出納総務課長

- 2 公用車を所有している課所の監督者に対する研修や事故を起こした職員に対する研修等、事故防止に向けて様々な研修を行っている。平成29年度は県側に過失のある事故が49件起きており、過失事故の当事者である職員については、自分の運転の見直しを含めた研修を実施している。なお、行政報告書43ページに記載した数字は各種研修の

合計の数字になっているため、公用車の運転を行う職員数と比較することは困難である。

江原委員

県では県政世論調査など様々なアンケート調査を実施している。県民満足度調査は、県政世論調査など他の調査を勘案した上で実施しているのか。

計画調整課長

県政世論調査の調査対象は、生活実感としての満足度であり、戸別訪問による一問一答方式の調査になじみやすい。一方、県民満足度調査は県の取組に対する評価を尋ねるものであり、必要な情報を見ながら自分のペースで回答いただける郵送調査が適している。こうした調査の違いに留意しながら棲み分けを行っている。

江原委員

県民満足度調査は、毎年度、定期的に実施していくのか。

計画調整課長

毎年度調査を実施していく。

松坂委員

- 1 行政報告書33ページの(1)の「ウ 県と市町村職員の人事交流」及び資料25「平成29年度 各市町村への派遣等の状況(4月1日現在)」について伺う。県内市町村で実施する県事業の推進には、財政的な支援だけでなく、人的な支援も必要と考えるが、県から市町村への職員派遣はそのような点を考慮して行われているのか。
- 2 国の補助事業であって、県が窓口となり市町村へ補助を行い運営される事業において、毎年度、予算が増大している事業もある中、義務的経費のチェック及び予算の縮減についてどのように考えているのか。
- 3 資料16「ふるさと創造資金平成29年度採択事業一覧」によると、平成29年度はふるさと創造資金で84事業に4億9,021万円を交付したとのことだが、県は市町村の執行状況を把握しているのか。

市町村課長

- 1 県から市町村への職員派遣については、行政運営の円滑化に資する場合や職員の資質向上等に資する場合など、具体的な派遣基準を定めている。その中に、県及び市町村が協力し、地域における行政を総合的に推進することに資する場合という基準も設けている。県事業の推進のための派遣は当該基準に該当するため、人的支援も考慮して職員派遣を行っている状況である。

財政課長

- 2 市町村への補助で義務的な事業を行う場合は、市町村に必要額等を照会して積算するのが一般的である。しかし、中には必要額の積算が困難な事業もあり、そのような場合は伸び率等を用いて予算を計上しているものもある。義務的経費は要件を満たした場合は執行しなければならないため、多少のゆとりも必要であり、予算額と執行額にかい離が生じることもやむを得ない面がある。しかしながら、過大にかい離することがないように、市町村と十分調整して予算の精査に努めていく。

地域政策課長

- 3 ふるさと創造資金の交付事務は地域振興センターが行うが、市町村が事業を考えて予算化する段階から相談に対応しており、予算額や内容については全て把握しているとともに最終的な交付額についても把握している。なお、主な事業については地域政策課の職員も現場に行き確認している。

諸井委員

- 1 行政報告書31ページの(1)の「ア 地域の未来を考える政策プロジェクト会議の開催」によると、平成29年度は当該会議を10地域において合計40回も開催して議論したとのことだが、この会議の位置付けがよく分からない。会議での結論や方向性が出たら、それを提言のような形にするとともにその提言を踏まえて施策を進めるというものなのか、それとも、会議での議論自体に意義があるというものなのか、その考え方を伺う。
- 2 先ほどの答弁によると、バスの利用者が増えている地域は分からないとのことであったが、バス路線の維持・活性化については、どこの路線の利用者が増えているのか地域ニーズを把握しないと意味がないのではないかと。今後、把握するつもりはないのか。

地域政策課長

- 1 地域の未来を考える政策プロジェクト会議には市町村や民間企業、商工会などが参加しており、それぞれの地域課題を議論する場としての意味があるとともに会議参加者のネットワークづくりに役立っている。また、当該会議での結論は、翌年度の彩の未来地域連携事業に反映させている。

参事兼交通政策課長

- 2 コミュニティバスの路線は市町村で把握することができるが、バス事業者の路線についてはどういう方法であれば把握できるかを含めて検討していく。

諸井委員

- 1 会議での結論は事業として具体化させるという理解でよいのか。
- 2 高齢化や人口減少などにより、採算が取れなければ民間のバス路線は当然に廃止されるため、対策を急ぐ必要がある。今後行政としてどのように関わっていくべきか、方向性を出さなければならないと考えるがどうか。

地域政策課長

- 1 地域課題についての議論を深めてもらい、その成果を翌年度の事業に反映させることになる。例えば、南部と秩父の両地域は、対照的な状況にある地域だが、若者が流出するという課題で共通しており、いずれも若者の地元企業への就職を促進するためのマッチング事業を実施している。

参事兼交通政策課長

- 2 県では平成28年度から平成29年度にかけて、有識者や市町村を交えて県内の公共交通の課題を分析し、地域の足を確保するための調査を行った。今後の方針としては、持続可能な公共交通の確保・充実を図ることとしており、住民の利用だけでなく観光などの利用促進も含めた方向性を出している。県としては、今後も市町村と共に取り組

んでいく。

【説明者】

岩中督病院事業管理者、関本建二病院局長、星永進循環器・呼吸器病センター病院長、坂本裕彦がんセンター病院長、小川潔小児医療センター病院長、長尾真理子精神医療センター病院長、佐藤正信循環器・呼吸器病センター事務局長、山瀬陽一郎がんセンター事務局長、阿部隆小児医療センター事務局長、高島秀子精神医療センター事務局長、小松原誠経営管理課長、松井直行経営管理課技術幹

【発言】

金子委員

- 1 病院事業の必要性は十分理解しているが、経営という視点で見た場合、非常に厳しい状況が続いている中、企業としての収益の目標をどこに置いているのか。医業収支をプラスにする、経営収支をプラスにする、あるいはキャッシュフローを確保する、それに付随してプライマリーバランスを担保するなど、どのような考え方をしているのか。
- 2 決算事業報告書30ページの「(2)報告セグメントごとの営業収益等」を見ると、いずれの病院等においても、純粋な事業損益の実態を表すと考えられる医業損益がマイナスになっている。決算事業報告書1ページの(1)の「ウ 経営状況」によると、平成29年度は医業収支比率が0.7ポイント低下したとのことだが、経年推移では医業収支比率は改善の傾向にあるのか。
- 3 先日のがんセンター視察の際に、医師が少ない現状と、もし増員すれば医師1人当たり約1億円の医業収益増が見込まれるとの説明を受けた。しかし、医師を増員すれば当然に報酬等の費用も発生することなどを踏まえると、例えば医師1人当たりの損益分岐点や病床利用についての損益分岐点など、様々な損益分岐点を積み上げないと医師1人の増員に伴う全体的な収支を適切に見積もれないのではないか。病院事業において損益分岐点の分析はなかなか難しいと思うが、どのように考えているか。
- 4 一般会計からの繰入金が平成29年度も増加しているが、原因は何か。また、法定繰入の考え方を教えて欲しい。さらに、繰入金には赤字補填の考え方はないと考えるがどうか。
- 5 決算書9ページの「平成29年度埼玉県病院事業貸借対照表(平成30年3月31日)」を見ると、貸倒引当金が2億3,484万8,003円計上されているが、これは法定の金額か。

経営管理課長

- 1 県立病院の場合は不採算医療及び高度医療も行っており、一般会計から繰入金を受けられる仕組みになっている。基本的には、繰入金を入れた経営収支が均衡することが目標である。
- 2 小児医療センターの場合、新病院に移転してNICUをはじめとした重症病棟が稼働したため、医業収支は頑張れば頑張るほどマイナスになる傾向である。一方、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターについては、医師が確保できれば収支はある程度改善していく。
- 3 医師を雇用でき、かつ患者がいれば年間1億程度の収益が上がる見込みではあるが、材料費等もかかるため全てが利益になるわけではなく、高額の商品が使えるようになっ

た場合は損益分岐点にかなりのぶれが生じることなどから、損益分岐点を用いた目標設定は行っていない。

- 4 繰入金が増加要因は、小児医療センター及び循環器・呼吸器病センターにおいて救急医療に要する経費が増大したこと、循環器・呼吸器病センターにおいて緩和ケア病棟を開設したことである。繰入金の考え方については、地方公営企業法第17条の2第1項第2号において、その収入をもってしても充てることができない経費に関しては一般会計が負担すると定められている。さらに、毎年度、総務省から繰出基準の通知が発出されており、それに基づいて一般会計から繰入金を受け入れている。不採算医療・高度医療に関する繰入金もその一環として受け入れているが、その他の繰出し基準外の部分については受け入れていないことから、繰入金は赤字補填ではないと認識している。
- 5 貸倒引当金については、平成26年度の公営企業会計の見直しに伴い、企業会計と同様に引き当てることになったものである。当該金額については、今後の回収見込みを考慮して計上した。

金子委員

不採算医療について繰入金を受けることは赤字補填ではないのか。不採算で赤字となる部分を繰入金で埋めるとのことだと考える。なお、不採算部分が赤字から黒字になった場合、繰入金は返還されるものなのか。

経営管理課長

経営努力によって能率的な経営を行ってもなお埋められない部分について繰入金を受けられるものであることから、赤字補填ではないと認識している。例えば、緩慢な経営を行った結果として赤字となり、繰入金を受け入れるのであれば赤字補填になると認識しているが、そういうものではない。また、仮に黒字となった場合は、その分の繰入金は減少していくが、現状の県立病院の状況を踏まえると黒字化は厳しいと考えている。

柳下委員

- 1 小児医療センターがオープンしたことによって55億の純損失を計上したという説明があった。県立病院の本来の役割として不採算医療を担わされているという認識を持っている。民間では到底無理ということだと思うが、県立病院の独自の役割についてどう考えているのか。
- 2 小児医療センターは移転に伴い、平置き駐車場から立体駐車場になったことで待ち時間が長くなり問題になっている。私の元にも待ち時間に関する意見が多く寄せられているが、現在の駐車場の利用状況はどうなっているのか。患者がスムーズに診察を受けることができるように、どのような努力をしているのか。
- 3 医師の時間外勤務について、4病院の月平均は37.9時間である中、資料7-1「医師・看護師の勤務状況、勤務形態及び勤務実績」を見ると、循環器・呼吸器病センターは46.5時間となっており、医師にとって過酷な環境であると考えられる。今後の改善の見通しを伺う。
- 4 決算事業報告書7ページの(1)の「イ 外来患者数」を見ると、4病院とも外来患者数が増加しているが、診療報酬の引下げとの関係性を教えてほしい。
- 5 精神医療センターについては、アルコール依存症や薬物依存症の患者が増えていると思うが、どのように治療に取り組んでいるか実績と併せて教えてほしい。
- 6 決算事業報告書7ページの「(1)業務量」を見ると、がんセンターについては1日

平均入院患者数 370.1 人及び 1 日平均外来患者数 825.5 人とあるが、対前年度比ではどのような変化があったのか。また、ダヴィンチを 2 台に増やせば、現状の長い治療待ち時間等も短縮され患者数の増加にもつながると考えるが、それも含めて教えてほしい。

委員長

執行部に申し上げる。答弁は平成 29 年度決算の範囲内で結構である。

経営管理課長

- 1 県立病院の役割は不採算部門を担うことであると認識している。
- 2 患者に多大な迷惑をお掛けしていることは認識している。その一方で解消に向けた努力も行っており、待ち時間はおおむね 20 分程度まで改善している。しかし、曜日によっては複数の診療科へ掛かる患者がいるため、入出庫が重なって長時間お待たせしてしまうことになっている。そうした事態の解消のため、外来診療を午前・午後に分けて実施することや曜日を分けて実施することなど、待ち時間が短くなる対策に努めている。
- 3 医師の時間外勤務について、循環器・呼吸器病センターが特に多くなっている要因は医師不足の影響によるものであると考えている。病院事業管理者などがほかの病院に医師を派遣するよう依頼して確保に努めている。引き続き医師確保に努めていく。
- 4 平成 28 年度の診療報酬改定により薬価に関しては下落したと思われるが、診療報酬そのものは上がっているため、平成 29 年度決算への影響はないと考えている。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 3 当センターは、心臓の診療が中心であることが特徴である。夜間に急性心筋梗塞の患者が搬送されてきた場合、どうしても時間外のカテーテル治療となってしまう上、1 日平均 2 件から 3 件ほどを受け入れ、かつ 1 件当たり 2 時間から 3 時間を要している。こうした対応が積み重なる結果、平均時間外勤務時間が 4 病院の中で一番多くなってしまう。医師が確保できればこの問題は解消するが、なかなか集まらないため医師に多くの時間外勤務を行わせてしまっている。
- 4 当センターの患者数増加の要因は 2 つ考えられる。1 つは、肺がんの患者の抗がん剤治療について、従来の入院治療から、新館棟に外来化学療法室を 10 床整備した上で外来診療に変えたことである。もう 1 つは、全診療科において近隣医師会との連携を強め、新規の患者を紹介してもらっていることである。

小児医療センター病院長

- 2 駐車料金については、身障者手帳などの公的な給付を受けている患者からは徴収していない。なお、駐車場が混み合っただけで診療予約の時間を過ぎてしまっても、断ることなく診療を行っており、これは 17 時を過ぎても同様である。

精神医療センター病院長

- 5 平成 29 年度の依存症患者に係る実績については、外来初診患者数は 323 人、このうちアルコールが約 55 パーセント、覚せい剤が 26 パーセントとなっている。また、依存症病棟に入院した患者数は 181 人で、アルコールが 70 パーセント、覚せい剤が 17 パーセント、残りの依存症が 13 パーセントとなっている。退院後については、当センターにおいては、外来診療により、薬物を再使用しないための治療プログラムを行

っている。また、地域にある自助グループの方につなげ、地域と連携を図りながら再使用を防いでいく取組を行っている。

がんセンター病院長

- 6 平成28年度から平成29年度にかけては、収益の増加に伴い赤字額は縮小している。また、平成29年度のダヴィンチの手術件数は77件であり、今年度はもう少し増える見込みである。ダヴィンチの稼働状況については、多いとは言えない状況である。

柳下議員

小児医療センターの患者から、駐車場で曜日によっては30分から40分待たされたという話が寄せられている。待たなくても駐車場に入れるよう改善してもらいたい。そのため、定期的に待ち時間を調査してもらいたいがどうか。

小児医療センター病院長

毎年、患者満足度調査を実施しており、寄せられた意見・要望について改善を図っている。今後も調査を引き続き実施していく。

浅井委員

- 1 決算事業報告書45ページの小児医療センターの「1 事業概要」を見ると、平成28年度と比較して、年間延べ患者数は、入院患者で1万4,634人の増、外来患者で6,726人の増、さらに、病床利用率は10ポイントの増となっている。新病院での1年間の運営を踏まえ、この結果をどのように分析しているか。
- 2 決算事業報告書51ページの精神医療センターの「1 事業概要」を見ると、病床利用率が3.1ポイント増加している。最近、若い患者が増えていると思われるが、前年度と比較してどれだけ増えたのか。

小児医療センター病院長

- 1 新病院は、旧病院から16床増床となった316床で運営している。また、小児救命救急センターの指定を受けて、非常に多くの救急患者を受け入れるようになった。その結果、平成28年度と比較して、時間外の患者数及び手術件数ともそれぞれ約25パーセント程度増加した。こうした救急患者の受入数や手術件数の増加が、病床利用率の増加につながったと考えている。当センターは、収益に占める入院収益の割合が8割と高く、病床利用率の向上が収益に大きく影響する。今後も重篤な救急患者を積極的に受け入れることにより、病床利用率の更なる向上を図っていきたい。

精神医療センター病院長

- 2 当センターには、児童・思春期病棟という小学生及び中学生を対象にした病棟がある。その病棟の病床利用については、平成29年度及び平成28年度ともに満床に近い状態である。また、成人についても患者の平均年齢は41.3歳になっており、平成29年度と平成28年度でそれほど変わっていないという印象である。

浅井委員

精神医療センターの患者について、10代から20代の患者数はどれくらいか。若い人の精神的疾患が増えており、なかなか相談に行けるところがない、相談に乗ってもらえな

いなど、深刻な問題が起き、かつ増えている。そこで、精神医療センターでの年代別の患者の状況について、後で資料を頂きたい。

委員長

浅井委員から、精神医療センターでの年代別の患者の状況についての資料要求があったが、本委員会として要求することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行部においては速やかに提出願う。なお、資料については、提出があり次第、控室に配布しておく。

松坂委員

県立4病院の医業収益を上げるためには、病床回転率を上げることが重要であると考えられる。病床回転率の目標値と課題を伺う。

経営管理課長

病床利用率自体は予算等で目標設定しているが、回転率は具体的には目標設定していない。新規患者を増やすためには回転率を上げる必要があり、回転率が上がれば経営状況もよくなるということであることから、そこは注意しながらやっていきたい。課題については、稼働率を上げるためには患者を確保しなければならず、すなわち医師の確保が重要と考えている。

松坂委員

小児医療センター及び精神医療センターの病床利用率が81.1パーセントに対して、がんセンターの病床利用率は73.6パーセントである。理由については医師不足と説明があったが、病床利用率については、80パーセントから85パーセントを目標にすべきであると考えられる。それを達成するには、何が必要かを改めて伺いたい。

経営管理課長

目標を達成するに当たっては、新規患者をどのように確保するのか、また、その患者を診療できるだけの医師もどのように確保するのかということが重要な課題である。

小谷野委員

決算事業報告書4ページの「(4)職員に関する事項」の「平成30年3月31日現在員」を見ると、4病院全体において、医師は前年度末から15人増加して290人、看護師も前年度末から74人増加して1,545人となっている。良い病院を建設し、良い医療機器をそろえたとしても、医師及び看護師が不足しては良い医療は提供できない。あとどれくらいの増員が必要であると考えているのか、病院事業管理者に伺う。

病院事業管理者

まず、医師の定数は条例等により制限されている。一方、例えば、循環器・呼吸器病センターでは、定数と比較して約20人の医師の欠員が出ているという状況もある。こうし

たことを解決するには、医師を2交代制にして、医師の働き方改革を進めていかなければならない。さらに、30代から40代半ばまでの医師は、給与優先ではなく、どういう医療ができるか、興味深い仕事ができるか、業績を伸ばすことができるか、自分のキャリアパスにつながるかという観点で病院を選んでいる。例として、がん研有明病院には若い医師が非常に多くそろっているが、これは1年に約100件もの手術を経験することができ、5年も経てばスキルが向上して引く手あまたになる実績があるからである。埼玉県立病院でも同様のことを行おうとするならば、医師数を確保するために、働き方が安定している職場を整え、症例数も医師数も増えるという正のスパイラルを作り出す必要がある。この場合、循環器・呼吸器病センターを例にすれば、20人の欠員を埋めるだけでは医師が足りないと考えている。がんセンターについては、現在、約100人の常勤医師がいるが、約500床の病院において難易度の高いがん治療を行う場合、医師が130人から140人程度は必要であると考えている。医師を増員する場合には、損益分岐点についても考慮が必要になるが、医師の数を増やし、良い医療を提供し、患者数を増やし、その結果として収益を増やすということは、ある程度の医師数まではできると考えている。また、小児医療センターには若い医師が非常に多く集まっている。同センターで勉強すれば自分のキャリアパスにつながると若い医師が興味を持つ医療を多数提供できている上、立地も良く、東京から引っ越しをせずに勉強に来られることもあって、医師が充足している。それぞれの県立病院の立地条件を踏まえるとともに、各病院で行っている高度先進医療を医師等に経験としてどのように提供できるのかを検討した上で、その仕組みづくりを行い、医師を増やす正のスパイラルに乗せていきたいと考えている。

福永委員

- 1 資料10の医療圏別の外来患者と入院患者の割合について、平成25年度から平成29年度までの北部、利根及び秩父の各保健医療圏の状況を見ると、循環器・呼吸器病センターは、外来及び入院ともそれらの保健医療圏からの患者が約7割を占めているが、がんセンター、小児医療センター及び精神医療センターは少ない患者数になっている。このうち、特に北部保健医療圏について、がんセンター及び小児医療センターは、一次医療機関へのアピールが足りないのではないかと。地理的要因だけが原因ではないと思う。北部保健医療圏等の地域にもっと親しまれる医療機関であるためには、何が必要と考えるか。
- 2 資料9「救急患者の治療件数（過去3年間の推移、科目別、病院別）」を見ると、救急患者について、循環器・呼吸器病センターが4,147件、小児医療センターが5,021件の受入れを行っているのに対し、がんセンターは412件である。一方、資料7-1「医師・看護師の勤務状況、勤務形態及び勤務実績」を見ると、医師の月平均の時間外勤務について、循環器・呼吸器病センターが46.5時間なのに対し、がんセンターは43.4時間である。時間外勤務の状況はおおむね同様にもかかわらず、救急患者の受入れ件数には大きく差があるのはどういうことなのか。

経営管理課長

- 1 病院ではPRしていると思うが、地理的要因もあって、がんセンター及び小児医療センターには来院が少ない状況と考えている。一次医療機関へのアピールについては、重要であり実施していく必要があると考えている。
- 2 循環器・呼吸器病センターについては、約20名の医師が欠員になっていることが負担になっていると分析している。

病院事業管理者

- 2 補足すると、小児医療センターにおいては、小児救急と集中治療に関しては医師の2交代制を導入しているため、夜間休日は全て通常勤務として行っている。よって、その部分は時間外勤務に算入されないため、月平均の時間外勤務時間が短くなっていると認識している。

福永委員

がんセンター及び小児医療センターについては、秩父医療圏からの患者がほとんどいない一方、県外・その他の地域からの患者の割合が多くなっていることから、地理的要因のために患者が少ないという説明は成り立たない。精神医療センターに至っては、県外・その他の地域からの患者割合が5パーセントなのにもかかわらず、秩父からは0パーセントの状況が続いている。ほかに充足している医療機関があるわけではないと考えられることから、県立病院が県民の医療事情に応えられているのかという疑問を感じている。原因は地理的要因だけではないと考えるがどうか。

病院事業管理者

小児医療センターについては、北部保健医療圏付近のかなりの患者が群馬県立小児医療センターに行っている実態がある。秩父保健医療圏においては、子供の数が少ないということもあるが、東京方面への電車路線の関係もあり、多少は地理的要因もある。また、がんセンターについては、医師不足の状況にあり、特に中央診療部門である放射線診断、内視鏡及び病理の医師が不足していることや、麻酔科に欠員が出ていることから少々待ち時間が長くなっているため、伊奈町に行くよりも高崎線に乗って東京に行ってしまうという部分もあると思われる。その辺りの医療機能をもう少し充実させることが優先だと考えている。

精神医療センター病院長

当センターの県外・その他の地域からの患者がそれなりに多いのは、当センターが日本でも数少ない薬物依存症の治療を行っており、そのような治療機関がない地域から当センターの医療を求めて患者が来ているためである。

高木委員

- 1 循環器・呼吸器病センターにおいて、平成29年度に医師が約20人欠員していたことは重大な問題である。循環器・呼吸器病センターの現状を踏まえ、医師を確保する正のスパイラルに乗せるためには、何が有効であると考えているのか。
- 2 資料12「県立4病院の院内保育所の状況」によると、循環器・呼吸器病センターには院内保育所がないが、医師等の確保に当たりどのように影響しているのか。医師だけではなく、看護師や事務職員にも関係することであるが、保育所は必要ないという感触を得ているのか。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医師確保に関しては、現在勤務している医師がそれぞれ出身大学の医局に増員を依頼する、転職したい医師を仲介する民間の医師派遣会社に依頼する、病院事業管理者や病院長が個人的な知り合いに新たな派遣を依頼するなどの対応を行っている。一度に4人から5人のチームで派遣してもらえればかなり助かるが、なかなか実現しないのが実情

である。なお、平成30年度にはこれまで2人の増員ができており、引き続き増員に努めている。

- 2 平成29年3月にオープンした新館棟において、事業の一環として当初から院内保育所を作る計画があったが、院内の利用希望者が少なかったため、保育所整備費のことも考慮して中断している状況である。今後、院内において強い要望があれば、計画を再開する可能性もある。

【説明者】

栗生田邦夫下水道事業管理者、新井伸二下水道局長、西岡利浩下水道管理課長、
若公崇敏参事兼下水道事業課長

【発言】

横川委員

- 1 資料1「平成29年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「2 収益的収支の状況(消費税及び地方消費税を除く)」によると、施設の老朽化に伴う修繕費が前年度に比べて約10億円増加している。今後、修繕費の一層の増加が予想されるが、経営上の影響についてはどのように考えているのか。また、修繕費を確保するに当たり、継続的な事業実施に向けた修繕計画はどうなっているのか。
- 2 資料1の「3 資本的収支の状況(消費税及び地方消費税を含む)」によると、老朽化した機械電気設備の改築事業等に約103億円を投資している。事業着手からの経過年数を考慮すると、今後、土木建築施設の改築事業が上乘せされて、今以上に投資額も必要になると見込まれるが、限られた人員や財源の中で執行が可能なのか。
- 3 資料2「平成29年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概況」の5ページの「(3) 維持管理業務委託の状況」について伺う。9か所の水循環センターの維持管理業務の委託先については、5か所が公益財団法人埼玉県下水道公社、4か所が民間事業者となっているが、どのような考え方で委託先を公社と民間に分けているのか。
- 4 資料3「改善又は検討を要する事項とその措置状況」の1ページの「改善措置状況」によると、各水循環センターにおける水処理施設の耐震化については、平成35年度の完了を目途に流入から放流までの最低1系列が優先して進められている。しかし、下水が水循環センターに流入するまでの管渠が機能停止になっては意味がない。管渠の耐震化やマンホールの浮上対策については、どのように取り組んでいるのか。

下水道管理課長

- 1 今後の施設の老朽化に伴う修繕費の増加を想定し、従前から計画的に修繕を行っているが、経営状況を見ながら修繕をできる限り前倒しするなど、経営を圧迫しないように実施していきたい。修繕費の確保については、引き続き計画的に修繕を行うとともに、現在、改築を含めた事業費の平準化を念頭に置きながらストックマネジメント計画を策定している。この計画の中で修繕費についても、しっかり確保していきたい。

下水道事業課長

- 2 改築・更新については、現在、ストックマネジメント計画において検討を進めている。土木施設は標準耐用年数が50年であるが、標準耐用年数以上に延命を図るとともに、機械電気設備の更新の平準化を図りながら計画的に実施していきたい。
- 3 9か所の水循環センターのうち、大規模で災害のリスクが高い5か所の水循環センターは、県の代行機関として設置している県下水道公社に業務を代行させている。一方、比較的小規模であり、分流式で汚水のみを処理している4か所の水循環センターについては、民間事業者に業務を委託することで民間のノウハウを活用することやコスト縮減を図るといった考え方にに基づき、包括的民間委託を導入している。

4 各水循環センターにおける水処理施設の最低1系列の耐震化とともに、管渠の耐震化も進めている。管渠については、比較的大口径の管渠は過去の大規模の地震でも被災が極めて少ないことを踏まえて、緊急輸送道路下の直径1,650ミリメートル以下の小口径の管渠の耐震化を進めており、平成35年度頃にはおおむね完了させたい。また、送水機能の確保のためポンプ場の耐震化も進めており、22施設のうち、耐震性能を満たしていない14施設の耐震化について平成35年度末までに完了したい。さらに、マンホールの浮上対策については、対象となる緊急輸送道路下のマンホール541か所のうち、82か所については対策済みであり、残り459か所についても平成35年度末までに対策を完了したい。

横川委員

資料1の「3 資本的収支の状況（消費税及び地方消費税を含む）」を見ると、資本的収支の収支差が約マイナス60億円となっており、対前年度比で約15億円増加している。この収支差の不足額については損益勘定留保資金等で補てんするとなっており、資料2の3ページの「(2) 資本的収支の状況」には補てん財源の内訳として損益勘定留保資金が記載されている。この留保資金はどのような性質のものか。

下水道管理課長

公営企業会計の支出のうち、減価償却費については現金支出を伴わないため、その分の現金預金が内部留保資金となる。資本的収支の収支差の不足分については、この内部留保資金により補てんしている。

横川委員

毎年度、資本的収支の収支差が大きくなっていった場合、現状と同様の補てんに係る運用で対応できるのか。

下水道管理課長

補てんについては、キャッシュフローにおいて毎年、常に現金預金残高を確認するとともに、予算編成の段階においても補てん額の予算計上が可能な範囲を精査した上で行っている。

横川委員

補てん額が大幅に増減して運用も大幅に変わることはあるのか。

下水道管理課長

計画的に経営を行っており、毎年の現金預金残高に大きな変動はないことから、補てん額も大幅に増減することはないと考えている。

金子委員

決算書17ページの「平成29年度埼玉県流域下水道事業キャッシュ・フロー計算書(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)」に減価償却費が記載されている。減価償却費は現金支出を伴わないため、その分の現金預金が残っていることになるが、決算書6ページの貸借対照表における表記としては、損益勘定留保資金に減価償却累計額が含まれていることでよいのか。

下水道管理課長

減価償却累計額の一部として損益勘定留保資金が含まれている。

柳下委員

- 1 決算書13ページの「(2)事業収入に関する事項」を見ると、「維持管理負担金」や「消費税及び地方消費税還付金」が記載されているが、平成29年度の市町村の下水道料金に係る消費税額及び県が市町から徴収している維持管理負担金に係る消費税額はそれぞれのくらいか。また、参考として消費税率が10パーセントになった場合の消費税額は、それぞれのくらいになるのか。
- 2 資料6「下水汚泥の放射能対策について」について伺う。原発事故直後に発生した高濃度の放射性物質を含む焼却灰を5か所の水循環センターに保管していたが、全体ではどのくらいの量を保管していたのか。また、保管していた焼却灰については県外に搬出したのか。さらに、焼却灰の搬出先と搬出量はどうなっているのか。あわせて、平成30年3月29日発生分について、荒川水循環センターの焼却灰の放射性物質濃度が高い理由は何か。
- 3 資料7「自然エネルギーへの取組状況について」について、太陽光発電とバイオガス発電の年間発電量はそれぞれのくらいか。また、一般家庭に換算すると何世帯分になるのか。なお、バイオガス発電については、県が消化タンクを建設してバイオガスを発生させ、民間事業者がそのバイオガスを購入して民設民営で発電するとのことだが、民間事業者から徴収する発電に使用する土地の賃借料はどのくらいか。

下水道管理課長

- 1 市町村の下水道料金に係る消費税については、各市町村において住民に負担していただいている。市町村課から提供された資料によると、平成29年度の消費税額は54億8,100万円となっている。なお、消費税率が10パーセントになった場合の消費税額は68億5,100万円となり、13億7,000万円増加する見込みである。また、下水道局が市町から徴収している維持管理負担金に係る平成29年度の消費税額は、18億5,300万円である。さらに、消費税率が10パーセントになった場合の消費税額は23億1,700万円となり、4億6,400万円増加する見込みである。

下水道事業課長

- 2 各水循環センターで保管していた焼却灰は累計量で1万3,756トンとなっている。なお、焼却灰は産業廃棄物処理業者に搬出して埋立て処分が完了しているが、搬出先等については、風評被害等を防止するため詳細な答弁は控えさせていただく。また、荒川水循環センターの焼却灰の放射性物質濃度が高い理由は、荒川左岸南部流域は合流式下水道が多く、雨水も処理することから高濃度になるためである。
- 3 太陽光発電については、中川水循環センターが年間252万キロワットアワーで499世帯分、小山川水循環センターが233万キロワットアワーで461世帯分となる。バイオガス発電については、まだ発電を開始していないが、元荒川水循環センターが270万キロワットアワーで500世帯分、中川水循環センターが1,120万キロワットアワーで2,200世帯分の見込みとなっている。なお、土地の賃借料については、元荒川水循環センターにおいて年額21万円を徴収しており、中川水循環センターにおいて年額20万円を徴収する予定である。

塩野委員

資料1の「3 資本的収支の状況（消費税及び地方消費税を含む）」によると、耐震化工事については、平成29年度に約30億円の工事が実施されたとのことであるが、前年度に比べて金額的に多いのかどうか。また、資料3「改善又は検討を要する事項とその措置状況」の1ページの「改善措置状況」によると、平成35年度完了に向けて、各水循環センターにおける最低1系列の水処理施設の耐震化等を進めているが、耐震化の事業費は今後も年間30億円程度で推移するのか。

下水道事業課長

平成28年度の耐震化工事の事業費は約22億円であり、平成29年度の同事業費は平成28年度よりも大幅に増加している。今後も引き続き、平成29年度と同程度の予算を確保して耐震化を進めていきたい。

塩野委員

毎年30億円の予算で、平成35年度末までを目標としている各水循環センターにおける最低1系列の水処理施設の耐震化工事は完了するのか。また、2系列目についても耐震化を進めるにはどれくらいの費用がかかるのか。

下水道事業課長

30億円程度の予算であれば、平成35年度までに最低1系列の耐震化が完了すると考えている。また、2系列目以降の耐震化については、水処理施設の老朽化に伴う改築・更新のタイミングに合わせて実施していきたい。

塩野委員

最近は大規模災害や地震が多発しており、今後、首都直下地震も発生する可能性もある中で、耐震化工事はできるだけ早く完了させた方がよいが、平成35年度末までを目標としている耐震化工事はその期限までに確実に終わるのか。

下水道事業課長

水処理施設の最低1系列の耐震化は平成35年度末までに完了する。なお、水処理施設の全系列に関する水循環センターへの下水の流入渠や放流渠については、規模が大きく、耐震化に時間がかかることもあり、平成35年度末までの完了を目途としている。

塩野委員

1系列目の工事が完了しないと2系列目の工事には着手しないのか。

下水道事業課長

2系列目以降の耐震化については、水循環センターごとに順次着手しているところである。今後も改築・更新の時期に合わせて進めていきたい。

【説明者】

高柳三郎総務部長、岩田英久税務局長、高橋謙総務部副部長、秋山栄一契約局長、表久仁和人事課長、穴戸佳子職員健康支援課長、廣川達郎学事課長、影沢政司管財課長、原口誠治税務課長、若林裕樹個人県民税対策課長、伊田恒弘入札課長、中村哲哉文書課長、若松孝治行政監察幹、大久保修次県営競技事務所長、黒坂和実統計課長、山崎さおり総務事務センター所長、小高巖入札審査課長

澁澤陽平秘書課長

武藤彰人事委員会事務局長、野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大山澄男任用審査課長

【発言】

金子委員

- 1 行政報告書14ページの(4)の「ア 県営競技事業」によると、投票券発売収入は見込みを下回っているが、収益は上昇している。一方で、ミッドナイト競輪は無観客であるが、観客がいない、あるいは少ない場合、その分ギャンブル性が強くなることについてはどう考えているのか。
- 2 行政報告書55ページの「(2) 公有財産の管理・処分・調査」を見ると、「行政財産の目的外使用許可」、「行政財産の貸付」、「普通財産の貸付」とあるが、許可又は貸付に当たり、どのような基準で有償又は無償を判断しているのか。また、それぞれの平成29年度の年間の使用料又は貸付料の金額はどれくらいか。
- 3 未利用地を売却した際、売却額が取得額を下回ることはないのか。また、売却損が生じた場合は、バランスシートにはどのように表記しているのか。さらに、保有する不動産について、毎年度、時価評価を行い、その評価損等をバランスシートに計上しているのか。
- 4 平成29年度に未利用地を5件処分したとのことだが、具体的にどういったものか。
- 5 資料24「未利用財産一覧(平成30年3月31日現在)」によると、未利用地は35件、約21万6,000平方メートルとなっているが、売却が進まない理由は何か。また、今後は全て売却する方針なのか。
- 6 行政報告書51ページの(9)の「イ 職員採用試験及び選考」の選考実施結果を見ると、昇任選考においては被選考者と合格者が同数の796人になっているが、この昇任選考とはどういうものか。
- 7 第44回主査級昇任試験実施結果を見ると、有資格者294人、合格者42人となっているが、合格者のうち女性職員の占める割合はどれくらいか。また、女性の合格者は増加傾向にあるのかどうか。

県営競技事務所長

- 1 競輪事業の売上げは全国的に長期低落傾向にある中で、ミッドナイト競輪の売上げにより、持ち直しの傾向にある。これは、昼間競輪場に来ることができない現役世代が帰宅後に楽しめるものとして広まったものである。競輪はギャンブルであると同時にスポ

ーツ性も高いことから、昼間、生で競輪を見てもらうことも重要であると考えている。については、ミッドナイト競輪による収益増に走るだけでなく、観客数を増やすため、昼間の魅力的なレースの実施や広報の充実などに努めていく。

管財課長

- 2 行政財産の目的外使用許可については、行政財産を利用する者のための食堂、売店、自動販売機などを設置する場合や、電気、ガス、水道事業などの公益事業のために使用させる場合などには、使用料を減免できるものとしている。普通財産については、公共団体等において公用利用する場合に無償とし、道路又は水路で利用する場合やその他の公共的事業で利用する場合などには減額している。また、平成29年度の使用料等については、行政財産の目的外使用許可は約4,300万円、行政財産の貸付けは約5,100万円、普通財産の貸付けは約1億5,500万円となっている。
- 3 評価損が出た場合のバランスシート上の処理は、企画財政部の所管となっており、把握していない。なお、公有財産台帳の土地価格は、固定資産税評価額となっており、売却に係る入札の予定価格は不動産鑑定評価によっている。固定資産税評価額を売却額が下回ることはないと考えている。
- 4 未利用地処分5件の売却額は、約1億9,072万円となっている。具体的には、旧吉川教職員住宅、旧常磐新線建設促進事業用地、熊谷農業高等学校旧実習地などを売却した。売却先は、いずれも民間事業者である。
- 5 主に2点あると考えている。1点目は、地元市町村で利用希望があるが、地元市町村の財政的理由などにより、売却時期や条件を調整しなければならない土地があることである。2点目は、市街化調整区域内にあり、法令等により利用が著しく制限されるなど一般的に処分が困難な土地が多いことである。なお、今後も未利用地の売却に取り組んでいくが、全てを売却するのではなく、ほかの利活用方法についても検討したいと考えている。いずれにしても地元市町村と十分調整しながら進めていく。

任用審査課長

- 6 昇任選考は、任命権者からの依頼に基づき人事委員会で実施しているものである。被選考者が在級・在職年数などの昇任基準を満たしているかどうかを確認の上、合格者を決定している。
- 7 平成29年度の合格者42人のうち女性は9人であり、割合では21.4パーセントとなっている。平成28年度との比較では、1.4ポイント増加している。なお、ここ数年の女性合格者の割合は、20パーセント前後で推移している。

金子委員

- 1 バランスシートに関する事務は企画財政部の所管ということは了解した。なお、公有財産の売却に当たっては評価損が見込まれる場合も当然にあると考えるが、その場合、企画財政部と評価損に係る調整を行って売却が中止になることはあるのか。それとも、売却はあくまでも総務部の所管として評価損にかかわらず進められるのか。
- 2 未利用地の売却が困難な理由としては主に2点あるとの答弁であったが、地元市町村の財政的理由とは具体的にどのようなことか。また、市街化調整区域内にあり一般的に処分が困難な土地については、その困難の理由が明確である中、今後どうするのか。

管財課長

- 1 管財課が入札や売却を実施する場合は、企画財政部に全て事前相談を行うとともに、正式な決裁においても合議を行っていることから、評価損のことも含め、企画財政部の審査をしっかりと受けていると認識している。
- 2 例えば、地元市には公園用地として整備したい意向はあるが、市の公園事業計画に定めるべき用地取得や公園整備等の時期が予算との兼ね合いでなかなか決まらず、スケジュールが具体化しない場合などである。また、市街化調整区域は法令に基づくものであり対策が難しい中、物件情報の周知を更に図っている。これまで実施してきたホームページでの公売情報の公表に加えて、今年度は不動産広告を実施したところ、2件を売却することができた。処分方法に決定打はないが、今後も工夫して取り組んでいきたい。

柿沼委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書43ページの「平成29年度歳入歳出決算総括表」の「歳入」を見ると、不動産取得税や自動車税の不納欠損額が大きいが、どのように対応していたのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書48ページの「埼玉県公営競技事業特別会計」の「歳出」の第3款の第1項「繰出金」について、一般会計への繰出しを部分的にしが行わなかった理由は何か。
- 3 行政報告書49ページの「(7)職員の福利厚生」について、現在、精神疾患や身体疾患で長期休業中の職員数はどれくらいか。
- 4 行政報告書54ページの「(3)私立学校に対する検査指導」について、具体的にどのような指導を行ったのか。
- 5 行政報告書58ページの(1)の「イ 2～5年ごとに実施する周期調査」について、女性の活躍や一億総活躍社会が推進される中、平成29年就業構造基本調査はどのような結果であったのか。
- 6 行政報告書61ページの「(6)物品等の調達」について、例えば、障害者に優しい企業や環境へ配慮をしている企業、女性の登用を推進している企業等、企業として努力している点を物品調達の際のインセンティブとしているか。また、実態はどうであったか。

税務課長

- 1 県で賦課徴収している一般税・自動車税の不納欠損額は3億8,331万円であり、前年度と比べて自動車税については2,800万円減っているものの、全体としては6,311万円増えている。これは、滞納整理の早期着手や差押えの強化だけではなく、徹底した財産調査に基づき滞納処分の執行停止を進めているためである。

県営競技事務所長

- 2 公営競技については、突発的な事件、事故、台風・地震等の天災により、突然の開催中止などの事態に見舞われる可能性がある。規模の大きな開催が中止となった場合は、選手賞金や従事員賃金等、一時的に高額な資金需要が生じる。そのような不測の事態に備えながら、一般会計における財政需要とも調整の上で繰出しを行っている。

人事課長

- 3 平成29年度において、90日を超えて休んだ職員数は96人である。

学事課長

- 4 平成29年度の私立学校に対する検査指導においては、法人の運営が適切に行われているか、人件費について適正に執行されているか、学校法人の支出等に私的な利用はないか、簿外処理がないか、保健衛生管理が適切になされているかなどの項目について重点的に検査を実施した。その結果、延べ2,000件を超える事項について文書指摘を行い、その約80パーセントが改善されたことを確認した。なお、改善に至らないものについては、連続して検査を行うなど徹底した指導で対応している。

統計課長

- 5 平成24年の前回調査結果と比較すると、県内の有業者は約19万3,000人増加する一方、無業者は約5万4,000人減少しており、有業率は60.1パーセントと1.8ポイント上昇した。なお、今回調査の主な特徴としては、女性の有業率が全ての年代で上昇しており、特に30代、40代、55歳以上が増加したこと、男女ともに60歳以上の高齢者層の有業率が上昇したことが挙げられる。

入札課長

- 6 100万円以上の物品調達については、基本的に一般競争入札で執行している。入札の参加条件は参加者名簿に登録されている業者としているが、当該名簿登録の際に、障害者雇用や環境への配慮などを行っている業者には加点している。また、少額の一部の印刷業務等においては、指名見積り合わせの際に、障害者雇用や環境への配慮を行っている業者を指名するよう留意している。

柿沼委員

- 1 90日を超えて休んだ職員96人について、精神疾患と身体疾患の内訳はどうか。
- 2 平成29年就業構造基本調査については、有業率が上昇したとのことだが、賃金水準の上昇も見られたのか。

人事課長

- 1 精神疾患が74人、身体疾患が22人である。

統計課長

- 2 調査結果において、賃金水準の上昇・下降の傾向は明確ではなかった。

横川委員

- 1 行政報告書53ページの「(2)私立学校に対する助成」について、私立学校運営費補助金の交付学校数を見ると、全710校のうち600校しか交付対象となっていないが、どのような学校が交付の対象外となっているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書45ページの「平成29年度歳入歳出決算総括表」の「歳出」の第10款「教育費」において、第7項「私立学校費」の不用額が約20億円となっているが、補助事業ごとの不用額はどうか。
- 3 行政報告書53ページの「(2)私立学校に対する助成」について、父母負担軽減事業補助金の交付人数が3万5,249人となっているが、これは県全体の補助対象者数と比較してどれくらいの割合なのか。また、前年度と比較するとどうか。

学事課長

- 1 補助要件を満たさないため対象外となっている学校もあるが、専修学校のように補助が少額なので受けなくても運営ができるという理由で辞退校が多い学種もある。
- 2 不用額の総額は約20億円だが、全体事業費に占める割合は4パーセントである。私立学校運営費補助と父母負担軽減事業補助の合計で約17億円となっており、不用額の約85パーセントを占めている。なお、私立学校運営費補助の不用額は約5億5,000万円であり、内訳としてはペナルティ減額のほか、事業の実績などに応じて交付する部分が約4億2,000万円である。また、父母負担軽減事業補助の不用額は約11億5,000万円であり、内訳としては約8億5,000万円が全額国庫補助の就学支援金である。就学支援金の交付要件には収入基準があり、毎年、所得階層の割合が変動することから、年度途中で不足が生じないよう安全を見て予算を確保しているため、不用額が生じる傾向にある。
- 3 全日制の私立高校の生徒数5万5,888人に対し、父母負担軽減事業補助の各補助対象者の単純合計人数で比較すると約61パーセントである。しかし、実際には授業料補助や入学金補助などで対象者が重なっており、県内在住生徒数に占める割合は約35パーセントである。なお、就学支援金では、県外からの生徒も対象となっており約67パーセントである。また、補助を受けた人数は、前年度と比較すると約300人増加した。

柳下委員

- 1 資料11の3ページの「(2)生徒1人当たり単価(交付税、県単別)の推移」を見ると、平成29年度の私立高校運営費補助事業における生徒1人当たりの補助単価の実績は、全国平均と比べて低い水準にある。これは全国最下位の補助単価であると聞いているが、補助単価を向上させるために平成29年度はどのように努力したのか。
- 2 私立高校に対する公私格差を解消するために、平成29年度はどのように努力したのか。また、今後の格差解消の見通しはどうか。
- 3 行政報告書47ページの「5 建設工事等の適正な入札・契約の推進」及び60ページの(1)の「イ 建設工事に係る入札・契約制度の改善」について伺う。先般、設計労務単価が引き上げられたことに伴い、それに基づく予定価格の設定を行えば、現場の建設労働者の賃金にも反映するはずである。しかし、現場からは、賃金が上がっていないという訴えがある。将来の地域の建設産業の担い手を確保するためにも賃金の改善は重要であるが、平成29年度の入札・契約時において、現場の労働者の生活を視野に入れていたのか。また、実効ある方策についてどのような努力をしてきたのか。さらに、今後の見通しはどうか。
- 4 行政報告書50ページの(9)のアの「(エ)女性職員の活躍しやすい環境づくり」について伺う。男女共同参画推進条例を全国で最初に制定した埼玉県として、女性の幹部職員登用について平成29年度はどのような努力をしたのか。また、部長職、課長職などの女性幹部職員の割合が他県と比較して低いと実感しているが、どのように認識しているのか。
- 5 資料23「個人県民税及び個人市町村民税の滞納引継の状況」について、引継の増加に伴い県の事務負担も増加することが懸念されるが、引継の定義と要件は何か。また、平成25年度は44市町において引継件数523件、うち差押件数196件、差押滞納金額は約3億2,125万円であったものが、平成29年度は53市町において引継件数1,232件、うち差押件数417件、差押金額は約4億7,660万円となり、市

町からの引継件数が2倍以上に増えているが、この理由は何か。さらに、今後も差押え件数は増えていく見通しなのか。あわせて、平成29年度の執行停止の件数と金額はどうなっているのか。

学事課長

- 1 本県では、父母負担軽減事業補助と運営費補助事業を私学助成の2本柱として力を入れている。父母負担軽減事業補助の単価の全国順位は第3位で、運営費補助と合わせると全国第8位となっている。また、運営費補助についても、厳しい財政状況ではあるが、全国の補助単価の伸びを上回る県補助単価の伸びを確保している。
- 2 平成29年度は、年収約500万円から年収約609万円未満世帯について、授業料補助を25万円から37万5,000円に拡大し、年収約609万円未満世帯まで授業料の実質無償化の対象を拡充した。また、今後の格差解消の見通しについては、財政状況が厳しく、一気に差を縮めることは難しいと考えているが、この2本柱の充実に引き続き努めていきたい。

入札課長

- 3 建設労働者の適切な賃金水準を確保するためには、入札契約制度における入札時のダンピング対策が重要である。ダンピングは、工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、従事者の賃金その他の労働環境の悪化、ひいては建設業の若手入職者の減少にもつながるため、防止する必要がある。このため、入札課では、最低制限価格及び低入札価格調査制度の運用を行い、ダンピング受注を防止している。平成20年度以降、最低制限価格及び調査基準価格については7回の引上げを行ってきた。平成29年度においては、5月1日に最低制限価格及び調査基準価格の引上げを行っている。入札課では、各発注部局の価格設定状況等を確認しており、今後も最低制限価格及び低入札価格調査制度の適切な運用を行っていく。

人事課長

- 4 女性職員の登用については、女性職員の意欲と能力の向上、それに資する人事異動、働きやすい職場環境の整備などが必要と考え、これまでも取り組んできた。特に平成29年度は、女性職員の意欲と能力の向上を図るため主幹級・主査級の研修を強化したほか、主幹級・主査級の上司となる役職の職員には女性登用の重要性などの意識改革を促す研修も行った。なお、女性の管理職への登用は一筋縄ではいかないと考えている。本県の管理職に占める女性の割合については、平成28年度は8.7パーセント、平成29年度は9.1パーセントと少し増えている。さらに、平成30年度は9.6パーセントまで増えたところである。しかし、誇れる数字ではないと認識しており、今後も女性管理職を少しでも登用できるように努め、一步一步増やしていきたいと考えている。

個人県民税対策課長

- 5 引継とは、地方税法第48条に基づき、個人住民税について市町村長の同意を受けて県が直接徴収を行うものである。個人県民税対策課においては、滞納額おおむね200万円以上の事案であることが要件となるが、それ以外でも、市町村で取り扱うことが難しい事案、例えば累積滞納や厳しい相手との折衝が必要な事案などを引き受けている。また、引継件数の増加は、市町村においては限られた人員で財産調査や滞納整理を行っていることから、県に依頼したいという困難事案が増えているためではないかと考えて

いる。さらに、差押件数については、引継件数に占める割合を見ると平成25年度が37.5パーセント、平成29年度が33.8パーセントであり、差押えが増えている状況ではないと考えている。なお、平成29年度の執行停止については、216件で1億8,020万3,734円である。

柳下委員

- 1 資料23によると、引継があるにも関わらず差押えが0件という市町もあるが、どのような状況で執行停止を行っているのか。格差と貧困が大きく広がっている中で、今後も執行停止は増えていくのではないか。
- 2 差押承諾書の提出を求めることは、県でも行っているのか。払いたくても払えないような納税者も存在するため、親切で丁寧な対応に努めてもらいたい。納税できるように生活を改善するサポートなども含めて市町村と連携を図るべきである。

個人県民税対策課長

- 1 個別の事案ごとに財産調査を行い、差押えをしなければならないものは差し押さえることとなる。年度ごとの滞納処分の執行停止の件数は、あくまでもその結果に過ぎず、今後増えるという意味合いではない。今後も引き続き適正に財産調査を行い、財産がない人については、法令に基づき執行停止を行っていく。
- 2 個人県民税対策課においても、滞納者の承諾を得た上で差押承諾書を提出していただく場合もある。なお、地方税法に基づき、差押えは承諾なく行うことができる。しかしながら、納税相談等を受けている中で、分納等を認める場合もある。差押承諾書の提出は、今後、分納の約束をしっかりと履行していくことをお互いに確認する趣旨で行っているものである。

福永委員

- 1 建設業の担い手を確保するには、業者に適正な利益を与えること、週休二日制に対応した予定価格とすることなどが重要であるが、資料27「建設工事発注標準別落札率(平成25年度～平成29年度)」を見ると、平成29年度については、建築工事は1億円以上2億5,000万円未満の価格帯からその下のランクに向かって順番に93.7パーセント、94.9パーセント、96.3パーセントと高い落札率になっている。一方、土木工事は業者数が一番多い6,000万円以上1億円未満の価格帯からその下のランクに向かって順番に91.8パーセント、91.7パーセント、91.2パーセントとなっている。土木工事と建築工事の落札率を比較した場合、土木工事は建築工事に比べて3ポイントから5ポイント低く、土木工事の方が利益の少ない落札率となっている。平成29年度において、この状況を改めるべきだったのではないかと考えるがどうか。また、舗装工事についても、落札率は90パーセントに届いていない状況である。それでも舗装工事はそもそもの利益率が高い傾向にあるが、土木工事は利益率も低いため、最低制限価格の設定率を引き上げるべきではないかと考える。こうした平成29年度の建築工事や土木工事、舗装工事の落札率の結果について、どのように考えているのか。
- 2 資料33「派遣者の帰任後配属課所一覧(平成30年度帰任者)」を見ると、派遣先は上場企業や大学院、行政機関等であり、中小企業が全くない。県内中小企業に職員派遣は行っていないのか。
- 3 資料30「総務部職員数の推移」について、平成21年度と平成30年度を比べた場合、正規の職員数は事務でマイナス152人、技術でマイナス10人となっている。一

方、再任用は事務でプラス39人、技術でマイナス3人、非常勤はプラス21人となっており、正規職員を減らして非常勤を増やすという状態がこの10年間で発生している。知事が最小・最強の県庁を掲げて職員が削減されてきたが、こういう状態で今後も進んでいくのか。また、それで問題が生じていないのか。

入札課長

1 落札率は、業者数、業種の人気の有無、さらに発注の時期によっても異なり、結果として土木工事、建築工事など業種によって異なる結果になっている。県全体の平均落札率は、平成29年度が91.1パーセント、平成28年度は90.3パーセント、平成27年度が89.3パーセントであり、ここ3年度は上昇している。なお、平成26年度は90.7パーセントであったため、最近では90パーセントから92パーセントで推移している状況である。また、最低制限価格等は平成20年度から7回引き上げており、平成29年度も引き上げた。最低制限価格等は、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを準用しているところであり、国の動きや落札状況等を見ながら、引き続き最低制限価格等の制度を適切に運用していきたい。

人事課長

2 職員派遣の目的は、職員の研修である。中小企業については先方の負担もあるので、1年間という長期ではなく短期で派遣している。平成29年度は10日間の日程で、在宅保育事業を行っているコマームなど5社に職員を派遣した。

3 人事課としては、職員の声を常に聴くようにしている。また、働きやすい職場環境づくりということにも意を用いている。実際の職員の定数管理については企画財政部で行っているが、そういった職員の声や働きやすい職場づくりの取組のことも十分に伝えながら協議していきたい。

福永委員

1 落札率は発注時期によって異なるとのことだが、発注時期の平準化を更に徹底することで落札率そのものが上がっていくと考えられる。どう取り組んでいくのか伺う。

2 土木工事や舗装工事の業種は就業する人が少ない分野のため、資料27のとおり落札率が低くなっていると思う。落札率を底上げする必要があると考えるがどうか。

入札課長

1 平準化については各発注部局で努力している。連携を図りながら取り組んでいきたい。

2 例えば、舗装工事については、利益率が高く競争が激しい、いわゆる人気がある工事であることから、落札率が低いと捉えている。そのため、一概に落札率を上げる必要があるとは考えていない。今後も、全体の落札率の状況を見ながら、引き続き最低制限価格等の制度を適切に運用していきたい。

高木委員

1 資料11の1ページの「私立高校（県内全日制）の授業料等軽減事業補助について」を見ると、受給割合が一貫して伸びている。これは、子育て世代の所得が低下しているということなのか、所得の低い世帯が私立高校に進学する傾向があるのか等、その理由をどのように分析しているか。

2 資料17「病気休暇、育児休業、出産休暇及び介護休暇の取得数」によると、精神疾

患による長期療養者が増加しているが、平成29年度は、減少させるためにどのような努力を行ったのか。また、職場にはメンタルヘルス対策に取り組むことが義務付けられていると思うが、その効果はどうであったのか。

- 3 精神疾患により長期療養する職員には、年齢層等の傾向はあるのか。
- 4 資料2-4「未利用財産一覧(平成30年3月31日現在)」に記載のある35件の中に、貸付け等の活用をしている財産は含まれているのか。何も活用していないから未利用財産として扱っているということか。例えば、売却までは市町村に一時的に貸し付けるなどの活用を図れば、賃貸料が入るのではないか。
- 5 行政報告書55ページの「3 公有財産の管理」を見ると、公有財産台帳の整備を図ったとある。全ての庁舎についてあらゆるデータを整備するのは大変だと思うが、平成29年度に進捗した割合はどの程度か。また、全体ではどの程度の割合まで進捗したのか。

学事課長

- 1 県が実施する父母負担軽減事業については、対象となる年収要件を拡大してきた。これに伴い、経済的に厳しい家庭でも県内の私立高校を選べるようになったことを背景に、受給者が増えていると捉えている。正に父母負担軽減事業補助を行ってきた効果が出ていると理解している。

職員健康支援課長

- 2 残念ながら、この3年間では、精神疾患による長期療養者は少しずつ増えてきている。本県では、メンタルヘルス不調による長期療養者を増やさないため、ラインケア研修やセルフケア研修を行っている。メンタルヘルス不調の症状が出現した場合は、悪化させないようにするため、精神科医による精神保健相談や臨床心理士によるストレスカウンセリングなどを実施している。さらに、精神疾患により療養していた職員がスムーズに復職できるように支援するとともに、復職後の再発を防ぐため、職場では復職後少なくとも5年間は精神科医や人事担当職員、健康相談担当保健師がチームを組んで見守りを継続している。対策の効果を明らかにするのはなかなか難しいが、これらのメンタルヘルス対策を推進し、職員一人一人の心の健康の増進と、全ての職員が常に心の健康を意識できる職場風土づくりに努めていく。
- 3 傾向としては、男女別にみると男性が64.9パーセントと女性より多い。職員100人当たりでも男性が0.81で女性が0.68と男性が多い。年代別では40歳代の割合が全体の33.8パーセントと最も高く、次いで20歳代と50歳代が23.0パーセントとなっている。職位別では一般職員が75.7パーセントを占めている。

管財課長

- 4 35件の未利用地の中で現在貸し付けている物件はないが、過去に貸し付けていた事例がある。旧沼影職員住宅跡地は、さいたま市の保育園の仮園舎用地などとして貸付けを行った。また、旧部長第2公舎は、さいたまトリエンナーレの会場として貸し付けた。市町村から希望があれば、有効に活用していきたい。
- 5 公有財産台帳については、公有財産管理システムで管理しており、全ての整備を終えている。

高木委員

公有財産台帳を、今後の建物の長期マネジメントに要する経費を算出できる水準まで整備するには、全ての修繕履歴等のデータを収集する必要があり、大変時間がかかると以前に聞いている。その収集・整備の進捗状況を伺ったものである。

管財課長

県有建物の長期保全計画は、施設の今後20年間の修繕内容及び見込み費用に係る計画であり、現在、知事部局で所管する庁舎・公の施設のうち小規模施設を除く133施設で順次策定を進めている。また、今年度中に全ての施設が策定を完了する予定である。なお、策定に当たっては、公有財産管理システムとは別のシステムを使用しているが、今年度中に策定が完了した後、当該別システムのデータを公有財産管理システムと共有する予定である。

諸井委員

- 1 資料17「病気休暇、育児休業、出産休暇及び介護休暇の取得数」について、平成29年度の病気休暇の96人のうち、精神疾患は74人とのことであるが、その精神疾患の内容をどのくらい把握しているのか。例えば、業務あるいはプライベートが原因なのか、どの部局が多いのか、時間外勤務が多いこととの関連性はあるのかなどである。
- 2 長期休暇の間の過ごし方については、どのように把握しているのか。
- 3 長期休暇について給料はどのように払われているのか。
- 4 長期休暇のままで退職してしまう職員はどのくらいいるのか。また、復帰する職員はどのくらいいるのか。

職員健康支援課長

- 1 メンタルヘルス不調の原因は、職務や家庭等の幾つかの悩みが重なるなど複雑であり、特定は難しいと言われている。部局に関しても時間外勤務が多い部局に多いとは一概に言えず、平均的にどの部局でも起こり得ることである。ただし、人事異動などの影響を受けるのか6月に多いという傾向はある。
- 2 所属において、面接や電話等により聞き取りを行うなどの方法で把握している。なお、所属から職員健康支援課に相談があった場合は、メンタルケアチームで検討して助言することなどにより、所属が職場全体で職員を復職に向けてフォローする体制を整えている。

人事課長

- 3 90日間の病気休暇の間は有給である。その後、休職になると1年目は80パーセント支給されるが、2年目からは給料としては無給となる。
- 4 平成29年度においては、精神疾患の74人のうち、復帰した職員が30人、引き続き療養しているのが33人、残念ながら退職になった職員が11人であった。

諸井委員

- 1 長期休暇は連続して休んでいることが条件だったと記憶している。例えば1年間連続とならないよう途中で1回、2回出てきて、また長期休暇に入る職員はいるのか。また、いるのであれば人数はどれくらいか。
- 2 個人的に親しい精神科医から聞いた話では、患者から自分は鬱なので診断書を出して

ほしいと依頼されると、医師はほぼ断らずに100パーセント診断書を出すようである。悪意があれば誰でも精神疾患の診断書を入手できる状況において、診断書の提出さえあれば、その職員は精神疾患に該当すると判断しているのか。

人事課長

- 1 以前は、長期休暇が続いても一旦復職するといわゆるゼロクリアになってしまったことがあった。しかし、現在は改めており、一定期間の勤務をしないとゼロクリアとして取り扱わない。また、現在、そういう職員はいない。

職員健康支援課長

- 2 職員の疾患の状況については、知事の諮問に応じて、職員健康審査会において、提出された診断書などに基づき、治療の要否・程度、出勤の可否、生活指導の内容等を9名の委員が審査した上で判定している。診断書も資料の一つではあるが、それだけで判定しているわけではない。

石川委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書54ページの「歳入」の第1款の第9項の第1目「自動車税」について伺う。収入未済額についてはその縮減に成果を挙げているところだが、平成29年度決算における滞納の現年度分及び滞納繰越分並びに不納欠損額について、納税者1人当たりの最高額はそれぞれ幾らか。
- 2 職員の時間外勤務について、部局別の1人当たりの月の最高時間外勤務時間はどうなっているか。また、平成28年度と平成29年度に同一の人物が年間最高時間外勤務の職員になっていないかどうか。

税務課長

- 1 自動車税の滞納金額については、現年度分は約3億1,600万円、滞納繰越分は約3億6,200万円であり、合計では約6億7,800万円である。不納欠損額については、納税者1人当たりの最高額のデータは手元にはないが、県税の収入未済額の中で執行停止をしていない事案のうち、自動車税を最も多く滞納している者の滞納額は約71万円である。

人事課長

- 2 部局別に誰が最高時間外勤務時間かという整理は行っていないため、データはない。また、平成28年度と平成29年度において、年間最高時間外勤務を行っている職員は同一人物ではない。

石川委員

自動車税の滞納額について、納税義務者1人当たりの現年度分及び滞納繰越分の最高額はそれぞれ幾らか。

税務課長

平成29年度の収入未済額の現年度分の件数は8,531件、滞納繰越分の件数は1万910件であり、1件当たりの調定額でいえば、現年度分は約3万7,000円で、滞納繰越分は約3万3,000円である。なお、滞納額の最高額は、先ほど答弁した約71万

円である。

石川委員

自動車税コールセンターについて、平成29年度において何か運営方法を変えて工夫した点はあるか。

税務課長

コールセンターの運営については基本的に変えていない。しかし、平成28年度に自動車税の督促状の発送を10日前倒したところ、7月の収納額がかなり増加したことから、これに合わせてコールセンターが納付の呼び掛けを行う時期も早めており、滞納整理のスピードアップを図っている。これらの取組の結果、納税率について、平成28年度は現年度分が99.6パーセント、滞納繰越分が39.5パーセント、合計で98.8パーセントであったものが、平成29年度は現年度分が99.6パーセント、滞納繰越分が36.1パーセント、合計で99.0パーセントと伸びており、成果が上がっているものと考えている。

石川委員

平成29年度当初予算における事業説明では、財産調査体制を強化することであったが、もともと財産調査の実施率は高かったと認識している。平成29年度はどういったことを強化したのか。

税務課長

平成29年度から、大規模な県税事務所であるさいたま県税事務所、川口県税事務所及び越谷県税事務所にそれぞれ財産調査の補助業務を専門に行う非常勤職員を配置している。この配置により、県税事務所の職員が差押えや換価などの滞納処分に専念できる体制を整備し、徹底した滞納整理を行った。

松坂委員

- 1 行政報告書48ページの「1 人事管理」について伺う。平成29年度を含めて4年間の職員の平均年収増額については、社員50人以上の民間企業の給与水準に合わせていることになっているが、その成果について指標などはあるのか。
- 2 職員数の一番少ない県庁と業務量を比較して、具体的な職員定数管理に反映させているか。
- 3 リスクの事前把握、問題点の報告件数の推移と、問題点を改善するための情報収集についてはどうなっているのか。
- 4 行政報告書48ページの「(3)人事異動」によると、県民サービスの向上を図るため2,046人の人事異動を行ったとある。人事異動はおおむね年度当初に行われていると思うが、異動時期については業務量等に応じて柔軟に対応できないものなのか。また、専門職の異動・配置等については、どのような意を用いているのか。
- 5 県と市町村の人事交流については、企画財政部の審査の際にも質疑を行った。県内市町村で実施する県が推進する事業については、事業費の支援だけではなく、人的な支援も必要と考えるが、その点も考慮して職員の派遣を行っているのか。
- 6 行政報告書49ページの(7)の「イ 厚生施設の管理」について伺う。保有職員住宅や借上職員住宅、職員会館に係る職員の利用実績等はそれぞれどうなっているのか。

人事課長

- 1 具体的な成果について直接的な指標はない。民間の場合は利益が出たら賃金に反映できるが、公務の場合はなかなか難しい。制度的には均衡の原則により、民間や国、ほかの公務員との均衡を踏まえて決定することになっている。そのような制度の下、本県は成果を出す努力を行っており、例えば本県の政策は全国知事会の優秀政策として多くの表彰を受けている。批判を受けまいよう引き続き努めていきたい。
- 2 職員の定数の管理については企画財政部で所管しているが、職員数の一番少ない県庁と直接的に比較しているという話は聞いたことはない。ただし、いろいろな業務をどのように効率的に執行しているのか、他県の事例なども参考にしながら定数管理を行っていると聞いている。引き続き効率的な執行体制に努めていきたい。
- 4 例えば時間外勤務が急増している場合には、年度の途中においても、人事異動により業務量に応じた人員を柔軟に配置している。平成29年度は、3課に5人を増員している。なお、業務の内容的に、急に異動してもどうしてもすぐには仕事ができない場合もあるため、そうした職場の実情を踏まえながら対応していきたい。また、専門職については、長期的な課題に取り組む場合や専門的な知識が必要な場合において、通常より長期間の配置や転出した職員の再転入による配置を行うように努めている。専門的な知識を持つ職員が欠けることのないように配慮した人事配置に引き続き努めていきたい。
- 5 平成29年4月1日現在においては、46市町村に93人の職員を派遣している。職員の派遣については、市町村からのいろいろな要請を丁寧に聴取して検討している。特に、技術職の派遣については、県でもそもそも採用が大変であることから、全ての要請に応えられていないのが実情である。引き続き、市町村との丁寧な意見交換に努めて、要請に応えられるよう可能な限り努力していきたい。

行政監察幹

- 3 行政監察幹には2つの窓口がある。職員からの公益通報については、これまでいろいろな連絡や情報提供があり、そのうち1件を公益通報として受理している。また、倫理相談庁内ホットラインについては、これまで40件の相談を受け付けている。この2つの窓口については、庁内ポータルサイトや年度当初の研修会において周知しているが、今後は、ほかの任命権者の職員からも気軽に相談を寄せられる旨を庁内ポータルサイトに明記することで、より相談しやすい環境づくりを図っていきたい。

職員健康支援課長

- 6 保有職員住宅は5住宅88戸あり、入居率は86.4パーセントである。借上職員住宅は34戸の契約戸数となっている。職員会館には、サークル室、音楽室、トレーニング室等があり、約2万9,000人が利用している。

【説明者】

本多麻夫保健医療部長、三田一夫保健医療部参与、江森光芳地域包括ケア局長、奥山秀保健医療部副部長、河原塚聡保健医療部副部長、根岸章王食品安全局長、唐橋竜一保健医療政策課長、田中良明保健医療政策課感染症対策幹兼幸手保健所長、井部徹国保医療課長、武井裕之医療整備課長、番場宏医療人材課長、清水雅之健康長寿課長、芦村達哉疾病対策課長、市川克己生活衛生課長、吉永光宏食品安全課長、天下井昭薬務課長

【発言】

浅井委員

- 1 行政報告書174ページの「(1)地域保健医療計画の推進」について、二次保健医療圏ごとに設置している地域保健医療・地域医療対策協議会ではどのような協議を行っているのか。
- 2 行政報告書176ページの2の(1)の「ケ 埼玉県国民健康保険運営方針の策定」によると、同方針を平成29年9月に策定したとあるが、その規定内容はどうなっているのか。また、どのようなプロセスを経て策定されたのか。
- 3 行政報告書182ページの(1)のアの「(イ)小児救急医療体制」によると、小児救急電話相談を24時間化したとあるが、効果は出ているのか。
- 4 行政報告書182ページの「ウ 災害に対応できる医療体制の整備」について、具体的にどのような取組を進めてきたのか。
- 5 行政報告書183ページの(3)の「イ 訪問看護職員の養成」について、現在、訪問看護師の育成等にはどのように取り組んでいるのか。
- 6 行政報告書186ページの「(3)糖尿病の重症化予防対策の推進」について、糖尿病性腎症重症化予防対策事業の現在の取組状況とその成果を伺う。

保健医療政策課長

- 1 協議会においては、2025年を見据えて、できる限り住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる医療提供体制の確保に向けた協議を行っている。具体的には、公立病院や公的病院、地域の中核病院などに協議会に出席いただき、現在提供している医療の内容や今後の病院運営の方向性などの説明を受け、関係者で情報共有している。その上で、今後、圏域内において不足する医療機能及びその確保の方策について議論を行っている。

国保医療課長

- 2 運営方針に記載する事項については、国民健康保険法において、財政の見通しなど必須事項4項目、医療費適正化に関することなど任意事項4項目が規定されているが、本県では全ての項目について規定した。策定に当たっては、平成28年度には市町村と延べ25回の会議を重ねるなど、丁寧な協議を行っている。また、埼玉県国民健康保険運営協議会にも諮問して答申を受け、県議会には平成29年6月定例会で報告した。また、市町村への意見照会や県民コメントを実施して頂いた意見については、可能な限り反映している。

医療整備課長

- 3 昨年度、小児救急電話相談で相談を受けた件数は9万2,818件であり、全国で一番多い。24時間化は平成29年10月から開始したため、平成29年度においては半年しか実績はないが、各月ごとの分析では約1.5倍の相談件数となっており、より多くの県民の相談のニーズに対応できたと考えている。
- 4 全ての災害拠点病院で、大規模災害時に発生する多数傷病者の受入れを想定した訓練を実施した。また、広域医療搬送に関しては、自衛隊入間基地から県外への患者搬送が円滑に行えるよう、簡易ベッドやストレッチャーに加えて、新たに生体情報モニター等の医療器材の整備を行った。さらに、これまで指定していた県災害対策本部で活動する災害医療コーディネーターと透析災害医療コーディネーターの7名に加え、二次保健医療圏ごとに活動する地域のコーディネーターを新たに47名指定した。

医療人材課長

- 5 訪問看護職員の確保や定着、育成に関する事業は、平成29年度から着手している。具体的には4つの事業があるが、1つ目は、訪問看護ステーション単独では対応困難な新人合同研修である。2つ目は、ターミナルケアなどに対応できる質の高い訪問看護師を育成する事業である。3つ目は、訪問看護の現場体験実習である。4つ目は、介護に必要な高度な専門知識を持つ認定看護師を介護施設に派遣し、施設に勤務する看護師の看護技術の向上を図る事業である。

健康長寿課長

- 6 平成29年度は、47市町で共同事業を実施した。受診勧奨は5,336人に実施し、その結果、新規受診者数は596人となり、受診勧奨を行わなかった場合の予測者数315人に対して約1.9倍となった。保健指導には752人が参加し、検査数値ヘモグロビンA1Cが合併症予防のための目標値の7.0パーセントをクリアする6.9パーセントに改善した。継続支援は237人に実施し、ヘモグロビンA1Cは保健指導開始前の7.1パーセント未満を維持した。

福永委員

- 1 行政報告書180ページの(1)のアの「(ア)救急医療体制」のドクターヘリの出動件数のグラフを見ると、平成28年度と比較して平成29年度は約1.43倍の553件に急増している。その一方、不用額が約240万円生じているのはなぜか。出動件数の増加に伴い必要な予算も増加したと思うが、その手当ては行ったのか。また、平成29年度の出動件数が急増した理由は何か。
- 2 行政報告書197ページの「(6)AED(自動体外式除細動器)の普及推進」を見ると、県内のAEDの設置台数は平成29年度に約1万3,000台となり順調に増えているようだが、平成29年度にAEDが実際に使用された件数を伺う。
- 3 行政報告書176ページの「(2)後期高齢者医療制度の堅実な運営」を見ると、後期高齢者医療財政安定化基金の残高は約99億円となっているが、伸び続ける後期高齢者医療費に対してこの額で足りるのか。
- 4 行政報告書181ページの(1)のアの「(ア)救急医療体制」に記載のある大人の救急電話相談について、実施している都道府県は全国に何団体あるのか。
- 5 大人の救急電話相談と行政報告書182ページの(1)のアの「(イ)小児救急医療体制」に記載のある小児救急電話相談について、24時間365日対応している団体は

全国にそれぞれ何団体あるのか。

医療整備課長

- 1 不用額は、休止中であった防災ヘリの早朝・夜間のドクターヘリの運航の再開に係る経費であり、平成29年度に再開できなかったために生じたものである。また、国の補助制度においては、出動件数にかかわらず補助金額は一定となる仕組みになっており、その基準額は全国一律である。なお、出動件数が増加した理由は、ドクターヘリ基地病院が消防本部に対して早期の出動要請に係る普及啓発に努めたからである。事案によっては、救急車の出動と同時に指令課からドクターヘリの出動を要請している。キャンセルとなる場合もあるが、できるだけ早くドクターが患者の下に到着できるように徹底した結果である。
- 4 大人の救急電話相談は、都道府県だけではなく市町村においても実施しており、市町村も含めて11団体となる。
- 5 小児救急電話相談について24時間365日対応を行っているのは、全国で埼玉県のみである。なお、大人の救急電話相談は11団体が実施しており、原則24時間365日対応となっている。

薬務課長

- 2 平成29年度にAEDが実際に使用された件数は164件である。このうち、29件が救命に至った。なお、使用件数については、平成27年度は82件、平成28年度は131件と右肩上がり増加している。

国保医療課長

- 3 基金が対応すべき部分は、総医療費から患者負担分を除いた医療給付費のうち、約1割の保険料の部分である。当該基金は、国が設定した財政リスク値を使用して必要額を算出するものであるが、これによると1年当たり約8億円となる。基金には現在約100億円の残高があることから、10年以上の備えがある計算になる。なお、参考に他都道府県の平成28年度末残高を見ると、東京都が212億円で全国1位、本県が2位となっている。

福永委員

- 1 ドクターヘリの運航補助金は出動件数にかかわらず全国一律の金額になっているとのことだが、昨年度の途中から出動件数が急増していることは分かっていたはずである。1回の飛行に数十万円の燃料費がかかる状況を踏まえ、国に対して補助金額の引上げを働き掛けるべきではなかったのか。
- 2 出動件数の増加に伴い、フライトドクターやナース、ヘリ運航会社の負担が増加しているのではないかと。その負担を把握するために現場へ赴き、その声を聞いたのか。

医療整備課長

- 1 近県の平成29年度の出動件数の実績を見ると、栃木県が744件、群馬県が956件であり、同じ補助金額で埼玉県より出動件数が多い。そのため、本県からは国に対する補助金額の引上げ要請は行っていない。本県より出動件数が多い他県の状況を踏まえ、今後検討していく。
- 2 現場スタッフとの意見交換は頻繁に実施している。フライトチームの出動は1日1チ

ームであり、負担が大きくなっているとは考えていない。むしろ患者の救命がモチベーションにつながっており、スタッフには充実感があるとも聞いている。

横川委員

- 1 行政報告書171ページの「6 生涯を通じた健康の確保」及び同186ページの「(1) 健康長寿埼玉プロジェクトの推進」について伺う。健康長寿埼玉プロジェクトは医療費の抑制の実現を目指すものであるが、平成29年度の健康長寿埼玉モデルに33市町村の約2万4,000人が参加したことによって、どれだけの医療費抑制効果があったのか。
- 2 行政報告書181ページの(1)のアの「(ア)救急医療体制」によると、搬送困難事案受入医療機関支援事業を実施しており、県内全域で12医療機関が指定されているが、地域ごとに見てみると、北部は1医療機関しかないため、場所によっては搬送できない状況もあるのではないかと。県北の医療機関への働き掛けはどうなっているのか。
- 3 搬送調整体制強化事業について、これまでの調整実績と成果はどうなっているのか。
- 4 行政報告書184ページの「(1)ウェルカムベイビープロジェクトの推進」について、不妊治療を受けた場合の費用と助成額はそれぞれ幾らか。なお、治療項目ごとに分かればそれも示してほしい。
- 5 ウェルカムベイビープロジェクトの事業に係る周知は、どんな機関がどのように実施しているのか。

健康長寿課長

- 1 健康長寿埼玉モデルに参加した市町村から結果報告を受けており、医療費の抑制額については、例えば志木市は約1億2,600万円、三芳町は約1億5,000万円との推計額が算出されている。ただし、それぞれの市町村において分析・推計方法が異なることから単純に集計はできないため、県としては全体の医療費効果は算出していない。なお、客観的な検証は重要であると考えており、糖尿病重症化予防対策事業、埼玉県コバトン健康マイレージについては今年度、効果検証作業を行っている。
- 4 費用については、体外受精は30万円から50万円、顕微授精は35万円から60万円かかると言われている。助成額については、初回の治療は上限30万円、そのほかの治療は1回につき15万円である。また、治療内容にもよるが、助成額が少なくなる場合もある。例えば、2回目の治療に凍結胚を使う場合は、7万5,000円になる。
- 5 年齢に伴う妊よう性の低下や、男性にも不妊の原因があるなど、不妊に関する知識を分かりやすくまとめた冊子を作成して普及啓発を行っている。平成29年度は、高校2年生及び3年生の全員に配布するとともに、この冊子を活用した出前講座を中学校及び高校で19回開催した。また、婚姻届を出した夫婦のほか、成人式において新成人にも配布している。さらに、20代や30代の夫婦にも不妊について知ってもらうため、婚姻届を提出した夫婦に普及啓発カードを配布している。

医療整備課長

- 2 各地域MCの管内で見れば、少なくとも1つの受入医療機関がある。北部MC管内では行田総合病院が受入医療機関になっているが、管内でも例えば秩父地域からは遠いという面もある。一方で、秩父地域においては病院の数が限られるため、決まった病院に搬送される面があり、搬送困難事案となることは余りない。平成30年4月からは、MCの枠を超えて直近の受入医療機関に要請ができるよう見直しを行っており、地域ごと

の実情や見直し後の状況などを注視したい。

- 3 搬送調整体制強化事業で専任医師が調整した件数は、事業を開始した平成27年1月からの3年間で110件となっている。

横川委員

ウェルカムベビープロジェクトについては、対象となる夫婦にどのような助成があるかを分かりやすく発信しなければならない。周囲に聞いても誰も知らない。せっかくすばらしい事業を実施しているのであるから、情報の入手方法に係る男女差も考慮した周知施策の充実に向けて、反省点を伺う。

健康長寿課長

必要とされる方に情報をどのように届けるかが重要だと思っている。平成29年度は、主に女性が使用している生理や健康を管理するアプリと連携する仕組みを構築し、不妊に関する情報や埼玉県の助成制度が分かるようにした。また、先ほどの普及啓発冊子に不妊の相談窓口を掲載して相談先が分かるようにしている。さらに、ダイヤモンド ユカイ氏による出前講座の実施について、平成29年度は1回であったものを今年度は4回に拡大している。そのほか、男性への周知のため、産婦人科だけではなく泌尿器科にも協力いただくなど、努力している。

塩野委員

- 1 行政報告書180ページの(1)のアの「(ア)救急医療体制」を見ると、群馬県との間でドクターヘリの広域連携を行ったとあるが、実績はどうなっているのか。
- 2 行政報告書182ページの(1)のアの「(イ)小児救急医療体制」に記載のある小児救急電話相談について、つながりにくい時間帯と平成29年度に取った具体的な対応策を伺いたい。また、小児救急電話相談の24時間化の実施によって、県民の不安解消の効果のほか、本来の目的である救急医療の負担軽減の効果も出ているのか。
- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書226ページの「歳出」の第4款の第1項の第4目「母子衛生費」について、不用額が約5億2,600万円計上されているが、金額の内訳はどうなっているのか。

医療整備課長

- 1 平成29年度は、埼玉県ドクターヘリが群馬県に11件、群馬県ドクターヘリが埼玉県に21件出動した。
- 2 17時から22時頃の時間帯に電話が集中している。この時間帯に限定して、来月から土日を2回線にするとともに、年内には全ての曜日において2回線を増加する予定である。平成29年度は、24時間化を開始してより多くの相談ニーズに対応できるようにしたが、それでもつながりにくい時間帯が生じてしまった。なお、24時間化の効果については、まだ始まって間もないため検証は難しいが、小児救急電話相談を開始してからの10年間に於いて、小児救急搬送件数に占める軽症者の割合が81パーセントから78パーセントに低下しており、救急病院等の負担軽減に寄与しているものと考えている。

健康長寿課長

- 3 不用額のうち大きな割合を占めているのは、埼玉県不妊治療費助成事業約2億2,4

00万円と小児慢性特定疾患対策費約1億2,880万円である。

塩野委員

- 1 小児救急電話相談のつながりにくい状況については、24時間化によって利用者が増えたからとのことであるが、本来は事前に対策しておくべきであった。よく検証の上、今後はつながらない状況が生じないように取り組むこと。(要望)
- 2 不妊治療については、悩んでいる人が多くいるため、助成事業がもっと活用されるべきであるが、2億円以上の不用額が発生した理由は何か。
- 3 小児慢性特定疾患対策の事業について、対象疾患が増えているにもかかわらず不用額が1億円以上発生した理由は何か。

健康長寿課長

- 2 予算の積算における見込みより、実際は治療継続中の方が多かったため、初回上乗せ分の助成を受ける方が少なかった。また、途中で治療を終了した方の助成額は7万5千円になる。こうしたことから不用額が発生した。なお、啓発を充実させてより多くの方に知ってもらうことが重要であると認識している。
- 3 予算の積算は、経年変化の状況分析や疾病追加の影響も推測した上で行っていたが、医療費支給額が見込みを下回ったことから不用額が発生した。

塩野委員

小児慢性特定疾患対策についてはやむを得ない印象であるが、不妊治療の助成については、初回治療者が見込みを下回ったということは、周知不足が否めない。また、不妊治療の検査については、助成対象になる年齢の制限が設けられているが、十分に検討した上で年齢を決定したのか。

健康長寿課長

必要とされる方に必要な助成ができるように、今後も引き続き周知を図っていく。また、不妊治療検査に係る43歳という年齢制限については、国の基準が変更になったこともあるが、年齢とともに妊よう率が下がっていくことを踏まえたものである。35歳における体外受精・顕微授精の妊よう率は24パーセントであるが、45歳になると2.8パーセントになるという事実がある。また、流産率も年齢とともに高くなる。こういった事実も併せて啓発していきたい。

小林委員

行政報告書184ページの「(1)ウェルカムベイビープロジェクトの推進」を見ると、中学生や高校生に啓発を実施しているが、中学・高校という早い時期から何を理解してもらいたいと考えているのか。実際、性感染症の罹患も含めて、不妊になってしまう女性がたくさんいる中、自分がどういう風に育ったら健康な子供を作れるかなど、自分で考えて自分を守る教育を進めるべきではないか。中学生から普及啓発を行う必要性があるのか。

健康長寿課長

不妊の問題は、女性だけの問題ではなく男性の問題でもある。こういったことを含めて、キャリアデザインや、自分の人生を考えていく上での一つの材料として学んでほしいという趣旨である。

柳下委員

- 1 行政報告書170ページの「3 医師・看護師確保対策の推進」について伺う。医師不足によって地域における医療体制の維持が困難になっているため、医師の誘導・定着及び勤務医の負担軽減・処遇改善を進めるなど医師確保について総合的な対策を講じたところがあるが、平成29年度はどのような成果があったのか。
- 2 平成29年度は、37の施設で臨床研修医が331人採用された。臨床研修病院が増えれば医師の採用も増えると考えますが、県としての見通しはどうか。
- 3 人口10万人当たりの医師数は、平成28年度末時点において160.1人であり全国最下位である。平成32年度末までに全国最下位から脱出することを当面の目標に掲げているが、何人増やせば最下位から脱出できると考えているのか。また、その見通しはどうか。
- 4 行政報告書178ページの(1)の「エ 女性医師に対する就業支援」については、平成29年度は、どのくらいの予算を使ったのか。また、女性医師の就業継続に効果はあったのか。
- 5 行政報告書178ページの(1)の「キ 大学附属病院・医学系大学院等の整備調整」について、順天堂大学附属病院等の整備予定地約3ヘクタールを約55億5千万円で確保したが、800床の病院となると、医師はどのくらい増える見通しなのか。
- 6 行政報告書175ページの2の(1)の「ウ 国民健康保険広域化等支援基金の設置」について、国民健康保険事業の運営の広域化に当たり、県の財政支援を求める市町村からの声をどう受け止めてきたか。
- 7 資料12「国民健康保険について」の8ページを見ると、平成29年度の国民健康保険税の滞納額は約135億円である。全日本民主医療機関連合会の調査によると、滞納世帯においては、もっと早く医者にかかっていたら死なずに済んだ、いわゆる「手遅れ死」が増えているが、こうした状況を把握しているか。
- 8 高すぎる国民健康保険税と窓口負担に苦しむ県民が増えているという認識はあるか。国民健康保険税滞納世帯からの相談には親切かつ丁寧な対応をしているのか。
- 9 行政報告書176ページの「(3) 医療費の公費負担制度の促進」について、乳幼児及び重度心身障害者の医療費助成制度について、市町村の財政力指数に応じて補助率を変えているが、平等に扱うべきではないか。平成29年度は撤廃を検討したのか。
- 10 乳幼児医療における対象年齢について、県も15歳まで、あるいは18歳まで引き上げるべきと考えるが、平成29年度の全県の状況はどうなっているのか。
- 11 周産期医療体制の整備のためには、特に小児科医、新生児科医、産科医などの確保が欠かせない。平成30年7月に西埼玉中央病院のNICUが再開したが、平成29年度の県の取組と今後の見通しはどうか。
- 12 重度心身障害者医療費助成制度について、65歳以上対象外とした見直しの影響を受けた平成29年度の人数について教えてほしい。

医療人材課長

- 1 平成29年度の成果については、資料35「総合医局機構の取組について(平成29年度の事業内容と予算執行状況)」を御覧いただきたい。基本的には、埼玉県総合医局機構を通じ、医師のキャリアステージに対応した確保・支援策を実施した。高校生の志養成、女性医師の復職支援等の事業とともに、地域枠医学生奨学金や研修医に対する資金貸与等を実施し、医学生175人、研修医29人を確保した。また、臨床研修医については、一連の取組の成果もあり、平成29年度は331人、平成30年度は371人

と過去最高を更新し続けている。

- 2 臨床研修病院については、防衛医科大学校病院を除いた36病院中、定員を満たしていない病院が18病院ある。埼玉県臨床研修病院全体の底上げを図り、まずは全病院が100パーセントになるように取り組んでいきたい。
- 3 最新の平成28年度のデータによると、46位の茨城県に追い付くためには1,480人の増員が必要となっている。なお、前回の平成26年のデータでは1,216人であった。この2年間において、埼玉県の医師数は、大阪、東京に次いで全国3番目に増えている。しかし、人口10万人当たりで最下位である理由は、茨城県の人口が減少傾向にあるのに対し、埼玉県の人口は増え続けている状況にあるため、差が広がっているからであると考えている。
- 4 平成29年度の執行額は1,154万7,232円である。効果としては、復職支援において16件の相談を受けて少なくとも1件は復職できたこと、代替医師支援において4病院延べ23人に支援を実施したことが挙げられる。なお、県では、大学の学園祭や合同就職説明会などに埼玉県ブースを出展し、女性医師支援の取組を実施していること、セーフティネットになることなどを周知している。

保健医療政策課長

- 5 順天堂大学附属病院は現在、基本計画を策定中であり、併せて医師数も検討中であるが、200人以上の医師が配置されると聞いている。なお、同規模である785床の順天堂大学附属浦安病院の医師数は、平成28年4月1日時点で210人である。

国保医療課長

- 6 今回の制度改正に向けて、県市長会及び町村会からは、県の財政支援よりも国への要望を行ってほしいことや激変緩和措置など国保制度の充実についての要望があった。県では、法定負担分として平成29年度には約568億円、平成30年度には約600億円を負担予定であり、これ以上の負担は厳しい。他都道府県においても、法定負担分以外の財政支援は東京都を除き実施していないと聞いている。
- 7 全日本民主医療機関連合会の調査において痛ましい事例があることは承知している。一方で、滞納世帯は平成25年度と比較して平成29年度は約30パーセント減、短期被保険者証の発行件数も約32パーセント減となっている事実もある。
- 8 滞納世帯についてはその実態をしっかりと把握し、資力があるにもかかわらず滞納している場合には、負担の公平の観点からしっかりと対応しなければならない。一方で、生活が厳しく福祉的な対応が必要な場合には、生活保護等の福祉につなぐなど、市町村においては個々の状況に応じて適切に対応していると認識している。短期被保険者証もペナルティで発行しているのではなく、生活実態の把握や納税相談の機会を確保することが目的であり、丁寧な相談対応の入口であると考えている。
- 9 財政力指数に基づく補助率の変更は平成20年度より実施しているが、医療費増大に伴う財政負担の増加する中で制度を堅持することが目的である。補助率は原則2分の1だが、市町村の財政力指数が1以上1.1未満の場合は12分の5、1.1以上の場合は3分の1としている。平成29年度においては、戸田市が3分の1、和光市及び三芳町が12分の5となっている。これに対して、県の財政力指数は0.766であり、財政的に厳しい県が、豊かな市町村に取扱いの差を設ける現在の制度を継続したいと考えている。
- 10 入院については、18歳までが12市町村、15歳までが51市町村である。通院に

については、18歳までが11市町村、15歳までが52市町村である。
125,273人である。

医療整備課長

11 西埼玉中央病院のNICU再開に係る最大の課題は医師の確保であったため、県は病院関係者と共に大学医局に直接出向いて派遣依頼を行った。平成29年度は、新生児科医及び小児科医を確保し、まずは小児救急輪番などの症例から低出生体重児の受入れの経験を積み重ね、平成30年7月からのNICU3床の再開に結び付いた。しかし、一般的な地域周産期母子医療センターの低出生体重児の受入目安は1,000グラム超からであるが、西埼玉中央病院はまだ1,800グラム以上の受入れとしているため、ほかの地域周産期母子医療センターと同程度に受入れができるよう、地道に症例を積み重ねていく必要がある。県としては、ほかの周産期母子医療センターとの連携しっかり確保した上で、支援を行っていく。

石川委員

- 1 行政報告書184ページの「(1)ウェルカムベイビープロジェクトの推進」について、不妊・妊娠に関わる電話相談の受付時間について、土曜日と夜間まで延長したと聞いているが、対応状況はどうなっているのか。
- 2 行政報告書186ページの「(1)健康長寿埼玉プロジェクトの推進」について、コバトン健康マイレージをどのように評価しているか。また、この事業の成果と市町村や参加者からの意見について伺いたい。

健康長寿課長

- 1 不妊・不育症サポートダイヤルについては助産師会が対応しており、平成29年度は女性から209件、男性から39件の相談があった。このほか、不妊専門相談センターには114件の相談があった。
- 2 コバトン健康マイレージには、現在、4万4000人と多数の県民に参加いただいております。これが成果と考えています。また、参加者からは、歩くようになって違う景色が見えるようになった、健康を実感するようになった、交友関係が広がった等の好評・前向きな意見を頂いています。さらに、参加者が撮った写真や寄せられた声を県ホームページに掲載することで、より楽しく歩いていただけるように取り組んでいます。

石川委員

- 1 サポートダイヤルから不妊治療や検査に結び付いた件数はどれくらいか。
- 2 参加者からの意見を受けて、何か改善したことはあるのか。

健康長寿課長

- 1 相談自体の匿名性が高いため、治療等にどれくらい結び付いたかについては、把握していない。
- 2 参加登録に当たって情報の入力方法が分かりにくい等の意見があったため、分かりやすい入力方法にする等の改善を行ったほか、正式登録前に気軽に試せるようお試しアプリを作成するなど、より多くの県民に参加いただけるように啓発を行っている。

松坂委員

- 1 行政報告書186ページの「(2)生活習慣病を予防するための取組」について、健康長寿サポーターの活動とその成果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書184ページの「(2)埼玉版ネウボラの推進」を見ると、産後うつケア推進事業に14市町村が取り組んだとあるが、その取組内容と効果はどうなっているのか。
- 3 行政報告書183ページの(3)の「ア 在宅医療連携拠点等の整備」によると、平成29年3月から改良後のMCSの本格運用が開始され、現在、全ての医師会で利用されているとあるが、在宅医療においてどのような成果が得られているのか。併せて介護連携についてはどうか。
- 4 資料42「訪問看護職員(職員の育成等、安定的な経営支援の内訳)」を見ると、高度な医療に対応する訪問看護師育成事業で12人、訪問看護管理者研修で28人が実績として記載されているが、この養成数で本来の目的を達成することは可能なのか。

健康長寿課長

- 1 健康長寿サポーターは、自らの健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広める活動を行っている。より多くの県民が健康長寿サポーターとなることで健康づくりの機運が醸成され、県全体に波及していることが大きな成果であると認識している。さらに、平成27年からは健康長寿サポーター養成について企業にも参加いただくようになり、これまで1万5,921人が受講している。平成30年8月現在においては、これら企業による養成者を含め、合計で7万8,626人を養成している。健康長寿サポーターについては、県の重要な健康づくりに係る政策の支えとなっていただきたいと考えている。
- 2 14市町村において産後1か月以内に家庭を訪問し、産後うつ病スクリーニングであるEPDSを実施した人数は2,206人であり、そのうち190人、約8.6パーセントに産後うつの疑いが見られた。市町村は、疑いが見られた人については1か月以内に家庭訪問を実施するほか、今後の対応を検討して継続的なフォローを実施している。県では、この事業の成果について市町村と情報共有するとともに働き掛けを行っており、現在では27市町村が実施するまでに拡大している。産後うつは早期に発見し、関係機関が連携して早期に支援を行うことが重要であるため、今後は全産婦が適切な時期にEPDSを受けられるよう更に市町村への働き掛けを行っていく。

医療整備課長

- 3 システム導入後1年半が経過し、平成30年8月末現在では約4,800人が利用しており、毎月100人から200人程度増加している。このシステムについては、訪問診療医や介護側からも好評を得ており、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャーなどの多職種がこのシステムを活用し、こまめに情報共有することできめ細かなサービスを提供してほしいと考えている。なお、都市部と山間部では状況が異なることから、地域によってどのようなシステムが適切なのかを研究していきたい。

医療人材課長

- 4 高度な医療に対応する訪問看護師育成事業は、医療依存度の極めて高い末期がんのような患者を受け持つことができる高度な医療ニーズに対応可能な人材を養成するものである。こうしたニーズには機能強化型の訪問看護ステーションが対応しており、現在、

31箇所に延べ340人ほどの訪問看護師がいるが、更なる強化を図るものである。訪問看護師が1人で受け持てる患者数は約10人とされているので、今回の12人の養成によって受入れ患者数を120人拡大できることになり、ニーズにある程度応えられると考えている。また、訪問看護管理者向けの事業はいろいろあり、全て含めるとこれまでの受講生は121人に達している。平成29年度に県が行ったアンケート調査では、173人の訪問看護管理者から管理者向けの研修を実施してほしいとのニーズがあった。今後もこうした研修ニーズに応えていく。

高木委員

- 1 資料37「妊婦健診受診率」を見ると、過去5年は全県的におおむね96パーセント前後で推移している。妊婦健診を受けないまま、出産トラブルになって救急搬送される場合などのリスクは大きいものがある。受診率が100パーセントにならない理由をどのように分析しているのか。また、ハイリスク出産と関連する件数についてはどうなっているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書227ページの「歳出」の第4款の第1項の第5目「精神保健費」を見ると、ひきこもり対策事業費として1,326万4,220円が計上されている。資料36「県内のひきこもり把握状況」にも関連するが、平成29年度はどのような事業を実施したのか。また、「越谷らるご」が行っているひきこもり相談サポートセンターの運用実績はどうなっているのか。
- 3 資料40「埼玉版ネウボラ」を見ると、補助金の交付について、市町村によってはセンター実施箇所数よりもセンター運営に係る人件費等経費の箇所数が少なくなっている。補助金を受けずに実施しているセンターもあると思うが、どうなっているのか。

健康長寿課長

- 1 妊婦健診は、流産や転居などの理由で受診していない人もいる。そのため、この受診率がそのまま未受診妊婦の人数につながるとは考えていない。しかし、少しでも多くの人に受診してもらうことが重要と考える。県では、飛び込み出産などにより、医療機関が早期に養育支援が特に必要と判断した場合等は、市町村保健機関へ情報提供を行うネットワーク体制を構築している。平成29年度は7,115件あり、そのうち未受診や初診が中期以降であるものは145件であった。こうした医療と保健の連携等についても密にして、未受診妊婦がないようにしていきたい。また、今年度から未受診妊婦の問題に対応するため、にんしんSOSの窓口を作った。予期せぬ妊娠をしてしまったなどの相談に対応し、ネウボラ等につなげている。なお、未受診とハイリスクの関連については把握していない。
- 3 ネウボラの体制への補助については要件があるが、その要件に合わないため自前で行っている市町村もある。各地域の事情を考慮しながら必要な支援をしていきたい。

疾病対策課長

- 2 平成29年度については、ひきこもり相談サポートセンターに766万6,000円で委託をしている。相談実績等は、来所しての面接206件、電話相談770件、メール159件、訪問は9件となっている。主な内容としては、話を聞いてほしいが42パーセント、生活改善が10.9パーセント、就労が10.7パーセント、就学が6.3パーセントとなっている。そのほかには、ひきこもりサポート事業において、KHJ埼玉けやきの会に142万5,000円、集いの場の運営をしている9団体に165万円

の補助などを行った。

【説明者】

矢嶋行雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、杉野勝也県民生活部副部長、
大浜厚夫県民生活部副部長、風上正樹県民生活部参事兼防犯・交通安全課長、
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
發知和弘県政情報センター所長、浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、
岸田正寿青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、
都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
田中誠消費生活課長

【発言】

金子委員

- 1 行政報告書73ページの(3)の「オ 埼玉サイクルエキスポの開催」を見ると、埼玉県経済の活性化につなげるためと記載されている。具体的に埼玉県経済の活性化にかかる成果について、定量的な把握をどのように行っているのか。
- 2 行政報告書77ページの「(6)アクティブシニアの社会参加支援」事業について、新聞報道でも地域活動への参加率が2割程度にとどまっているという記事が出ていたが、どういった成果が上がっているのか。また、11市町に助成したとあるが、具体的にどのような内容か。さらに、「地域デビュー楽しみ隊」及び「ちいきデビューひっぱりガールズ」を結成したとあるが、実績や成果については、どういった形で定量的に把握しているのか。

広聴広報課長

- 1 埼玉サイクルエキスポでは多くの出展者に御参加いただき、自転車メーカー等による自転車グッズ・ファッション等の各種販売をしている。試算であるが、今年度の開催では9,240万円と把握している。この数字は統計課で作成しているソフトにより算出した数値である。

共助社会づくり課長

- 2 各市町で実施している、シニア向けセミナーやボランティア養成講座に補助を行った。「地域デビュー楽しみ隊」及び「ちいきデビューひっぱりガールズ」については、昨年8月に結成して以降、約半年間であるが、新聞・TVなどのメディアで合わせて107件取り上げてもらった。こういったことでシニアの地域デビューのきっかけづくりになればと考えている。

金子委員

市町への補助というのは、財政的な補助ということでよいのか。「地域デビュー楽しみ隊」及び「ちいきデビューひっぱりガールズ」については、マスコミに取り上げられたとのことであるが、定量的な成果について、もう少し教えてほしい。

共助社会づくり課長

市町への補助は300万円を上限とした財政的な補助である。TVなどを見て、実際にボランティア団体に相談した実績などは追いきれないが、機運醸成やボランティアに参加してみようというきっかけづくり、興味を持ってもらうために、今後も活用していきたいと考えている。

柳下委員

- 1 行政報告書73ページの「(1)平和行政の推進」について伺う。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、平和資料館を設置し、指定管理者が運営している。平成29年度利用者は、4万1,552人と増加傾向にあると思うが、小中高校等団体の利用状況はどうか。また、県民からの寄贈資料を展示する寄贈資料展について、利用者の反応や評価はどうか。さらに、学芸員2名については、どのような役割を担っているのか。あわせて、リピーターが増えているが、入館料が無料だと知らない人もいる。地域での「平和のための戦争展」などと交流すべきと考えるがどうか。
- 2 行政報告書80ページの(2)の「イ 県立文化会館の利用状況」について伺う。彩の国さいたま芸術劇場の平成29年度の施設利用率は88.8パーセントと高いが、どのような努力をしているのか。県民の芸術活動への影響はどうか。また、埼玉会館については、平成29年4月にリニューアルオープンし、前川建築事務所の講演会を行うなど「前川建築」のブランド化に努めているが、その影響はどうか。
- 3 行政報告書93ページの「(3)男女共同参画推進センター(With You さいたま)の運営」について伺う。男女共同参画推進センターは、男女共同参画推進のための総合拠点として平成29年度はどのようなことをやってきたのか。
- 4 男女共同参画推進センターにおいて、LGBTの相談についてはどう対応しているのか。また、LGBTに対する取組はどのようなことをやってきたのか。今後の課題と合わせて示してほしい。

広聴広報課長

- 1 小中高校の利用状況であるが、平成25年度は41校、平成26年度は60校、平成27年度は81校、平成28年度は76校、平成29年度は78校と、増加傾向にある。寄贈資料は、これまでで3万3,000点を超過しており、当該年度に寄贈いただいたものは翌年の企画展などで有効的に活用している。来館者アンケートによると、「戦争の悲惨さと平和の尊さを感じた」が97パーセント、「平和な世界の実現のために行動することの大切さを感じた」が96パーセントとなっており、展示によって、一定の評価を得ていると考える。また、学芸員2人の役割であるが、資料の収集、保存、調査、研究などを行っている。寄贈された資料を少しでも多くの方に御覧いただけるような展示につなげていく仕事をしている。さらに、入館料及びリピーターの件について入館料は、平成25年度の指定管理者制度の導入時に無料化され、利用者の増加につながっていると思われる。アンケートによると、45パーセントがリピーターであり、指定管理者の広報、イベントなどの相乗効果により、入館者の増につながっていると思う。また、戦争展などとの交流であるが、各市町村でも実施しており、取組内容を情報交換するとともに、チラシの相互配架などを行っており、相乗的に平和行政を広めていく取組をしている。

文化振興課長

2 芸術劇場は、故蜷川芸術監督が築いた彩の国シェイクスピアシリーズや、さいたまワールドシアターなど、非常に評価の高い舞台公演を行っている。こうした点をPRして注目を集めるよう努めている。そのほか、演劇や音楽など芸術性の高い公演を行っている。また、文化活動に熱心な小中学校、高等学校ともネットワークを築き、高い水準の利用率の維持に努めている。埼玉会館については、平成29年度の利用率は63.8パーセントと若干低い状況であった。これは、平成28年度末まで改修工事のため休館となっていたので、それまでの利用者が少し離れてしまったところがあると考えている。リニューアルオープン後、若干こうした方々が戻っていない状況にあるかと思われるが、平成30年度上半期は70パーセント近い利用率であり改善傾向にある。前川建築については、講演会などを行ってPRに努めているが、その影響については、前川建築ということで、多方面で取り上げていただくことが増えている。今後とも講演会等を行うことでより一層のブランド化を進めていく。本年10月にも「埼玉会館の魅力展」を開催し、大学教授や建築写真家に講演をいただいた。引き続き、セミナーの開催や埼玉会館ホームページの「埼玉会館の歴史と建築」のページの充実など広くPRを進め、埼玉会館の利用が増えるよう努めていく。

男女共同参画課長

3 男女共同参画推進センターの平成29年度事業は、相談以外にも各種研修、男女共同参画を進めるための団体の育成や交流を支援する事業などを行っている。特にWith You さいたま フェスティバルを開催し、団体間交流や連携強化の支援を行っている。また、男女共同参画に関する活動を行っている団体の事業を男女共同参画推進センターと共催して実施することで、団体育成及び地域の男女共同参画の推進を図る取組も行っている。また、地域で活躍する女性の育成が課題になっていることから、女性リーダー育成講座も実施し、活躍できる女性の育成に努めている。

人権推進課長

4 性的少数者の人権問題については、昨年度、「県民向けの啓発講座」や「埼玉県、市町村LGBTに関する合同研修」を実施した。具体的には、性的マイノリティの方々に対する基本的な理解を深めるための「県民講座」を5回開催した。さらに、埼玉県及び市町村のLGBT担当職員や、相談機関の相談員の能力向上を図るための「LGBTに関する合同研修会」を4回開催し、合計で約500人の方に参加していただいた。アンケートでは「よく理解できた」と9割以上の方から回答をいただいている。今後も当事者の悩みを聞き、どのようなことに困難を感じているのか引き続き把握していきたい。また、男女共同参画推進センターでは平成28年8月から性的少数者等からの相談件数について集計を始めており、平成28年度は9件、平成29年度は29件、平成30年度は8月までで14件、平成28年8月からの累計では52件である。相談内容の内訳は、「性自認に関すること」が全体の40パーセント、「性的指向に関すること」が全体の13パーセントとなっている。主な相談内容は、「自認する性で生きたい」、「パートナーが同性愛者ではないかとの疑いに対する悩み」などが挙げられる。

男女共同参画課長

4 男女共同参画推進センターで相談案内ミニカード「ひとりで悩まないで」を作っている。その中でセクシャルマイノリティの相談も想定しているということを表記するよう

な表示を行い、PRに努めている。

柳下委員

リピーターが増えていることは評価できる。今後、リピーターを更に増やすことや、新しい利用者を増やすために、例えば、地域が行っている戦争展に平和資料館のミニパンフレットを置かせてもらうなど、方法を研究していく考えはあるか。

広聴広報課長

各種会館等にパンフレットを置かせてもらうことは既に行っているが、更に全県に広げる取組も検討していきたい。また、若い人たちにも来ていただくために、教育委員会の協力を得て、校長会や教育長会議において、パンフレットにより平和資料館の広報をしている。また、職員が学校に出向いてミニ授業を行うピースキャラバンという取組の際にも来館を呼び掛けている。さらに、今年から、特典付きのカードを配って新しい人の掘り起しを行っている。

横川委員

- 1 行政報告書83ページの「(2)青少年夢のかけはし事業の実施」について、応募は何人だったのか。
- 2 行政報告書83ページの(4)の「ア 青少年の立ち直り支援」について、体験交流会の講師の選定はどのように行っているのか。参加者や実施場所などはどうなっているのか。成果はどうだったのか。
- 3 行政報告書100ページの「(4)性犯罪被害者支援の推進」について、性犯罪被害者支援は被害が潜在化しやすいことから、少ない予算の中で専用窓口を設置して対応していると思うが、実際の相談件数などについて伺う。また、啓発品を配布したとのことであるが、具体的な配布対象や配布場所等について伺う。さらに、性犯罪被害者支援に関する平成29年度予算の妥当性と平成29年度事業を実施して感じた今後の課題について伺う。

青少年課長

- 1 1万3,257人で、倍率は5.8倍であった。
- 2 NPO法人非行克服支援センターに委託しており、講師の選定、場所などは委託先と協議をして決定している。講師は弁護士、難しい子供時代を過ごしたボクサー、NPOで非行防止に携わる活動者などである。場所はさいたま市や蕨市で、主な対象者は非行に悩む保護者や教員、行政職員、保護司などである。成果としては、参加者アンケートに回答のあった79人のうち67人が「大変役に立った」と回答している。

参事兼防犯・交通安全課長

- 3 アイリスホットラインの相談件数については、平成29年は132件と前年に比べ横ばいであったが、徐々に周知が図られ、今年9月末日時点では既に平成29年1年間の1.9倍の256件となっている。また、「アイリスホットライン」のホームページへのアクセス数も周知活動を本格的に開始した平成29年7月から平成30年3月までで995件と前年同期に比べ、175件、21.3パーセント増加している。そのため、更に予算を獲得できるよう、取り組んでいきたい。また、啓発品については、夏休み前の7月に県内全ての高校1年の女子生徒にQRコードを入れた啓発品を3万個配

布したほか、大宮駅や浦和駅、埼玉県フェア、免許センターで開催されるイベントなどの機会も利用し、10回のキャンペーンを行った。なお、広報啓発は未だ不足していることから、更なる強化が必要であり、更に充実した支援を行うための体制強化を行っていく必要があると考えている。

横川委員

性犯罪被害者支援について、条例も制定され、今後更なる周知活動が必要と考えるが、住民への施策浸透・周知のためにどのような取組を行っていくのか。

参事兼防犯・交通安全課長

御指摘のとおり、周知啓発活動は非常に重要であると認識している。今年度も広報啓発活動の強化を図っており、現在、事業者との連携による駅などへの啓発品の配架についても調整を図っている。

横川委員

夢のかけはし事業については、毎回応募しても当選しないという声を聞く。マンパワーが必要だとは思いますが、規模を拡大できないか。

青少年課長

規模については、応募者に対し十分な受け入れ数を確保できていないものと受けとめている。連携企業や団体の負担状況なども考慮して実施しており、例えばテレビアナウンサーの教室では、一人一人スタジオで原稿を読む体験を行うなど、受け入れることができる人数に限界があるものもある。これまでなるべく規模を大きくできるような企業に対し求めてきたが、今後も求めていきたい。また、将来的には企業に独自で体験活動を実施いただき体験活動の輪をつくっていく。

福永委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書112ページの「歳出」の第2款の第3項の第4目の「文化振興課」の1の(3)の「イ 文化芸術特別企画助成事業費」について、約9,506万円はどのようなことに使われたのか。また、行政報告書80ページの(2)の「イ 県立文化会館の利用状況」の県立文化会館2施設についてそれぞれ大ホールの利用率はどのような状況か。さらに、2施設については、県内のどういうエリアから観客が来ているのか。また、歳入歳出決算事項別明細書説明調書112ページの同じく「文化振興課」の1の(10)の「ウ さいたま童謡コンサート開催事業費」は109万円程度であるが、文化芸術特別企画助成事業費に比べて90分の1程度の微々たる金額であり差を感じる。これをどのように考えるか。あわせて、和光のアゼリア、所沢のミュージズなどの公演チラシなどを目にすることがあるが、文化芸術特別企画助成事業費は、こうした県立以外の文化施設の公演に対する助成も行っているのか。
- 2 行政報告書94ページの「(5) 婦人保護事業の実施」について、婦人保護事業は転落の未然防止のために大事な事業であるが、児童相談所は18歳になると出ることになる。就職しても、その後、離職する場合も多いが、児童相談所を出た後の女性についての対応は行っているのか。
- 3 青少年夢のかけはし事業費の決算額474万円などと比較して、アクティブシニア事業は社会参加支援事業で3,329万円、アクティブシニア専門家ボランティア養成事

業は608万円である。アクティブシニアも大事であるが、未来を担う人に対する予算配分が少なく、県民生活部の事業は余りに偏在していると言わざるを得ない。マスコミに取り上げられたとの答弁があったが、具体的な成果が明確ではない。決算額の偏在について、例えば、歳入歳出決算事項別明細書説明調書115ページの「歳出」の第2款の第3項の第8目の「消費生活課」の1の「(7)消費生活協同組合指導育成費」が約112万円であるのに対し、アクティブシニアに4,000万円も使っているというのも、予算の偏在そのものである。県民生活部としてどう考えるのか、県民生活部長に伺う。

文化振興課長

1 文化芸術特別企画助成事業費は、芸術文化振興財団の行う自主事業のうち、特に文化振興上の意義が高いと認められるものに対する助成事業である。具体的には、故蜷川幸雄芸術監督が遺された「彩の国シェイクスピアシリーズ」や、さいたまゴールドシアターの2つの公演「鴉よ、おれたちは弾丸をこめる」「薄い桃色のかたまり」この3つの公演に対し補助を行った。平成29年度の大ホールの利用率については、芸術劇場が95.1パーセント、埼玉会館が83.3パーセントとなっている。来場者が県内のどのようなところから来ているかについては、細かく市町村までは調査していないが、県の自主事業について調べたところ、昨年行われた伝統芸能フェスティバルの例では、さいたま市が46パーセント、市外が51パーセント、そのほか県外から数パーセントとなっている。また、童謡コンサート開催事業費は、特別企画助成事業費に比べて額が少ないとの御指摘についてであるが、童謡コンサートは県の文化振興基金を活用した事業の一つである。基金を活用した事業は、基金の運用益と一部取り崩して計画的に年間1千数百万円ずつ事業を行っている。童謡コンサートのような県の自主事業のほか、アマチュア文化団体などに対して、特別企画助成のような大きな額ではないが、年間50団体程度助成も行っている。なお、他の市町村の文化施設の公演への助成について、県からは行っていない。しかし、優れた公演等については、国や企業メセナなどのいろいろな助成メニューがあるので、こうした制度を紹介するなどしている。

男女共同参画課長

2 児童相談所を出てから保護された女性が平成29年度にいたかどうかは把握していないが、平成29年度は「帰住先なし」として保護された方が2名となっている。婦人保護事業として保護するケースがあれば、関係機関と連絡を取り適切な対応を行っていく。

県民生活部長

3 予算の偏在については、夢のかけはし事業は、事業を始めてからすでに年数が経っており、なるべく民間の企業、団体が主体となって進めていくものとする。一方、アクティブシニアの社会参加支援事業は、平成28年度に立ち上げたものであり、この立ち上げ期にはどうしてもお金がかかる。当事業も当初3年間で予定している。

福永委員

特別企画助成事業費は故蜷川監督関係の3つの公演に9,506万4,345円の助成をしたということでよいか、確認したい。また、文化振興基金で50団体に助成したとのことであるが、トータルでの支出が、141万7,400円でよいのか。

文化振興課長

特別企画助成事業費についてはそのとおりである。アマチュア文化団体への助成は、歳入歳出決算事項別明細書説明調書 112 ページの同じく「文化振興課」の 1 の (10) の「ア 埼玉県文化振興基金助成事業費」の 872 万 3,038 円が該当する。

小谷野委員

行政報告書 82 ページの (2) の「ウ 外国人が暮らしやすい環境の整備」について、県民生活部長に伺う。外国人の方の相談実績が 5,312 件あるというが、4,000 万人くらいの観光客がラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックに向けて来日し、その 1 パーセントが病院に受診すると県医師会の人から聞いた。病院では 40 万人もの外国人を受入れできない。言葉が通じないで困っていると聞いた。外国人が暮らしやすい環境整備の相談実績の中にそういう事例は入っているか。

県民生活部長

基本的には相談というのは、就業や出入国管理の相談などが多いが、医療の相談もいくつか出ている。医療の関係については医療通訳の派遣なども行っている。

小谷野委員

そうするとラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックに向け、そういった形での準備態勢に、昨年度から入っているのか。部長に伺う。

県民生活部長

オリンピックなどのボランティアの中には、語学通訳等もあるため、そうした方々がどんどん支援していくことなども想定しながら準備している。

小谷野委員

医師会が心配する、外国人観光客が担ぎ込まれたときに又は救急車が搬送したときに、ある程度対応できるような態勢に今現在なっているということか。その準備には入っているということか。

県民生活部長

委員御指摘のとおり、そういったことを想定しながら準備に入っている。

松坂委員

- 1 地域支え合いの仕組みの普及拡大について、全市町村で実施したとあるが具体的な内容や成果について教えてほしい。地域活動への共助の取組について、県職員の参加は広がっているのか。課題も含めて教えてほしい。
- 2 行政報告書 84 ページの (4) の「ア 青少年の立ち直り支援」のセカンドチャンス の場づくり事業について、事業の実施状況と成果はどうなっているのか。
- 3 東京オリンピックに向けた選手の育成強化について、指定選手への助成として、2,514 万 3,000 円が平成 29 年度に計上されている。強化指定選手は選考委員会で選考されて 60 名ということで聞いているが、その内容について伺う。また、スポーツ科学による支援をどこで行ったのか。

共助社会づくり課長

- 1 具体的な内容としては、それぞれの団体が通院や買い物などの外出支援、部屋の掃除・模様替え、庭の手入れ、ごみの梱包などをボランティアとしてやっているものである。実績としては、全市町村合わせた利用時間が10万8,418時間である。県職員の参加については、副知事をトップとして共助の取組を広げていこうという庁内会議を設けている。職員についても、人事課の方でも「職員みんなで地域活動」という事業を実施し、共助の取組についても研修を行っており、「ちいきデビューひっぱりガールズ」も研修講師を務めた。また、共助社会づくり課の職員は、一人一人が共助の取組を行うという宣言を年度の始めに行い、庁内の廊下に張り出すなどもしている。県庁職員の何人が地域活動をやっているかは、当課では把握していない。

青少年課長

- 2 実績は、農作業やボランティア体験などの社会体験が小中学生で延べ203人日、就業体験が延べ50人日、学び直し体験が延べ8人日となっている。成果としては、「あいさつができるようになった」、「遅刻が少なくなった」などの生活習慣の改善がある。また、学習支援については、もう一度勉強しようという意欲が湧いたなどの効果があった。全般的に学校とは違う場所に信頼できる大人や相談できる居場所があることが重要だと実感している。

スポーツ振興課長

- 3 「競技力の向上」のオリンピックを目指す選手への支援については、企業等からの支援が受けられていない、オリンピックの出場が期待できる選手を選考している。その対象として、海外や国内の遠征費などについて助成をしている。また、スポーツ科学の支援については、所沢市にある早稲田大学と連携して支援をしている。

松坂委員

- 1 オリンピックに向けた選手強化については60名ということであるが、この人数でいいのか。助成額は1人40万円ということであるが、もう一度確認させてもらいたい。
- 2 県庁職員の共助の取組に課題があるとしたら何か。
- 3 セカンドチャンス場の場づくり事業は新規事業だがもっと普及していると思っていた。課題は何か。

スポーツ振興課長

- 1 選手60名については、競技団体から推薦された方を、専門家の意見を伺いながら決定したものであり、適正な人数であると考えている。

共助社会づくり課長

- 2 県庁職員に限らず、地域活動の不参加の理由として、「仕事や子育てなどで忙しくて時間がない」「きっかけがない」「興味がない」というのが主な理由である。県民の不参加理由がこのような状況なので、県庁職員に関しても同様だと考える。ちょっとした時間でも効率よく地域活動に貢献していくことが必要だということを、人事当局と協議をしながら周知に努めていきたい。

青少年課長

3 昨年度は、初年度で周知が不十分だった。今年度は警察に加えて児童養護施設や若者支援をしているNPOなどに周知して利用を促している。

小林委員

歳入歳出決算事項別明細書説明調書113ページの「歳出」の第2款の第3項の第5目「国際交流費」について伺う。国際交流というと、県単独でやるというよりは、公益財団法人埼玉県国際交流協会との絡みがこの事業の中にあるのか。あるとすれば、その決算額はどの程度になっているのか。

国際課長

埼玉県国際交流協会と連携し、この国際交流事業を行っている。具体的には、歳入歳出決算事項別明細書説明調書113ページで言えば、グローバル人材育成事業に関して、グローバル人材育成センター埼玉の運営を国際交流協会に委託している。また、外国人総合相談センター埼玉も、同じく協会の方に委託しており、金額については、グローバル人材育成事業で約4,000万円、外国人総合相談センター埼玉で約1,500万円の委託をしているところである。

小林委員

今の話では、2本合わせて5,500万円程度となるが、平成29年度の国際交流協会の決算というか、収支報告を拝見すると、委託料だけで6,800万円ある。この委託料というのは、ほぼ県から委託しているものだと思うがどうか。

国際課長

基本的に、ほぼ県からの委託事業が協会の委託費になっていると認識している。

小林委員

今出ているのはあくまでも大雑把な数字で、その他の事業も、たぶんプロパー職員でやりつつも、国際交流協会の協力を得ながら進めているものもあるのではないかと考える。あえてここでは伺わないが、今回のような決算書では、この事業が全て国際課のプロパーの中で消化されているようにしか見えない。委託しているのであればまず委託料として決算書に載せるべきではないか。その方が、委員としてもこの部分を議論しやすいと思うがどうか。

国際課長

決算書のまとめ方のルールとしてこのような形になっている。委員の御指摘のとおり、どこが委託が分からない部分もあるかと思うので、例えば説明でその部分を補っていきいたい。

小林委員

県のルールもあろうかと思うが、どうも国際交流協会との関連の中で、受け取り方の問題だと思うが、よく分からないが隠したいことがあるのか、妙にグレーであるというような変な雰囲気がある。これからオリンピック・パラリンピックを控える中で、国際交流協会に対する依存度が高くなってくるものと思う。平成29年度の状況を見ていると、理事

長が非常勤である。ボランティアを募集したり、通訳を確保するのも活躍してもらうことになる。非常勤の理事長で、また、県から派遣している職員が3人しかいない中でしっかりやれるとは思えないが、どう考えているのか。

国際課長

来年のラグビーワールドカップ、再来年の東京オリンピック・パラリンピックにより、訪日する観光客が増えることが予想される。また国においても新たな在留資格制度について検討しており、来年度以降、外国人労働者が増えていくことも確実に予想される場所である。その中で埼玉県国際交流協会は、県全域を対象とした団体として力を発揮していただきたいと考えている。今後もしっかりと連携して国際施策に力を入れていきたい。

江原委員

- 1 行政報告書70ページの(1)の「ウ 知事への提言」について伺う。知事への提言は、建設的な提案だけではなく様々な意見が寄せられていると思うが、知事は全てに返事をしているのか。また、県政への反映を進めているとのことだが広聴と広報の連動という点ではどうか。
- 2 行政報告書98ページの「(3)生涯を通じた交通安全教育の推進」に記載されている交通安全教育について伺う。交通安全教育の中で「交通安全シルバーリーダー」というのと「交通安全まなび隊」というのがあり、これは両方とも交通安全教育をすることとなっているが、具体的な内容は違うものなのか同じものなのか、シルバーリーダーは高齢者を委嘱するとなっているが、そもそも何を経てなるのか。また、シルバーリーダーは116人、まなび隊は123人となっているが、この数は増えているのか、そのままずっと行っているのか。
- 3 行政報告書98ページの「(5)の交通事故被害者の救済」について、交通事故相談所において2,945件の相談を処理したとあるが、この件数は傾向として増えているのか減っているのか、電話と面談と二つあると思うが、内訳はどのようになっているのか。

広聴広報課長

- 1 知事は全ての提言に目を通しており、平成29年度に知事が返信した割合は約35パーセントである。同じ人から同じ内容が繰り返し寄せられている場合には返事をしていない。また、知事からの返事へのお礼などについても返事はしていない。また、広聴と広報の連動についてであるが、平成29年度にヘルプマークの導入、普及について「知事への提言」があり、平成30年度の彩の国だよりでヘルプマークの広報を行った。広聴と広報の連動につながっていると思っている。

参事兼防犯・交通安全課長

- 2 シルバーリーダーは高齢者に特化した交通安全教育を行っている。交通安全まなび隊は高齢者のほか、子供、幼稚園や小学生を対象に含んでいる。実際には子供を対象としたものが多く、対象による区分けとなる。シルバーリーダーになる際に研修を経ているかについては、そのための研修はないが、いずれも年1回研修を実施して新しい情報などを提供している。また、シルバーリーダー、まなび隊の増減であるが、辞める方、新たに就任される方がおり、人員的には横ばいである。
- 3 交通事故相談の件数であるが、平成26年は3,352件、平成27年は3,328件、平成28年は2,929件、平成29年は2,945件であったので、大体横ばい

で推移している。延べ数のため、一人が何回も相談するということもある。ほとんどが電話相談である。

江原委員

シルバーリーダーとまなび隊で、学ぶ内容の違いはどうか。

参事兼防犯・交通安全課長

高齢者に対する教養内容は、現在の高齢者の状況や高齢者の特性といったもので、シルバーリーダーもまなび隊も同様の内容となる。

江原委員

まなび隊は幼稚園や学校の子供を対象にしたものが多いということであるが、シルバーリーダーとまなび隊が別々に活動する意味はあるのか。教育の主体を別に分ける意味はあるのか。シルバーリーダー自身が高齢者ということであるが、規模感的に別々にする意味、分けた方がいい理由を伺う。

参事兼防犯・交通安全課長

シルバーリーダーは自治会を中心に活動していただいている。まなび隊は全県下のいろいろな方々の要望に基づき派遣し、幅広く小学校や幼稚園などで交通安全教室を実施している。

諸井委員

- 1 行政報告書67ページの「10 ラグビーワールドカップ2019の開催準備」にあるように、ラグビーワールドカップが県内で開催されることを認知している県民の割合が、平成29年度の段階では36パーセントとかなり低い。そういう中で4億7,700万円使って、いろいろと努力されていることは理解している。新しく良いスタジアムができたものの、熊谷以外の方に認知が広がらないことに関して、どのように受け止めているのか。平成29年度の事業によって36.2パーセントという数字がどの程度までいったと感じているのか。
- 2 行政報告書84ページの「(8)いじめ問題対策の推進」について伺う。いじめ問題の取組について、会議やいじめ撲滅キャンペーンなど実施しているとのことであるが、いじめが減少しているとは感じられない。教育局に質問した方がいいかもしれないが、具体的にどのようなことをやっていて、どう効果が出ているのか。
- 3 行政報告書92ページの(1)の「ウ 男女共同参画に関する苦情の処理」にある苦情処理1件の内容と予算について伺う。また、実績がない年もあることを考えると、このような体制は要らないのではないか。

ラグビーワールドカップ2019大会課長

- 1 まず、決算額について4億7,700万円という非常に大きい数字が出ているが、このうちの3億7,400万円は宝くじを発行したお金を100パーセント組織委員会に拠出するものである。さらに、5,000万円については、開催都市分担金というものを組織委員会に求められており、実質的な事業費は県として4,200万円。熊谷市も同じ4,200万円を出しており事業費としては8,400万円になる。認知度36.2パーセントについて、内容を分析すると、県北部地域では69.9パーセントと非常

に高いが、逆に県南部では25パーセント、県南西部では26パーセントと非常に低い状況になっている。我々としては県北地域の盛り上がりを全県にしっかりと波及させるために、県内全域でのイベントに出向きいろいろとPRさせていただいている。また日本代表戦のパブリックビューイングも熊谷だけでなく、去年は越谷やさいたま市といった別の地域でやることで盛り上げたいと思っている。彩の国だよりでも、隔月で広報しているが、直近ではラグビー場ができた関係で、これから応援していきたいという反響が80通ほどあるなど、少しずつ認知度が上がってくると考えている。

青少年課長

- 2 いじめに関しては、教育局において教職員の資質向上や、相談窓口の周知、社会的な認知を深めるためのキャンペーンなどを実施している。平成29年度の県内のいじめの認知件数は1万2,924件と増加しており、前年度との比較では3,000件以上増加しているが、重要なのは早期に発見して対策を講じることであり、認知件数の増加は早期発見の証として前向きに捉えている。いじめというものは子供が集まれば生じるものであるが、平成29年度はいじめ解消率は82.2パーセントとなっており、今後もいじめ対策に力を入れていきたい。

男女共同参画課長

- 3 内容は県の施策に関するものとなっており、育児短時間勤務制度について、県教育委員会から市町村教育委員会に対し、申請者が必ず制度を利用できるよう措置を講じてもらいたいというものだった。平成28年度に申し出があり、平成29年8月に育児短時間勤務制度を利用しやすくするためにマニュアルの作成及びその入手環境の整備、相談窓口の設置、管理職への十分な研修の実施などを県教委から市町村教委へ指導監督を行っていただくことを助言した。平成30年5月に小中学校人事課長から助言への対応結果について報告を受けており、苦情処理委員の合議の場でその内容を報告している。予算は、平成29年度が121万6,000円、報酬及び事務費である。委員は報酬日額2万9,800円、会合がなかった場合は支払っておらず不用額となっている。最近の女性の権利侵害に関する各種ハラスメント事案が多い状況を見ると、今後も申し出が予想されるため、対応できる体制を整えておきたい。また、市町村でも苦情処理機関が充実してきているため、県への申し出が上がってこないという状況もある。

諸井委員

- 1 ラグビーワールドカップに向けたPRについて、アイドルなどを使った広報もきっかけにはなるが、結局はラグビーに県民が興味を持つには至らないのではないかと考える。(意見)
- 2 男女共同参画に関する苦情処理機関について、ないよりはあるに越したことはないが、いきなり苦情処理に訴える人は多くないのではないかと考える。その他に相談するところは充実していると思うが、ほかに行っている相談・苦情が多いのではないかと考える。

男女共同参画課長

- 2 過去の事案を一般化して申し上げると、申出のあった方については、既に色々な相談機関に相談しているが満足な結果が得られないので苦情処理機関で調査をしてほしいとのケースが多い。他の相談機関も利用していただき、その中で疑問に思った場合など

にこちらの制度を利用できるよう選択肢としてあってよいと考える。

高木委員

- 1 行政報告書65ページの「3 共助社会づくりの推進」に関して、5か年計画における指標が出ているが、実績値が下がっている理由をどう分析しているか。また、「地域デビュー楽しみ隊」及び「ちいきデビューひっぱりガールズ」の決算額を教えてください。こうした活動を県民が取り組んでいくきっかけとして、もちろん広域的な活動もあるが、本来、市町村のきめ細かい声掛けにより地域活動につなげて参加者を増やしていくというのが最も効果的であると思う。先ほどの機運醸成との話があったが、既に国全体でも取り組んでおり、どれだけの効果があるのか。狙いをどこに置いているのか、機運醸成以外にあれば教えてください。
- 2 行政報告書67ページの「9 スポーツの振興」について5か年の指標が出ているが、こちらの実績値が下がっている。報告によると、各種事業はいろいろ取り組まれているが、下がってしまっている。どのあたりを原因と考え、どんな取組を強化しようと考えているのか。
- 3 行政報告書77ページの(1)の「イ 同和問題の解決」について伺う。平成28年12月定例会で田並県議から「身元調査を取締まる法律がない。罰則のある規制条例の制定を」との一般質問をしたところ、県民生活部長から「前向きに検討する」との答弁を得た。しかし、まだ条例が作られていない。平成29年度はどのような検討をしたのか。大阪、香川、徳島、福岡、熊本など5県においては条例が制定されている。条例制定は困難でないかと考えるがどうか。
- 4 行政報告書94ページの「(5) 婦人保護事業の実施」の要保護女子の転落防止について、転落という言葉はなじみがない。この事業はどのように転落の定義をした上で進めているのか。法律上の言葉か。男子の場合は転落とはあまり言わないがどうか。

共助社会づくり課長

- 1 県政世論調査の中で不参加の理由としては、「仕事や子育てなどで忙しくて時間がない」「きっかけがない」「興味がない」という順位になっている。そのために、平成28年度からアクティブシニアが社会参加できるようなきっかけづくりや興味を持ってもらうための事業を実施している市町村に助成して、直接働き掛けをしてもらっている。また、分析については、県政世論調査では60歳以上の方の地域活動ということになっており、最近はシニアで働き続けている方が増えている。こうしたことも理由の一つかと思う。今後は「短時間でも地域活動はできる」との働き掛けを行っていく。「地域デビュー楽しみ隊」及び「ちいきデビューひっぱりガールズ」の決算額は1,063万563円である。県や市町村でも働き掛けを行っているが、地域デビュー楽しみ隊は、実際に地域デビューした実践者が、自分がどうやってデビューしたかということ、県民目線でPRしていくということで結成している。ひっぱりガールズも、ご家族から退職されて家にいるシニアの方などに地域デビューの働き掛けをしていこうという趣旨で結成している。先日、林家たい平氏がNHKに出演し、地域デビュー楽しみ隊の隊長をやっているとの話をされた。その翌日には楽しみ隊に入りたいとお問合わせもいただいたところである。やはりTVやラジオで取り上げられて、広がっていくことは効果があると考えている。

スポーツ振興課長

2 週1回以上スポーツをする県民の割合は、平成28年度に比べ2.7ポイント低下している。平成29年度に低下した理由については、平成28年度にはオリンピックがあり、日本のアスリート、郷土埼玉のアスリートが大きく活躍することでスポーツへの関心が高まったということがある。一方で平成29年度は大きな大会がなかったことが、一つの原因かと思っている。今後については、今申し上げたように、郷土埼玉のアスリートをしっかり支援することが重要かと考えている。また、30代、40代のスポーツ参画人口が低いことから、そうした方々への取組をしっかりと行っていくべきだと考えている。

人権推進課長

3 罰則のある規制条例を制定するには、刑罰を科す行為と科さない行為を明確にするため、いわゆる構成要件を定める必要がある。しかし、誰が、どこで、どのように、何をしたなどの構成要件を定めることは、同和地区あるいは部落差別の定義、憲法や他法令との整合性から課題がある。同和対策に係る特別法が平成14年3月に失効している状況で、「同和地区」や「部落差別」を明確に定義することはできない。また、条例で「同和地区」等の用語を厳密に定義することは、第三者にもわかるように明確にすることであり、このことは県が差別を助長してしまうおそれがあることから、大きな課題である。さらに、県民や事業者の活動を条例により規制することは、憲法上の様々な自由に深く関わりがあり、定義などが明確でない刑罰法規は憲法違反となる可能性がある。このため、罰則のある規制条例の制定は困難と判断した。

男女共同参画課長

4 売春防止法に基づく女性の保護について使われている用語である。同法制定から年数がかかり経っている。国でも法改正や婦人保護の在り方について検討委員会を立ち上げ検討をしているところであり、その動向を見ながら考えていきたい。ただ、転落という言葉は誤解を呼ぶこともあり、権利擁護をうたっておきながらどうかという点もあるため、来年度からこういった用語は使わないよう改めたい。

高木委員

- 1 地域活動に参加しない理由は分かったが、その理由に対し、これをやれば効果が上がると思って実施したことが、結果的に効果がなかったということではないのか。
- 2 同和問題の解決について、規制条例の制定を検討したところ、困難であったことは理解した。しかし、既に5県で条例が制定されている。できないことはないと思うがどうか。

共助社会づくり課長

1 結果的に数値は下がっているとのことであるが、平成28年度にアクティブシニアの社会参加支援事業を始めた。また、地域デビュー楽しみ隊やひっぱりガールズは平成29年8月に立ち上げたばかりで、すぐには数値に反映はできないと考えている。分析はきちんと行っているので、今後もこの事業を活発に実施して、いろいろと取り組んでいきたい。

人権推進課長

- 2 他県の条例は特別措置法失効以前に制定されている。大阪府は昭和60年に、ほかの4県は平成7年、8年である。大阪府では条例の適用された事例が2件あったが、近年での適用実績はないと聞いている。

石川委員

- 1 高齢者への思いやり運転について伺う。高齢者の歩行者や自転車がいた場合ハンドルを握る方が思いやりをもって運転をしようという呼び掛けについて、「高齢者を交通事故から守る県民運動2017」を行っているが、具体的に平成29年度にどのようなことを行ったのか。また、「減らそう犯罪の日」における県内一斉パトロールの実施に伴い、県では市町村に自主防犯活動団体に対する実施呼び掛け依頼の通知を出していると思うが、その方法は県から市に呼び掛け、市が自主防犯活動団体にパトロールの実施をお願いしているということによいか。ある団体の方については、県から市への通知が遅く、困ったとの話があるが、実際はどうであったのかも含めて伺う。
- 2 行政報告書83ページの「(2)青少年夢のかけはし事業の実施」については、1万3,257人が応募し2,024人が参加したとのことであるが、定員は何人か。人気のある教室とそうでない教室があると思うがその状況はどうなっているのか。また、企業の負担が大きいと言うが、人気の職種の企業へのアプローチを予算編成の時期にどう検討したのか。さらに、委託料約474万円とあるが、全額企業への委託費なのか。

参事兼防犯・交通安全課長

- 1 思いやり運転の呼び掛けについては、通常のA4のチラシではなかなか受け取ってもらえないということもあり、車の形をかたどって二つ折りとし、大きさも受け取ってもらいやすい形の特別なものを作成した。5万枚を作成し、各種キャンペーンの機会に配布した。今年度も作成して配布し、高齢者に対する交通事故防止を図っていききたい。また、県内一斉パトロールについては、県から市に通知し、市から自主防犯活動団体の方に協力を依頼している。県として自主防犯活動団体の方への連絡が遅れていたことは知らなかったが、今後、よりパトロールに参加しやすいよう、早めの対応を図っていききたい。

青少年課長

- 2 定員は2,304人である。2,024人が参加しているが、なるべく欠席の際は連絡を早くいただき、速やかにその穴を埋めている。教室によっては2倍程度のものから、中には30倍を超えるものもある。例えば、和菓子づくり体験で33倍といった状況である。なお、講師については、これまであったスポーツ選手などの職業を、AI時代に対応したロボット工学の研究者などの職業に変更し、協力いただいている。さらに、費用は委託ではなく、具体的には材料費や会場費、アシスタントの人件費などである。

石川委員

- 1 思いやり運転について、ハンドルを握る機会が増える教習所や高校、大学へのアプローチはなかったのか。
- 2 夢のかけはし事業について、予算は教材費などに充てているとのことであるが、例えば企業への協力費を出すことについて検討はなかったのか。定員2,304人に対し応募が1万3,257人とのことであるが、1万人以上が漏れているのは異常であり、す

ぐにでも見直しが必要だと思うが、どう考えるか。

参事兼防犯交通・安全課長

- 1 教習所など幅広い場所で配布できるよう、今後も多くの場所、多くの機会で広報していきたいと考えている。

青少年課長

- 2 経費については、企業のアシスタント代や会場費、材料費、広報費などを出している。負担というのは、企業の社員が会場に行くなど運営の負担が大変だと聞いており、費用的に不足しているということはない。

石川委員

青少年夢のかけはし事業についてもう一度伺う。何年も競争率が高い状況が続いているが、企業へのアプローチについて詳細な検討を行わなかったのか。

青少年課長

企業の分野を増やすというところでの検討を行い、A I時代に向けたものとした。ただ、参加人数の枠については、企業の負担もありこのような状況になっている。

【説明者】

槍田義之危機管理防災部長、森尾博之危機管理防災部副部長、目良聡危機管理課長、
鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

【発言】

浅井委員

- 1 行政報告105ページ「(3)防災学習センターの展示リニューアル及び管理運営」について、リニューアルに当たりどのようなPRを行ったか。また成果は今年度の来館者数にどのように反映されているか。
- 2 行政報告106ページの(1)の「ア トップフォーラム」について、今年は大規模災害が広範囲に多発し、改めて災害時におけるトップの役割の重要さが感じられた。より多くの市町村長に出席を呼び掛けるべきと考えるが、参加状況と開催の成果はどうか。
- 3 行政報告112ページの「(6)消防団の活性化」について、消防団員数が年々減っていることについての分析及び消防団員充足率の減少の原因について伺う。また、学生、女性以外への働き掛けを行ったことがあるか。例えば、地元企業に働き掛けを行ったのか。

危機管理課長

- 1 昨年12月からの休館期間中には、愛称募集を行って知名度の向上を図るとともに、スタッフが県内各地に出向きイベントを実施してリニューアルの周知を図ってきた。また鴻巣駅に電子看板を設置して幅広くPRを行っている。今年度の来場者数は9月末現在3万8,602名で前年度比22パーセントの増と順調に進んでいるが、リニューアル効果が一巡しているところなので、イベントの充実やPRの一層の拡充に努めていく。
- 2 参加市町村が53、市町村長本人の出席は25名であった。トップの方に、日頃から災害をイメージして、どうすれば住民を守ることができるかを考える機会を提供することで、それぞれの市町村の防災対策に生かされていくものと考えている。

消防防災課長

- 3 消防団員の減少は、団員の生活様式の変化や高齢化に伴うものである。また、消防団員充足率の減少の原因は2つあり、一つは、先ほど説明した実員数の減少である。もう一つは、条例定数の増加である。女性や学生など多様な人材を確保するために、一部の活動だけを行う機能別消防団員を導入しているところが増えているが、従来の条例定数に加えて機能別消防団員の定数を定めるのが一般的であることから、実数と定数が両方増えるため、充足率が減少する。なお、地元企業への働き掛けについては、消防団協力事業所表示制度を県で推進している。6月には経済団体、10月には埼玉県建設産業団体連合会に部長が訪問して、消防団への応援、協力を依頼している。

浅井委員

県内の企業の中には地域貢献希望があるところが多いという認識であり、消防団加入をお願いするのに遠慮はいらない。企業への働き掛けを今後どう行っていくのか。

消防防災課長

消防団協力事業所表示制度への協力とともに、消防団員の加入を依頼していきたい。

石川委員

- 1 防災学習センターについて、地震体験車の平成29年度の貸出し状況はどうか。
- 2 消防団応援の店の店舗数の増減はどうか。

危機管理課長

- 1 貸出し回数は84件で、9,669名の方に体験いただいた。

消防防災課長

- 2 162店舗増加し、現在は2,662店舗である。

石川委員

- 1 地震体験車については、貸出しを申し込んでも人気のため断られる状況もあると聞いているが、平成29年度の状況はどうか。
- 2 消防団応援の店について、店員に周知しているのか。

危機管理課長

- 1 防災月間や週末など利用希望が重複するときには、半年前に抽選を行っていると言っている。平日及び1月、3月、4月は比較的空いているので、この時期に利用いただけるとありがたい。

消防防災課長

- 2 最初に登録していただく際に、消防団員カードを提示したときにサービスを提供していただくよう、店舗をお願いしている。

石川委員

消防団応援の店の店員向けに、サービスの内容などの周知を依頼しているのか。

消防防災課長

新規登録時に、消防団応援の店のサービスを店員に周知する旨、店舗に依頼している。ただし、チェーン店のように規模が大きい店舗については、独自クーポンを消防団員に配布する場合もある。

宇田川委員

- 1 行政報告105ページの「(4)地域防災計画に基づく事業の推進」について、平成29年度に県地域防災計画のブラッシュアップを行ったか。防災拠点校はかなり偏在しており、平成12年から増えていないが疑問視したのか。
- 2 行政報告108ページの「(5)災害オペレーション支援システムの管理・運用」について、229人が操作研修を受けたとなっているがこれで十分と考えているか。

消防防災課長

- 1 平成29年度は熊本地震や九州北部豪雨などの対応の検証を継続して行っており、地域防災計画の見直しは行わなかった。なお、防災拠点校は平成12年度から増えていな

い。選定を行った教育局に確認したところ、地盤や施設の古さなどを勘案して選定したとのことだった。状況が変わっている可能性もあるので、地域防災計画見直しの際には教育局と連携して検討していきたい。

- 2 研修後に、受講者が各所属で操作研修を行っている。また、システムには自主的に訓練できる機能もあり、十分な研修が行えていると考えている。

宇田川委員

危機管理防災部として、防災拠点校の偏在をどう考えているのかを聞いている。教育局や都市整備部にもまたがる中で、どうきちんと一本化するのか、連携が取れているのかということである。地図を見て率直にどう思ったのか。

消防防災課長

地図だけを見ると比較的東側にもあるように見えるが、江戸川沿いにはない。防災拠点校は備蓄機能も兼ねており、他の備蓄拠点もあるので全体的な状況を見渡した上で防災拠点校についても考えていきたい。

宇田川委員

防災拠点校がない市町村もある。市町村は防災拠点を作らないといけない。平成29年度は、どこに疑問点があったのかを県として整理してもらいたい趣旨で質問しているが、どうか。

消防防災課長

地域防災計画はあらゆる視点から見直す必要がある。この件についても検討したい。

松坂委員

- 1 九都県市合同防災訓練や埼玉県特別機動援助隊合同訓練に期待されている効果は何か。
- 2 避難行動要支援者に対する個別計画策定に当たり、課題は何か。

消防防災課長

- 1 九都県市合同防災訓練は、防災関係機関との協力の円滑化、自助共助の意識高揚と知識の向上、県、市、災害時応援協定事業者との相互連携、災害対応能力の向上を目的としている。埼玉県特別機動援助隊合同訓練、いわゆる埼玉スマートは、県内11消防本部の救助隊、航空隊、医療の連携強化を期待している。
- 2 避難支援ができないと責任が生じるとの誤解から、自治会、民生委員等地元から避難支援の御協力が得られにくいことや支援者側の高齢化が進んでいるといった課題があると伺っているが、今後も市町村や福祉部と連携しながら計画策定を進めていく。

松坂委員

九都県市に2,000万円、スマートに1,000万円かかっている。市町村も住民の防災意識の向上のためのPRを実施している。県はこうした取組を支援してはどうか。訓練はそろそろ当初の目的を達成しているのではないか。

消防防災課長

九都県市合同防災訓練では、自衛隊、警察、消防が一堂に会して公助の訓練を中心に行

ってきた。それは大規模災害時、災害救助法を適用した場合に先頭に立つのは知事だからである。自衛隊の災害派遣を要請するのは知事であり、応援部隊をどこに回すかは県で決定する。その最前線に立つ、公助の要の自衛隊、警察、消防が年に1回、災害時に備えて大規模な実動訓練を行うことが九都県市合同防災訓練の核心部分であり、公助の実力を県民、国民に示すことも意味があると考え。毎年度、各市町村の特徴を生かし、被害想定や訓練内容を変えているが、意義が伝わるよう更に工夫していく。また、埼玉スマートは11消防本部と18病院の連携を強化するものである。それぞれの知識と技術を相互に教育した上で最後に合同訓練を実施している。

柿沼委員

- 1 昼間大学に来ている学生は地域にとって大きな戦力と思う。県内大学に対して消防団員の加入についてどのように働き掛けを行ったのか。また、女性に対しての働き掛けをどのように行ったのか。
- 2 資料19「埼玉県消防広域化推進計画に基づく広域化の進捗状況」の2ページの「消防広域化のメリット・デメリットについて」を見ると、多くのメリットが記載されており、消防の広域化は是非推進すべきである。そのためには、県がもっとリーダーシップを発揮して積極的に取りまとめに動くべきではないか。資料13「消防車両並びに消防職員の充足率」を見ると、各種の消防車両が100パーセント充足している市、消防本部・局はほとんどなく、協力し合う必要があることは明白である。このような状況を踏まえ、県は平成29年度においてどのような積極的な働き掛けを行ったのか伺う。
- 3 資料18「平成29年埼玉県の救急搬送状況について」について伺う。救急搬送において現場滞在時間が長かった事例は、どういう原因であったのか。

消防防災課長

- 1 平成29年度は、坂戸市で40人、加須市で10人、平成30年4月1日には越谷市で17人の学生消防団員が入団した。学生団員の確保策に関しては、大学に対して協力要請を行うとともに、市町村に条例改正を含め、機能別消防団員の制度を導入してもらわなければならないため、大学及び市町村双方に協力依頼しているところである。女性消防団員については、平成29年度は県内4か所で、11月1日埼玉県女性消防団員の日に合わせた県下一斉PRを行った。
- 2 県としては、市町村や消防本部を訪問して地域の状況について情報交換を実施している。特に、消防担当者と課題やメリットを整理して報告書を作成している。平成29年度は川口市・戸田市・蕨市と実施した。
- 3 現場滞在時間が2時間28分の事例だが、64歳男性が数日前に自宅で転倒し、両下肢の運動麻痺、感覚障害を呈した。その後症状が悪化し歩行不能となり、救急搬送に至ったものである。時間がかかったのは日曜であったこと、また、傷病程度から脊髄損傷の疑いがあり、専門性が高かったことが原因と聞いている。傷病者のその後については把握していない。

高木委員

- 1 行政報告書101ページの「1 大規模災害への備えと対応」に、5か年計画の指標が2つあり実績値が平成28年度末となっているが、平成29年度決算の報告なのに前年度の実績値となっているのはなぜか。平成29年度の見込みが分かれば伺いたい。
- 2 自主防災組織の組織率については、こういった地域がまだ組織化されていないのか。

組織化されない理由はどのようなものかといった課題はあるのか。

- 3 防災拠点となる公共施設の耐震化率については、どのような施設やどのような市町村に課題があるのか。
- 4 派遣された職員の被災地での経験をどのように生かしているのか。
- 5 備蓄物資はどのような基準で品目と数量を定めているのか。市町村を補完する立場であれば、アレルギー対応食や段ボールベッドなどの備蓄も進めるべきではないか。

危機管理課長

- 1 消防庁の統計であり、例年12月に公表される。埼玉県の前年度末の数字は、自主防災組織の組織率90.4パーセント、防災拠点となる公共施設の耐震化率95.5パーセントである。
- 2 今年度、取組が遅れている市町村から聴取したところでは、農村部を中心に危機意識が低い、消防団が充足しており自主防災組織の必要性を感じない、市町村職員の人手が足りないといった課題があった。県として支援ができるように取り組んでいく。
- 3 平成29年度末時点で県施設は99.7パーセントであり、平成31年度までに100パーセントになる見込みである。一方、市町村施設は94.9パーセントであり、教育施設は高いが、公民館などの取組が遅れていて、市町村に有利な起債制度などを紹介している。
- 4 派遣職員の活動結果をホームページで公表している。

消防防災課長

- 4 熊本地震では、被災市町村の災害対応、避難所の運営、支援物資の輸送、他の自治体からの応援受援体制等多くの課題が浮かび上がったので、副部長級による庁内検証会を設置し対応策の検討を行った。この成果を、地域防災計画に生かしていきたい。
- 5 過去の災害を踏まえて品目の見直しを進めている。新潟県中越地震以降は、小麦アレルギーや高齢者等に配慮して小麦系食料から米系食料の割合を増やした。熊本地震後は、車中泊対策として弾性ストックの備蓄を進めている。段ボールベッドや段ボール間仕切りについては、しけてしまうなど備蓄になじまないため、東日本ダンボール工業組合と協定を締結して、流通備蓄として調達を図ることとしている。

新井委員

行政報告書110ページの「消防の広域化の推進」について、平成29年度は働き掛けを進めていることは分かった。進めたいのに進まないという認識でよろしいか。

消防防災課長

そのとおりである。

新井委員

資料によるとデメリットはないとのことだが、進んでいないのは何か問題があるからではないのか。上尾市や伊奈町への訪問のほか、広域化の検討会も実施しているとのことだが、その中でどのような課題や問題があったのか。

消防防災課長

地方交付税の算定基礎には、消防費の目安がある。この水準からみて消防費をかなり低

めに抑えてきた市町村では、広域化する相手に合わせ消防への負担を増やす必要があり、これが難しいのではないかと。また、消防団との関係が希薄になってしまう、地元から災害時の拠点がなくなってしまう、といったことが挙げられる。

新井委員

課題を検討して、問題を取り除いてはどうか。部内で議論されたのか。

消防防災課長

課題を整理して検討していく。

柳下委員

- 1 私の住んでいる所沢市は既に広域化済みだが、弊害を強く感じている。普通なら起こらないことが起きている。ビルの火災で上ではなく、下に水を入れてしまった。到着時間も遅くなった。消防は地域に密着することで役に立つ。広域化が思うように進まないのは、地域住民が問題があると感じるからではないのか。認識を聞かせてほしい。
- 2 消防職員の充足率は、全県平均で82.7パーセントとのことだが、本来は100パーセントを超えていなければならないものである。昨年度の取組と今後の見通しはどうか。
- 3 東日本大震災への支援について、民間賃貸住宅の借り上げ状況の推移、県営住宅入居人数はどうなっているか。
- 4 へりの有料化後の救助件数は何件か。遭難などの抑制効果はあったか。

消防防災課長

- 1 その事故については、市議会の議事録によると、職員が慣れていなかったのが原因ではなく、確認不足やヒューマンエラーが原因で、こうしたことがないように全力で取り組むとしている。広域化によって、市境への到着時間も6分から5分に短縮された。広域化前は救急車が出払ってしまうことがあったが、広域化後はそのような状況はなくなった。火災時の第一出動も5台だったものが9台となり、初動体制の強化が図られた等、広域化の効果は大きい。
- 2 埼玉県の充足率は、東京、神奈川に次いで全国第3位である。この充足率はあくまでも目標であり、定数とは全く異なるものである。定数は市町村が条例で別に定めるものであり、充足率が82.7パーセントだからといって問題があるものではない。
- 3 民間賃貸住宅の借り上げは、県内市町村合計で平成24年度末に922戸、平成28年度末370戸、平成29年度末203戸となっている状況である。県営住宅については、平成29年度末に19世帯39人となっている。
- 4 防災へりについては、1月の防災へり有料化制度の運用開始から4件の事案があった。うち、平成29年度は2件だった。

柳下委員

広域化のメリットがあっても進まないのは、広域化したら大変だと市町村が認識しているからである。進まない理由をどう考えているか。

消防防災課長

広域化については、地域ごとに事情があるので、それに併せて進めていく。

塩野委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書 126 ページの「歳出」の第 2 款の第 8 項の第 1 目の「危機管理課」の 1 の (4) の「イ 県庁の実践的な防災体制整備費」の内訳は何か。県庁の実践的な防災体制とはどういうものか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書 127 ページの「歳出」の第 2 款の第 8 項の第 2 目の「消防防災課」の 1 の「(2) 災害対策用物資備蓄費」の内訳はどうなっているのか。

危機管理課長

- 1 災害発生時等に職員の安否や参集状況等の収集を行う職員参集支援システムに係る経費のほか、危機管理防災センターの大型映像装置の修繕、災害対策本部各支部の非常用発電機の維持管理、衛星携帯電話の経費などである。

消防防災課長

- 2 備蓄物資については、県と市町村で 1.5 日ずつ計 3 日分を備蓄している。アルファ米等備蓄食料品の購入で 5,341 万円、医療薬品購入で 395 万 3,000 円である。

塩野委員

県と市で同じものを半分ずつ備蓄しているということだが、スマホの電池など市町村で不足するような物品を県で備蓄すべきではないか。

消防防災課長

民間企業との協定も含めて総合的に備蓄品目を検討していきたい。

塩野委員

停電対策として、発動発電機などの物資の備蓄数量が十分なのか検討をすべきではないのか。

消防防災課長

そのとおりと考える。検討していきたい。

福永委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書 127 ページの「歳出」の第 2 款の第 8 項の第 2 目の「消防防災課」の 1 の「(3) 防災ヘリコプター運航管理費」の決算額が約 6 億 9,000 万円になっているが、そのうち燃料費は幾らだったのか。また、出勤回数が多かったのか。
- 2 行政報告書 104 ページの「(2) 震災に強いまちづくりの推進」の防災拠点となる公共施設の耐震化率のグラフについて伺う。耐震化は以前から進められているが、西日本豪雨の被災地で見られるように、避難所としてのトイレや空調の課題がある。こういったことについては記載がないが、どうなっているのか。
- 3 人工透析等を行う医療機関の自家発電設備等の設置状況はどうか。

消防防災課長

- 1 防災ヘリの燃料費は、平成 28 年度は 4,093 万 7,510 円、平成 29 年度は 5,

036万2,777円と大幅に増えた。防災ヘリの出動が増えたのは、平成28年度の出動回数が特に少なかったからで、平成29年度は平年並だったと考えている。

3 災害拠点病院については、自家発電機の設置が義務付けられている。

危機管理課長

2 避難所運営においてはトイレに課題があると考えており、防災マニュアルブック「家庭における災害時のトイレ対策編」を作成して啓発を行っている。

化学保安課長

2 避難所等の空調については、災害時に空調機器や非常用の発電機を支援してもらうよう業界団体と「災害時における空調設備の応急対策に関する協定書」を結んでいる。

福永委員

1 災害拠点校における、トイレの増設、エアコンの設置をどのように考えているか。

2 災害拠点病院以外の人工透析等を行う医療機関の自家発電設備等の設置状況はどうか。

消防防災課長

1 トイレの必要数、エアコンの設置数等を把握していないので、関係機関と協議調整したいと考えている。

2 災害拠点病院以外の医療機関の状況は把握していないので、保健医療部と調整し把握したい。

【説明者】

立川吉朗公営企業管理者、和栗肇企業局長、菊地仁美管理部長、中島俊明水道部長、中山昌克総務課長、松塚研一財務課長、松山謙一地域整備課長、清水隆水道企画課長、高橋伸保水道管理課長、岡田和也主席工事検査員

【発言】

金子委員

平成29年度埼玉県公営企業会計決算審査意見書21ページの水道用水供給事業会計の「(6)貸借対照表」を見ると、現金預金が前年度に比べて約78億円増加しているが、理由は何か。現金預金が潤沢かつ決算内容も良好であるにもかかわらず、他会計から補助金を受けているが、法定で入れざるを得ないものなのか。企業債を減額するなど、現金預金を有効に活用すべきではないか。

財務課長

現金預金の増加は、未払金が約40億円増加したことが主な要因である。そのほかに、一般会計からの出資金や企業債の発行額が20億円ほど増加したことによる。補助金は基準どおりのものを受け入れている。現金預金については、今後大規模な管路更新等が控えているため、それに備えて内部資金としている。企業債については、建設工事費を確保する中で残高を減少させている。投資額の増加に対して、企業債の弾力的な活用と内部留保資金の活用を考えていきたい。

金子委員

企業債について、将来の分まで前倒して借りる必要があるのか。

財務課長

借入れは慎重にと考えて行っている。また、世代間の負担が公平という点にも留意している。

浅井委員

決算書66ページの「平成29年度埼玉県地域整備事業報告書」の(1)の「シ 草加柿木地区産業団地整備事業」について、今までと異なりエントリーアンドオーダーメイド方式を採用しているとのことだが、現在どのような契約状況か。また、分譲予定企業からはどのような声が上がっているのか。

地域整備課長

10社から申込みがあり、全ての区画が埋まっている。実施設計前に意見交換会を実施したため、区画の形状や大きさ、水道の取り口等の希望を聞いてもらうことができたなど、おおむね好評である。また、企業内保育施設設置の要望が上がるなど、企業と共に創る団地として評価を頂いている。

浅井委員

評判の良くない声はなかったのか。

地域整備課長

面積の調整で希望どおりにいかなかった企業があり、もう少し広い区画が良かった等の声があった。

柳下委員

- 1 水道用水供給事業について、給水収益と消費税は幾らだったのか。また、消費税率が10パーセントとなった場合、どの程度の影響があるのか。
- 2 資料15「浄水場・水道管等の耐震診断及び耐震性強化対策の状況」について、浄水場平均耐震化率の今後の見通しと送水管の更新状況はどうなっているのか。また、送水管の耐震適合率とは何か。
- 3 水道施設の老朽化対策や技術者の人材育成にはどのように取り組んでいるのか。

水道企画課長

- 1 給水収益は約389億円で、消費税相当額は約31億円である。また、平成29年度の給水収益に対して消費税率が10パーセントとなった場合、約7億8,000万円の増額になる。
- 3 施設の老朽化対策については、適切な日常点検や維持管理により、施設を法定耐用年数以上に使用できるようにするとともに、更新時期の平準化を図りながら計画的に更新することで、全体的な更新費用の縮減に努めている。人材育成への取組については、再任用制度を活用したベテラン技術系職員から若手職員へのOJTなどによる技術継承に努めている。

水道管理課長

- 2 浄水場の耐震化は、各浄水場の処理能力やスケジュールを考慮して計画的に実施しており、平成34年度までに、耐震化率100パーセントとすることとしている。なお、送水を継続しながらの耐震化対策となるため浄水場ごとに同じ進捗で実施することは困難である。送水管については、平成27年度までに11キロメートル、平成29年度は2キロメートル、計13キロメートルの更新を実施した。また、耐震適合率とは、耐震管でなくても埋設されている地盤を考慮した結果、地震があっても抜けないと判断できる管を含めた率である。

柳下委員

送水管の耐震性調査はどのように行うのか。

水道管理課長

送水管も地震の影響についての診断を行っている。耐震管以外のものは、これまでの様々な地震動のうち最大のものでも抜けないと判断できる地盤に埋設してあれば、耐震適合性ありと判断している。

柳下委員

耐震適合率に含まれた管については、どんな地震にも耐えられるということで耐震化は

行わなくても大丈夫ということなのか。

水道管理課長

耐えられると判断している。

諸井委員

資料1「平成29年度埼玉県企業局決算の概要」の「3.地域整備事業会計」について、羽生下川崎産業団地の分譲に係る売却額と、これまでの賃貸料は幾らか。

地域整備課長

売却価格は約84億9,800万円、賃貸料は総額で約45億7,200万円、年額で約4億6,500万円である。

諸井委員

羽生下川崎産業団地は工業系の産業団地として整備したが、分譲先が見つからなかったため、商業施設として小売業者に賃貸したと記憶している。今回相手方の希望により売却することになったということだが、これは企業局として望ましい形と考えているのか。あるいは苦肉の策であったのか。

地域整備課長

どちらかと言えば苦肉の策であり、やむを得ず商業施設として小売業者に売却したものである。地域整備事業は産業団地の整備を目的としているので、今後、商業施設を積極的に整備することは考えていない。

【説明者】

加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、
矢島謙司環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、高柳正行エネルギー環境課長、
石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、酒井辰夫産業廃棄物指導課長、
河原塚啓史資源循環推進課長、梅本祐子みどり自然課長

【発言】

金子委員

- 1 行政報告書119ページの「(3)燃料電池自動車の普及促進」について、FCVを購入した個人・事業者に33件助成したとあるが、金額は幾らか。また、世界的な「EVシフト」の中、FCVに助成する必要性はあるのか。
- 2 行政報告書120ページの「(4)再生可能エネルギー等の普及拡大」について、市民共同発電事業への助成に係る申請件数と助成件数はそれぞれ何件か。
- 3 行政報告書120ページの「(5)目標設定型排出量取引制度の実施」について、平成23年度から平成26年度までの第1計画期間は22パーセントの削減とあるが、平成27年度からの第2計画期間の進捗状況はどうか。
- 4 行政報告書129ページの「(1)ごみを出さないライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進」について、マッチングに向けた協議の成果と、今後どのように事業を進めていくのかを伺う。

エネルギー環境課長

- 1 FCVに対する33件の助成金額は3,275万円である。EVはガソリン車に比べ、航続距離が短い点と充電時間が長い点がデメリットである。一方、FCVは、ガソリン車と同等の600キロメートルから700キロメートルの航続距離があり、燃料である水素の充填時間もガソリン車と同等である。FCVについても普及を支援することでユーザーの選択肢が広がり、次世代自動車全体の普及拡大にもつながると考えている。
- 2 申請・助成実績とも2件である。1件当たり60万円である。

温暖化対策課長

- 3 第2計画期間では、産業部門に13パーセント、業務部門に15パーセントの目標設定をしている。第1計画期間の削減実績は22パーセントであったが、第2計画期間は27パーセント削減と5ポイント高くなっている。達成状況は、569事業所中438事業所が達成し、達成率は77パーセントとなっている。

資源循環推進課長

- 4 昨年度は18社とマッチングに向けた協議を行い、成果は1件であった。マッチングの少ない理由として、現段階では事業者の理解不足、食品ロス発生量の予想が困難であること、事業者の事務的な負担などが挙げられる。この事業は今年度も継続しており、既に4件のマッチングに成功している。また、今年度はスーパーマーケットにも対象を広げており、意向調査やマッチングに向けた協議を行っている。

金子委員

フードバンクについて、昨年度は1件、今年度は既に4件のマッチングが成立しているとのことだが、昨年度と一番の違いとしてどんな工夫をしているのか。

資源循環推進課長

昨年度は食品製造事業者に対しての働き掛けだったが、今年度は災害備蓄品の提供についても呼び掛けており、JR東日本やNEXC O東日本とのマッチングに至った。

石川委員

- 1 行政報告書120ページの「(5)事業活動における省エネルギー対策の促進」について、中小規模事業所へ51件助成したとあるが、申請は何件あったのか。また、平成30年度における補助から漏れたところへの対応はどのように行ったか。
- 2 行政報告書121ページの(11)の「ア 環境学習支援のための講師派遣」について、平成30年度は環境アドバイザーが77人登録されているが、平成29年度は何人登録されていたのか。人によって派遣回数が少ない方もいるようだが、1回も派遣されていない方は何人いるのか。また、人気のある方は1年間で何回要請があったのか。さらに、1主催者当たり6回まで呼べるようだが、6回派遣要請した団体は幾つあったのか。
- 3 行政報告書134ページの「(3)緑化計画届出制度などによる建物の敷地内や屋上、壁面、駐車場の緑化の促進」について、民間施設へ新たに30件助成したようだが、定着するかどうか、5年間報告を受けると思う。平成29年度内に、芝生の定着がうまくいかなかった、生育を断念せざるを得なかった、生育状況が悪かったなどの報告はあったか。

温暖化対策課長

- 1 申請は109件あった。それから交付51件を差し引いた58件については、平成30年度に申請があったか不明である。平成30年度は現在、申請74件に対し交付66件である。

環境政策課長

- 2 平成29年度の登録者数は71人である。平成29年度に1回も活動されていない方は37人である。昨年度最も多く活動された方は、1年間で36回講義や体験教室等を行っていただいた。1主催当たり6回の上限まで制度を利用した団体数については不明であるが、市町村ごとの資料では川口市が72回利用している。各学校が熱心に活動し、かなり多くの回数活用していただいた。

みどり自然課長

- 3 平成29年度に補助した民間施設等の緑化の30件のフォローアップにつき、平成30年度に全件確認したところ、部分不良が1件あった。これに対しては、緑地の再生方法について口頭でアドバイスを行った。

石川委員

- 1 善意で環境アドバイザーに登録されても、残念ながら半数以上の方が年間一度も呼ばれなかったということだが、環境アドバイザーの名簿を見てどの方を呼ぶかを決めるよ

うなケースもあるように聞いている。せっかく公募で応募していただいた方たちなのだから、回数 of 平準化も視野に入れた方がいいと思うが、平成29年度に工夫した点はあるか。

- 2 過去58件の中で、平成29年度に不良であるとの報告があったのかどうか確認したい。

環境政策課長

- 1 毎年度、環境アドバイザー、環境教育アシスタントを含めた環境学習に関する制度を紹介する冊子を作成している。平成29年度は、内容を充実させて講師の方が売りとする得意分野などを分かりやすく記載したが、結果としてはそれだけでは平準化につながっていない状況である。

みどり自然課長

- 2 平成29年度にフォローアップした過去5年間分については、11件について部分不良があったので、口頭で指導した。また、駐車場の緑化の場合は芝であるが、駐車場緑化を行った事業者に対して、維持管理の方法についてアドバイスを行った。

浅井委員

- 1 行政報告書119ページの「(2)水素エネルギーの利用拡大に向けた取組の実施」について、水素エネルギー普及推進協議会の内容を伺う。また、水素エネルギー普及に向けての課題は何か。
- 2 行政報告書134ページ「(3)緑化計画届出制度などによる建物の敷地内や屋上、壁面、駐車場の緑化の促進」について、補助の対象となるのはどのような事業か。また、30件のトータルの補助額と創出した緑の面積はどのくらいか。
- 3 行政報告書136ページの「(1)合併処理浄化槽の整備促進」の合併処理浄化槽への転換に対する補助について、予算措置した補助件数と実際の補助件数はどのようになっているのか。また、目標達成のためには残り何基転換する必要があるのか。さらに、その具体策はあるのか。
- 4 行政報告書139ページの(4)の「カ 狩猟免許試験、適性検査・講習等の実施」について、野生鳥獣の管理のためには狩猟者の増加が欠かせないと思うが、狩猟免許試験受験者数の増減の傾向はどうなっているか。また、狩猟者確保のためにどのような対策を実施しているのか。

エネルギー環境課長

- 1 委員会の構成員である学識経験者、自動車メーカー、エネルギー事業者、関係自治体それぞれが持っている最新情報の共有と、本県の水素エネルギー事業について発信を行っている。普及の課題であるが、燃料電池自動車はガソリン車に比べて価格が高く、700万円を超える価格である。また、自動車を走らせるには、燃料の充填を行う水素ステーションが必要だが建設費として約5億円かかり、経費面で課題がある。水素ステーションを増やさなければいけないが、燃料電池自動車の普及台数との兼ね合いでなかなか進まない。今後の取組について議論がされている。

みどり自然課長

- 2 民間施設については、市街化区域で緑化面積が100平方メートル以上、駐車場緑化

では50平方メートル以上の区画を対象に補助している。30件のトータルの補助額は1億4,183万2,000円、創出面積は1万8,240平方メートルである。

- 4 狩猟免許試験合格者数は、平成25年度が215人に対し、平成29年度が372人で、この5年間で1.7倍に増えている。狩猟免許試験を年間4回実施しているが、受験者が受けやすいよう土日を中心に試験を実施するとともに、受験者を支援するため試験前の事前講習会を年6回行っている。また、狩猟免許取得3年以内の方を対象に、初心者研修会を行っている。

水環境課長

- 3 平成29年度に予算措置した補助件数1,424基に対し、実際の補助件数は1,099基である。今後、建替えなどでなくなると考えられる単独処理浄化槽を除くと、平成37年度に約1万8,000基が残ると試算されている。近年、増加している空き家では、本来必要な浄化槽の廃止届が出されていないケースが多くあり、これを精査することで転換が必要な単独処理浄化槽を明確にしていく。なお、単独処理浄化槽であっても、トイレは水洗化されており、生活を送る上で特段の支障がないことや、また、自分が川を汚しているという実感がないことから、転換の必要性を感じていない方が多く残っている。このため今年度から、戸別訪問等を行い周知している。併せて、転換工事に係る初期の個人負担額が個人設置型に比べ低減できる市町村整備型の導入を進めることにより、転換を促進していく。

浅井委員

水素ステーションの建設になぜ費用がかかるのか。また、これについて協議会で議論や分析がなされたか。

エネルギー環境課長

水素エネルギーは新しい技術であり、法律の規制も厳しい。ガソリンスタンドでは、セルフで充填できるシステムも整ってきているが、水素ステーションについてはまだそこまで至っておらず、安全対策に費用がかかるのが現状である。欧米では、安全対策が進んでおり規制緩和も行われており、日本の半分の価格で設置ができると聞いている。今後、日本の安全対策なり、水素エネルギーが普及してきた暁には、整備費用も低下していくと思われる。

江原委員

- 1 行政報告書117ページの「3 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進」に記載のある埼玉県5か年計画における指標の一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量は、市町村からの数値の積み上げか。また、既に実績値が目標値を上回っているが、どのような要因か。さらに、県としてどのような対策を取っているか。
- 2 行政報告書131ページの「(8)PCB廃棄物の適正処理」について、PCB廃棄物の処理期限は、トランス・コンデンサーが平成34年まで、安定器は平成35年までとなっている。埼玉県においては、平成29年度から処理を開始したとのことだが、安定器も含め、進捗状況はどうか。
- 3 資料17「有機化合物や重金属などによる地下水汚染の現状」について、地下水汚染はどのような影響があるのか。また、汚染が判明した地点については、どのように対応したのか。

資源循環推進課長

- 1 数値は市町村から報告されたものの積み上げである。実績値が目標値を上回った原因は、平成27年度から平成28年度にかけて県南部の人口が多い地域で、可燃ごみを直接スラグ化できる形の焼却炉が建設され、路盤材等に有効活用されるようになったため、通常より大幅に最終処分量が減少したものである。県では、直接スラグ化ができる形の炉の建設や焼却灰のセメント化の推進、3Rの推進や事業系一般廃棄物削減キャンペーンの実施などを行っている。

産業廃棄物指導課長

- 2 処理の進捗状況は、目標値が23パーセントのところ、現状では25.5パーセントであり順調である。安定器については、トランス部分とコンデンサー部分に分かれるが、処理量を削減するため、コンデンサー部分を分離して、コンデンサー部分のみを計画的に処理していく。

水環境課長

- 3 地下汚染水は飲用していなければ影響はないため、基準超過井戸の所有者や周辺井戸所有者へ飲用を控えるよう指導を行った。平成29年度に超過した項目について、ヒ素は自然由来の汚染、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は施肥や生活雑排水が原因であると考えられる。また、クロロエチレンについては、有機塩素化合物が分解して生成される物質であり、汚染原因は究明できなかった。基準超過井戸について、汚染が拡散していないか継続的にモニタリングを実施していく。

江原委員

PCB廃棄物のうち安定器については、建物の建築年に応じて調査しているとのことだが、調査は平成29年度に実施したのか。

産業廃棄物指導課長

トランス・コンデンサーについては平成27年度から、安定器については平成30年度から調査を実施している。

松坂委員

- 1 行政報告書119ページの「(1)エコタウンモデルの検証」について、電力に関する実測データを用いて取組の効果検証を行ったとのことだが、どのような内容か。また、省エネ対策の補助の内容はどのようなものか。
- 2 行政報告書131ページの「(8)PCB廃棄物の適正処理」について、民間事業者のPCB廃棄物の保有状況の実態把握は非常に難しいと理解しているが、どのように取り組んだのか。また、適正処理の指導をしていると思うが、指導を実施した事業者からの報告は提出されているか。
- 3 行政報告書135ページの「(4)校庭などの芝生化」について、平成29年度は園庭が22園、校庭が11校整備されたが、整備された後のメンテナンス、維持管理が大変だと聞いている。経費についての県の考え方を伺う。また、報告書では、説明に「都市部にまとまった目に見える緑を創出するとともに、幼少期から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図った。」とあるが、校庭などの芝生化は地球温暖化対策で、ヒートアイランド対策と伺っていたが、いつから変わったのか。

エネルギー環境課長

- 1 平成24年度から平成26年度にかけて、本庄市・東松山市で実施した事業について検証を行った。検証の内容としては実測値として電力使用量を集め、実際に電力事業者から購入する電気の量をどれだけ削減できたか、太陽光発電設備等を設置して電力事業者にどれだけ売電できたのかを集計し効果を把握した。その結果、データを得られた293戸のデータを集約したものであるが、その創エネ・省エネ効果としては約68万キロワットアワーの電力を生み出した。これは一般家庭の年間の電力使用量の136戸分に相当する。省エネ対策の補助等の取組状況としては、太陽光発電設備の設置162件、省エネ改修や設備導入281件、省エネ家電150件などとなっている。

産業廃棄物指導課長

- 2 PCB廃棄物を保有している可能性のある全ての事業者は県内で約10万件あり、常勤及び非常勤職員を合わせて19名の県職員で調査に取り組んでいる。指導後の報告については、毎年3月末までの状況を4月1日から6月30日までの間に事業者から報告を受けている。

みどり自然課長

- 3 維持管理については、芝生化工事を行った年度から4年間若しくはその翌年度から3年間を対象に、資材、消耗品などを補助している。校庭で80万円まで、園庭で12万円まで補助している。また、校庭・園庭芝生化の効果の一つとしてヒートアイランド対策があるが、付随して、子供たちのけがが減る、外に出て遊ぶようになる、体力が向上するなどの教育的効果もある。ヒートアイランド対策の一環ではあるが、それ以外も含めて効果があると考え取り組んでいる。

柳下委員

- 1 行政報告書135ページの「(5)校庭の芝生化」では、平成28年度に予算を増やしたことにより平成29年度の件数も増えてきたのではないかと思う。教育局との連携はどのようにしているのか。
- 2 けがの減少等の実績を調べたり、広げていくために直接声を聴いているのか。
- 3 芝生化は何年間行えばよいのか。5年後に自分たちで維持管理ができるようにする条件として、平成29年度実績を踏まえ、どのようなことが必要か。
- 4 資料32「県内市町村ごとの産業廃棄物のゴミ山数と状況(改善された場所も)」によると、産業廃棄物のごみ山の数は91件で17件解決したとのことであるが、平成29年度までに未解決のごみ山の状況はどうなっているのか。県民生活への影響はないのか。また、今後の対策はどう考えているか。
- 5 資料27「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田飛行場周辺の騒音調査結果」について、11月3日に航空祭があつて自衛隊航空機の騒音がものすごかったが、県民の安全と生活を守る点から、県は航空機騒音についてどのような対応を行っているのか。また、関係省庁にはどのように働き掛けているのか。

みどり自然課長

- 1 教育局との連携については、市町村教育委員会に芝生化状況調査を行ってもらっているほか、市町村への帯同訪問、各市町村教育委員会の担当者会議や教育長会議でPRの時間をもらっている。

- 2 けがが減った実績について統計はとっていないが、芝生化した学校3校の児童1,300人弱にアンケートをとったところ、トップ3の回答が、転んでも痛くない、気持ち良い、けがをしないということだった。実際に学校の先生からも、組体操の時をはじめけがが減ったという回答をもらっており、効果があったものと考えている。
- 3 芝生の維持管理補助は整備の翌年度から3年間としている。これは3年ほど経てば芝生もなじみ擦り切れにくくなること、その間にPTAや地域の方などによる維持管理団体の体制を整えていただくというものである。この3年間を経て、自主的な維持管理により芝生を保っていただきたいと考えている。

産業廃棄物指導課長

- 4 平成29年度は、6か所8,500立方メートルの廃棄物が撤去された。ガスの発生や崩落などの危険性があるごみ山はない。対策としては、各環境管理事務所まで3か所程度、重点山を選定し、廃棄物の撤去指導等を重点的に実施している。

水環境課長

- 5 県では入間飛行場南北及び横田飛行場の北側に、それぞれ4地点ずつ、計12か所で航空機騒音自動識別機能を有する騒音測定局を設置している。航空機騒音の低減について、県及び基地周辺14市町で構成する「埼玉県基地対策協議会」や米軍基地が所在する都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、防衛省、外務省などに騒音対策を要望した。平成30年7月に行った「埼玉県基地対策協議会」を通じた要望に対して、北関東防衛局等から、航空機騒音の環境基準超過は大変重く受け止めており、土日祝日や夜間の飛行の自粛、騒音影響を最小限に抑えるために努力する旨の回答を得ているところである。

柳下委員

校庭の芝生化について、パンフレットには全面芝生化や一部芝生化など6種類の例が掲載されている。小学校がどの部分を芝生化すると決めてから申請が行われるのか。

みどり自然課長

補助金の申請時にどういうところを芝生化するか聞いている。場合によっては、日当たりの悪いところや玄関などよく人の通るところは芝生の持ちが悪いことを説明している。

諸井委員

行政報告書131ページの「(9)安心・安全な県営処分場の運営・研究」について伺う。彩の国資源循環工場についての内容が余りにも簡素である。当該工場にはいろいろな問題があり、事業が滞っていたのは周知の事実である。最初に県が決定した事業者は事業を行うことができず、事業を継承した建設会社は経営破綻し、その後、競売で新たな事業者が決まったという経緯である。その新たな事業者はいつから事業を開始しているのか。また、当該事業者に決まるまでの間の土地賃借料については、おそらく収入となっていないと考えるが、どうなっているのか。

資源循環推進課長

豊田建設株式会社については、平成29年2月に経営破綻したが、工場建物は豊田建設の所有ではない上、抵当権も複数設定されているなどの問題があった。そのため、信用保

証協会が裁判所に申し立て、競売によって複雑な権利関係を整理することになった。競売については、資源循環工場において焼却灰のリサイクル事業を行っているツネシカムテックス株式会社が応札し、同社が落札の上、平成30年6月1日に所有権を取得した。県は、同社から提出された事業計画等を審査するとともに、学識経験者や地元有力者等で構成された立地検討委員会における審査も経た上で、平成30年8月に20年間の土地賃貸借契約を同社と締結した。土地の賃借料については、今年の8月から県に支払われている。なお、平成29年度の土地賃借料については、土地賃貸借契約を解除の上、歳入予算を減額補正しているため、収入未済はない。

諸井委員

豊田建設が経営破綻しなければ払われていたはずの土地賃借料について質問しているのである。払われていたはずの土地賃借料は幾らなのか。欠損額は幾らなのかということである。減額補正したから問題ないということにはならない。

資源循環推進課長

1年分として4,806万5,804円である。その歳入予算については、平成30年2月定例会において減額補正している。

諸井委員

それは減額補正等の方法にもよるが、収入未済ではないのか。行政報告書131ページには何も記載されていないため、これだけを見た場合、資源循環工場の事業には何も問題がないと本委員会の委員もその他の人々も理解すると思われる。何か意図があるのか。県が収入すべき土地賃借料が収入できなかったことは、県民の不利益である。どう認識しているのか。

資源循環推進課長

土地賃貸借契約を解除したことにより、平成29年度の1年間は豊田建設からの土地賃借料収入はなかった。民間事業者が経営破綻となった状況であった。県としては、今後はそういうことがないように、事業計画をしっかりと審査していく。なお、ツネシカムテックスは、資源循環工場において既に実績のある事業者であり、事業計画もしっかりしていることを審査で確認している。

委員長

質問の趣旨と答弁の内容が食い違っている。再度の答弁を求める。

資源循環推進課長

通常であれば収入されていたであろう約4,800万円については、減額補正したことから決算書には表れない形になった。特に意図はない。

諸井委員

収入未済で記載しておけないのか。減額補正しなければならない理由は何か。

永島副部長

豊田建設が平成29年2月に経営破綻したことで、合わせて土地賃貸借契約については

県の方から契約解除を行っている。これに伴い、同社は契約の相手方ではなくなるとともに支払いの義務もなくなったため、県は賃借料の徴収ができなくなった。よって、これは収入未済には該当しない。予算としては、減額補正を行って処理したということである。なお、権利関係が複雑に絡み合った工場建物の問題を解決する対処を行うためには、契約解除が必須であった。また、県は、契約保証金として土地賃借料1年分に当たる約4,800万円を、豊田建設から平成28年度会計において預かっていた。当該保証金は、同年度において県に帰属することになったため、平成29年度の土地賃借料相当額に関しては、年度は異なるが実質的に収入できていると理解している。

諸井委員

時間をかけても競売する方がよかったとの説明であるが、収入未済が生じることは最初から分かっていたにもかかわらず、早く収入する努力は全く行っていない。しかし、例えば豊田建設に事業承継させることを決定した際などは、県は非常にスピーディーに対応している。特定の企業にはスピーディーに便宜を図る一方、スピーディーに処理すれば欠損が生じない対応は行わない。県の行動には一貫性がないのではないかと。公平性の観点において、県には非常に疑問を感じる行動が多いが、見解を伺う。

永島副部長

工場建物については権利関係が複雑であり、競売によって整理しないと塩漬けになってしまうおそれがあった。競売には1年かかったが、信用保証協会から裁判所に申し立てたいとの希望があったこともあり、県としてもこれが最も望ましい形であると判断しての対応であった。また、寄居町の了解を得なければ事業者は工場において事業が実施できないことから、権利関係を整理した上で、落札した事業者についてきちんと時間をかけて審査したということである。こうした審査の過程において、時間的な口実はなかったと考えている。

諸井委員

県は、豊田建設を選定した際は大した審査をせずに許可している。事業開始後、豊田建設はすぐに経営破綻してしまった。最初の事業者も、不法投棄等を行うような業者であった。県はそのようなことを重ねてきている。塩漬けにならないようにとの説明であったが、すぐに事業承継できる企業も手を上げていたと聞いている。しかし、そうした声には耳を貸さず、ひたすら競売にこだわり、1年以上後回しにした。その結果、収入できたはずの約4,806万円の土地賃借料が収入できなかった。それを減額補正して収入未済としては表記されないようにした。こうした一連の県の行動は不誠実であり、県民の利益に反していると思われるが、どう考えるか。

永島副部長

豊田建設の破綻後、企業からの問合せは6社あった。いずれにしても、事業内容を審査し、地元の寄居町の了解を得る手続を進めるには、競売の手続を行った場合でも大きな時間の差はないと判断したところである。平成30年8月からの土地賃借料収入になったことは、それまでの期間が長いかわりに短いかわりに批判もあるかとは思いますが、競売による整理が最も確実な方法であると判断して対処したものである。

環境部長

資源循環工場の事業については、土地賃借料収入によって運営していることは重々承知している。執行部においては、迅速かつ公平な審査を行っていると考えている。この案件についての対処には1年を要することになったが、それ以降は安定的な経営が行えるという判断に基づくものであった。なお、土地賃借料の減額補正については、収入できる見込みがなくなった以上、そのまま残しておくのもまた不適切であることから、編成して議決いただいたものである。

諸井委員

今年の8月から土地賃借料が収入されているとのことだが、4月から7月までの分については減額補正を行うのか。

資源循環推進課長

平成30年度当初予算については、8月から土地賃借料が収入されると見込んで編成しているため、減額補正による対応は考えていない。

諸井委員

事業が正常に継続していたならば、4月から7月までについても土地賃借料の収入は当然に生じているべきである。相手がいないからその分は見込んでいないという話ではない。4月から7月までの生じるべき収入額は幾らなのか。その分は収入未済になるからまた減額補正で対応するのか。

資源循環推進課長

4月から7月までの土地賃借料については、約1,600万円と見込まれる。なお、予算計上していないため、減額補正による対応は行わない。

福永委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書148ページの「歳出」の第2款の第4項の第2目「環境保全推進費」について、不用額が約1億6,399万円となっており、不用額の主な理由は3つの事業の理由で説明されている。それぞれの額は幾らか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書151ページの「歳出」の第2款の第4項の第4目「公害対策費」について、不用額が約1億7,613万円となっているが、環境政策課、大気環境課、水環境課それぞれの内訳は幾らか。
- 3 行政報告書119ページの「(1)エコタウンモデルの検証等」について、歳入歳出決算事項別明細書説明調書150ページの「歳出」の第2款の第4項の第2目の「エネルギー環境課」の「2 不用額を生じた理由」には、展開エコタウン推進事業費の補助金の執行が見込みを下回ったためとある。展開エコタウン推進事業費で不用額が生じた理由はどのようなものか。
- 4 行政報告書129ページの「(1)ごみを出さないライフスタイルの普及や食品ロス・事業系ごみ削減の促進」について、食品ロス削減の事業を実施するに当たり、支出済額が97万6,606円と少額である。とても大事な事業だが、このような額で十分だったのか。
- 5 行政報告書133ページの(2)の「イ 緑のトラスト運動」について、14号地については必要な整備を行ったとあるが、その後のトラスト保全地の取得について希望は

寄せられているのか。

環境政策課長

- 1 環境科学国際センター事業費の不用額は、953万1,148円である。
- 2 公害紛争総合調整事業費の不用額は、183万6,278円である。

温暖化対策課長

- 1 中小企業等省エネルギー対策支援事業費の不用額は1,152万3,091円。このうち補助金の不用額は928万円である。

エネルギー環境課長

- 1 展開エコタウン推進事業費の不用額は、約3,771万5,000円である。
- 3 理由は2つあり、1つ目は、住宅向けの太陽光発電設備の設置や省エネ設備等個人向け補助が減額したことである。2つ目は、エコタウンプロジェクトに取り組んでいた所沢市・草加市の事業に対する助成について、市の事業に契約差金や事業の見直しが発生したことにより減額となったものである。

みどり自然課長

- 5 14号地の整備が29年度に終了するので、その後のトラスト保全地の取得希望について、今年2月に全市町村に照会を行った。その結果4市から希望があり、その後1市からは辞退の申出があった。今年度はエントリーのあった場所について、四季を通じた調査を行っているところである。その調査結果を踏まえ、今後の対応を検討していきたいと考えている。

大気環境課長

- 2 大気環境課の不用額は1,943万3,358円である。主なものは、測定機購入における差金、調査委託に係る契約差金、消耗品費の節約による需用費の節減、保守管理費の契約差金などである。

水環境課長

- 2 水環境課の不用額は1億5,486万7,821円であり、そのうち1億3,164万6,410円が合併処理浄化槽転換促進事業費の補助金の執行残である。

資源循環推進課長

- 4 予算事業内容は、臨時職員の賃金やフードバンクの専門家を招いて大学生に講義を行う「ゲストスピーカー事業」の報償費などである。それ以外は主に担当職員によるマンパワーで対応しているところである。

福永委員

環境保全推進費については、各課が説明した金額を足しても不用額1億6千万円に足りていないが、足りない部分の不用額は何か。

温暖化対策課長

先ほどは、中小企業等省エネルギー対策支援事業費の補助金の執行残についてお答えを

した。温暖化対策課としての不用額は、全体で3,704万5,744円である。

環境政策課長

先ほどは、環境科学国際センター事業費の不用額についてお答えをした。このほか大きな不用額が発生している事業として環境科学国際センター運営費があり、不用額は477万9,000円ほどである。

福永委員

環境保全推進費については、追加で説明のあった金額を足しあげても不用額1億6千万円に足りていない。

エネルギー環境課長

不用額が大きいものとして、燃料電池自動車等普及推進事業費で2,985万7,000円の不用額が生じている。

委員長

不用額の内訳について、各課の事業ごとに一覧表にまとめ、委員会に提出してほしい。

環境部長

御指示のとおり、後日提出する。環境保全推進費の不用額1億6,399万円の内訳が事業ごとに分かる資料を提出することによろしいか。

委員長

そのようお願いします。

【説明者】

富田邦敬警察本部長、布川賢二総務部長、平山毅財務局長、
関田幸春会計課長、渋谷晃警備部長、斎藤文彦刑事部長、佐伯保忠生活安全部長、
杉内由美子警務部長、山本淳地域部長、古賀康弘交通部長、
横田幸昭運転免許本部長兼交通部参事官、田中秀樹警備部参事官、
伊藤幸男刑事部参事官、伊古田晴正刑事部参事官(統括)、近藤勝彦組織犯罪対策局長、
安藤茂生活安全部参事官、松本晃彦総務課長、古田土等監察官室長、岩崎茂警務課長、
千葉保治地域部参事官、林学地域総務課長、鈴木久生交通部参事官、
結城弘交通総務課長、市原悠樹公安第一課長、寺山卓也警備課長、北啓二捜査第二課長、
川上博和刑事総務課長、山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、
澤田賢孝少年課長、近藤伸子情報管理課長、大森文夫通信指令課長、
山田雅樹運転免許課長、市川弘明交通指導課長、荻野長武交通規制課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、千葉正危機管理課長、
上原辰雄鑑識課長、山崎満科学捜査研究所長、坂本雅彦薬物銃器対策課長、
大村正幸組織犯罪対策課長、石井堅次保安課長、山並俊彦生活経済課長、
三浦孝一サイバー犯罪対策課長、山崎保之施設課長、杉本達彦交通捜査課長

【発言】

柳下委員

- 1 平成29年中の交通事故死者数は177人で、そのうち高齢者は95人と高い割合であった。高齢者の交通事故防止のためどのような対策を行ったのか。また、高齢者の運転免許返納について、個人によって状態が異なることやバス等の公共交通機関の利用がしにくい場合があることを踏まえ、どう考えているのか。
- 2 横断歩道の整備について、平成29年度はどのように取り組んだのか。
- 3 資料13「信号機要望数・設置数の推移」を見ると、平成29年度については、信号機の新設に係る設置要望数が113件であるのに対して、設置数は41か所にとどまった理由は何か。予算上、年間の設置数が決まっている等の制限があるということなのか。
- 4 要望箇所に信号機が設置できない場合の安全対策には、どのように取り組んでいるのか。
- 5 資料11「交通安全設備費及び国庫補助の推移」を見ると、平成25年度に比べて平成29年度は国庫補助金が大幅に減額されているが、その理由は何か。
- 6 資料15「警察署別交番数の推移(過去5年)」を見ると、交番の数は、ほぼ250で変化がない。そこで改めて伺うが、交番はどのような役割を果たしているのか。
- 7 平成29年度において、駅前にある交番を移転する計画はあったのか。また、今後の見通しはどうか。
- 8 最近、他県において交番の警察官が射殺された事件があったが、本県においては、1か所の交番に何人の警察官が勤務しているのか。交番の体制はどうなっているのか。
- 9 資料15を見ると、交番数が250であるのに対して、資料25「交番・駐在所への警察官の配置数(過去2年)」を見ると、交番・駐在所への警察官の配置数は2,226人となっている。交番・駐在所の警察官の人数が足りないことはないのか。
- 10 防犯ステーションや交番相談員のみで対応している施設はあるのか。

交通総務課長

1 平成29年中の高齢者の交通事故死者数は95人で、そのうち歩行中が55人、自転車乗用中が19人と、その両者を合わせると約78パーセントを占めていることから、それに対し、重点的に対策を講じている。歩行者対策としては、老人福祉センターなどの職員から、施設を利用する高齢者に対し、道路横断時の注意事項や夜間の反射材の着用等の交通安全についてのワンポイントアドバイスをする取組を行っている。また、警察署長が委嘱する「高齢者交通安全声掛け隊」による、高齢者宅に訪問して交通安全のアドバイスを行う取組をしている。さらに、今年からは、総合的な安全対策として、前照灯の早めの点灯、反射材の着用促進、歩行者保護を3本柱とした、道路横断中の歩行者保護を最重点とした「きらめき3H運動」を推進している。自転車対策としては、高齢者を対象とした自転車安全講習を実施しているほか、高齢者自転車安全大会を開催し、交通法規や身体機能の変化を学んでもらい、終了後に地元に戻って交通安全リーダーとして活躍してもらうような取組をしている。また、高齢者が加害者となる事故も発生していることから、その防止対策として、自動ブレーキ等を搭載したセーフティサポートカーの普及促進活動や免許の自主返納の促進活動を併せて行っている。さらに、免許返納後の移動手手段の確保については、返納後の高齢者に対し、各種業界、店舗、交通機関等に支援してもらい、運転免許の自主返納をしやすい環境の整備を行うシルバー・サポーター制度を実施している。

交通規制課長

- 2 平成29年度については、新設の横断歩道を含む6,200本分の予算を計上していたところ、停止線を含む5,742本の横断歩道の補修申請がなされ、全て補修済みである。
- 3 平成29年度の信号機設置に係る113件の要望は、警察署長から警察本部宛での件数である。信号機の設置については、警察庁から示されている「信号機設置の指針」に基づき、設置しようとする場所の交通量、交通事故発生状況、道路形状、道路構造面等について調査及び分析を行い、必要性及び緊急性を考慮の上、設置している。平成29年度については、現場での調査等を踏まえ、要望113件のうち41件が設置可能と判断し、設置したものである。また、「信号機設置の指針」については、必要条件のいずれにも該当するとともに、択一条件のいずれかに該当する必要があるとされている。必要条件は、一方通行の場合を除き、すれ違い可能な車道幅員がある、歩行者が安全に信号待ちできる場所がある、主道路の自動車等の交通量がピーク時1時間当たり原則として300台以上ある等であり、択一条件は、現に交通事故が発生している、小中学校、養護老人ホーム等の付近である等である。なお、信号機の年間の設置箇所数に制限はなく、必要な箇所については予算措置を行い、全て設置している。
- 4 信号機を設置できない場合における交通事故防止対策については、道路管理者と連携し、現場において道路診断などを行った上、県警察の対策としては、道路標識や道路標示の補修、横断歩道や一時停止など必要な交通規制を実施し、必要な交通安全対策を実施している。
- 5 平成25年度は、補正予算において、防災対策及び交通安全対策事業として、自起動式発動発電機の整備、信号灯器のLED化、信号柱の交換等の事業が認められたため、増額されたものである。なお、平成29年度の減額については、本県の要求額について、国の補助金が下回ったためと承知している。

地域総務課長

- 6 交番は、地域の治安維持の拠点であり、警察としても重要な活動拠点である。また、住民が安全・安心を実感できる生活を送れるよう、地域の事件・事故等に迅速に対応できる施設であることから、交番の果たす役割は非常に大きなものであると認識している。
- 7 現在、交番の新設については、基本的に交番等の移転統廃合で対応している。これについては、限られた警察力を最大限有効活用し、管内の治安対策を推進するため、地域の犯罪発生状況や交通事故発生件数等の治安情勢、人口、面積、近隣警察施設の設置状況等に加え、地域住民の意見要望等を総合的に勘案し、効率的かつ効果的に警察活動が行えるようバランスよく配置することとしている。また、平成16年から平成18年までの間、交番等の再編計画を行い、現在は交番250か所、駐在所119か所となっている。その中で要望等が地域から上がってくるところもあるが、新設については、交番等の移転統廃合で対応している。今後の見通しについては、耐用年数を超過し著しく老朽化したものや狭あい等の理由により、改築が必要な交番・駐在所合わせて45か所について、順次、耐用年数等も考慮しながら、駐車スペースがない、来訪者のプライバシーを守る多目的室がないなどの狭あい施設を優先的に整備していく。
- 8 交番の体制については、管轄する地域の治安情勢に応じた体制となっており、三交替制で最大27人配置しているところもあるが、日勤制で2人配置となっている交番もある。
- 9 現在、交番数及び交番・駐在所の警察官の配置数は変わらない状況であるが、各警察署内で交番等の配置の見直しをするなど、治安維持のために必要な人員をシフトするなどして対応している。今年度も増員の少ない中、限られた人員の中で効果的に警察活動ができるよう計画を推進している。
- 10 防犯ステーションは、警察施設とは違い、交番相談員は配置していない。しかし、過去には統廃合した警察施設に交番相談員を配置しているところもある。

地域部参事官

- 7 現在のところ、駅前にある交番を移転する予定はない。

柳下委員

- 1 113件の要望の中で設置した41か所以外の場所は、全て設置条件を満たさなかったことが理由なのか。
- 2 駅前から移転する際は、地域住民の声を聴いて進めると理解してよいのか。また、やむなく移転する際は、防犯ステーション等を設置するという点でよいのか。

交通規制課長

- 1 113件の信号機設置要望について、警察本部の技術職員による専門的知見での詳細な調査を行った結果、設置可能な箇所が41か所であり、それ以外については信号機の設置の基準等に該当しない箇所である。

地域部長

- 2 駅前等新設交番を作るための統廃合の予定は現在のところない。ただし、改築する場合等で狭あいの交番や現在地では必要な土地が確保できない場合については、地域住民と自治体の方々と協議をしながら、なるべく近場を選びながら移転する場合もある。

交通部長

- 1 設置条件を満たさず、信号機が設置出来なかった場所についても、後に設置条件がそろい、設置することは十分あり得ることである。それまでの間、現場における一時停止規制等の安全対策を行い、後に設置条件が整えば、設置できる場合があることを承知願いたい。

塩野委員

- 1 資料13「信号機要望数・設置数の推移」について伺う。警察本部に対する警察署からの信号機設置要望は、警察署が地域住民からの要望について信号機の設置条件を満たすか検討した上で行っていると理解してよいか。
- 2 地域住民からの信号機の設置要望件数は、警察署から警察本部に要望した113件をはるかに上回ると思うが、警察署において警察本部に要望するかどうかの判断はどのように行っているのか。
- 3 信号機のLED化や高度化について、平成29年度は何基実施したのか、また、平成29年度末現在、全信号機に占める割合はどうなっているのか。
- 4 平成29年度末現在における自動起動式発動発電機の整備状況はどうなっているのか。

交通規制課長

- 1 要望113件については、警察署においても審査を実施している。要望には、地域住民から非常に強い要望のある箇所や、警察本部の技術職員の専門的知見による調査を希望する箇所も含まれている。要望に基づき、警察本部の技術職員による審査の結果、設置可能な場所が41か所となったものである。
- 2 平成29年度において、住民から警察署へ提出された要望は1,009件である。その要望については、信号機の設置指針に基づき警察署で審査を行い、最終的に取りまとめた113件が警察本部に要望として提出されたものである。
- 3 平成29年度末現在、県下には1万330基の信号機が設置されているが、約50パーセントの信号機についてLED化が進んでいる。平成29年度については、4,353灯のLED化がなされている。
- 4 平成29年度末現在、367基の自動起動式発動発電機が整備されている。

交通部長

- 3 平成29年度において、信号機の高度化については89基整備をしている。内訳は、縦と横の信号機間の連携をもたせる集中制御化が70基、隣の信号機同士の連携をもたせる系統化が19基である。

塩野委員

交通事故が多発している場所については、多少条件が合わない箇所でも、あえて信号機を設置するなど柔軟に検討することはできないのか。

交通部長

住民要望が多数あることは承知している。信号機を設置する場所の条件等もあるが、1件1件の要望や意見に対して、しっかりと耳を傾けて対応していきたいと考えている。

横川委員

- 1 行政報告書346ページ「8 犯罪被害者支援の推進」を見ると、平成29年度における相談及び経済的支援の実施状況について、件数が全て前年比マイナスとなっているが、その理由は何か。
- 2 資料26「女性を被害者とする性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）認知件数」及び資料27「再犯者状況（H27～H29）」について伺う。性犯罪の認知件数と検挙件数に差があるのは、犯人が特定できていないからなのか。あるいは、性犯罪という特殊性から、被害者の精神的苦痛等により被害が潜在しているからなのか。

警務課長

- 1 県警では、犯罪被害者支援室において、被害者の方々に対しカウンセリング等の相談を行っているが、平成29年度の相談件数は平成28年度比では減少している。一方、平成30年度は、9月末までのカウンセリング件数を平成29年度と比較すると、17件プラスの13パーセント増という状況であり、平成29年度の件数が減少した要因は定かではない。なお、平成29年度の犯罪被害者等に対する経済的支援のうち、一時避難費用の件数は平成28年度に比べて増加している。その要因については、県警では人身安全対策を強化し、被害者の安全を第一に考えた様々な施策に取り組んでおり、その一つとして自ら居住場所を確保することが困難な犯罪被害者等に対し、被害届の有無にかかわらず、一時的ではあるが別の場所を確保する対応を図っていることによると思われる。

刑事総務課長

- 2 認知件数は、被害者から警察へ実際に被害の届出があった件数であり、この件数を基に検挙件数等を出している。認知件数と検挙件数の差は、被害を認知したが、まだ犯人の検挙に至っていない件数ということである。

横川委員

性犯罪の認知件数は増加している一方、被害者支援の件数が前年度と比べて減少している要因は分からないとのことだが、例えば予算自体が減少していることはないのか。

警務課長

予算については、前年度と同様である。

刑事部長

被害者支援は、あくまでも被害者が警察に支援を求めている場合に行うものであり、中には警察の支援を積極的に求めない、希望しない被害者もいる。こうした被害者の意向によって、被害者支援の件数は変わる。なお、全ての性犯罪については、基本的に被害者支援を優先する警察官や専門職員がおり、被害程度に応じたカウンセリングが必要なのか、経済的支援が必要なのかなど、個々の被害者に合った支援を行っている。

横川委員

前年度に比べて犯罪被害者支援室における相談件数は伸びているのか。

生活安全部長

平成29年の警察安全相談件数は13万9,916件であり、前年と比較すると2,445件プラスの1.8パーセント増となっている。

警務課長

犯罪被害者支援室における平成29年度の相談件数は1,571件であり、前年度比ではマイナス52件である。今年9月末時点では645件であり、前年度同期比ではマイナス127件である。相談件数減少の理由は定かではないが、民間支援団体である犯罪被害者援助センターにおいて、アイリスホットラインという性犯罪被害専用の相談電話を設置し、積極的な運用が図られている。性犯罪被害に遭われるなどして警察に相談しづらい方は、アイリスホットラインへ相談していることも考えられ、犯罪被害者支援室の相談が減少している要因の一つと考えている。

松坂委員

行政報告書339ページの「(1)少年非行防止活動の推進」を見ると、県内4か所にある少年サポートセンターを中心に、学校、教育委員会、その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導、立ち直り支援活動等の総合的な非行防止施策を推進したとあるが、平成29年度の立ち直り支援活動の実施人数や内容、その成果はどうなっているのか。

少年課長

平成29年度における立ち直り支援は、学習支援、農業・飼育体験、料理教室、スポーツ活動など55回、延べ845人の少年を対象に実施している。また、内容としては、大学生ボランティアのピアーズに協力を得て実施する学習支援や少年指導委員で農家をしている方の協力による農業体験活動を行っている。さらに、体験の成果としては、登校しても教室に入れず相談室で過ごしていた生徒が、農業体験により明るい表情になるとともに、また農業体験をしないと前向きな姿勢になり、教室での生活にも徐々に馴染めるようになったほか、盗癖が収まらない児童について、母親との小動物飼育体験により親子関係が改善され、盗癖が収まったなどの声がある。

松坂委員

立ち直り支援活動について、警察が前面に出ることはあるのか。

少年課長

活動については、学校等と連携し、保護者の同意を得た上で実施しているので、前面に出ることはない。

江原委員

- 1 行政報告書334ページの「(2)サイバー犯罪対策の推進」について、小・中学生、高校生、学校教育関係者を対象とした情報セキュリティ講演について、講師はどのような者が実施しているのか。また、効果的に実施するに当たり、工夫した点があれば伺いたい。
- 2 行政報告書342ページの(1)の「ウ 交通安全意識の高揚」を見ると、交通安全教育について多くの人に実施しているが、どのような内容なのか。また、予算はどうか。

っているのか。

- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書473ページの「歳入」の第8款の第2項の第8目「警察手数料」の「予算現額と収入済額との比較」を見ると、約4億1,017万円の減であり、「警察本部会計課」の「2 予算現額に比して減少した理由」によると、自動車運転免許手数料等が見込みを下回ったとのことであるが、その内容を伺う。

サイバー犯罪対策課長

- 1 平成29年度は、サイバー犯罪対策課では191回、5万2,697人に実施しており、県警全体では703回、約15万人に対して実施している。講師については、サイバー犯罪対策課員や各警察署の生活安全課の職員が実施している。工夫した点としては、啓発用のDVDを使用し、サイバー犯罪の現状やトラブルの対処法等、対象や時代背景に即した内容の講演を実施したことが挙げられる。講演時間はおおむね40分から1時間である。

交通総務課長

- 2 交通安全教育は、各対象年齢層に応じた内容で実施している。例えば、幼児に対しては、安全に道路を通行するための基本的な内容、児童に対しては、校庭や体育館等において交通教育用の信号機や自転車を活用した体験型の内容である。中学生及び高校生に対しては、パワーポイントやDVDを活用した講義や自転車を活用した体験型の内容のほか、高校生については二輪通学者向けの体験型の内容である。高齢者に対しては、DVDや安全教育教材等を活用した講話や身体機能の低下の自覚を促す内容である。歩行者や自転車利用者に対しては、交通教育用標識や交通教育用信号機を用いた体験型の内容である。二輪車・四輪車の運転者に対しては、免許更新手続の機会等を捉え、安全運転の内容である。なお、実施体制としては、各警察署の交通課員や、警察本部の交通安全教育班、非常勤職員の交通安全教育講師が派遣型等の各種の交通安全教育を担当している。また、予算については、例えば交通安全教育の一つである子ども自転車運転免許制度の実施のため、92万円を計上している。

運転免許課長

- 3 自動車運転免許手数料等については過去の実績を基に予算額を見込んでいたが、運転免許の更新に係る講習手数料や試験手数料が見込みを下回ったためである。

江原委員

- 1 交通安全意識高揚全体の予算額はどうなっているのか。
- 2 県民生活部においても年齢層に応じた交通安全教育を実施しているが、警察本部と県民生活部は連携をしているのか。
- 3 約4億1,017万円の減については、ほぼ自動車運転免許手数料等が占めていると理解してよいのか。

財務局長

- 1 警察本部における交通安全意識高揚関係の予算については、先ほどの子ども自転車運転免許や高齢者の自転車運転免許等の事業を統合した、交通事故防止活動推進経費として計上している。平成29年度の予算額は、3,124万6,000円である。

交通総務課長

2 県民生活部の防犯交通安全課とは、それぞれの実施の機会において連携することもある。交通安全教育の趣旨に応じて別に実施することもある。例えば、今年度の交通安全高齢者自転車大会については、連携して実施した。

交通部長

2 説明を補足する。県民生活部の防犯交通安全課とは、日頃から情報共有を図り、連携して交通安全教育等の活動を実施している。特に、交通死亡事故が多発した地域は、知事からの指定を受け、3か月間様々な対策を推進することとなるが、その際には、啓発活動等を一緒に実施している。

運転免許課長

3 そのとおりである。

江原委員

予算をより効果的に活用するという意味において、県民生活部と連携を図っていると理解してよろしいか。

交通部長

お互いに大事な予算を頂いて実施しているのであり、効率・効果的に活用できるよう、啓発品の購入などについて連携を取って実施している。

小谷野委員

警察官について、今後、何人くらいの増員を希望するのか伺う。

警務課長

110番受理件数、人口比率等様々な情勢を踏まえる必要があるが、埼玉県警察の人口負担率は全国1位であり、負担率を下げるという意味では、警察官増員が最も効果的であると考えている。これまで希望数を示したことはないが、例えば、同規模県である神奈川県や愛知県と同じ程度の人口負担率とするには、1,000人から1,700人程度の増員が必要である。

高木委員

資料30「自転車による交通事故について」の1ページを見ると、事故件数等が減少傾向にある。2ページを見ると防止対策として各種事業を行っているが、実際の道路においては、自転車利用者に交通ルールが徹底されていないように感じる。行っている事業の中で、どの事業が効果的と考えているのか。

交通総務課長

年齢が若い頃に安全教育を継続して実施することは重要と考えており、小学生に対する子ども自転車運転免許制度だけでなく、今年度からはさいたま市において、中・高等学校生自転車運転免許制度を開始するとともに、高校生に対する自転車免許制度も実施している。また、5月に「サイクルマナーアップ作戦」という、重点的に啓発する期間を設けている。事業者に対しては、サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業を指定し、幅広い

年齢に対し、自転車のマナー向上を図っている。さらに、現実には事故はどのようなものかということを考えてもらうため、スタントマンによる事故状況の再現を体験してもらうスケアード・ストレイト教育技法を用いた安全教育を行っている。参加者に感想を聞いてみると、非常に参考となったという声が多く寄せられたことから、有効な対策であると承知している。

高木委員

サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業は何社あるのか。また、平成29年度の各施策の実施結果を受け、今後どのように自転車対策に取り組んでいくのか。

交通総務課長

現在30企業を指定しており、その企業の従業員や家族に対して交通安全に係る啓蒙活動を実施している。交通安全関係団体とも協力しながら、より効果的な交通安全対策を推進していく。

福永委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書479ページの「歳出」の第9款の第1項の第3目「装備費」について伺う。警察車両は何台あるのか。また、その燃料費は幾らか。さらに、ガソリンの高騰により走行距離の抑制等を行っているのか。
- 2 ヘリコプターの台数と飛行回数、燃料代はどうなっているのか。
- 3 行政報告書344ページの(8)の「イ 運転者の態様に応じた運転者教育の実施」の高齢者講習について、10回、20回と電話を掛けてもつながらないと非常に苦情が寄せられている。歳入歳出決算事項別明細書説明調書474ページの「歳入」の第8款の第2項の第8目の「警察本部会計課」の「2 予算現額に比して減少した理由」を見ると、自動車運転免許手数料等が見込みを下回ったとあるが、その理由の一つとして、年齢70歳以上の方が受講する高齢者講習等の電話予約が繋がりにくいため、免許更新を諦めてしまった方が多くいたということは考えられないか。

財務局長

- 1 平成30年4月1日現在の警察車両の台数は、四輪車2,337台、二輪車1,373台の合計3,710台である。これらの車両に係る燃料費として、平成29年度は約9億1,000万円を計上しており、車両の使用を抑制することなく予算の範囲内で賄えたところである。

地域総務課長

- 2 県警はヘリコプターを3機保有している。平成29年度において、「むさし」は257時間、「みつみね」は309時間など年間の飛行時間を積算の上、燃料費も見積もっており、予算は維持管理及び活動経費全体で約4億円になる。

運転免許課長

- 3 高齢者講習や認知機能検査の電話予約については、今年9月から本格的な対応を図っているところであり、電話機を10台から14台に増設するとともに、電話受付要員も4人増員した。また、予約受付の時間についても、原則は平日9時から16時であるが、その前後の時間帯でも予約を受け付けている。なお、電話が繋がらないことを理由に

免許更新を諦めた方はいないと承知している。その理由については、高齢者講習のお知らせ通知の発送数と予約数を比較したところ、約9割から予約を受け付けているからである。残りの1割については、運転免許を自主返納する、あるいは更新しないで失効する方である。

福永委員

ヘリコプターの維持費のうち、燃料費はどれほどなのか。

財務局長

執行額の資料が手元にないため、後ほど回答する。

福永委員

ヘリコプターの燃料費についての資料は、後ほど私に個別に提供してほしい。なお、行政報告書にヘリコプターについて記載が全くないのはおかしいと思う。(意見)

【説明者】

渡辺充産業労働部長、石川英寛産業労働部副部長、新里英男雇用労働局長、
野尻一敏産業労働政策課長、碓井誠一商業・サービス産業支援課長、
藤田努産業支援課長、高橋利男参事兼先端産業課長、斉藤豊次世代産業幹、
古平渉企業立地課長、竹中健司金融課長、島田邦弘観光課長、佐藤卓史雇用労働課長、
堀光美知子シニア活躍推進課長、山野隆子ウーマノミクス課長、田口修産業人材育成課長

土田保浩労働委員会事務局長、吉田雄一労働委員会副事務局長兼審査調整課長

【発言】

金子委員

- 1 行政報告書224ページの(7)の「ア 中小企業制度融資」について、融資の与信判断を行い、与信リスクを負うのは金融機関と考えてよいか。また、融資実績の過去の推移はどうなっているのか。さらに、平成29年度の融資実績が減少していること、企業成長設備資金の実績が0件であったことについて、どう考えているのか。あわせて、現状のような低金利下における金利支援は、本当に中小企業への支援になっているのかどうか見解を伺う。
- 2 行政報告書223ページの(6)の「ウ アセアン地域における現地支援」を見ると、タイのサポートデスクについては平成29年度の成約実績が5件であったが、どう考えているのか。また、昨年度の本委員会において、訪問した際の対応が十分ではなかったことについて質疑しているが、その後、どのように対応したのか。

金融課長

- 1 審査を行っているのは、融資を行う金融機関と保証を行う信用保証協会である。まずリスクを負うのは、融資を行う金融機関であると考えている。融資制度の過去の実績の推移については、平成29年度は928億円、平成28年度は1,139億円、平成27年度は1,114億円、平成26年度は1,288億円となっている。平成29年度が減少した理由としては、現在の低金利下では民間金融機関の貸出し意欲が旺盛であり、ある程度の財務状況の企業は金融機関のプロパー融資を有利な条件で受けることができることが挙げられる。また、景気回復基調の中、経営が厳しい企業のためのセーフティネット系資金が大きく減少している。企業成長設備資金の実績が0件であった理由については、低金利の中、業績が良い企業は貸出しに前向きなプロパー融資の利用が多いことが考えられる。また、小規模企業の場合、自己資金を用意した上で設備投資を行うケースも多いと聞いている。現状における金利支援については、金利自体は低くなっているが、制度融資が対象としている企業に対する信用金庫などの利率はまだ高いという声もある。そういった意味で、利子補給を厚くして支援していく意味はあると考える。

企業立地課長

- 2 今年度は成約目標を12件とし、マッチング件数の目標を120件から今年度は1

50件にしている。また、昨年度に指摘を受けた内容の改善を踏まえた企画提案競技を今年5月に実施した。結果としては、同じ業者が6月に選定され、新契約を7月に締結してサポート業務を継続している。

金子委員

行政報告書224ページの(7)の「ア 中小企業制度融資」によると、平成29年度において、「多様な働き方実践企業」の認定を受けた企業などを優遇する融資制度を設けたとあるが、当該制度はどの資金種類に入っているのか。また、実績はどうなっているのか。

金融課長

「働き方改革企業優遇貸付」は「事業資金」の中に含まれており、実績は3件、1,367万円であった。

石川委員

- 1 平成29年度について、観光課は広聴広報課とどのように連携していたのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書267ページの「歳出」の第7款の第2項の第1目の「観光課」の1の(2)の「セ SAITAMAプラチナルート事業」について、取組の内容はどのようなものか。
- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書265ページの「歳出」の第7款の第1項の第5目の「企業立地課」の1の(1)の「オ ジェトロ誘致推進事業」について伺う。ジェトロ誘致の現状はどうなっているのか。

観光課長

- 1 広聴広報課はイメージアップにつながる情報を有している一方、観光課は県内の観光資源に関する情報を集約しており、両課の持つ情報は多分に重なっている。それぞれの課が持つメディアで露出を図るとともに、観光課では現地に来てお金を落としてもらうこと、広聴広報課ではイメージアップを図ることを目的に、情報等を共有している。具体的には、広聴広報課が実施するフォトコンテストでの魅力的な写真を観光パンフレットやホームページで紹介している。また、観光課がマスコミ取材等で得た情報や観光素材を広聴広報課に提供するなどの取組を行っている。
- 2 川越、秩父、長瀨を結ぶSAITAMAプラチナルートは本県を代表するコースであるため、本ルートを中心とした周遊旅行商品の企画販売を国内外の旅行会社に働き掛けている。平成29年度は、語学堪能で旅行関係の知識を有する非常勤職員を中心に働き掛けた結果、4万480人分の旅行商品の造成をすることができた。今後も本ルートをきっかけにより広く県内を周遊していただけるようPRしていく。

企業立地課長

- 3 平成29年度はジェトロ本部と業務の内容、負担の在り方、市町村との負担割合、運営体制等について協議していた。しかし、ジェトロ本部が平成30年度に全面的な負担の見直しを行うことになり、協議が止まっていた。平成30年度には、新たな費用負担案が示され、現在、ジェトロ本部、市町村及び経済団体と協議を続けている。できるだけ早く誘致したい。

石川委員

- 1 広聴広報課が所管するテレビやラジオで、観光事業について取り上げてもらうように要請しているのか。
- 2 「オ ジェトロ誘致推進事業」で支出した約648万円の内訳はどうなっているのか。

観光課長

- 1 魅力あるものについてはテレビやラジオ、ウェブも含めて取り上げてもらうよう要請している。一方、観光課からは広聴広報課が知らない情報を提供するなどして、より魅力的な番組作りに寄与している。

企業立地課長

- 2 ジェトロとの連携による商工団体の展示会出展等の補助金である。

浅井委員

- 1 行政報告書225ページの「(2)商店街のにぎわいづくりと環境整備の支援」について伺う。県はこれまでも商店街振興のための事業をいろいろと行っているが、商店街の状況には厳しいものがある。今後、商店街の振興をどのように進めていくのか。
- 2 行政報告書227ページの(1)の「ア 高等技術専門校におけるものづくり分野などの人材育成」について、高等技術専門校はどのような役割を果たしているのか。
- 3 行政報告書228ページの「(2)人手不足分野や成長分野の人材育成」について伺う。労働力人口が減る中で働き手を育成するために、今後、職業訓練についてどのような取組を進めるのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 平成29年度は「商店街のにぎわいづくり支援」、「商店街への専門家派遣による活性化」及び「地域商業を担う人材育成」という3つの支援の下に県内商店街の活性化を図った。街路灯のLED化などの施設整備によってにぎわいを創出するとともに、まちゼミや商店街コンシェルジュなどによる個店と顧客の密着度を高める事業を支援し、売上拡大を図った。また、専門家を商店街に派遣して、ホームページの改善指導やブランド戦略などの経営力アップに努めた。今後は、危機感が強く意欲の高い8地域を、外部の専門家が集中的に支援するNEXT商店街プロジェクト事業を実施していく。

産業人材育成課長

- 2 高等技術専門校では、新卒者を中心とした求職者向け訓練と中小企業の人材育成を行っている。機械、金属などのものづくり分野の訓練は多額の設備投資を要するため、民間では困難であり、こうした分野を下支えして企業に人材を供給している。企業の従業員の研修もバックアップしており、中小企業では手が回らない人材育成の部分を、在職者向けのスキルアップ講習でフォローアップしていきたい。
- 3 人手不足分野には介護や建設があるが、高等技術専門校の職業訓練やスキルアップ講習のほかに、民間への委託訓練により人材を育成している。特に介護分野については、委託訓練を活用して多くの人材を確保していく。

浅井委員

介護人材の育成にはどのように取り組んだのか。

産業人材育成課長

主に民間教育訓練機関への委託により初任者研修や実務者研修などの訓練を実施し、1,189人を育成した。また、在職者に対するスキルアップ講習なども行っており、ニーズに合った人材を育成した。

塩野委員

行政報告書228ページの「(2)人手不足分野や成長分野の人材育成」について伺う。歳入歳出決算事項別明細書説明調書259ページの「歳出」の第5款の第2項の第2目の「産業人材育成課」の1の(2)の「イ 人手不足分野の人材育成事業」を見ると、決算額は約277万円となっている。人手不足の様々な分野がある中で、介護及びIT関連分野に特化して事業を実施しているが、なぜその2分野なのか。また、事業の内容はどうなっているのか。

産業人材育成課長

建設など様々な人手不足の分野がある中、典型的な2分野を選定した。介護分野については、育成人数2,765人のうち、委託訓練が1,189人、高技専が36人、在職者向けのスキルアップ講習が1,195人などである。IT関連分野については、育成人数3,142人のうち、委託訓練が1,532人、高技専が65人、技能講習が1,441人、障害者向け訓練が104人などである。

塩野委員

- 1 人材不足とのことであれば、介護及びIT関連の分野だけではなく、もっと幅広い分野において事業を展開すべきであったと考える。事業を実施した介護及びIT関連分野については、講習・セミナーを受けた方の就職率を事業成果として把握しているのか。
- 2 高等技術専門学校における職業訓練については、高い就職率を誇っていることは分かっている。一方、民間への委託訓練によって、どのくらい就業ができたのかをフォローアップしていかないと、この事業の成果はきちんと計れない。様々な業種でまだまだ人材不足がある状況である。この事業の成果を正確に把握した上で、今後の事業を展開してほしい。(要望)

産業人材育成課長

- 1 就職率については、施設内訓練においては介護及びIT関連分野共に100パーセント、委託訓練においては介護分野が80.2パーセント、IT関連分野が70.0パーセントである。

松坂委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書258ページの「歳出」の第5款の第1項の第4目の「シニア活躍推進課」の1の(1)の「ウ シニア活躍気運醸成事業」について伺う。決算額は約2,600万円であり、シニアが意欲や希望に合わせて活躍できる社会を構築するために継続的な情報発信を行うとして3つの事業を進めたと聞いているが、単年度限りで事業を廃止した理由は何か。

2 1年間事業を実施した成果を伺う。

シニア活躍推進課長

- 1 当該事業は、広くシニアの活躍をPRし、新たに一步を踏み出すきっかけづくりとするために実施した。平成30年度については、より踏み込んでシニアの方々にアプローチをすることが必要と考え、「シニア活躍アプローチ事業」を新たに実施している。引き続き、新たな活動に一步を踏み出すという気運醸成に努めており、発展的に解消したという形である。
- 2 平成29年度の成果は、アクティブシニアリレートーク、彩の国シニア応援大使によるPR、彩の国だよりをはじめとして、切れ目のない3つの情報発信事業を展開した。1つ目のアクティブシニアリレートークについては、県内4か所でトークイベントを実施し、延べ4,963人の参加をいただいた。2つ目の彩の国シニア応援大使によるPRについては、平成29年6月に情報発信力の高い方ということで落語家の三遊亭鬼丸師匠に彩の国シニア応援大使を委嘱し、メディアを通じての情報発信や彩の国だより等で広報を実施した。3つ目として、アクティブシニアリレートークや彩の国シニア応援大使の活動状況などを、彩の国だよりのシニア活躍特集として12月と3月の年2回、県内全域に折り込み配付した。その他、啓発冊子を1万部作成して配布した。また、ホームページに「働くシニア応援サイト」を平成29年12月に開設し、アクティブなシニアを掲載している。リレートーク参加者へのアンケート結果によると、イベントをきっかけに新たに活動してみたいと回答した方が85.1パーセントに上った。また、彩の国だよりにも多くの前向きな感想をいただいた。今後、アクティブシニアを応援する事業は、新しい「シニア活躍アプローチ事業」としてしっかり取り組んでいく。

高木委員

- 1 行政報告書230ページの(3)の「オ アジアなどからの教育旅行の受入促進」について伺う。アジアからの訪日教育旅行の誘致について、具体的な取組内容はどういったものか。また、県内のどの地域に来ているのか。さらに、誘致活動の後のフォローアップは行っているのか。あわせて、誘致件数を伸ばしていくための方策等は考えているのか。
- 2 資料18「埼玉県における賃金の男女格差の実態」について伺う。このデータは、正規・非正規両方を対象としたものなのか。また、記載されているのは2年分であるが、今までの推移やトレンドはどうなっているのか。男女の賃金格差は縮まる傾向にあるのか。さらに、就職氷河期世代などの年代に区切った場合に傾向や特徴があるのか。あわせて、男女の賃金格差は大企業の方が顕著であるが、その理由をどう考えているのか。最後に、男女の賃金格差を縮めるために何か取り組んだのか。

観光課長

- 1 本県を訪れた子供たちに、将来、家族や友人と共に訪れてもらうために推進している取組である。県内市町村や学校等と訪日教育旅行を受け入れるための推進協議会を設置し、連携して現地での誘致活動に取り組んでいる。旅行の受入れに際し、一番多い秩父地域では、家庭での生活体験を伴うホームステイに準じた民泊の取組を行っている。なお、誘致は台湾の高校生を中心に行っている。現地高校向けの説明会への参

加や台湾教育旅行連盟の会長を訪問し、意見交換を行うなどフォローアップに努めている。誘致件数は、取組を始めた平成24年度の80人から、平成29年度には1,452人に増加している。当初の目的どおり、教育旅行で埼玉に来て楽しみ、大人になってから再度埼玉を訪れてもらえるよう、受入体制の整備をしっかりと行っていく。

雇用労働課長

- 2 正規・非正規という区分ではなく、常用労働者で短時間労働以外の者のデータである。推移について、現在手元にある平成27年のデータと比較すると、指数の平均値は、10人以上の企業では72.3、1,000人以上では64.8であり、大きな変化はないところである。年代での傾向や特徴については、44歳までが就職氷河期の就職と位置付けられているが、年齢が上がるにつれて格差が広がり、40代後半から50代にかけて格差が大きくなっている。なお、大企業での格差がより大きいことについては、明確な理由は分析できていない。また、賃金格差を縮めていくための取組としては、男女に捉われない全体としてのものではあるが、非正規雇用を正規雇用にしていくための取組を進めている。特に、女性は就労形態についてパートであることが多いため、セミナーや企業への専門家派遣などを通じて取り組んでいきたい。さらに、女性に特化したものとしては、女性管理職を増やすための取組も行っている。

柳下委員

- 1 行政報告書225ページの「(2)商店街のにぎわいづくりと環境整備の支援」及び資料26「商店街の振興について」について伺う。商業・サービス産業の育成について、商店街の振興のため、全般的にどのような取組や成果があったのか。
- 2 黒おび商店街は、平成29年度に何件増えたのか。
- 3 商店街の空き店舗対策として、29年度は「空き店舗ゼロプロジェクト」を実施しているが、対象地域はどのように選定しているのか。また、実績や成功事例はどうなっているのか。
- 4 資料24「大型店について」について伺う。県は、地元商店街を応援していくために大型店の出店・撤退の問題にどうかかわってきたのか。
- 5 大型店出店・撤退後の調査など、地元商店街への影響についてどう分析しているのか。
- 6 行政報告書217ページの「(4)農業大学校跡地活用の推進」について、IHIに71億円で売却することになり、平成29年度は事業計画の作成などの準備をしてきたとのことだが、決算額は幾らになるのか。
- 7 資料14「障害者法定雇用率の未達成状況及び障害者雇用納付金取扱い状況」について伺う。法定雇用率未達成企業の割合は50.6パーセントであるが、従業員50人から99人の企業の58.5パーセントに比べて、1,000人以上の企業では22.4パーセントと低い状況である。これをどう分析しているのか。また、雇用率を高めるためにどのような取組をしてきたのか。
- 8 資料16「過労死や労働災害に関する実態」について伺う。平成29年度の過労死等の労働請求は46件であり、そのうち認定は15件、死傷者は5,824人で死亡者は32人となっているが、過労死の実態などを分析してどのように考えているのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 地域商業の課題解決や、商店街や個別の商店活性化のため、街路灯のLED化などの施設整備、まちゼミや商店街コンシェルジュなどによって、個店と顧客の密着度が高まり「入ったことのないお店に行くことができた」といった声も頂いた。また、商店街に専門家を派遣して助言した結果、地元産の食材を活用したコロッケの開発につながった事例となった。さらに、地域商業の活性化に向けた自発的な活動を支援するため、実行力あるトップリーダーについて平成29年度は11名を育成し、リーダーが新たなネットワークの創出を図った。
- 2 黒おび商店街は、平成20年度から認定を開始した事業である。現在149の商店街が認定されているが、商業振興施策全体を見直す必要性から、平成29年度以降は新規認定を停止している。
- 3 空き店舗ゼロプロジェクトについては、市町村や商工団体から公募しており、選考によって対象地域を指定している。平成29年度においては、越谷市、蕨市、ふじみ野市及び寄居町の3市1町を指定した。9月末までに地域ビジョンを策定し、10月以降にビジョンに基づく空き店舗対策を実施した。創業を希望する方に、空き店舗ツアーの実施や創業塾を開催するなど、空き店舗と創業希望者のマッチングが進むよう努めた。その結果、市町や商工団体、不動産業者の連携が強化するなどの効果が生まれている。空き店舗対策はすぐに成果が出てくるものではないが、例えば寄居町では駅前の空き店舗を活用し、シェアオフィスやチャレンジショップを運営している。
- 4 「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び「埼玉県商店街活性化条例」に基づき、大型店の出店時に、まちづくりへの協力などを求めている。また、大型店が撤退する場合は、地域への早期の情報提供を行うこととしていることから、県に撤退の相談があった場合は、地元の市町村や商工団体に連絡するよう依頼している。
- 5 平成28年度に実施した「埼玉県商店街経営実態調査」によると、大型店出店後の影響のうち、「悪い影響が大きい」と回答した商店街は、42.6パーセントとなっており、平成18年度の62.8パーセントと比べ約20ポイント下がった。一方で、「あまり影響はない」は、平成28年度は39.6パーセントで、平成18年度は22.4パーセントであった。これは、商店街における商品構成が変化し、飲食店やサービス業が増え、顧客の層が大型店と異なってきているからではないかと考えている。大型店の撤退について、「あまり影響はない」は、平成28年度は59.3パーセントであった。

次世代産業幹

- 6 平成29年度の決算額は、3億3,319万7,025円である。主な内容は、土地売却の最低分譲価格設定に当たり必要な不動産鑑定評価、土地区画整理事業の実施に向けた事業計画の策定や実施設計、環境影響評価の準備書作成、上水道の整備に係る坂戸、鶴ヶ島水道企業団への負担金などである。

雇用労働課長

- 7 小規模な企業は人手も少なく、障害者雇用にまでなかなか手が回らない実情があると考えられる。仕事の内容も限られるため、仕事をうまく切り出せない、ノウハウがない

といったことも課題となる。一方で、大企業は業務も多種多様で仕事の切り出しがしやすいことや、専任の担当者を配置して雇用管理をするなど、障害者を雇用しやすい面があると考えられる。雇用率の向上については、障害者雇用開拓員が従業員規模の小さい企業を中心に訪問し、企業の経営者などに直接働き掛けを行ってきた。特に平成29年度は、平成30年4月から雇用義務の対象企業が45.5人以上に拡大するため、ハローワークと連携して、新たに対象となる企業を中心とした小規模な企業を重点的に訪問してきた。

- 8 平成29年度の過労死等事業の労災補償件数は、平成28年度に比べ請求が5件、認定が4件の増である。年度により若干の増減はあるものの、ここ数年は請求が45件程度、認定が15件程度とほぼ横ばいである。その他の労災についても、近年はほぼ横ばいである。過労死等事案について業種別の労災補償状況を見ると、運輸業・郵便業、建設業等の人手不足の業種の割合が高い傾向にある。一般的に1か月の時間外労働が80時間から100時間を超えると過労死ラインと言われているが、平成29年度の県の就労実態調査によると、時間外に月80時間を超えて働く正社員がいる事業所の割合が、中小企業で14.4パーセント、大企業で18.8パーセントとなっており、長時間の時間外労働をしている人が一定割合存在することが明らかになった。

柳下委員

長時間の時間外労働について、労働局と連携しながらどういう対策を行っているのか。

雇用労働課長

公労使会議という、労働局や労働団体、経済団体の代表者による会議において、7月から11月の働き方改革推進期間の設定や、県内一斉ノー残業デーの実施、有給休暇取得促進強化期間、企業への専門家派遣、働き方改革関連法の施行に向けたセミナーなどを実施し、長時間労働の是正や職場環境改善のための支援を行っている。

柿沼委員

- 1 行政報告書211ページの(1)の「ウ 障害者雇用優良企業の認証」について伺う。障害者雇用優良企業の認証件数が累計で89社とあるのは、全県の数値か。また、認証を受けるとどのようなインセンティブがあるのか。
- 2 行政報告書211ページの「(1)企業への働き掛けによる障害者の雇用開拓」について伺う。障害者を雇用するに当たっては、一部工事するなど環境整備が必要になる場合もある。そうした環境整備を行う企業に対し、県の融資制度などによってどれだけの支援を行ってきたのか。また、企業を訪問して障害者雇用を働き掛けたとのことだが、県の支援制度を説明するなど、企業が障害者を雇用しやすくするための環境整備にどのように取り組んだのか。

雇用労働課長

- 1 認証件数は全県で89件である。認証によるインセンティブは、認証マークを使用することができ、信用度やイメージアップにつながることである。また、ワークフェアなどのイベントのパネル展や県のHPで認証企業のPRを行っている。さらに、融資について県内の金融機関と提携しており、認証企業には金利が若干優遇される。
- 2 障害者雇用開拓員による企業訪問のほかにも、障害者雇用サポートセンターのアド

バイザーが企業へアドバイスするとともに、社員の心構えなどについても継続的に支援を行い、障害者雇用を促進している。困難な事案については、専任のジョブコーチによる定着のための環境整備に努めている。

金融課長

- 3 中小企業制度融資の事業資金に「働き方改革企業優遇貸付」というメニューを設けており、一般の貸付けよりも0.2パーセント金利を優遇し、インセンティブとしている。

小谷野委員

- 1 行政報告書211ページの「4 障害者の自立・生活支援」について伺う。企業においては、雇用する障害者1人に補助者1人を必要とするのが実情である。さらに、企業内ではいじめもあり、採用されてもすぐに辞めてしまう人もいる。しかし、すぐに辞めてしまった障害者について、消防団で活動したことが本人にとってプラスとなり、その後、企業で長く働き続けることができた事例があった。また、障害者はお金について分からないので給料が狙われる。企業で障害者のサポートに付いた補助者が、毎日のように借りる形で約300万円をだまし取った事例もあったことから、障害者の父母に毎月通帳を確認するよう依頼するなど、金銭管理の指導も行っていく必要がある。県には、障害者の自立支援にはいろいろな形があることを踏まえて取り組んでほしいが、産業労働部長はどのように考えているのか。
- 2 障害者の就労について、離職者はどれくらいいるのか。

産業労働部長

- 1 障害者雇用においては、職場定着が大事である。それが障害者の自立に向かうものであることから、定着率を上げるため、今後努力していく。また、障害者一人一人が個性を有していることから、その能力を發揮するために、いろいろな経験を積んでもらうことが大事だと考えている。

雇用労働課長

- 2 埼玉労働局のデータによると、平成29年度においては4,024人の新たな就職があった。それに基づく推計値ではあるが、離職者は2,783人と捉えている。

小谷野委員

離職する障害者が多いのが現状である。自立支援においては、個々の障害者について、なぜ離職するのか、どういう仕事が合うのか、能力のどこを伸ばしたらいいのかなどを把握して取り組んでほしい。障害者本人が今後について希望を持てるようにするとともに、親も安心できる自立支援を行ってほしい。(要望)

諸井委員

- 1 行政報告書223ページの(6)の「ウ アセアン地域における現地支援」について伺う。ベトナムサポートデスクとベトナム政府内にある埼玉デスクの違いは何か。
- 2 ベトナム、タイ、インドネシアのデスクの人員配置はどうなっているのか。また、それぞれの相談件数及び成約件数の実績はどうなっているのか。さらに、実績と費用

との兼ね合いに関する見解を伺う。

- 3 行政報告書230ページの(3)の「ア 海外重点市場へのプロモーション」について伺う。台湾、タイを重点市場としてプロモーションを行っているが、タイでは年に2回国際旅行博が開催され、多くの来場者でにぎわっている。県として出展する考えはないのか。

企業立地課長

- 1 埼玉デスクはベトナムが社会主義国家で法制度の解釈が困難であることや、税制に特殊なものがあるため、相談への対応や関係政府機関と連絡調整を行っている。サポートデスクは、商談会の開催やコンサルタント業務、ビジネスマッチングなどを行っている。また、埼玉デスクはベトナム計画投資省外国投資庁内に設置しており、サポートデスクは民間に委託している。
- 2 ベトナムとタイは、サポートデスクに企業からの相談を受けるアドバイザー1人のほか、各国にネットワークを組んでおり、そのネットワーク企業等を訪問するネットワーク推進員1人を配置している。インドネシアは、サポートデスクはないが、企業と企業を結び付けるマッチングコーディネーター1人、ネットワーク推進員1人を配置している。平成29年度の成約件数については、タイ、ベトナムは5件である。アドバイザー1人、ネットワーク推進員1人で業務を行っていることもあり、ここ数年の間は、成約件数5件を目標に5件程度の成約となっている。一生懸命努力しており、頑張っていると評価している。

観光課長

- 3 タイ国際旅行博は50万人が来場する大きな旅行博であり、昨年度は8月10日から13日の日程で出展し、埼玉の魅力をPRした。今年度は2月に開催する予定である。

諸井委員

- 1 埼玉県企業が、ベトナム政府内にある埼玉デスクに気軽に相談できるものなのか。
- 2 タイサポートデスクについて、視察に赴いて様子を見たところ、個人的見解になるが現地職員はかなりのんびり過ごしているように見受けられた。また、現地職員に対してはヒアリングも行ったが、現地の言葉は話せないし、受けた業務はほかへ委託する内容が多いという状況であった。外国にあり目が届きにくいことに加え、成果もベトナムとタイでは年間に契約5件程度、インドネシアでは相談21件程度であり、予算に比して少ないのではないかと感じた。また、例えばタイサポートデスクの相談件数は1日1件にも満たない状況であり、中途半端に事業を実施している印象である。事業については、現地に県職員を配置してサポートデスクを監督するなど、本腰を入れて実施すべきではないのか。
- 3 平成29年度のタイの旅行博について、8月は出展したとのことだが、2月に開催しなかったのはなぜか。

企業立地課長

- 1 県、産業振興公社及びサポートデスクでは、現地の日本企業が埼玉デスクを使いやすくなるように広報を行っており、平成29年度は121件の相談があった。

2 ビジネスマッチングやサポートデスクの相談については、成立しない場合は別の業者を紹介する、成約しそうな場合にはフォローアップを実施するなど、1件ごとの支援の中身が濃いものになっている。また、県職員が現地に行くときには、サポートデスクを訪問して確認を行っている。

観光課長

3 旅行博の出展には300万円から400万円の費用がかかるため、平成30年2月は予算の関係で出展していない。なお、タイには、現地の旅行会社に委託して国際観光コンシェルジュを今年7月に配置しており、直接、現地のマスコミ等にPRする商品企画の掘り起こし等を行っている。この2つの事業により効果的なPRを行ってきたい。

福永委員

資料32「高等技術専門校について」及び行政報告書205ページの(3)の「中高年齢者向け職業訓練の実施」について伺う。高等技術専門校は、各コースの入校者数が募集定員を下回っている状況にある。平成29年度は、短期コースについて大幅に定員を減らしたが、それでも充足していない。コースの在り方を大胆に見直せないのか。また、ビル管理科の就職率が71.8パーセントにとどまっているが、どう考えているのか。さらに、中退者については、2年コースでは2割、1年コースでは3割、短期コースでは1割となっている。就職で中退される方もいるが、どう考えているのか。

産業人材育成課長

平成29年度に短期コースの定員が大幅に減っているのは、職業能力開発センターにあった介護サービス科について、民間でもできる訓練であることから委託訓練に切替えて廃止したものである。また、2年コースの定員が平成26年度に減っているが、これは建築デザイン科を廃止したものである。今後も必要に応じて、入校率を考慮しながら見直しを行っていく。また、ビル管理科の就職率71.8パーセントは平成30年6月の速報値であり、8月末の確定値は82.7パーセントに上昇している。修了後も継続的に求人情報を提供するなどフォローアップを実施し、できるだけ100パーセントに近づけたい。なお、中退については、ほとんどは就職が理由であるが、病気やケガ、進路変更によるものもある。生活相談など随時面談を行い、生徒にとって何がよいのかを考えて対応していきたい。

【説明者】

知久清志福祉部長、江森光芳地域包括ケア局長、沢辺範男福祉部副部長、
小池要子少子化対策局長、細野正福祉政策課長、加藤誠社会福祉課長、
縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、村瀬泰彦障害者福祉推進課長、
和泉芳広障害者支援課長、関口修宏福祉監査課長、高島章好少子政策課長、
西村朗こども安全課長

【発言】

横川委員

行政報告書162ページの(2)の「ケ 高次脳機能障害者支援体制の整備」について伺う。ピア・カウンセリングを実施したとのことだが、協力いただいている方の人数、件数及び実績はどうなっているのか。

障害者福祉推進課長

家族会に委託して、相談会を18回開催し延べ368人が参加した。そのほか、ピアサポーターの協力を得て、退院可能な精神障害者に対して、退院意欲の向上に向けたピアサポート委託事業なども行っている。こちらについては12のNPO法人等に事業を委託し、それぞれがピアサポーターの方から協力を頂いている。ピアサポーターの実数は把握していない。

横川委員

障害者にとって、同じ立場や境遇の方が理解してくれているということは、精神的な部分でもかなり救われるものである。サポーター数を把握できない理由があるのか。それとも、実数を把握することについての重要性を認識していなかったのか。

障害者福祉推進課長

ピアサポーターは、実際に精神障害を経験された方が患者に対して向き合い、先輩としていろいろな助言を行うものであり、その活用には非常に重要な意義があると認識している。一方で、ピアサポーター事業は12か所の事業所に委託しており、それぞれの事業所がピアサポーターを活用しながら地域移行の支援を行っている。このため、各々の事業所がピアサポーターを実際に何人程度活用しているかの把握が十分ではなかった。今後はしっかり把握するように努めたい。

横川委員

この事業自体は良い取組だと認識しているが、実数などが把握されていないとなれば、事業の評価や検証の基準などもあいまいになってしまう。再度、認識を確認するが、委託先に一任して状況把握に努めていなかったのか、それとも、実数を把握することについての重要性を認識していなかったのか。

障害者福祉推進課長

ピアサポート事業を委託するに当たっては、実績報告等を求め、実績について確認して

いる。ピアサポート事業は精神障害者の地域移行の核となる事業であり、重要性を認識している。しっかり把握するように努めていく。

高木委員

- 1 資料13「学童保育所（放課後児童クラブ）について」の7ページの「4 放課後児童クラブの運営基準適合状況」を見ると、児童1人当たりの専用区画面積が1.65平方メートルを下回る施設がある。また、1室70人を超えて預かっている施設があるとも聞いている。子供が生活する空間として、専用区画面積の確保は必須である。施設運営基準を満たせない原因をどのように分析しているのか。また、問題の解消のための働き掛けをどのように行ってきたのか。
- 2 児童相談所においては、相談件数が急増する中、正規職員の増員だけでなく、非常勤職員も増員して補わざるを得ない状況になっている。正規職員と非常勤職員の業務内容の違いは何か。また、非常勤職員を増員せざるを得ない状況について、平成29年度における見解を伺う。

少子政策課長

- 1 70人を超える大規模クラブは、県全体では平成26年度の74か所から平成29年度の57か所に減少しているが、所在する市町村に偏りが生じている。人口流入が続く地域では受入枠の確保に苦慮しており、大規模解消のための人材と場所の確保が難しいのが現状である。国においては、70人を超えるクラブに対し、補助を減額するなどのペナルティを課して分割を促している。なお、解消に向けては、余裕教室の活用や校庭又は体育館の一部を利用した整備を進める必要があるが、教育委員会の協力が不可欠である。また、大規模クラブが多い市へは県の幹部が直接訪問し、福祉及び教育部門に働き掛けている。

こども安全課長

- 2 平成29年度においては、児童福祉司を定数で150名配置するとともに、それをサポートするための非常勤職員を配置している。具体的には、児童福祉司の指示に基づき、各種調査を行う虐待対応相談員や、里親委託をサポートする里親委託等推進員のほか、警察との連携の一つとして実親が協力的でない場合に、児童福祉司と一緒に家庭訪問する非常勤の警察官OB等を配置している。

高木委員

- 1 余裕教室の活用は難しい面もあるため、民間の物件を活用する方法も考えられる。また、運営の分割については、市町村が分割費用を準備するかどうかによっても変わるが、その点まで含めて市町村に指導しているのか。
- 2 児童相談所の体制強化のため、児童福祉司を更に増員する必要については、どう考えているのか。

少子政策課長

- 1 そのような点も含め、国は様々なメニューを示しているが、適切なエリアでの場所の確保が困難である。引き続き、個別相談を含め丁寧に対応していきたい。

こども安全課長

- 2 埼玉県では近年、児童虐待通告が急増している。児童虐待通告の増加に伴い、児童福祉司の業務も増加するため、今後とも関係部局と調整を図りながら児童福祉司の増員について検討していきたい。

松坂委員

- 1 行政報告書159ページの(9)の「イ 介護職員の処遇改善」について、介護サービス事業者に介護職員処遇改善加算を受けるように働き掛けた成果はどうだったのか。
- 2 行政報告書161ページの(2)の「オ 障害者の就労の促進」について、総合リハビリテーションセンターが訪問支援を行った民間の障害者施設48施設の内訳はどうなっているのか。
- 3 行政報告書164ページの(3)の「オ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業の充実」を見ると、平成25年度から毎年度、約100事業所ずつ増加している。これに伴い、自立支援費を支給した市町村に交付する負担金も増大していると思うが、県は、市町村と連携し、事業者の実態について把握をしているのか。
- 4 行政報告書168ページの「(3) 社会福祉施設等の指導監査」の平成29年度指導監査実施状況において、特に指摘件数の多い老人福祉施設、障害者福祉サービス事業所、民間保育所及び介護事業所に対する主な指摘内容は何か。また、改善についての確認内容を伺う。

高齢者福祉課長

- 1 平成29年度は、国の処遇改善加算取得促進事業を活用し、非常勤職員5人を高齢者福祉課及び3つの福祉事務所に配置し、加算の取得に関する問合せに個別に対応してきた。なお、県内介護事業所の取得状況は、平成30年9月1日現在、91.4パーセントであり年々上がっている。

障害者福祉推進課長

- 2 就労系の民間サービス事業所は、就労継続支援A型、B型及び就労移行支援という区分があるが、訪問支援を行った48件については、全て就労移行支援事業所である。

障害者支援課長

- 3 放課後等デイサービスの指定申請の際に、市町村からの意見書を添付させて審査を行っている。また、2年に1度、職員が市町村を訪問し、障害福祉サービス制度全般について助言したり相談を受けている。さらに、個別の案件について苦情やクレームなどトラブルがある場合には、適宜市町村と協議して対応に当たっている。

福祉監査課長

- 4 老人福祉施設については、日常生活費を一律徴収するなど取扱いが不適切であるものや給与の支給状況が給与規程と一致していないものなどである。障害者福祉サービス事業所については、年2回の消火・避難訓練の実施が不十分なものや給付費加算に係る要件に不備があるものなどである。民間保育所については、月1回の消火・避難訓練の実施が不十分なものや、保育内容の自己評価が行われていないものなどである。介護事業所については、利用契約書や重要事項説明書の不備やケアプラン等の内容が不十分であるものなどである。また、改善状況については、改善事項を文書で通知してからおおむ

ね1か月以内に改善報告書を提出させて確認している。改善率は、平成30年4月末現在では96.4パーセント、9月末現在では99.2パーセントとなっている。

松坂委員

放課後等デイサービスについては、事業者によってサービス内容が異なることがあるとの声を聞くが、市や県に直接苦情が寄せられることはあるのか。

障害者支援課長

放課後等デイサービスの事業所は増加しており、様々な運営主体が入っている。このため、県に直接、利用者からクレームやトラブルの連絡がある。市町村からも県に対して事業者への対応について個別に相談がある。

石川委員

- 1 行政報告書149ページの(2)の「ウ 多子世帯応援クーポン事業」を見ると、クーポンを配布した世帯数は2,833世帯であり、少ない印象を受ける。この世帯数は申請世帯数なのか。それとも、一定の条件を満たした世帯であって配布された世帯数なのか。
- 2 1,927世帯が利用したとのことであるが、主に使われたサービスはどのようなものか。また、利用者からはどのような声が届いているのか。
- 3 行政報告書153ページの「(2)児童養護施設等における養護の充実」について、希望の家事業及びクローバーハウス事業を実施しているが、児童養護施設等の退所者へのアフターケアに関する成果はどうなっているのか。また、希望の家事業の入居者数を伺う。

少子政策課長

- 1 2,833世帯はクーポンの申請世帯数であり、かつ実際に配布した件数である。なお、対象世帯は平成29年4月から12月までに第3子以降が生まれた世帯である。対象世帯約5,900世帯のうち2,833世帯が申請しているため、申請率は48パーセントになる。事業が9月からの実施となったこともあるが、約半分に留まった申請率については低いと認識しており、反省点として事業の改善に取り組んでいる。
- 2 クーポンは、子育てサービスを中心に使ってもらうことを想定している。利用されたサービスとしては、産前産後ケアの利用が一番多く、全体の2割を占める。次いで一時預かりの利用が多く、全体の1割を占める。利用者の声としては、産前産後ケアについては「3人目が生まれて経済的な負担が増えるので利用を我慢していたが、クーポンをもらったことにより、ためらいなくサービスを利用することができた」や、一時預かりについては「サービスがあることは知っていたが、クーポンをきっかけに利用につながった」という声を頂いた。なお、クーポンは保育所のおむつ代やバス代などの実費徴収分にも使える。

こども安全課長

- 3 希望の家事業の平成29年度の入居者は12名であり、現在は更に増えて15名となっている。希望の家事業は、大学等に進学する児童養護施設等から退所する児童に低額の住居を提供し、支援員である社会福祉士がマンツーマンで様々な相談に応じる事業である。本県の児童養護施設等からの退所児童の大学等進学率は、事業開始前の平成26

年度の22.7パーセントから平成29年度の25.7パーセントに向上したところである。クローバーハウスについては、昨年7月に社会福祉士会への委託事業としてさいたま市内に開設した。この事業は、単身生活をしている児童養護施設等からの退所児童が、困った時に気軽に相談ができる場所を作るとともに、退所者同士の交流ができる居場所を作ろうと開設したものである。現在までの利用実績は、来所相談が47人、電話相談が12人となっている。また、金銭管理やネット犯罪などのセミナーを月1回程度開催しており、106人が参加した。今後とも、こうした取組を通じて、退所者の支援に取り組んでいく。

江原委員

行政報告書158ページの(6)の「ア 認知症ケアの支援」について伺う。認知症サポート医の養成とかかりつけ医の技術習得について、平成29年度までにどのような目標を掲げ、どのくらい達成したのか。

地域包括ケア課長

認知症サポート医の養成については目標を設定していないが、平成29年度末までに141人養成した。かかりつけ医は、平成29年度末までに認知症対応力向上研修修了者1,700人の目標を設定していたが、実績は1,226人で達成率は72.1パーセントであった。引き続き、修了者数を増やせるように医師会等と協力し、研修の受講を呼び掛けていく。

江原委員

認知症サポート医については目標を設定していないとのことだが、平成29年度はどのように取り組んだのか。

地域包括ケア課長

国が実施している養成研修については、埼玉県に割り当てられている分を全て利用して養成に努めた。認知症サポート医は認知症初期集中支援チームの核となる存在であるが、認知症初期集中支援チームは全市町村に設置する目標を達成しているため、一定程度充足していると考えている。

柳下委員

- 1 資料13「学童保育所(放課後児童クラブ)について」の7ページの「4 放課後児童クラブの運営基準適合状況」について伺う。放課後児童クラブの待機児童数はどうなっているのか。
- 2 大規模学童が増えており、所沢市では51クラブのうち9クラブしか専用区画面積基準に適合していない状況にある。指定管理者の導入や株式会社の参入に伴い、大規模化による質の低下が懸念されるが、県としては、対応を市町村任せにせず、具体的な状況を把握する必要があると考えるがどうか。
- 3 放課後児童クラブの障害児受入れの状況はどうなっているのか。
- 4 行政報告書145ページの「(1)生活保護の適正実施」を見ると、平成29年度の様子は、月平均で保護受給世帯数7万3,870世帯、保護受給人員9万7,654人であり、保護率は平成27年度から1.34パーセントという状況である。格差と貧困が広がっている中で、この状況を県はどのように分析しているのか。

- 5 資料11「生活保護について」の1ページの「1 受給者数・保護率の推移（全国との比較）」を見ると、平成30年7月現在の全国平均の保護率が1.66パーセントであるのに対し、埼玉県の保護率は1.32パーセントと大変低い状況にある。保護を受けたいという人の相談について、親切に応じているのか。
- 6 ケースワーカーの1人当たり受持ち世帯数については、市は80世帯、町村は65世帯という基準がある。1人が多くの世帯を受け持つと援助の質が下がることもあるが、県はこの実態を把握しているのか。また、改善についてどう対応しているのか。
- 7 行政報告書147ページの「(2)生活困窮者対策の推進」の学習支援については、参加した中学3年生全員が進学するなど成果を上げ、マスコミにも注目された取組であるが、今後もっと発展させていくための考えと県の役割を伺う。

少子政策課長

- 1 平成29年度は、3,859人分の受入枠拡大を図り、155人の待機児童が減少したが、毎年度2,000人から3,000人の希望者増があるため、今後も整備を進めていく必要がある。
- 2 大規模クラブの全体の数は減少しているが、所沢市など一部の市に集中している。そのような市には直接出向き、状況を確認するとともに補助メニューを丁寧に説明している。現場の支援員との意見交換も定期的にするなど情報共有を図っているが、質の確保は重要であるため、引き続き教育部門にも働き掛けていく。
- 3 平成29年度は、県内放課後児童クラブの約半数の729か所で計1,321人を受け入れた。

社会福祉課長

- 4 本県の被保護世帯数は、この3年ほどは高齢者世帯以外の世帯は減少している状況である。一方、高齢化の進展に伴い高齢者世帯は増加傾向が続いている。本県の高齢者世帯の伸び率は全国の伸び率より高く、全体の被保護世帯数を押し上げている。県全体としてはほぼ横ばいという状況である。
- 5 保護率の地域格差については、会計検査院の調査によれば、完全失業率や離婚率、高齢者単身世帯割合などと強い相関が見られるということである。本県では、完全失業率や離婚率は全国の数値とほぼ同様の数値であるため、本県の保護率が全国と比較して低いのは、高齢者の単身世帯割合が低かったことが大きな要因ではないかと考えている。また、保護が必要な方には確実に保護を実施するよう徹底した指導を行っている。
- 6 社会福祉法に定める市福祉事務所のケースワーカーの配置標準数は80世帯に1人となっているので、100世帯を超える場合は負担が大きくなる。ケースワーカー数が標準数を満たしていない市に対しては、監査において増員を要請し、ケースワーカーが2人以上不足している市に対しては、県福祉部の幹部が直接市を訪問し、福祉部局だけではなく、人事当局にも増員を強く要請している。
- 7 県では生活保護世帯で育った子供が、大人になって再び生活保護を受給することのないように、全国に先駆け平成22年9月から生活保護世帯の中学生を対象に高校進学に向けた学習支援事業を実施してきた。この成果が国に認められ、生活困窮者自立支援法の中に学習支援事業が位置付けられた。この法律の下では、平成27年度から対象者を生活困窮世帯の子供にまで拡大し、市部は市が、町村部は県が事業を実施している。市への支援としては、市の要請に応じて学習支援事業のボランティアの派遣や学習支援員の資質向上のための研修会などを行っている。この中で、早い段階から支援することが

必要だということが分かってきたことから、今年度から小学生向けの事業である「ジュニア・アスポート事業」を実施している。この事業成果を引き続き市に還元していきたいと考えている。

柳下委員

生活保護を受ける高齢者の増加に伴い、介護や認知症の問題などの困難なケースも増加している。ケースワーカーの専門性の確保について、どう取り組んだのか。

社会福祉課長

市に要請してケースワーカーの増員を図ってきたが、経験が少ない職員が多いので、研修の充実を図りながら、資質向上に努めてきた。

塩野委員

- 1 行政報告書158ページの(9)の「ア 介護人材の確保・定着の支援」について、数値で判断できる指標はあるのか。
- 2 行政報告書159ページの(9)の「イ 介護職員の処遇改善」について伺う。介護職員処遇改善加算の取得状況が91.4パーセントとのことであるが、まだ1割程度の事業所が受けていない要因は何か。また、処遇の改善状況はどうなっているのか。
- 3 介護保険の地域区分が低いと介護職員の処遇にも影響する。平成29年度において、国に地域区分に係る働き掛けを行ったのか。
- 4 行政報告書162ページの(2)の「コ 発達障害者支援体制の整備」について伺う。発達障害総合支援センター、中核発達支援センター、地域療育センター及び就労支援センター等が設置されことで、発達障害者の支援体制は充実してきたと感じている。一方、今まで発達障害者支援センターとして役割を果たしてきた「まほろば」の位置付けはどうなっているのか。また、「まほろば」が受けている相談や研修の実施内容はどうなっているのか。
- 5 行政報告書166ページの(3)の「タ 在宅超重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の実施」について、平成28年度と比べて実績は増えているのか。

高齢者福祉課長

- 1 埼玉県5か年計画では、平成33年度に10万5,700人の介護職員を確保する目標を立てている。
- 2 昇給制度や評価制度が整備されていない事業所があることが主な要因である。国の賃金構造基本統計調査によると、平成27年における本県の介護職員の給与月額が28万500円であったのに対し、平成29年は29万1,900円であり、1万1,400円の改善があった。

地域包括ケア課長

- 3 地域区分は、原則として国家公務員の地域手当の率に準じて設定されている。高い区分の地域に完全に囲まれている場合には、周辺の区分の中で一番低い区分まで引き上げることができる規定がある。平成30年度から一部の市町村で区分の変更があった。地域区分については、様々な意見が市町村にあるため、引き続き市町村の意見が反映されるよう支援していく。

障害者福祉推進課長

- 4 発達障害総合支援センターは18歳までの発達障害児を対象として運営を行っている。これに対して「まほろば」は、19歳以上の成人期の発達障害者支援を担うことで役割を分担している。「まほろば」の主要な業務内容は、発達障害者やその家族に対する相談支援のほか、研修や発達障害者の就労促進に係る企業・支援機関への助言・指導である。平成29年度の相談支援の実績は2,504件であった。「まほろば」は成年期の最初の相談場所であり、本人の状態に合わせて4か所の就労支援センター、あるいは就労支援事業所等を紹介して、つなげていく役割を担っている。また、研修については、就労支援事業所等に対して発達障害者の特性の評価事項や、就労に向けた支援方法を普及させるための現地支援、あるいは、発達障害者の雇用拡大に向けた企業への啓発や支援のためのセミナーなどの活動を行っている。

障害者支援課長

- 5 平成28年度の実績は、ショートステイが112人で1,713日、デイサービスが46人で179日の利用になっている。平成28年度と比較すると減少しているが、減少幅が多い市町村に確認したところ、この事業をよく利用している方が施設入所したために減少したとのことである。

塩野委員

- 1 現状、介護職員はどの程度不足しているのか。
- 2 介護職員の月額給与について、平成29年は1万円以上増えたとのことだが、働いている職員は実感が伴っていない。また、介護事業所は処遇改善の状況を職員にきちんと説明する必要があるが、行っていない事業所もあると聞く。職員が処遇改善を実感することでやる気を出し、定着につながると考えられることから、介護事業所が職員にきちんと処遇改善について明示するよう、県は平成29年度に取り組んだのか。
- 3 就労支援センターでは、非常に実践的で高いスキルを身に付けることができると認識している。あえて「まほろば」の方で相談を受ける必要はなく、就労については4つの就労支援センターに特化させていく必要があると考える。「まほろば」については、平成28年度と比べると就労関係の相談件数がかなり減っていることもあり、今後どのような機能を担うのか、役割を見直す必要があると考えるがどうか。
- 4 「まほろば」の実施する研修について、再度、内容を伺う。
- 5 レスパイトケア事業を実施する受入施設が少ないと感じる。受入施設を増やすべきと考えるがどうか。

高齢者福祉課長

- 1 国の需給推計によると、本県の介護職員数は平成28年度時点で8万1,316人である。
- 2 介護職員処遇改善加算を取得するに当たっては、事業者が事業所全ての介護職員に周知することとなっている。県としては、事業者から実績報告書を県に提出してもらう際にその点について指導した。なお、加算は全ての職員に行われるわけではなく、事業所の裁量に基づくため、そうした制度であることも含めた周知が職員に行われるよう、引き続き指導に努めていく。

障害者福祉推進課長

- 3 就労支援センターについては、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就労活動の支援、職場定着までの一貫した流れを支援している。これに対して「まほろば」は、就労相談には対応しているが、訓練等には対応していない。就労相談については、発達障害の特性により、まずは医療機関や福祉機関、支援機関との連携からスタートしていくべき対象者の方もいる。最初の入り口である就労相談については、より広い観点から相談に対応する必要性があると考えている。
- 4 就労支援事業所の中には、発達障害者の特性に応じた支援が行えていない事業所もあるため、支援状況の確認・指導や現地支援を行っている。就労支援センターと役割を分担しながら、発達障害者の就労に向けて活動を行っているが、重複した活動がないように適宜見直しを図っていきたい。

障害者支援課長

- 5 受入施設はショートステイが12か所、デイサービスが9か所と少ないため、身近な地域でサービスが受けられるようにしていく必要がある。受入施設拡大のため、ベッドの購入費補助や看護師を対象にした研修を実施した。今後とも引き続き、受入施設の拡大に努めていく。

福永委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書190ページの「歳出」の第3款の第2項の第2目の「こども安全課」の1の「(3)里親制度推進費」のうち、新規の里親登録に係る経費の決算額は幾らか。
- 2 行政報告書153ページの「(3)里親制度の普及・充実」について伺う。県内の乳児院は、寄居や加須に所在するなど、県南地域から通うには遠い位置にある。県南地域の方が施設に面談に通う場合などは、交通費の負担が大きいと聞いている。平成29年度は、交通費の支給などの支援を行ったのか。

こども安全課長

- 1 普及啓発費用として約450万円を執行した。
- 2 里親受託後は国の措置費制度があるが、受託前は支給されない。県では、受託前であっても宿泊を伴う場合については、一時保護委託の取扱いとすることで交通費も含めた交流費用を支給している。

【説明者】

小松弥生教育長、小島康雄副教育長、小澤健史教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、松本浩市町村支援部長、古垣玲教育総務部副部長、羽田邦弘県立学校部副部長、芋川修県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、佐藤裕之市町村支援部副部長、岡部年男総務課長、八田聡志教育政策課長、清水匠財務課長、橋本強教職員課長、加藤健次福利課長、日吉亨県立学校人事課長、上原一孝高校教育指導課長、浪江治魅力ある高校づくり課長、小谷野幸也生徒指導課長、栗原正則教職員採用課長、伊藤治也保健体育課長、金子功特別支援教育課長、坂上節県立学校人事課学校評価幹、馬場敏男小中学校人事課長、石井宏明市町村支援部参事兼義務教育指導課長、金子隆生涯学習推進課長、横松伸二文化資源課長、吉野雅彦人権教育課長

【発言】

金子委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書426ページの「歳出」の第10款「教育費」の不用額約19億円について、主な要因は退職手当によるものであるとの説明があったが、予算と決算とでこれほど違いが出るものなのか。
- 2 行政報告書299ページ(1)の「ア 学力・学習状況調査実施事業」について、調査結果から見えてきたことは何か。また、調査結果を受け、市町村教育委員会をどのように支援しているのか。
- 3 行政報告書301ページの(4)の「エ 科学技術立県を支える次世代人材育成プロジェクト」について、具体的にどのような活動が行われたのか。また事業に参加した生徒の能力、才能の伸長を図ったとあるが、どのような成果が生まれてきているのか。

財務課長

- 1 不用額が大きい理由は、自己都合による退職者への退職手当によるものである。自己都合退職者の退職手当については年度末までに支給額を決定することが難しく、結果として多くの不用額を計上している。定年退職者数は見込みどおりであるが、自己都合退職者については各教職員の都合で急に退職される場合があるので、退職手当の支払いができなくならないよう、余裕をみている。

義務教育指導課長

- 2 埼玉県学力・学習状況調査は、児童生徒の学力の経年変化を把握するものであり、今年度を含めて計4回実施している。この調査の中で、「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングが、子供たちの学力向上に結び付いていることがわかってきた。県では、学力が伸び悩んでいる市町村や学校を重点的に支援しており、具体的には、県の指導主事が市町村又は学校を訪問し、埼玉県学力・学習状況調査で見えてきた、学力を伸ばしている教員の取組を広め、共有化を図るなどの支援を行っている。

高校教育指導課長

- 3 具体的な活動として、科学が好きで優れた才能や意欲を持った高校生が、学校の枠を超えて集まり、科学の研究や科学オリンピックへの出場に向けて活動を行っている。参

加生徒は7つの分野に分かれ、月1回、各拠点校で行われる定例会に参加し、指導教員からの指導や助言を受け、また専門分野の大学教授の講演を聞くなど、高校の授業レベルを超えた内容を学んでいる。また8月には、生徒12名を選抜しフィリピンのトップクラスの高校であるセブ国立科学高校やマングラウエ総合高校を訪問し、現地の高校生たちと英語で活動することで、レベルの高い研究やプレゼンテーション能力を高める取組を行った。次に、成果として、今年5月にアメリカで行われた世界最大の科学コンテストである「インテル国際学生科学技術フェア」に、本事業の化学分野の生徒が、日本代表の一人として参加し、特別賞を受賞している。今後も、学校の枠を超えた研究や海外の高校生との交流を通じて、科学技術分野において世界で活躍できる人材の育成に努めていく。

金子委員

自己都合退職者への退職手当の不用額が大きいことについて、自己都合退職者の人数は毎年積算しているのか。平成29年度も前年度までと同様に積算したということによいか。19億円の不用額は大変大きな金額であるが、自己都合退職者の退職手当について、補正予算で対応するという考え方はないのか。

財務課長

自己都合退職者については、毎年度ほぼ同じ人数で見込んでいる。総計予算主義の観点から、見込めるものは当初予算で計上すべきものと考えており、補正予算による対応は想定していない。

石川委員

- 1 行政報告書306ページの(7)の「ウ 特別支援学校就労支援総合推進事業」に、「チームぴかぴか」に関する実績が記載されている。なかなか一般就労は難しいところだが、平成29年度の就労状況について伺う。
- 2 行政報告書316ページの(1)の「ウ 県立学校教職員の確保」について伺う。人事異動に関する内容が一覧表に掲載されているが、平成29年度の校長の異動について、異動までの期間が一番長かった人は何年になるのか。反対に、異動までの期間が一番短かった人は何年になるのか。また、校長は通常何年間在職した後に異動しているのか。
- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書428ページの「歳入」の第8款の第1項の第8目「教育使用料」の収入未済額約163万円については、再三督促を行ったものの納入がなかったとのことだが、納入がなされない状況に関する説明と、最高額が幾らで何年間納入されていないのかについて伺う。
- 4 歳入歳出決算事項別明細書説明調書441ページの「歳入」の第14款の第3項の第7目「教育費貸付金元利収入」の収入未済額約3,033万円の内容について伺う。

特別支援教育課長

- 1 チームぴかぴかのメンバーの就労状況については、資料記載のとおり、23人中16人が一般就労している。また、平成29年度の特別支援学校高等部卒業生の一般就労の状況については、32.6パーセント、人数にすると341人が一般就労した。就職者数は、毎年度伸びている状況である。

小中学校人事課長

- 2 平成29年度の小中学校の校長の在職期間は、平均3.1年である。最も長い在職期間は6年である。最も短い在職期間として、各校長の事情により1年という者もある。

県立学校人事課長

- 2 平成29年度の県立学校の校長の在職期間は平均2.3年で、最も長い在職期間は5年、最も短い在職期間は1年である。学校における課題解決のため、適材適所の人事を行ったものである。

財務課長

- 3 教育使用料の収入未済は、平成16年度から21年度までの債権である。平成22年度以降は高校授業料無償化が導入され、収入未済は発生していない。収入未済の最高額は、平成20年度の6万7,410円である。授業料の滞納について、訴えられるものは全て簡易裁判所へ訴えており、債務名義は取っているが、依然として徴収ができない状況である。平成28年に比べ約20万円の滞納額の圧縮を行っており、今後も粘り強く徴収していきたい。

人権教育課長

- 4 諸収入の教育費貸付金元利収入の収入未済額3,033万4,220円のうち、人権教育課で所掌するものは、3,017万3,220円である。これは、同和対策事業の1つとして、昭和57年から法律に規定する地域に居住する子弟に奨学金を貸与しているものである。この奨学資金の貸与は平成16年度まで行っており、未返済分の奨学資金について計上している。

高校教育指導課長

- 4 収入未済の一部に、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費の16万1,000円の未返還分がある。この修学奨励費とは、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在籍する生徒のうち、職業に就いているが経済的理由により修学が著しく困難な者に対して、修学を奨励するために貸与している貸付金である。この貸付金は、卒業すれば返還が免除となるが、中途退学者は返還義務が生じるため、現在、返還されていない部分について、電話や文書、自宅訪問などにより督促を行っている。

石川委員

- 1 県立高校の校長の異動が平均で2.3年、最長で5年ということだが、実態として大体の人が2年で異動する。学校によって、長期にわたって在籍している教員と校長先生の関係について、学校のガバナンスの面、上司から部下への指導という面でどうなのか。一つの学校に長くいるベテランの先生と、2年で次々と代わる校長先生があり、保護者から誰に相談していいのかという戸惑いの声を聞いたことがある。この状況をどのように考えているのか。
- 2 返されるべきものが返されていない3,017万3,220円の収入未済について、返還に向けてどのような努力をしているのか。知事部局では、条例に基づき債権として扱い、名寄せをするなどの対応をしているが、これは教育局単独で回収しているのか。奨学金の未返還分についてどのように対応していくのか伺う。また、高校の定時

制と通信制の奨励費について、未返還分があるということだが、平成29年度中の督促の状況について説明を求める。

県立学校人事課長

- 1 早期で管理職が異動すると、引継ぎの面で懸念が生じる部分がある。校長の年代の教員は大量に退職する時期を迎えており、直近5年では30から40名ほどの校長が退職となっている。このような事情により、人事異動のサイクルが若干短くなってきている。その対応として、校長や教頭、事務長などの学校の管理職が、同時に異動すると引継ぎ面で心配が生じるため、管理職が一度に異動することがないように、人事上の配慮を行っていききたい。

人権教育課長

- 2 教育局における収入未済については、知事部局とは別に、独立して対応している。この奨学金は、学校卒業後20年間で返還するものであり、対象である1人1人に、郵送や電話連絡、事情が許せば家庭訪問などの手法により丁寧に説明し、回収に努めている。

高校教育指導課長

- 2 定時制・通信制の生徒修学奨励費の未返還の者は、現在2名いる。その2名に対しては、文書、電話及び自宅訪問という形で督促を繰り返している。

宇田川委員

- 1 行政報告書の308ページの(2)の「インターネット問題対策教育推進事業」にあるいじめネット問題について、インターネットサイトの監視はどのように行っているのか。
- 2 1,727件あったインターネット上の問題のある書き込みについて、いじめや事件性のあるものはどのくらいあったのか。

生徒指導課長

- 1 サイトの監視については、専門業者に委託し県立学校に係るサイトを対象に行っている。
- 2 いじめや誹謗中傷等に関する書き込みは7件あった。1,727件のほとんどは、個人情報や載せているものや、個人が特定される表現のものである。これらを確認した場合には、該当の学校に連絡し、教員から生徒へ指導を行っている。

宇田川委員

委託された業者は、インターネットサイトを監視するシステムで対応していると思う。問題のある書き込みについて業者から報告を受けた場合、学校側で追跡の調査などを行っていると思うが、1,727件のうち警察と連携した事案はどのくらいあったのか。

生徒指導課長

平成29年度に警察と連携した事案はなかった。サイトの危険度のレベルが高いもの

について、早急かつ個別に報告や連絡を行い対応しており、危険度が低いものについては、一定程度まとめて報告してもらい、各学校に周知している。

宇田川委員

県立高校に関するもののみ監視しているということだが、私立高校においても問題のある書き込みの事案があると思う。私立高校と連携して監視を行っているのか。

生徒指導課長

基本的には県立学校を対象にしており、監視方法としては、県立学校の学校名をキーワードにし、ヒットするものについて、問題ある書き込みがないか確認している。現在、サイトの監視の対象は県立高校である。

宇田川委員

県立高校だけを対象に監視しているとのことだが、その監視でいじめに関する事案を全て拾えるのか。そのような監視方法では不十分ではないか。

生徒指導課長

小中学校については、市町村教育委員会に確認していないが、市町村において監視をしていると聞く。県から市町村へネット監視の手法をお話したこともあり、小中学校を対象とした監視は、市町村ごとに対応しているものと考えている。

宇田川委員

インターネットにおけるいじめ事案を把握するためには、県立高校の生徒と私立高校の生徒が関わっているケースもあることから、県立高校だけでなく、私立高校も県の監視の対象とすべきと考えるが、どう考えているか。

生徒指導課長

県教育局の監視の中で、私立高校に関する問題ある書き込み等があれば、当然、当該私立高校へ情報提供をしたいと考えている。所管する県立高校のみを監視するというのではなく、問題ある書き込みに関して私立高校と関連性がある場合には、適宜情報提供していく。

松坂委員

- 1 行政報告書303ページの(6)の「ア 幼少期教育充実事業」に関して、小学校入学までに子供たちに身に付けて欲しいことをまとめた「子育ての目安『3つのめばえ』」について、保護者への周知を図ったとのことだが、その成果をどのように捉えているのか。
- 2 行政報告書299ページの(1)の「ア 学力・学習状況調査実施事業」について、市町村単位で広域的に実施される学力テスト、いわゆる公的テストがあると思うが、このテストを実施していない市町村の動向等について把握しているのか。
- 3 行政報告書306ページの(7)の「エ 特別支援学校整備事業」のインクルーシブ教育、ノーマライゼーション教育に関し、特別支援学校の在籍率について、埼玉県

は向上しているのか。又は下降しているのか。実績値等に基づきその見解を伺う。

- 4 中学校における必修科目としての柔道・剣道について、年間を通じての授業時間数と、その目的や効果について伺う。
- 5 県教育委員会が所管している博物館や美術館のうち、指定管理の施設において、何人の障害者を雇用し、どのような業務をしているのか。
- 6 県立高校の入試における不登校生徒枠について、一部の保護者からその弊害に関し指摘する声があるが、平成29年度においてこの指摘に対する取組内容について伺う。
- 7 平成29年度に校庭の芝生化を実施した各学校の目的について伺う。

義務教育指導課長

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園における「3つのめばえ」の活用状況は90パーセントであり、多くの幼稚園等で「3つのめばえ」が活用されていると捉えている。他方、「3つのめばえ」の保護者の認知度については、平成29年度に幼稚園・保育所・認定こども園の年長児をもつ保護者に対して抽出で調査したところ、「知っている」と回答した保護者は約60パーセントにとどまっている。平成28年度調査から微増したものの、保護者への周知については、今後もより一層努めていく必要があると考えている。また、アンケート調査において、保護者が「3つのめばえ」を活用することにより成果があったものとして、子供への関わり方に関し、「寝る時刻や起きる時刻を決めている」と回答した保護者は95.5パーセントあり、前年度より増加している。また、「子供の良いところや頑張っているところを見つけてほめている」と回答した保護者は98.2パーセントと、前年度の96.7パーセントから増加している。この調査結果から、保護者の子供への関わり方において、「3つのめばえ」が活用されていると捉えている。
- 2 公的テストは、市町村の校長会や、幾つかの市町村の校長会がまとめて実施するなど、県内全ての中学校で行われていると認識している。公的テストの広域化を図ることで、客観性やデータの信頼性が高まると考えられるが、公的テストはあくまでも校長会が主体となり実施していることから、今後は、中学校長会等と情報共有しながら進めていきたい。

特別支援教育課長

- 3 特別な支援を必要とする生徒の在籍率について、支援が必要なお子さんが学ぶ場として、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校という場があるが、それぞれの場で毎年度、その在籍人数、在籍率ともに増加している状況である。

保健体育課長

- 4 柔道・剣道などの武道は、日本固有の文化であり、その伝統的な動作・作法や相手を尊重する考え方を学ぶことができることがその効果であると認識している。平成20年の学習指導要領改訂に伴い、中学校1、2年生において、武道を含め9つの領域が必修化され、この9つの領域を1・2年生で全て学ぶため、中学校に配当されている年間105時間を9で割ると、約10時間を武道に充てられることとなる。ただし、学校の生徒数や施設などの条件に基づき、各学校で検討し実施時間数について決定している。

文化資源課長

5 博物館関係で指定管理により運営する施設は、川の博物館とさいたま文学館の2館である。川の博物館は株式会社乃村工藝社が指定管理しており、障害者雇用率は平成30年7月10日現在、会社全体で1.85パーセントであると報告を受けている。なお、川の博物館自体には乃村工藝社の関係職員が19人いるが、障害者の方はいない。さいたま文学館の指定管理者は法定雇用率の対象外の事業者であり、障害者の雇用状況は把握していない。

高校教育指導課長

6 不登校特別選抜については、中学時代に一過性のつまずきにより不本意な中学校生活を送った者で、中学校長が出願に該当すると認めた者が出願資格のある制度である。平成9年11月に当時の文部省の通知で提起され、埼玉県では平成12年度の入試からこの制度を実施している。出願に該当する生徒については学習の記録と出欠を除いた調査書、自己申告書、学力検査、面接の結果を資料として選抜を行っている。平成30年度の入学者選抜においては、実受検者は全日制及び定時制を合わせて523名おり、そのうち合格者は451名であった。この制度に関し、少なくとも今年度及び昨年度については、県民から弊害に関する意見やクレームは寄せられていない。

財務課長

7 校庭の芝生化事業については、県のみどり自然課と共に市町村に対する説明等を行っている。芝生化事業の趣旨や目的を各市町村教育委員会へ説明し、それに賛同した各教育委員会の意向に基づき校庭芝生化を行っており、各学校の芝生化に関する考え方等について確認していない。

松坂委員

公的テストは高校受験において重要なものである。校長会において広域性を持たせる取組を進めていると思うが、県としてその動向を把握すべきと考えるがいかがか。

義務教育指導課長

委員御指摘のとおり、中学校の進路指導における公的テストの活用は、非常に大切であると認識している。県では、これまで公的テストがどの地域で実施されているかなどについて、中学校長会等と情報共有している。今後も継続して情報共有に努めていく。公的テストの広域化は、あくまで校長会等が主体で実施しているものであるが、広域化を図ることは中学校の進路指導において非常に有効であることから、引き続き、中学校長会と連携を図っていく。

松坂委員

柔道・剣道の指導者不足もある中で、各学校によっては授業時間が10時間を下回る学校もあると思われ、もっと時間をかけて取り組むべきと考えるが、この点についてどう考えているか。

保健体育課長

9領域について単純に割れば年間10時間程度となるが、1・2年生の2年間である

ため、合計20時間程度以上になると考えられる。また、3年生以降では武道と球技の選択となるため、引き続き武道の受講を希望する生徒は、継続して武道を受講することができる。高校進学後も同様に、1年生では武道と球技の選択であり、これらを通算すれば、時間数は確保できていると認識している。また、各領域の配当時間は均等ではないため、生徒数や施設の状況に応じて、各学校で時間数の確保に向けた検討をできるものと認識している。

高木委員

- 1 資料16「教員の健康状況について」において、精神疾患で休んでいる教員が直近3年間で増加している。精神疾患の場合、教員という職務の性質上、休職後にすぐに復帰することは難しく、復帰に向けたプログラム等が必要であると思う。精神疾患で休職する教員をなくすため、平成29年度はどのような取組を行ったのか。また、復帰する教員に対し、どのような配慮を行っているのか。
- 2 行政報告書303ページの(6)の「ア 幼少期教育充実事業」の「『接続期プログラム』などを活用し保育計画・指導計画の工夫を行っている学校等の割合」の表で、幼稚園・保育所・認定こども園の数値が僅かに減少しているが、これをどのように評価しているのか。また、小1問題や接続期における問題について、各計画における工夫により、平成29年度は解消に向けて進んでいるのか。取組の効果について伺う。

福利課長

- 1 精神疾患による休職者数について、過去10年位の推移を見ると、平成21年度が262名でピークであった。平成29年度は227名であり、減少傾向にある。教職員のメンタルヘルス対策の取組として、メンタル不調を未然に防ぐための研修会の開催や、相談窓口の整備などを行っている。また、早期発見、早期対策が重要であり、心の不調を感じたらすぐに相談窓口を利用することを、これまでも様々な機会でも管理職や教職員に周知している。教育局では保健師による健康相談制度を設けており、その相談件数は毎年度増え続け、平成29年度は2,749件となっている。さらに、教員の復職までのフォローを確実に実施する必要があることから、休職中に、所属長は主治医と情報交換を密に行うとともに、本人や家族に生活状況、通院や服薬の状況、今後のスケジュール等を確認し、把握に努めている。復職の前段階としては、準備訓練や職場リハビリテーションなど、職場に対する不安を解消し、円滑に職場復帰するための取組を実施している。また、受け入れる職場に対する支援として、管理職を対象とした職場復帰支援研修を実施している。これは、精神科医を講師として、精神疾患に関する正しい知識や、復職者の受入れの際の個別の対応方法を身に付ける内容である。

義務教育指導課長

- 2 状況を把握するこの調査は、公立幼稚園以外は任意で実施しており、毎年度対象の幼稚園等に変動があることから、数値が変動していると評価している。県としては、平成29年度の97.9パーセントは高い水準であると捉えている。また、公立小学校では100パーセントを達成していることから、幼児教育と小学校教育との円滑な接続については、全ての小学校で体制が整っているものと認識している。今後は、幼児教育と小学校教育の接続の中身の充実を図っていく。

柳下委員

- 1 行政報告書306ページの(7)の「エ 特別支援学校整備事業」を見ると、特別支援学校の教育条件の整備について載っている。県南地域における特別支援学校の児童生徒増への対応を図ることを目的とした仮称県南部地域特別支援学校を県立戸田翔陽高校の敷地に設置するため、平成29年度は基本設計を行ったと記載がある。県南部の地域の児童生徒数の推移や通学環境、特別支援学校を必要とする子供が増えている状況を、どのように分析し、今後の見通しはどう考えているか。
- 2 資料12「学校種別 児童・生徒1人当たりの教育費の推移」を見ると、児童生徒1人当たりの教育費の推移について、特別支援学校は全国で埼玉県は42位、金額では626万4,752円と低い。全国1位の鳥根県は1,239万1,934円である。この状況をどのように分析しているか。児童生徒1人当たりの教育費を引き上げていくべきではないのか。
- 3 行政報告書305ページの(7)の「イ 特別支援学校の教育条件の整備」のうち、スクールバスの運行について、33校に230台が運行している。保護者から通学時間が長いので短くしてほしいという要求が出ていると聞かすが、平成29年度はどのような要望があり、どのような対応をしたか。
- 4 入間わかくさ高等特別支援学校を視察し、プロのパン屋さんと同じ機械を使って作られたパンを茶房わかくさでいただいたが、とてもおいしかった。この学校は新しい学校で、大変人気があると聞いている。平成29年度の職業学科での取組の特徴と成果、その取組が就労に向けてどのように生かされているか。
- 5 歳入歳出決算事項別明細書説明調書460ページの「歳出」の第10款の第5項の第3目の「特別支援教育課」の1の「(4)就労支援推進事業費」について、予算額8,562万4,000円に対して、決算額は6,330万4,000円となっているが不用額が出た理由は何か。また、先ほどの答弁の就労支援の中で、一般就労が341人、32.6パーセントとあったが、就労後のフォローアップについてはどのように取り組んでいるか。
- 6 行政報告書306ページの(7)の「オ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、肢体不自由の支援学校等に看護師資格を有した教員を配置とあるが、看護教員は何名いて、非常勤看護師は何名いるのか。また、どのような役割を担っているのか。

委員長

柳下委員、委員の質問において、「今後の見通しは」という質問が散見される。冒頭にも申し上げたが、予算や事業の方向性に関する質問はお控えいただくようお願いする。

執行部においては、今後の見通しなど予算や事業の方向性に関する質問に対する答弁は控えて結構である。

特別支援教育課長

- 1 県南部地域の児童生徒数の平成23年度から平成30年度までの7年間の推移では、約240名増加している。この増加傾向は今後も続くと見込んでいる。今回、戸田翔陽高校敷地内への特別支援学校の設置に伴い、川口市、戸田市、蕨市の通学区域の再編を検討している。この再編は、関係市を含む特別支援学校の過密解消に一定の効果

があると見込んでいる。新校は戸田駅から徒歩5分程度と通学しやすい立地であるため、電車利用による自主通学についても取り組んでいきたい。しかし、中度や重度の児童生徒も通うため、スクールバスの運行も併せて検討していきたい。

- 3 スクールバスの運行に関する保護者からの要望に関して、委員御指摘のとおり、乗車時間を短くしてほしいという要望は、毎年頂いている。また、子供たちは環境の変化への対応が苦手であるため、バスの運転手や添乗員はできるだけ変えないでほしいという要望もある。これらの要望に対しては、学校を通して保護者の意見を聞き取り、反映できるものについてはスクールバスの委託契約に係る仕様書に記載するなどの対応を行っている。また、毎年度の児童生徒数や運行ルート状況等を考慮し、スクールバスの増車、型式変更などの見直しを検討している。
- 4 入間わかくさ高等特別支援学校の職業学科での特徴的な取組として、「わかくさ版デュアルシステム」という実習に取り組んでいる。具体的には、生徒3～4名に教員1名が付き、学校近隣の企業等に出向き、企業で行われている業務を実際に生徒が行うものである。この取組により、仕事に対する責任感や自己肯定感が生まれ、その後の進路の実現や、長く働き続けることができることにつながっていくものと捉えている。
- 5 特別支援学校就労支援総合推進事業の決算において、不用額が生じた主な理由は、チームぴかぴか事業における人件費が予算見込みを下回ったためである。就労支援に関する実績として、平成29年度は32.6パーセントの一般就労率となったが、これは平成20年度から7.3ポイント上昇しており、就労の実績がかなり伸びてきている。フォローアップについては、就労後3年は、学校の職員が就労先の各職場を訪問し、生徒の状況を把握しており、必要な支援を行っている。
- 6 平成29年度の県立特別支援学校に配置された看護教員は23名で、非常勤看護師は13名である。嗜痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを養護教諭や教員と連携して行っている。

教育政策課長

- 2 特別支援学校における学校教育費の約8割は、人件費が占めている。その一方、特別支援学校の教員の定数は、法令により主に学級数などの学校規模によって決められている。児童生徒数が少ない県では、基準未満の児童生徒数の学級編成が多くなり、相対的にそこに充てられる教員数が多くなるため、児童生徒1人当たりの経費も多くなる。本県は教員1人当たりの児童生徒数が多いことから、児童生徒1人当たりという点からは経費は低くなり、全国順位も低くなっていると捉えている。

柳下委員

県立戸田翔陽高校に新設される特別支援学校のスクールバスについて、何台くらいの運行を計画しているのか。

特別支援教育課長

現在のところ6台程度の運行を見込んでいる。

浅井委員

- 1 平成29年度の取組の中で、県民に対し胸の張れる事業や施策は何か、教育長に伺

う。

- 2 行政報告書310ページの(4)の「ウ 学校教育における人権教育の推進」について、指導者の資質向上を図る研修会での研修内容は何か。

小松教育長

- 1 平成29年度に限らず、全ての業務に関して、学校においても教職員一同が心を合わせて県民のために胸の張れる仕事をしていると思っている。特徴的な成果を上げているものとして、一つは、県独自で行っている学力・学習状況調査である。これは一人一人の伸びについて、どうして伸びたかということ进行分析するとともに、教員同士で良い取組の共有を図るといったことが進んできている。高等学校の協調学習についても、全国的に見ても非常に評価の高い手法を取り入れ、約9割以上の高等学校で実施している。若い教員も初任者研修から始めており、新しい手法の協調学習ができるようになってきている。また、地域での学習という点で「子ども大学」の取組は、特徴的なものである。大学レベルの内容を小学校の子供たちに提供し、そこから子供たちの興味関心が大きく育っていると考えている。

人権教育課長

- 2 研修内容の例として、高等学校等校長人権教育研修会において、平成29年度は障害者差別の解消に向けて顕著な活動をされているNPOの責任者の方の講演を行い、高等学校等人権教育担当者研修会においては、インターネット上の人権侵害に関する講演を行った。講演を聞くだけの受け身的な研修会だけでなく、各学校で優れた実践をしている教員にその取組内容を発表させ、教育局として社会状況の変化に対応した取組について、情報提供を行っている。

浅井委員

人権教育における人権には、相手に対する人権と、自分の権利ばかりを主張する人権とがあると思うが、この人権に関してどのように取り組んだのか教えてほしい。

人権教育課長

平成29年度に独自にというものはないが、全ての研修会において、人権とは「自分と同じように相手を大事にすること」を子供達の心の中に育むことであることを、学校の管理職にも常々説明をしているところである。

塩野委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書467ページの「埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計」の「歳入」の第4款の第1項の第1目「貸付金元金収入」を見ると、埼玉県高等学校等奨学金事業における貸付金元金収入の収入未済額が約4,963万円計上されている。これは単年度でなく前年度から引き継がれている収入未済の金額も含まれているのか。また、何人分の収入未済であるか。
- 2 行政報告書321ページの(4)の「キ 高等学校等奨学金の貸与」において、4,877人に約20億円の貸付を行ったとある。前年度までは5,000人を超えていたが、ここで少し減っているという印象がある。減ったことについて何か要因がある

のか。私立高校の父母負担の軽減の導入が進んできたことが影響しているかもしれないが、要因について検証しているのであれば教えてほしい。

- 3 県立高校の体育館へのエアコンの設置について、平成29年度末までに実施した学校があったのか教えていただきたい。

財務課長

- 1 貸付金元金収入の収入未済については、前年度から引き続いて回収ができないものを含んでいる。人数は292人である。
- 2 奨学金貸与者が減っている要因は、景気に左右される部分があると捉えている。奨学金の貸付対象に私立高校も含んでいることから、私立高校の父母負担軽減導入の影響というよりは、全体的に景気が良くなり所得が増えてきて、貸付を受けずに済む方が増えているのものと推測する。
- 3 体育館へのエアコンの設置を行ったところはない。

塩野委員

- 1 埼玉県高等学校等奨学金について、借りやすい制度になっていることは大変評価しているが、返しにくいという印象を持っている。以前の一般質問でも触れたが、国の日本学生支援機構の大学生向けの奨学金では返済に当たって所得連動返還型奨学金が既に導入されているが、埼玉県の高校生向けの奨学金についてはまだ導入されていない。返還猶予要件が緩和されたのは承知しているが、歳入歳出決算事項別明細書説明調書468ページの「埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計」の「歳入」の第4款の第3項の第1目「雑入」の「財務課」の1の(1)の「ア 奨学金返還金に係る延納利息」にあるとおり、延納利息だけで約200万円払われている現状がある。平成29年度にもう少し返還しやすい制度に改めるといふ検討はなされなかったのか伺う。
- 2 体育館へのエアコンの設置について、今年の夏は大変な猛暑であり、県内のある中学校で部活中に重篤な熱中症となってしまったケースがあったと聞いている。また、災害時には学校が避難所にもなるということを考えると、体育館へのエアコンの設置は今後進める必要があると思う。平成29年度は全く進めなかったということで、設置に向けた検討すらしなかったのかについて伺う。

財務課長

- 1 貸付金元金収入に記載している金額は、平成14年度から18年度までに県で直接貸与していた古いタイプの債権である。現在の奨学金制度において、貸与は金融機関で行うため、決算書類には記載されない。借りやすい、返還しやすい制度への検討は必要と考えるが、基本的に返還期間も非常に長く設定しており、貸与実績からも使いやすい制度になっていると考えている。
- 2 体育館へのエアコンの設置については、平成30年9月補正予算において全ての普通教室への設置を検討し、予算化まで行った状況であり、現在のところ体育館までは検討をしていない。

塩野委員

埼玉県高等学校等奨学金事業の収入未済額4,963万円について、どのように返還

を求めていくのか。

財務課長

収入未済で返還が滞っているものについては、平成29年度からサービサーを導入して積極的な回収に努めている。

諸井委員

- 1 行政報告書296ページの「1 確かな学力と自立する力の育成」について伺う。「学力・学習状況調査における学力状況」の指標のうち、「埼玉県学力・学習状況調査において学力を12段階中2段階伸ばした児童生徒の割合」について、小・中学校ともに実績値が減少しており、特に中学校が著しい。この実績値減少の要因と取組状況について伺う。
- 2 資料4行政報告書の297ページの「2 豊かな心と健やかな体の育成」について伺う。「身に付けている「規律ある態度」の状況」の指標のうち、「児童生徒の8割以上が身に付けている『規律ある態度』の項目数の割合」の実績値が減少している。要因と取組状況について伺う。
- 3 年間30日以上の不登校に児童生徒数について、小学生も中学生もかなり増えている。この傾向から、基本目標に掲げられている豊かな心を育むことから逆の方向に行っている印象があるが、この傾向の要因の分析や取組はどのようにやってきたのか。
- 4 「彩の国の道徳」を導入して長い期間が経つ。家庭用の冊子もあるが、保護者に尋ねると読んだことがないという回答が多数である。家庭用「彩の国の道徳」について、何部発行し、どのように配布しているか、また、保護者に読まれているかなどの調査を実施しているのか伺う。
- 5 特別支援学校あるいは農業高校等で農産物を作っているいろいろなところで販売するケースがあり、歳入にもその予算が計上されている。農産物はその場やそのときによって値段が上下するもので、例えば天候が悪かったら白菜が500円ぐらいで売られたりする。そのときに、県が一律で100円などと、市場とは余り関係がない形で値段を決めており、売上げは100パーセントを県の歳入となるというシステムになっていると思う。学校における裁量もあった方がいいのではないか。特に特別支援学校では、卒業後の一般就労を目指していくのであれば、市場と全く関係の無い値段をつけて販売をするよりは、市場を見て値段をつけて販売し、利益を得るという取組にした方が就労に向けて生きていくのではないかと思う。県の歳入とする金額は一律でもよいが、差額については、学校で使えるような形にした方がより目的に合っていると思うが見解を伺う。

義務教育指導課長

- 1 本県の小・中学校の子供たちは、単純な計算問題や漢字の読み書きの正答率が高い傾向にあるが、文章題や情報を整理して自分の考えを回答することについては正答率が低い傾向にあり、これが実績値が減少した要因の一つであると考えている。このことについては、学力が伸び悩んでいる市町村や学校を重点的に支援することで学力向上を図っていく。
- 2 子供たちへのアンケート調査の結果で、規律ある態度のうち、特に、「話を聞き、発

表すること」の項目で子供たちの自己評価が低いことが実績値が減少した要因と捉えている。今後は、アクティブ・ラーニング等を取り入れ、積極的に子供たちが話し合う場面等を授業に組み入れることで、実績値を伸ばしていきたい。

- 4 家庭用「彩の国の道徳」は5万2,000部発行し、全ての新小学1年生の保護者に配布している。配布後は、例えば、授業参観の学級懇談での活用や、家庭教育学級等での活用などを依頼しているが、実際にどの程度活用されているかについてはデータとして把握はできていない。

生徒指導課長

- 3 不登校の児童生徒数が増えている原因は、明確に分かっていないところである。子供たちを取り巻く環境は様々であり、調査における不登校の要因は、学校での人間関係や家庭の状況が多くなっているが、家庭において、不登校にならないように学校に通うということへの意識が少し変わってきていることが影響していると推測する。また、不登校の児童生徒へも情報提供をしていこうという教育機会確保法が平成29年2月に施行されたことも一つの要因になっているのではないかと推測する。不登校対策の取組については、子供たちを取り巻く環境も様々であるため、相談体制の整備が重要であると考え。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員を配置している市町村へ助成を行うことにより、相談体制の充実を図るなど、子供たちを見守っている教師をサポートをする形で、相談体制を整備する取組を進めている。

高校教育指導課長

- 5 現在、鳩ヶ谷高校を除いた県立の農業関係の高校7校で、農産物又は加工品の販売等を行っている。教育活動の一環として、種や苗、肥料などは県の予算の中で対応し、教育活動として行っている。また価格については、当然市場価格を意識し、近隣の方に御迷惑を掛けない形で提供をしている。しかし、農作物は天候に左右され、豊作の時もあれば不作のときもあるため、教育活動に支障がない形で学校を支援している。

特別支援教育課長

- 5 農業関係の学科での農産物の販売、食品関係でのパンやお菓子の販売、カフェを行っている学校がある。いずれも教育活動の一環であり、対面での販売や生徒によるレジ打ち、お金の計算なども教育活動の一環となっている。そのため、100円や150円など計算しやすい額で値段設定しているところもある。その価格は原価を踏まえて設定しているが、農産物は時期によって確かに市場価格との差があるケースもあるように思う。このことについては、しっかりと市場価格を見ながら、妥当な価格設定をするよう各学校に対し指導していきたい。

福永委員

歳入歳出決算事項別明細書説明調書460ページの「歳出」の第10款の第5項の第4目「特別支援学校施設費」を見ると、県立特別支援学校教室不足対策費を含め3事業が掲載されている。特別支援学校の教室の空調設備は、平成8年度に整備をされて、20年が経過している。平成29年度には、空調設備の更新に係る予算は執行されなかったのか。

財務課長

執行している。

福永委員

空調設備の更新に関する詳細について、後ほど資料を提出してほしい。

委員長

ただ今、福永委員からあった資料要求について、後日、執行部において福永委員に提出するようお願いする。

小谷野委員

相談員やカウンセラーの配置により、高校の中途退学者数は年々減ってきている。教職員の日頃の努力について評価している。しかし、資料25を見ると、平成29年度の県内公立高校の中途退学者数は、まだ1,469人もいる。何年か前に、学校を中退したが、もう一度復学したいと思っている生徒がかなり多いというアンケート調査結果を一般質問で聞いた。学校側は、中退した生徒がその後どうしているか、余り意識していないのではないかと思う。私が高校生するとき、違う学校に通っていた一つ年上の先輩が学校を中退した。その後、中学校の時の担任の先生が、退学したその先輩を諭し、翌年その先輩は高等技術専門校に入った。そこで学んだことを基にして、今は個人事業主になっている。あのときの中学校の担任の先生をすごいと思う。これこそが教育であると思う。現在、年間1,500人くらいの生徒が学校を中退しているが、今後何人くらいの生徒が、もう一度、働きながら定時制の高校や、元の高校に戻れるのだろうか。年間1,500人でも10年で15,000人にもなる。中途退学した生徒へのケアについてどのように考えているのか。また、どのような対応をしてきたかについて伺う。

生徒指導課長

高校中退者は年間約1,500人ほどおり、数値はここ何年、段々と減ってきている状況である。委員御指摘のとおり、中途退学の対策として相談体制の整備等を進めている。また、行政報告書の309ページにもあるが、厚生労働省の委託機関で、若者の就労支援を行っている「地域若者サポートステーション」と連携して、在学中の生徒の社会性を育てる取組を行っている。万が一中途退学した場合でも、そのような機関が受皿となり、就労に向けた支援が受けられることを期待し、同機関と連携した事業を平成29年度から取り組んでいる。この取組の中で、中途退学した生徒の動向について注視していきたい。

小谷野委員

中退した生徒を支援する窓口がいろいろあることは良く分かった。しかし、そういう生徒が自ら支援機関へ相談することは少ないと思う。ニュージーランドでは20歳くらいに一度チェックをするという話を聞いた。退学した生徒に一度アプローチして、今どのような生活をしているか、無職なのかなどを確認できると違ったケアができると思う。このことについて教育長の考えを伺う。

小松教育長

まず、辞める前に相談があった時に今後どうするのかと確認し、辞めた後に相談があった際には支援をしていく機関があることを、生徒へ指導するよう言っている。しかしながら、うまくその指導に乗れない子供たちがいるということも実情である。委員御指摘のとおり何年か経って調査することも必要であると思う。どのような方法であれば、多くの子供たちの行き先をフォローでき、更に支援につなげていくことができるか工夫していきたい。

【説明者】

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、
根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、
坂田直人農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、
片貝充生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

【発言】

松坂委員

- 1 行政報告書243ページの「3 多彩な農産物の生産力を強化する」について、決算年度で加工米として取り扱われたものの実績について伺う。また、飼料米の作付面積も下降気味だが、その原因について伺う。
- 2 行政報告書255ページの「7 県産木材の利用を促進する」について、県は県産木材を使った住宅建築に1立方メートル当たり1万7,000円を助成しており、決算年度は216件に約4,512万4,000円を助成している。平均100平方メートルの家の木材使用量は推定20立方メートルであり、216件では県産木材使用量が2,705立方メートルと推定される。平成29年度の木材供給量は8万3,396立方メートルであり、県産木材の供給量に対して3パーセントしかない。今後、更に県産木材の利用促進を図るためには、地元工務店や関係機関と連携が必要と思うが、実績からその効果と課題について伺いたい。

生産振興課長

- 1 加工用米の生産実績は、平成29年産で248ヘクタールとなっている。飼料用米の作付面積は、平成29年産は平成28年産に比べ大幅に減っているが、それは一部主食用米への転換もあるが、同じ新規需要米のカテゴリーにある米粉用米に転換したことが大きかったためである。その要因としては県内に実需者がおり、その実需者からのニーズが高かったと考える。

森づくり課長

- 2 事業実績については、民間住宅の件数のほかにも、県産木材を取り扱う工務店数が、平成25年度の24社から平成29年度は196社と約8倍に増加している。また、この事業を契機に県産木材を利用した合板生産と供給が始まり、住宅用の新たな用途が広がっている。県内には約3,000の工務店があり、もっと多くの工務店に県産木材を使ってもらうためには、関係者の連携と県産木材の安定供給体制の整備が不可欠である。このため、各工務店が県産木材を調達しやすいように、現在県内にある4つの製品市場に県産木材コーナーを設置した。さらに、これらの市場では、毎年、木とのふれあいまつりを開催し、広く一般県民に木の良さをPRしている。今後も、様々な機会を捉え県産木材のPRを行うとともに、製材工場やプレカット工場など、木材加工施設の支援や関係者の連携を強化して県産木材の利用促進を行っていく。

松坂委員

加工米は、どのような形態で流通しているのか。

生産振興課長

主な用途としては醸造用としての利用、加工米飯という形で冷凍食品の原料に使用されている。

浅井委員

- 1 行政報告書252ページの(1)の「ア 埼玉スマートGAP推進事業」について、S-GAPに取り組むことで農家にどのようなメリットがあったのか。また、グローバルGAPとS-GAPの違いは何か。
- 2 行政報告書254ページの(2)の「イ 林業・木材産業構造改革事業」について、高性能林業機械とは具体的にどのような機械か。また、平成29年度に1台購入とあるが、この高性能林業機械を使うことにより、どのような効果があったのか。

農産物安全課長

- 1 GAPは農業経営のマニュアルのようなものである。GAPに取り組むことで農産物の安全性に関する事故や農作業事故の防止、更には経営の効率化などのメリットがある。また、適正な生産工程の管理を行うことで消費者や取引先の信頼性向上も図られる。グローバルGAPは、国際標準のGAP認証である。グローバル企業と取引する場合、認証取得が要件となるケースがある。審査項目が200程度と多く、認証取得にはコンサルタント費用を含めて65万円から100万円程度の経費がかかる。一方、S-GAPは県が策定したもので、農家に取り組む項目を50項目程度に分かりやすくまとめており、正しく取り組んでいるかについて県が無償で評価する仕組みとなっている。

森づくり課長

- 2 高性能林業機械とは、1台で複数の作業ができる機械のことをいい、例えば、プロセッサは、伐った木の枝を払い、同時に一定の長さの木を切ることができる機械である。平成29年度は、フェラーバンチャという機械を購入した。これは木を倒し集材できる機械である。高性能林業機械の一番の効果は、従来のチェーンソーで伐ったり、人力で引っ張っていたものを機械でやることで安全で効率的に作業できることである。

浅井委員

昨年度、三重県議会がS-GAPについて、本県に視察に来た。その後、県同士で情報交換などは行ったのか。

農産物安全課長

県同士の意見交換等に行っていない。

石川委員

- 1 行政報告書240ページの(2)の「イ 新規就農総合支援事業」について、平成29年度に就農準備資金や営農開始資金を受けた方や、これまで資金を受けて就農した方のその後の状況を伺う。
- 2 行政報告書240ページの(3)の「イ 農業版ウーマノミクス事業」について、新商品の開発を支援したとのことだが、どのようなものがあり、どのような成果につながったのか。

- 3 行政報告書246ページの(2)の「ア 農林水産試験研究費」によると、水産研究所が子持ちモロコの開発に成功したとのことだが、どのような状況なのか。
- 4 行政報告書251ページの(3)の「ウ 埼玉農産物輸出総合サポート事業」について、商談会を埼玉県農商工連携フェアに併せて実施するなど努力したとのことだが、その取組がどのように輸出につながったのか。
- 5 歳入歳出決算事項別明細書説明調書292ページの第14款の第7項の第3目「雑入」に、約1億7,900万円の収入未済額が計上されている。295ページの「森づくり課」の1の(1)の「コ 行政代執行に要した経費」と金額が違うが、この収入未済はどのようなものなのか。

農業支援課長

- 1 平成29年度は、就農準備資金を28人に交付しており、そのうち13人は研修中である。研修が終了した15人は全て就農している。これまで資金の交付を受けて就農した者で、平成29年度に離農したのは7人である。
- 2 具体例として、長瀨町でいちごの観光農園を営む女性農業者が、規格外のいちごを使ったサイダーを開発した。いちごサイダーは直売所や地元の温泉施設等で販売されるとともに、丸広百貨店のお中元商品やふるさと納税の返礼品になるなど販路が拡大している。この他、杉戸町でねぎを大規模生産する法人の代表取締役の女性が、泥付きねぎのパッケージを作製した。また、農業女子ビジネススクールの受講生の中からは、「GO!GO!彩農ガールズ!」という組織が生まれ、県内のお菓子会社と連携して、ポテトチップスを商品化した。

生産振興課長

- 3 ホンモロコを全てメスにして、付加価値が高い子持ちモロコを養殖できる技術を水産研究所が開発した。現在、生産者が実際に生産できるようにする実用化の最終的な段階にあり、子持ちモロコの供給はまだ行っていない。実際の生産者への子持ちモロコの供給は、現在行っているホンモロコの種苗供給と同様、受精卵での供給を予定している。当面は、供給可能な数に限りがあるため、通常のホンモロコと区別して生産でき、かつ、子持ちモロコとして付加価値をつけた販売ができる生産者に優先的に供給をしたいと考えている。

農業ビジネス支援課長

- 4 商談会の中で海外バイヤーを招いて商品PRを行っているが、この商談会をきっかけにして輸出につながった事例については把握をしていない。ただし、埼玉農産物輸出総合サポート事業のその他支援策により、注文が入っていると聞いている。

森づくり課長

- 5 林地開発許可を受けた事業者が、皆野町大字金沢地内の残土処分場で造成を行っていたところ、平成24年11月16日に崩落事故が発生し大量の土砂が堆積した。県の復旧命令にもかかわらず復旧事業に着手しなかったことから、県は危険防止のため、緊急に行政代執行を行ったものである。この行政代執行に要した費用は1億8,309万9,000円であった。この経費の求償を行うようにという、平成25年6月定例会での環境農林委員会における、皆野町大字金沢地内における盛土崩落に関する決議を受け、県は許可事業者に対し、行政代執行費用の求償を再三にわたって行ってきたが、一部の回

収にとどまった。そのため、許可事業者と事業協力契約を締結していた関係者に対する損害賠償請求訴訟を提起した。その後、裁判所から相手方が県に対して和解金として400万円を支払うという和解案が提示され、これを踏まえ、平成29年12月25日に和解した。この結果、預金差押額1,387円と和解金400万円と合わせた400万1,387円を回収した。292ページの収入未済額については、行政代執行費1億8,309万9,000円から回収した400万1,387円を除いた1億7,909万7,613円が収入未済となっている。なお、295ページの収入済額2,600万5,280円のうち和解金が400万円であり、これを除いた2,200万5,280円は裁判を起こした際、相手方財産の差押で必要な供託金が戻ってきたものである。

石川委員

- 1 7人が離農した理由は何か。
- 2 子持ちモロコの実用化後は、全ての需要に対応できるような供給体制を目指すのか。
- 3 行政代執行費用の約1億7千万円は、このまま収入未済となるのか。

農業支援課長

- 1 イメージが違って他産業へ就職したことである。ほかには、病気になったことから離農した者がいる。

生産振興課長

- 2 各生産農家では、これまでのホンモロコ生産の経営の一部に取り入れて役立てていただきたいと考えている。将来的には、水産研究所に頼らず、各生産者が各自で全雌ホンモロコの卵を生産できるようマニュアルを作成して生産量を増やしていきたい。

森づくり課長

- 3 今年の11月23日に消滅時効が完成するが、引き続き許可事業者に対し、財産調査等を行い、行政代執行に要した費用の回収に努めていく。

江原委員

- 1 行政報告書249ページの(1)の「ア 地産地消推進事業」について、県産加工食品及び県産農産物の評価向上と需要拡大を図るとして、ふるさと認証食品が平成29年度末で514製品ある。ふるさと認証食品のうち、厳選されたこだわりの県産農産物を主原料とした加工食品をプレミアムであるとしているが、その違いは何か。
- 2 認証について具体的にどのように行っているのか。味や安全性を確認しているのか。
- 3 ふるさと認証食品とプレミアムは、それぞれ前年度から増加しているが、申請に対して認証されるのはどれくらいなのか。
- 4 加工食品会社が認証を取るメリットは何か。
- 5 歳入歳出決算事項別明細書説明調書298ページの「歳出」の第6款の第1項の第2目の「農業政策課」の2の(1)の「ア 農林公園管理運営費」の事故繰越について、詳しく説明してほしい。

農業ビジネス支援課長

- 1 プレミアムについては、通常のふるさと認証食品の基準に加え、原料に県が育成した品種、県に由来する品種、特別栽培農産物などを使用するという厳しい条件を付し

ている。

- 2 主原料が100パーセント県産であるかなどの基準に基づいて、農林振興センターで審査を行っている。
- 3 事前に相談を受ける場合が多く、その段階で認証基準に合致するよう指導をしているため、申請のほとんどは認証されている。
- 4 県が作成する冊子に掲載して広くPRしている。農家や企業が個別に行うよりも効率的に広報できる。

農業政策課長

- 5 農林公園は3か年計画でリニューアル工事を行っている。昨年度は、直売所の新設工事を行った。事前に埋設されている水道や電気などの管線ルートを確認していたが、実際に基礎工事を行ったところ、そのルートが当初調査したものと違っていた。この不測の事態を主な原因として事故繰越となった。

江原委員

- 1 認証食品について、県産加工食品及び県産農産物の評価向上と需要拡大が目的と考えるが、冊子への掲載だけがメリットでは余り意味がないのではないかと。認証されたことで売上げが上がるなどが一番の目的ではないのか。認証された514製品について、実際に売上げが向上したのか伺う。
- 2 農業版ウーマノミクス事業で例示した、いちごサイダーや泥付きネギは、認証食品なのか。認証されたことで付加価値が付かないと認証商品数は増えないのではないかと。

農業ビジネス支援課長

- 1 認証された商品は、冊子への掲載のほかJA直売所で販売できるよう橋渡しをしたり、県が実施する農商工連携フェアなどの商談会への参加、さらに、各種イベントでのPRなど、商品の認知度向上や販路拡大の支援をしている。
- 2 認証食品は、ウーマノミクスや事業がらみでなくても、生産者が希望すれば審査し認証している。

江原委員

- 1 認証を取る手続は難しいのか。
- 2 平成29年度末で514製品との認証数は、毎年審査をした結果なのか。それとも平成24年からの累計に更新したものを積み重ねたものなのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 原料や品質が一定の基準を満たさなければならないが、事前相談もしており申請手続は、特別に難しいというものではない。
- 2 認証期限は3年間であり、継続の手続が必要となる。記載している数字は、その時点で登録されている数字となっている。

江原委員

目的は、認証件数の増加ではなく需要の拡大と考える。希少性などでプレミアム感を出し需要拡大を図ってはどうか。

農業ビジネス支援課長

ふるさと認証食品については、地産地消運動の推進の一環として取り組んでおり、県産農産物の消費拡大や認知度向上が目的である。希少性ではなく、製法や材料にこだわった上質感、高級感などPRをしている。希少だから良いということではなく方向性が異なる。

柳下委員

- 1 資料14「農業従事者数、新規学卒就農者数、新規就農者数の推移及び新規就農への支援策」について、新規就農者の推移では、平成28年度と比較すると平成29年度は、新規学卒やUターンが減少し、新規参入者が増加している。平成29年度は、就農相談を受けてから、自立就農、雇用就農につなげる支援をどのように行ったのか。また、新規参入者に占める農業大学の卒業生の割合はどれくらいか。
- 2 行政報告書244ページの(1)の「エ 茶・特産」及び資料23「県産茶について」について伺う。茶の栽培農家戸数は、平成13年度で4,470戸とされているが、それ以降埼玉県としては独自の調査をしていないのか。リーフ茶が低迷している中で、若い世代の人たちにも急須で入れるお茶のおいしさをPRする取組が大切であると考えるが、平成29年度の実績と今後に生かす教訓は何か。
- 3 行政報告書246ページの(2)の「ア 農林水産試験研究費」及び資料27「1 試験研究機関の決算推移・研究費の推移」について伺う。農林水産試験研究費の決算推移は、少し上向きになっている。県民ニーズに即した研究の推進に努めたとあるが、平成29年度は主にどんな研究に取り組み、どのような実績が出たのか、その特徴について示してほしい。
- 4 資料33「県産米の高温障害の状況と対策について」を見ると、これは大きな課題と考えるが、平成29年度は生産者の生の声をどう生かしてきたのか。
- 5 資料11「農林関係決算額の推移」及び資料38「農林部の職員数について」によると、農林関係の決算額の推移の一般会計決算額に占める割合は、平成29年度は約208億円で1.1パーセントとなっている一方、農林部の職員数は、平成29年度は4人減っている。農業をめぐる情勢を踏まえて、どのように考えているのか。

農業支援課長

- 1 新規参入を希望する相談者は、農業経験が少ない、技術がない者が多いため、相談では明日の農業担い手育成塾や農業大学校で研修を行うようアドバイスしている。明日の農業担い手育成塾では、地域の指導農業士やJA、市町村、普及指導員などが一体となり、経営開始に必要な技術習得や農地の確保等をサポートしている。また、農業大学校では、実践的な技術を習得できる教育を行うほか、合同法人説明会を開催するなどして、農業法人への雇用就農に向けた支援を行っている。なお、平成29年度の新規参入者168人のうち、農業大学校を卒業した者は23人で、割合は約14パーセントである。

生産振興課長

- 2 栽培農家戸数は、国が行った平成13年度を最後に調査を終了している。県独自では調査しておらず、現状では把握していない。一方、市町村の茶業協会を通じて自園自製自販を行っている荒茶工場の数を把握し、現状では大きく減少していないことを確認している。いわゆるリーフといわれる急須で淹れるお茶の販売が苦戦している。若い世代の日本茶離れが指摘されており、家に急須がない家庭も増えている状況にあ

る。そのため、埼玉県茶業研究所が毎年開催している狭山茶摘み体験フェスタでは、狭山茶業青年団が日本茶インストラクター協会と共同して美味しいお茶の淹れ方教室や、お茶の飲み比べ体験などを実施し、お茶に親しんでもらう取組を行っている。さらに、平成29年度には、茶業青年団等と連携して、若い世代をターゲットにした狭山茶のブランドコンセプトや販売戦略を検討し、ロゴマークやPRグッズを試作した。今後は、これらを活用して若い世代の需要も取り込めるようイベントなどでのPRや商談会を開催して狭山茶の魅力を発信し、需要拡大を図っている。

農業政策課長

- 3 平成29年度の研究課題について2つ例示する。まずアライグマ専用捕獲器の開発については、報道等もされている。アライグマだけを効果的に捕獲するための研究である。9月末現在で45台が販売されている。もう1つは、きゅうりの病害を、画像で判断する診断システムの開発である。AI技術を活用し、きゅうりの葉をスマートフォンで撮影して、病気を診断するものである。研究期間は平成32年度までであり、まだ具体的な成果まで至っていないが、その他も含めて、引き続き役立つ研究に取り組んでいく。
- 5 予算については、限られた中で最大の効果を上げられるよう、既存事業の見直し等を行いながら、重点配分している。また、組織・人員については、平成28年度から平成29年度にかけて4名減となったが、重点施策に厚く配置して、効果的・効率的な体制づくりを行っている。予算や人材は有限なものだが、与えられた条件の中で効率を上げられるように取り組んでいる。こうした中で、更に振興が図られるよう、鋭意取り組んでいく。

生産振興課長

- 4 平成22年の高温障害発生以来、生産者から、安定した生産に向けての支援が欲しいとの声にこたえて、農業技術研究センターで高温対策技術の開発を行い、現地実証にしっかり取り組んできた。具体的には、田植の時期を6月以降にすること、葉色版を用いて適正な時期に適正な量の追肥を行うなどの技術普及に努めてきた。これらの取組の結果、ここ数年、安定した品質を確保することができ、生産者からもその技術の徹底について評価を得ている。今後も、温暖化が進行している中、米の安定した品質を確保するためには、高温対策技術は欠かせない技術と考えており、各地域への技術の普及定着をしっかり図っていきたい。

柳下委員

- 1 試験研究について、いちごは平成29年度にどのような見通しが出たのか。「かおりん」や「あまりん」があるが、具体的な成果があったのか伺う。
- 2 試験研究機関の職員の人数は平成29年度はどうだったのか。もっと職員を増員して研究に力を入れるべきと思うがどうか。

農業政策課長

- 1 いちごの成果について、「あまりん」や「かおりん」は、品種登録申請を行ない、生産拡大に取り組んでいる。また、農家の収益の改善のため、いちごが一番高く売れるクリスマスの時期に間に合う品種の開発にも取り組んでいる。まだ成果は出ていないが、是非実現させたい。

2 平成29年度は職員数が156名、うち研究職が84名である。

【説明者】

西成秀幸県土整備部長、須藤喜弘県土整備部副部長、中村一之県土整備部副部長、
加藤智博参事兼河川砂防課長、岡田逸夫県土整備政策課長、
鳴海太郎県土整備政策課政策幹、田中勉建設管理課長、石川護用地課長、
金子勉道路街路課長、大山裕道路環境課長、海老原正明水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

【発言】

金子委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書338ページの「歳出」の翌年度繰越額について伺う。県土整備部全体で、繰越明許費が約316億円、事故繰越約7億円と合わせて約323億円、翌年度へ繰越しているが、従来と比べてどうか。
- 2 早期に事業効果を発揮する上でも繰越を減らす必要があると考えるが、見解はどうか。
- 3 行政報告書261ページの「1 道路・街路事業の推進」に記載のある5か年計画の指標の「県管理道路の整備延長」について、平成29年度の実績値1,660.5キロメートルは目標値に対して順調なのか。
- 4 「県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度」の目標値である時速34.3キロメートルの考え方は何か。また、平成29年度の実績値が集計中となっているが、その理由は何か。
- 5 県管理道路の整備延長、混雑時平均旅行速度の双方について、平成29年度の取組状況はいかがか。

県土整備政策課長

- 1 平成29年度の繰越額は、平成28年度と比較して約46億円の増となっている。繰越額が増加した原因としては、平成29年度は国の補正が2月にあったため、繰越額に影響したものや、近年の建設需要の増大に伴い工事資機材の調達に時間を要したもの、また、10月の台風など、それらの影響が相まって繰越額が増加したものである。
- 2 繰越は減らす必要があると考える。各発注機関が発注計画を公表することや、前年度中に発注準備を終えて第1四半期に発注する工事を一定量設定する取組を行って繰越額の縮減に努めている。

県土整備政策課政策幹

- 3 県管理道路の整備延長については、計画策定時に1,642.1キロメートルであったものを、計画期間内に1,702.1キロメートル以上を目標に60キロメートル以上整備することを目標に掲げている。平成29年度末までに18.4キロメートルの整備を行い、延長は1,660.5キロメートルとなっており、順調に推移していると捉えている。
- 4 混雑時平均旅行速度の設定の考え方は、全国的な混雑時平均旅行速度が時速34.3キロメートルであり、整備した路線についてこの水準以上の円滑な交通の確保を目標に設定したものである。集計中である理由については、この指標はホンダとの協定により

県に提供された1年分のカーナビデータに基づき把握している。供用した後のデータを1年間集計することから、時間を要するため集計中となっている。

- 5 平成29年度の取組について県管理道路の整備延長は、国道354号をはじめとする13路線において整備を実施した。混雑時平均旅行速度については、このうち旅行速度の改善に資する事業として3路線を抽出しデータを集計している。

松坂委員

- 1 行政報告書271ページの「4 土木施設の災害復旧」について、平成28年度の被災箇所数56か所のうち、平成28年度内の完成が18か所、平成29年度の完成が37か所、平成30年度の完成が1か所となっている。また、平成29年度の被災箇所数12か所のうち、平成29年度内の完成が1か所、翌年度以降の完成が11か所となっている。災害復旧事業における知事の専決処分の状況について、他県の状況はどうか。
- 2 行政報告書273ページの(1)の「ウ 建設業者の指導・監督」では、営業所調査を320件実施し、監督処分33件とあるが、監督処分の中に下請代金の不払いはあるか。処分の内容を伺いたい。

参事兼河川砂防課長

- 1 平成28年4月の熊本地震や平成30年7月豪雨などの人命に係わる大規模な災害などで、知事の専決処分に対応している事例を把握している。

建設管理課長

- 2 監督処分の主な内訳としては、刑法違反、建設業法違反及び営業所の不確知によるものであり、下請代金の不払いによるものはない。

松坂委員

他県においては知事の専決処分に対応している事例があるとのことであるが、過去においても補正予算の議会の承認、国の災害査定、更に入札の不調などで時間を要し、翌年度の災害時期までに完成しないこともあるのではないかと。軽微なものでも早期に対応すべきと思うが、方策はあるのか。

参事兼河川砂防課長

災害が発生した場合、早期の安全確保、被災施設の早期緊急復旧に万全を期すため、復旧のための全体スケジュールを設定している。その際に復旧工事に先立ち、応急復旧や本工事のための詳細設計等を行っており、全体のスケジュールから見て最速となるように設定している。また、当初予算の中で応急復旧の対策の費用もあるので、その中で応急など仮復旧などを行い被災地域の安全の確保に努めている。

浅井委員

- 1 行政報告書270ページの「3 川の再生の推進」を見ると、「川の国埼玉はつつプロジェクト」について28か所で着手し、25か所で測量設計や工事を実施したとあるが、河川21か所の進捗状況はどうなっているのか。また、既に利活用されている箇所と状況はどうか。
- 2 行政報告書273ページの「(2) 地域建設業の振興」を見ると、「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク」が実施する研修に係る経費の一部を補助したとあるが、

補助率、補助金額、補助の効果はどのようなか。また、このほかに、担い手確保・育成のためどのようなことに取り組んでいるのか。

水辺再生課長

1 本事業では、市町が主体となった協議会において整備内容を決定することとしているが、現在、全ての箇所で開催し、平成32年度までの完成を目指している。整備内容が決まったところから順次、設計や工事を進めており、平成30年3月末までに設計に17か所、工事に13か所で着手した。利活用については、横瀬町の横瀬川では河原へ降りる階段などが完成し、バーベキュー場へのアクセス路として利用され、越谷市の元荒川などでは遊歩道の一部が完成し、日常の散策路として利用されている。このうち、横瀬川のバーベキュー場では、夏休み期間中の利用者が、整備前は96人であったのに対して整備後の本年は435人、隣接する道の駅「果樹公園あしがくぼ」の利用者も増加しており、地域の活性化に対し一定の成果を上げている。

建設管理課長

2 ネットワークが実施する研修の補助率は3分の2であり、補助金合計額は約4,100万円である。効果としては、資格取得研修では32の研修に899人という多くの受講者に参加の機会を提供できた。さらに、研修参加者のうち440人が試験に合格し、建設に係る何らかの資格を得ることができたことである。その他、担い手の確保のためには、休日の確保など就労環境の改善も重要だと考えている。このため、発注や施工時期の平準化に取り組むとともに、4週8休を評価する総合評価の実施や、国や建設業団体と連携した県内公共事業の土曜日一斉休工も行っている。

浅井委員

公共工事の平準化に取り組んだとのことだが、具体的な取組内容を伺いたい。

建設管理課長

平成29年度は、発注計画の公表、前年度のうちに積算などを完了しておく発注準備工事の設定と実施、適正な工期設定のための繰越明許費の設定などに取り組んだところである。

石川委員

主に通学路の歩道整備について、平成29年度当初予算では79か所を予定していたが、決算ではどうなったのか説明してほしい。

道路環境課長

行政報告書265ページの「(3)交通安全施設の整備」の表の「歩道・自転車歩行者道の整備」の項目にあるように、平成28年度からの繰越し分も含め、89路線で98か所、延長6.3キロメートル整備したところである。

石川委員

当初予算での79か所も含めて、89路線の歩道の整備をしたということによいか。また、89路線の整備により、要望箇所や子供たちの安全のために必要な箇所の何割程度が整備できたのか。

道路環境課長

当初予算にあげていた箇所は全て実施した。また、通学路の歩道整備を最優先課題として取り組んでいるが、歩道がない通学路についての整備率は80パーセント程度であり、延長は約220キロメートル残っている。平成29年度に整備した6.3キロメートルではまだまだ足りないことから、引き続き頑張っていく必要があると考えている。

柿沼委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書340ページの「歳入」の第7款の第2項の第5目の「県土整備政策課」の1の(1)の「イ 被災地派遣職員給与費負担金」が約8,800万円となっているが、どこに何人派遣したのか。また、どこかと連携をしているのか。
- 2 行政報告書274ページの「(7)公共事業の評価」について、公共事業の効率性や透明性を確保するために行った事業評価の内容はどのようなものなのか。
- 3 資料33「県土整備部発注公共工事 不調・不落について」に関して、年度内未契約件数が平成29年度は31件とあるが、その後、どのようになっているのか。各事業の進捗に影響はないのか。不調・不落は、積算能力が影響したのか。

県土整備政策課長

- 1 平成29年度の被災地派遣の状況は、宮城県10名、熊本県1名で計11名を派遣した。現在は、宮城県8名、それから西部の水害があった岡山県1名、熊本県1名の10名を派遣している。連携については、基本的には全国知事会を通じて、県の危機管理防災部が窓口となって要請を受けて、任期付職員の採用、派遣や現職の派遣といった形で対応している。

建設管理課長

- 2 事業評価は、多様な視点で評価することが重要である。主な評価項目は費用対効果である。事業評価の主体となる再評価は、事業開始後5年、10年というような段階で、改めて必要性等を検証するものである。そのため、社会情勢などを踏まえて、事業採択時からの変化などを評価している。
- 3 年度内未契約の案件については、内容を確認した後、速やかに再入札を行い、事業効果の早期発現に努めた。不調・不落の理由については、受注者の技術者不足や、工事の難易度などによるものと考えられる。

塩野委員

行政報告書265ページの「(3)交通安全施設の整備」を見ると、道路交通の安全を確保するために、道路照明灯を11基新設したと記載されている。歳入歳出決算事項別明細書説明調書360ページの第8款の第2項の第2目の「道路環境課」の1の「(9)道路安全施設費」には約20億円が計上されており、ここに道路照明灯に関する費用も含まれている。また、資料14「道路照明灯、道路標識の整備・進捗・達成状況(道路改築事業による整備を含む)」によると、新設が15基で、建替えが1,587基と、100倍くらいの差がある。道路照明灯の新設と建替えの決算額の内訳を教えてください。

道路環境課長

新設と更新の内訳については、後ほど答えさせていただく。

塩野委員

金額は後ほどでかまわないが、道路照明灯の新設が極めて少ないのはなぜか。

道路環境課長

道路照明灯の設置は、交通安全上必要かどうかを基準に考えるため、交差点や横断歩道、カーブ、踏切など夜間に事故の危険性が高いところに設置することとしている。まちなかを明るくする防犯灯については市町村が、県管理道路の安全管理は道路管理者である県が担うというのが基本的なスタンスである。多くの設置要望については、各県土整備事務所で現地を確認し、必要に応じて設置しており、その結果として11基ということになった。今後も市町村と役割分担しながら整備を進めていきたい。

塩野委員

役割分担があることは分かったが、県管理道路において歩行者を含めた交通の安全を確保するのであれば、しかるべき判断をすべきだと考える。多くの設置要望がある中で、改善しようという検討がなされているのか。

道路環境課長

一番重要なのは交通安全の確保であることから交差点などに設置しているが、それ以外の箇所については随時個別に判断している。基本的には、今後も事故防止を目的として設置していきたい。また、先ほどの金額の内訳であるが、平成29年度の新設が11基、更に道路整備に伴って新たに4基設置して合計15基設置しており、費用は1,004万8,000円である。建替えは1,587基で9億5,204万4,000円である。

福永委員

防災減災ということが叫ばれて数年経つが、河川改修や床上浸水対策に使われた予算と川の再生に使われた予算を比べてみると差が大き過ぎるのではないかと感じるがいかがか。県民から、川の再生についての要望はほとんど聞かない。川の再生を始めて丸10年経つが、平成29年度も続けなければいけない県民要望があったのか。

水辺再生課長

川の国埼玉はつらつプロジェクトは、基本的に河川改修済みのところで実施している状況であるので、まずは河川改修が第一だと考えている。地域のニーズとして市町村から強い要望がある。市町村と協働で進めることで、地域振興やにぎわいづくりを期待されている。引き続き、平成32年度完成に向けて取り組んでいく。

参事兼河川砂防課長

平成27年以降3年連続で1,000戸を越える大規模な浸水被害が生じた。このような状況を踏まえて、まずは、内水被害対策をしっかりと行うため下水道整備と連携しながら効率的な河川改修を進める。また、災害が起きた箇所に関しては、平成29年度の被災に対して新河岸川放水路を活用した浸水対策を早急に立ち上げるなど、再度災害の防止のための事業を重点的、効率的に行うように対策を進めるようにしている。

福永委員

川の再生に防災・減災の観点が含まれているのか聞きたかった。また、浸水被害が3年連続で起こっているということであったが、行政報告書に県内の浸水被害についての記載がないことについていかがなものかと思う。(意見)

柳下委員

- 1 所沢市の東川や柳瀬川は平成27年以降、3年連続で被害を受けており、大変な状況であった。また、時間雨量50ミリメートル以上の豪雨の発生は、直近の10年間では、その前の10年間の約2.1倍に発生回数が増加している。このような状況の中、平成29年度の東川や柳瀬川の浸水対策の進捗状況と決算額を伺う。
- 2 行政報告書265ページの「(3)交通安全施設の整備」について、資料16「主要国道・県道交差点の箇所数と改良事業の推移」によると、県管理道路の交差点は7,667か所だが、平成29年度は交差点の改良実績は3か所にとどまっている。昨年度は、右折帯設置の要望がどのくらいあったのか。また、平成28年度は改良実績が21か所だったのが平成29年度は3か所とのことであるが、その決算額は幾らか。

参事兼河川砂防課長

- 1 東川については、溢水した地下河川の第3流入立坑及び第2流入立坑付近の土砂撤去及び防草用のコンクリート被覆を実施するとともに、日比田調節池の掘削を進めている。また、地下河川への流入状況を所沢市役所内からモニター確認できるようにし、各立坑の除塵機についても、緊急時には所沢市役所内においても操作できるようにしている。柳瀬川については、護岸が倒壊し住宅が被災した所沢市荒幡地区において、護岸の復旧工事を実施している。また、所沢市久米地内の勢揃橋及び上安松地内の松戸橋において、護岸の嵩上、河道内の樹木伐採及び土砂撤去を実施している。東川及び柳瀬川の決算額については調べているので、お時間を頂きたい。

道路環境課長

- 2 右折帯のない交差点はまだ多く、たくさんの要望を頂いているが、要望件数については把握できていない。全ての交差点を同時に整備することができないため、渋滞長が100メートル以上、通過時間2分以上、事故件数が年平均2件以上となっている交差点の改良を優先的に実施している。また、改良実績について、平成28年度は21か所、平成29年度は3か所であるが、これは完成した箇所数であり、年度ごとに増減する。決算額であるが、平成28年度は約3億2,200万円執行した。平成29年度は約1億3,400万円である。

参事兼河川砂防課長

先ほどの東川及び柳瀬川の決算額については、持ち合わせていないので後ほど提出させていただきます。

委員長

道路環境課長に申し上げる。先ほどの柳下委員への答弁の中で右折帯設置の要望件数を把握していないとのことであったが、それは不適切ではないのか。

道路環境課長

件数が手元がないということであって、集計させていただく。

委員長

集計結果については、委員会として資料要求する。執行部においては速やかに提出願う。
なお、資料については、提出があり次第、控室に配布しておく。

柳下委員

- 1 右折帯の整備は渋滞の解消に有効であり、要望があれば具体的に検討して、計画的に取り組むべきである。年次計画の策定や予算の確保が必要と考えるがいかがか。
- 2 東川は旧市役所のところに、都市型水被害のモデルとして地下河川の工事を行い、周辺の住民の方にはもう水害は起きないと説明してきた。しかしながら実際には被害が出た。今後、都市型水害の状況や教訓を受けてどのように対策を行っていくのか。

道路環境課長

- 1 右折帯整備については、平成12年度から16年度までの緊急右折レーン設置事業など、継続して計画的に取り組んでおり、平成12年度から平成28年度までの17年間に381か所を整備した。その結果、渋滞長が最大6割から7割の減、事故件数が3割減、通過時間が4割減となり、非常に効果の高い事業である。昨年度は完成箇所が3か所と少ない状況ではあるが、今後もしっかりと交差点整備に取り組んでいく。

参事兼河川砂防課長

- 2 県としては、まずはしっかりと計画的な河川整備を着実に進め、事前の防災対策を行っていく。国では、施設で防ぎきれない洪水は必ず発生するという考えの下に、ソフト対策も併せて行っている。県においても計画的なハード対策での事前の防災に併せ、県民の安全かつ自主的な避難行動につながるソフト対策を進め、浸水被害の軽減に努めていく。

委員長

先ほど、柳下委員の質問にあった東川及び柳瀬川の決算額については、後日、柳下委員に報告することよろしいか。

< 了 承 >

委員長

執行部においては、個別に柳下委員に報告いただきたい。

【説明者】

野川達哉都市整備部長、柳田英樹都市整備部副部長、五味昭一都市整備部副部長、末柄勝朗都市整備政策課長、山科昭宏都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、落合誠田園都市づくり課長、北田健夫公園スタジアム課長、白石明建築安全課長、柳沢孝之住宅課長、榎原徹営繕課長、田中裕二設備課長

【発言】

横川委員

- 1 行政報告書278ページの(1)の「ウ 都市施設の変更」について、都市計画道路の見直しを実施してきたとあるが、変更の見直しの考え方はどのようなものであったか。
- 2 取組実績についてはどうであったか。

都市計画課長

- 1 都市計画道路については、平成25年度から第2回目の見直しを進めており、国道や県道などの県決定路線のうち、事業中区間、未整備区間の302路線約894キロメートルを対象とした。このうち、必要性、構造の適正さなどを踏まえ、26路線約35キロメートルを見直し対象路線とした。
- 2 現在では、17路線約23キロメートルの手続を完了している。

横川委員

平成25年度の見直しでは、26路線とのことであるが、都市計画道路は全体で何路線か。地元では長期未整備の状態であると、沿線の方は自身の土地活用に苦慮しているなどの話を聞いている。あらかじめ見直しの準備があれば、地元説明が円滑にできる。未整備期間が長くなると社会情勢などにも変化が生じてくるという観点から、見直しの考え方はいかがか。

都市計画課長

県全体の都市計画道路は、さいたま市を除き、見直し時点で1,340路線、約2,455キロメートルある。見直しの考え方については、平成16年度から第1回目の見直しを実施しており、長期未整備や将来交通需要の変化やまちづくり計画の見直しにより整備の必要性がなくなったなどの観点から、廃止を中心に見直しを実施してきた。また、第2回目の見直しについては、長期未整備の廃止の観点に加えて、構造の適正さなど、例えば立体交差を平面交差に変更したり、現道を生かした計画に変更するなどの見直しを実施している。

横川委員

今後、将来的に見直し路線はどれくらいあるのか。現時点でどれだけ整理できているのか。把握は難しいと思うが必要であると思う。

都市計画課長

未整備は、さいたま市を除き約36パーセントある。将来交通需要やまちづくり計画な

どによって、必要な路線を引き続き整備すべきものがある。将来の見直しについては、第2回の見直しの残りもあるが、引き続き見直しの検討を進めていく必要があると考えている。

横川委員

次の見直しの時期は特に定まっていないのか。実績を踏まえ、次の見直しのタイミングはどう考えているのか。

都市計画課長

第2回目の見直しについては、9路線約12キロメートルが残っている。まずは、この路線を先行して見直しを進める。また、都市計画は適時適切に見直しを行っていく必要がある。第2回の見直しから5年経過していることから、社会情勢や将来交通需要などを踏まえて、今後、見直し路線の検討が必要であると考えている。また、市町村が行う都市計画道路の見直しについては、随時、県に相談があれば、必要な支援や助言を行っていく。

石川委員

- 1 行政報告書292ページの「(8)子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業」について伺う。当初予算における新築住宅取得への補助予定件数500件、中古住宅取得・リフォーム補助への400件に対して、それぞれの補助実績はどうであったのか。
- 2 若年世帯向け子育て支援住宅について、平成29年度当初の供給予定戸数440戸に対して、356戸とは供給実績なのか、応募実績なのか。

住宅課長

- 1 新築住宅取得補助については、当初予算での予定件数500件に対して、335件の補助を行った。中古住宅取得・リフォーム補助については、予定件数400件に対して304件の補助を実施した。
- 2 356戸は、供給実績である。平成29年度の356戸の供給実績に対して、入居率は40パーセントである。

石川委員

- 1 予算500件に対して335件の補助、予算400件に対して304件の補助との状況であると、補助実績の伸びが今一つであった印象である。県民からの需要が少なかったのか、ニーズはあるもののPRが不十分で効果が上げられなかったのか。実績の達成率に対してはどのように考えているのか。
- 2 若年世帯向け子育て支援住宅の2か年の供給戸数の累計764戸の場合の入居率はどうか。

住宅課長

- 1 平成29年度の達成率であるが、新築住宅取得補助については、4月に制度が発足し、申請の受付を開始したのが6月であったことから、335件の補助件数となった。平成29年度の途中から事業のPRを促進させていき、平成30年度は年度当初から積極的なPRを進めた結果、現在、新築住宅補助に対しての予定件数500件分の申請受付が既に終了している状況である。平成29年度の新築住宅補助事業についてはPRが十分ではなかったものと考えている。中古住宅取得・リフォーム補助の達成率については、

中古住宅取得とリフォームでは1件当たりの補助額が異なっており、中古住宅取得の方が額が大きいことが影響したものと考えている。中古住宅取得補助は1件当たり40万円、リフォーム補助は1件当たり5万円である。平成29年度は、このうち中古住宅取得の方が補助件数が多かったことから、補助額ベースで達成率をみると95パーセントとなっており、評価できるものと考えている。

2 入居率は60.5パーセントである。

石川委員

若年世帯向け子育て支援住宅について、4か年で2,000戸供給を目標としていながら、入居率がなかなか伸びないまま供給数が計画どおり増えていく状況について、平成29年度中に対策を行ったのか。

住宅課長

本事業は、平成28年度にスタートした事業であり、当初、夫婦共に34歳以下の若年世帯にターゲットを絞って入居者募集することから、平成29年度当初は、平成28年度の入居の状況をよく調べて供給を行おうとしたため、当初の予定に比べ供給実績は低くなった。なお、平成30年度は、680戸供給できる予定であり、4年で2,000戸の供給は達成できる見込みである。平成29年度に平成28年度の入居状況を調査したので、状況を踏まえた住戸の選定を行い、入居率を高めるよう努めていきたい。

石川委員

入居率を上げることにに関して、平成29年度中に何か検討したことはあるのか。

住宅課長

平成29年度に、実際に入居した世帯に対してアンケートを行ったところ、スマートフォンで本制度のことを知ったと回答があったので、ホームページやスマートフォンに掲載内容を見やすいように改善した。また、アンケートの「応募の決め手になった理由」の質問に対して、「家賃が安いこと」と回答があったので、家賃を抑えた住戸を供給できるよう、平成29年度以降努めている。

松坂委員

- 1 行政報告書288ページの「(12)アスベスト対策の推進」については、民間建築物のアスベスト対策を推進するため、アスベストの含有調査2棟及び除去工事2棟に対して補助を行ったとあるが、その補助対象の建築物の内容はどのようなものか。また、アスベスト対策を講じなければならない民間建築物の実態把握はしているのか。
- 2 県営公園のこども動物自然公園において、地中熱ヒートポンプの整備を行っているが、その効果はどうであったか。

建築安全課長

- 1 含有調査の補助をしている2棟は、工場1棟、事務所1棟である。除去工事の補助をしている2棟は、ゴルフ場1棟、店舗1棟である。民間建築物の実態の把握についてであるが、民間建築物のアスベスト対策は、平成17年度から1,000平方メートル以上の建物の実態調査に着手し、補助金を活用して個別訪問などによる働き掛けを行っている。平成29年度末時点で県所管分の1,000平方メートル以上の民間建築物につ

いて、4,897棟のうち、対策が必要なものが残り54棟となっている。

公園スタジアム課長

- 2 地中熱ヒートポンプについては、現在工事を進めている。完成後、その効果については産業労働部と検討していきたい。

松坂委員

4,897棟のうち残り54棟というのは公共建築物なのか。

建築安全課長

アスベスト対策については、埼玉県と建築行政の権限を持っている12の特定行政庁が連携して行っている。54棟というのは県所管分の民間建築物である。

高木委員

- 1 資料13「公営住宅について」の「13 県営住宅の空室戸数と率」について、県営住宅の空室が多いが、駅から遠いことなど県営住宅の立地が悪いことが影響しているのか。
- 2 資料13の「4 募集倍率上位10件」について、応募倍率が高い県営住宅では、要件を満たしていながら応募して落選する者がいるが、このことについてどう考えるか。
- 3 行政報告書288ページの(11)の「ア 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の推進」については、耐震化率95パーセントの目標達成に向け平成29年度末で92.5パーセントと順調に推移していると見受けられるが、対象となる母数と残りは何棟か。またどんな働き掛けをしているのか。
- 4 行政報告書288ページの(11)の「イ 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進」について、平成29年度はどのような取組をしてきたのか。

住宅課長

- 1 空室が多い県営住宅は、駅から遠いこともある。また、県南・県央地域に比べて県北・秩父地域で応募が少ないのは、立地の影響もある。さらに、間取りと入居者のニーズがミスマッチしている部分もある。
- 2 従来、県営住宅はファミリー向けに大きめの住戸を供給してきた。応募倍率が高いのは全て単身向け住宅である。単身向けの住宅を増やすよう、2DKの住戸を単身向けに振り替えるなどの対応を行っている。

建築安全課長

- 3 多数の者が利用する民間建築物の数であるが、県全体で約1万5,000棟のうち残り1,147棟となっている。働き掛けについては、補助金の活用に加えて、県のホームページへの掲載や窓口でのリーフレット配布、それから所有者へのダイレクトメールを郵送したり、大規模な建築物については個別訪問を行っている。
- 4 緊急輸送道路閉塞建築物は、対象が限られているため、県の職員が繰り返し個別訪問し、補助金を活用した資金計画を提示するなどの働き掛けを行っている。

高木委員

緊急輸送道路閉塞建築物は対象が限られているということだが、どのくらい残っている

のか。

建築安全課長

緊急輸送道路のうち主に4車線を有するものを重点23路線として重点的に取り組んでいる。重点23路線で県が所管する分の対象17棟のうち9棟が耐震化済みであり、残り8棟となっている。

小林委員

- 1 そもそも県営住宅は、なぜ必要なのか。
- 2 行政報告書289ページの「(1) 県営住宅の整備」について、本庄小島団地や大宮砂団地などの637戸で決算額が122億円となっている。以前から同じ会派の議員から1戸当たりの建設費が高いことを質問しているが、今、1戸当たりの建設単価は幾らなのか。

住宅課長

- 1 県営住宅は、所得が低いことなどによって、一定の規模や居住水準を満たす住宅に住むことができない世帯向けに、公共が建設して供給するものである。
- 2 平成29年度に完成した3団地において、戸当たり単価は1,261万円、平方メートル当たり23万9,000円であった。同時期に建設された民間の住宅を調べたところ、23万3,000円とほぼ同額であった。建物を長持ちさせるため鉄筋コンクリート造で建設しているが、引き続き建設コストの縮減に努めていく。

小林委員

県営住宅は、県民のセーフティネットである。県北では、そのような単価で建設した場合、ペイできない。また、県営住宅の応募倍率が高く人気があるのは、県営住宅がオーバースペックだからである。その点をどう考えるか。

住宅課長

公営住宅法に基づき一定の居住面積を確保する必要がある。1人で住むものでも25平方メートル以上が必要であり、民間の賃貸住宅に比べ大きめという印象はある。

江原委員

- 1 行政報告書の284ページの(6)の「イ 有料施設の利用者数及び稼働率」の表について、平成28年度と比較してどのような状況であり、どう評価しているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書399ページの第8款の第4項の第4目の「公園スタジアム課」の2の「(2) 繰越明許費」について、「ア 公園等施設管理費」及び「イ 公園等施設整備費」をもう少し詳しく説明してほしい。
- 3 行政報告書の284ページの(6)の「ア 管理体制」を見ると、指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を行ったとあるが、県と指定管理者との間でどのような検討を行っているのか。また、県直営と指定管理者制度以外の管理を行っている公園はあるのか。

公園スタジアム課長

- 1 利用者数は前年度の513万人から510万人と、ほぼ横ばいの状況である。県営公

園は屋外施設が多く、利用者数や稼働率は天候に左右されるほか、施設改修等に伴う休止もあることから、ほぼ横ばいと考えている。

- 2 繰越明許費の中で、公園等施設管理費については、例えば、上尾運動公園であれば陸上競技場など、利用者がある中での修繕となり、日程調整等に不測の日数を要したため当初の予定よりも時間がかかってしまったことによるものである。公園等施設整備費についても同様に、例えば大宮公園であれば野球場やテニスコートなどの利用者との調整に時間がかかってしまったことによるものである。
- 3 指定管理者制度は、5年の契約期間としており、あらかじめ提案いただいた事項を踏まえ、毎年県と協定を締結する中で、施設の一層の利活用法等について提案をしてもらい、改善を図ることができるように事業を決めている。なお、建設中の公園を除き、直営と指定管理以外の管理を行っている公園はない。

諸井委員

- 1 行政報告書284ページの「(6)公園の管理」について、指定管理者制度により効率化を図ったということであるが、この資料では詳細が分からないので、公園ごとに決算を出していただきたい。公益財団法人埼玉県公園緑地協会の決算を見ても公園ごとの決算は出ていない。なぜ、このような資料となっているのか。
- 2 埼玉スタジアム2002公園の指定管理の運営費は全部で20億円程度だと思うが、これは公園緑地協会の収入の半分以上を占めていると見込まれる。埼玉スタジアム2002公園の指定管理を受けることで、その収入が得られるわけだが、ほかの公園にそのお金を回すということはあるのか。

公園スタジアム課長

- 1 これまでも、行政報告書については、このような資料を提出させていただいている。なお、6月議会の常任委員会においては、公園ごとの収支報告は既に報告させていただいている。
- 2 20億円には建物の工事費等が含まれており、事業費としては約10億円であるが、そのうち県からの委託料が3億円、事業収入が7億円である。埼玉スタジアム2002公園の経費については、本部の経費も含まれているので、厳密には埼玉スタジアム2002公園の運営費のみではない。

諸井委員

埼玉スタジアム2002公園を管理するための個別予算である指定管理料を収支が赤字となっている公園の管理経費に充当するやり方は、指定管理制度の運用としては適切でないと思うが、そのような収支をやり取りすることは、考え方として許されるのか。例えば、公益財団法人埼玉県公園緑地協会は狭山市の公園の運営を受託しているが、市の公園管理の赤字を県公園の指定管理料で補填することは、相応しいのか。

公園スタジアム課長

公園ごとに健全な収支で運営していただくことを基本としているため、A公園のお金をB公園の経費に充当することは相応しくないと考えられる。なお、各公園の経費の中には、本部経費も含まれており、それを適正な判断の下に振り分けている。

柳下委員

- 1 行政報告書の285ページの(6)の「イ 有料施設の利用者数及び稼働率」の表のうち、所沢航空記念公園の野外ステージについて、稼働率向上のためにどのような対策を行ってきたのか。
- 2 県営公園の駐車場には無料のところも多いが、有料と無料の違いはどのような考え方で区分しているのか。また、なぜ、所沢航空記念公園駐車場は2時間までは無料であるが、基本的には有料としているのか。無料時間が2時間では短いという要望についてどう考えているのか。駐車場収入は何に使われているのか。
- 3 公園利用者からの要望は聴いているのか。
- 4 行政報告書292ページの「(10)共助による高齢化団地活性化モデル事業」において、庁内検討会を開催し、今後の団地再生のありかたの検討を開始したとあるが、具体的にはどのような検討が行われたのか。
- 5 子育て支援住宅と子育てハッピー県営住宅の違いは何か。母子世帯は入居対象となっているのか。
- 6 子育てハッピー県営住宅は期限付入居であるが、このことをしっかり説明しているのか。
- 7 資料13「公営住宅について」の「2 県営住宅等の管理戸数」の表では、平成26年度から平成30年度までに19団地164戸増加している。便利なところにきっちりと供給していくという検討は、どのようになされたのか。

公園スタジアム課長

- 1 稼働率向上のため、平日利用の料金を値下げしている。
- 2 近隣施設の駐車場の料金を参考に、バランスを考慮して料金を決定している。所沢航空記念公園の駐車場については、駅近で通勤通学や、近隣の公共施設等の利用者による長時間の利用を抑制するため、現在のところ、無料時間の延長は考えていない。駅前に立地しているため、公共交通機関の利用を呼び掛けている。収益については、公園の維持管理に充てている。
- 3 利用者からは公園内のトイレについての要望が多いため、今年度から順次、洋式化に向けた整備を進めている。

住宅課長

- 4 特別県営住宅上尾シラコバト住宅は、入居率が低下し、高齢化が進み、施設も古いといった状況の中で、自治会運営にも支障をきたしており、以前から学生に住んでもらうなど、いろいろな取組を行ってきた。幅広く検討するため、平成29年度には庁内検討会を3回開催し、課題の整理や入居促進策、団地の魅力を高める方策について検討を行った。
- 5 子育て世帯向けの県営住宅には、2つの制度がある。子育てハッピー住宅は、これから子供をもってもらう世帯を支援する住宅である。夫婦ともに39歳以下であれば、子供がいなくても入居が可能となる。子育て支援住宅は、もっと幅広い世帯を対象とした住宅であり、母子、父子世帯でも入居が可能である。
- 6 期限付入居については、入居説明会でしっかりと説明している。また、18歳未満の子供がいれば、入居期間が延長できることも説明している。
- 7 戸数の増加は、民間借上げを年間60戸供給していることによる。民間借上げは、できるだけ利便性の高いところに供給できるよう、圏央道以南の地域で供給を行っている。

柳下委員

駐車場の無料と有料の基本的な考え方はどのようなものか。また、近隣とは、どこを参考にしているものなのか。

公園スタジアム課長

基本的には、県南地域の利用率が高い公園については、どちらかといえば有料化の方向で検討しているのが現状である。例えば、所沢航空記念公園であれば近隣の公共施設や民間駐車場を参考にしているという意味である。

柳下委員

県営公園の駐車場については、県民は無料を求めている。(意見)